

(7)

厚生労働大臣は、医薬品品質保証責任者又は医薬品安全管理責任者について、その者に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反する行為があつたときは、その製造販売業者に対する製造管理及び品質管理を行わなければならないものとのとした。(第七十三条関係)

(四)

医薬品製造管理者及び体外診断用医薬品製造管理者について、薬剤師を置くことが著しく困難であると認められる場合その他厚生労働省令で定める場合は、薬剤師以外の技術者をもつてこれに代えることができるものとした。(第一七条第五項及び第二三条の二の一四第一〇項関係)

(五)

医薬品の製造販売業者等の遵守事項等に関する事項

- (1) 医薬品の製造販売業者は、その製造販売をする医薬品の製造所その他厚生労働省令で定める製造に関連する業務を行う施設(2)において「製造所等」という。)における製造管理及び品質管理の業務が、厚生労働省令で定める基準その他の厚生労働省令で定める事項に基づき適正に遂行されていることを定期的に確認し、その結果を記録し、及びこれを適切に保存しなければならないものとした。

(八)

(第一八条第三項関係)

- (2) 医薬品の製造販売業者は、その製造販売をする医薬品の製造所等(当該製造販売者が製造その他厚生労働省令で定める製造に関連する業務を委託した場合における当該業務を行うものに限る。以下この(2)において同じ。)における当該医薬品の製造管理及び品質管理の実施状況に係る記録その他の当該製造所等における製造管理及び品質管理に係る情報を収集するよう努めなければならないものとした。(第一八条第四項関係)

(3)

医薬品の製造業者は、その製造する医薬品が政令で定めるものであるときは、厚生労働省令で定める基準に基づき、当該医薬品の製造における製造管理及び品質管理を行わなければならないものとした。(第一八条第七項関係)

(六)

体外診断用医薬品の製造販売の承認を受けている者は、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて体外診断用医薬品の範囲を指定して性能等再評価(体外診断用医薬品について、製造販売の承認の取得後に当該承認に係る性能その他の厚生労働省令で定める事項を再評価することをいう。以下この(6)において同じ。)を受けるべき旨を公示したときは、その指定に係る体外診断用医薬品について、厚生労働大臣の性能等再評価を受けなければならないものとした。(第二三条の二の一〇の二第一項関係)

(七)

登録認証制度に関する事項

- (1) 厚生労働大臣は、指定高度管理医療機器等の製造販売の認証を受けようとする者等に対する登録認証機関の書面による調査又は実地の調査に立ち会うことができるものとともに、必要があるときは、登録認証機関に助言を行うことができるものとした。(第二三条の二の二三第九項関係)

(九)

医薬品の安全性及び有効性に係る情報収集等に関する事項

- (1) 医薬品の安全性及び有効性に係る情報収集等の実施について、厚生労働大臣に報告しなければならないものとともに、当該計画で定めるとところにより、医薬品の安全性及び有効性に係る情報収集等をするとともに、その結果並びにこれに基づく評価及び必要な措置の実施について、厚生労働大臣に報告しなければならないものとした。(第六八条の二第一項、第二項及び第四項関係)
- (2) 厚生労働大臣は、(1)の報告を受けたときは、医薬品の製造販売業者に対し、(1)の厚生労働大臣が指定する医薬品を使用することに伴う副作用の発生等の最小化を図るために必要な指導及び助言をすることができるものとした。(第六八条の二第五項関係)
- (2) 再生医療等製品又は生物由来製品の製造販売業者等は、その製造販売の承認を受けた再生医療等製品若しくは生物由来製品又はこれらの原料若しくは材料による感染症に関する最新の論文その他により得られた知見に基づき当該再生医療等製品又は生物由来製品を評価し、その成果を厚生労働大臣に報告しなければならないものとした。(第六八条の一四第一項及び第六八条の二四第一項関係)

2

特定医薬品の安定供給体制の強化等に関する事項

- (1) 特定医薬品の安定供給体制の強化に関する事項
- (1) 医薬品のうち、次の医薬品以外の医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)を「特定医薬品」とすることとした。(第二条第一七項関係)
- (2) 特定医薬品の供給体制の強化に関する事項
- (1) 医薬品のうち、次の医薬品以外の医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)を「特定医薬品」とすることとした。(第二条第一七項関係)
- (2) その他製造販売又は販売の状況把握する必要がないものとして厚生労働省令で定める医薬品
- (2) 特定医薬品供給体制管理責任者の設置、遵守事項等に関する事項
- (1) 特定医薬品の製造販売業者は、その製造販売をする特定医薬品に関する製造販売の計画の策定、当該特定医薬品の供給状況の調査並びに製造業者及び卸販売業者その他の当該特定医薬品の供給に係る関係者との連絡体制の整備その他の当該特定医薬品の供給体制の管理(以下この(1)において「供給体制の管理」という。)の統括を行わせるために、特定医薬品供給体制管理責任者を置かなければならぬものとした。(第一八条の二第一項関係)

(3) 特定医薬品供給体制の管理の統括をするため、特定医薬品供給体制管理責任者には、公正かつ適正に行うために必要があるときは、製造販売業者に対し、意見を書面により述べなければならないものとした。(第一八条の二の二第二項関係)

ハ 特定医薬品供給体制管理責任者について、1の(3)の(4)、(5)及び(7)に準じた規定を設けるものとした。(第一八条の二の二第三項及び第四項並びに第七三条関係)

特定医薬品の製造販売業者の遵守事項等に関する事項

イ 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、特定医薬品の供給体制の管理の実施方法、特定医薬品供給体制管理責任者の義務の遂行のための配慮事項その他特定医薬品の製造販売業者が供給体制の管理に関する業務に関し遵守すべき事項を定めることができるものとした。

(第一八条の二の三第一項関係)

口 特定医薬品の製造販売業者は、(2)の口により述べられた特定医薬品供給体制管理責任者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容(措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由)を記録し、これを適切に保存しなければならないものとした。(第一八条の二の二の三第二項関係)

(4) 特定医薬品の製造販売業者は、特定医薬品の供給体制の管理に関する業務を適正に遂行することにより、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、次の措置を講じなければならないものとした。(第一八条の二の四関係)

イ 特定医薬品の供給体制の管理に関する業務について、特定医薬品供給体制管理責任者が有する権限を明らかにすること。

(7) 厚生労働大臣は、特定医薬品について、
(5)の報告があつた場合又は(6)の届出があつた場合その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するためには、該届出に係る情報を公表するものとした。(第一八条の四第一項及び第三項関係)

(8) 特定医薬品供給体制管理責任者その他厚生労働省令で定める者に特定医薬品の供給体制の管理を行わせるため必要な権限の付与及びこれらの者が行う業務の監督その他の措置

二 イからハまでのほか、特定医薬品の製造販売業者の従業者に対する法令遵守のための指針を示すことその他の製造販売業者の供給体制の管理に関する業務の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置

(5) 特定医薬品の製造販売業者は、その製造販売をする特定医薬品について、六月以内にその出荷の停止若しくは制限をすることとしたとき、又は六月以内にその出荷の停止若しくは制限をするおそれがあると認めるときは、直ちに、厚生労働省令にその旨を報告しなければならないものとした。(第一八条の三第一項関係)

(6) 特定医薬品の製造販売業者は、その製造販売をする特定医薬品について、その出荷の停止又は制限をしたときは、直ちに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないものとするとともに、厚生労働大臣は、当該届出を受けた場合には、当該届出に係る情報を公表するものとした。(第一八条の四第一項及び第三項関係)

(7) 厚生労働大臣は、特定医薬品について、
(5)の報告があつた場合又は(6)の届出があつた場合その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するためには、該届出に係る情報を公表するものとした。(第一八条の四第一項及び第三項関係)

(二) 外国において本邦に輸出される医薬品、医薬部外品、化粧品又は再生医療等製品を製造しようとする者は、厚生労働大臣の登録を受けることができるものとした。(第一三條の三第一項及び第二三條の二四第一項関係)

(三) 厚生労働大臣は、製造販売の承認の申請に係る医薬品、医療機器、再生医療等製品等が、次のいずれにも該当するものである場合には、当該医薬品、医療機器、再生医療等製品等についての審査又は調査を行って、その旨を公示するとともに、当該医薬品、医療機器、再生医療等製品等の直接の容器等における外國語の記載等について、必要な特例を定めることができるものとした。(第一四條第九項及び第一〇項、第二三條の二の五第九項及び第一〇項、第二三條の二五第九項及び第一〇項並びに第八〇条第八項関係)

(1) 既承認の医薬品、医療機器、再生医療等製品等と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有するると認められる医薬品、医療機器、再生医療等製品等であつて、その用途に関し、外国において、販売、授与等をすることが認められている医薬品、医療機器、再生医療等製品等であること。

(2) 既承認の医薬品、医療機器、再生医療等製品等に対する需要が著しく充足されていないと認められ、かつ、その使用以外に医療上適当な方法がないこと。

(四) 製造販売の承認事項の一部変更に関する事項

(五) (2) 医薬品、医薬部外品、化粧品又は再生医療等製品の製造販売の承認を受けた者は、その行おうとする軽微な変更が品質に与える影響が小さいものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この(2)において「特定軽微変更」という。）に該当するときは、届出に代えて、年度ごとに、当該変更について厚生労働大臣に報告し、これが特定軽微変更である旨の確認を受けることができるものとした。（第一四条第二〇項及び第二三条の二五第一九項関係）

(1) その性状及び品質が適正なものとして製造販売の承認を受けたもの

(2) その性状及び品質が適正なものとして製造販売の承認を受けたものの製造の用に供するもの

より活発な創薬が行われる環境の整備に関する事項

(一) 医薬品、医療機器、再生医療等製品等の製造販売の承認を受けようとする者は、申請書に当該申請に係る医薬品、医療機器、再生医療等製品等の品質、有効性及び安全性に関する資料として厚生労働省令で定める資料を添付して申請しなければならないものとした。（第一四条第三項、第二三条の二五第三項及び第二三条の二五第三項関係）

(二) 医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器等に係る条件付承認に関する事項
厚生労働大臣は、製造販売の承認の申請に係る医薬品、医療機器等が、医療上特にその必要性が高いと認められる場合であつて、申請に係る効能、効果等を有する場合に、合理的に予測できるものである等のときは、薬事審議会の意見を聴いて、当該医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する調査の実施を条件とするほか、適正な使用の確保のために必要な措置の実施その他の必要な条件を付してその品目に係る承認を与えることができるものとした。(第一四条の二の二第二項及び第三条の二の六の二第一項関係)

(三) 厚生労働大臣は、(1)により条件を付した製造販売の承認を与えた医薬品、医療機器等が申請に係る効能、効果等を有する場合に、合理的に予測できなくなった等のときは、薬事審議会の意見を聴いて、その承認を取り消さなければならないものとした。(第七四条の二第一項関係)

(四) 厚生労働大臣は、新医薬品の再審査を適正に行うため特に必要があると認めるとときは、薬事審議会の意見を聴いて、調査期間を、その承認のあつた日後二年を超えない範囲内において延長することができるものとした。(第一四条の四第三項関係)

(五) 薬局医薬品の製造販売業者は、小児用の医薬品の開発を促進するために必要な小児の疾病的診断、治療又は予防に使用する医薬品の品質、有効性及び安全性に関する資料の収集に関する計画を作成するとともに、当該計画に基づき、遅滞なく、必要な資料の収集を行うよう努めなければならないものとした。(第一四条の八の二関係)

(二) 厚生労働大臣は、(2)の報告を受けたときは、都道府県知事(薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。)(3)において同じ。)は、薬局開設者から、医療を受ける者が薬局の選択を行つたために必要な情報の報告先を、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は、市長又は区長とした。

(三) 厚生労働大臣は、(2)の報告を受けたときは、都道府県知事(薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域における場合においては、市長又は区長。)(3)において同じ。)は、薬局開設者から、医療を受ける者が薬局の選択を行つたために必要な情報の報告先を、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域における場合においては、厚生労働大臣(薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域における場合においては、市長又は区長とした。)に報告の内容を厚生労働大臣(薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域における場合においては、市長又は区長とした。)に報告するとともに、公表しなければならないものとした。(第八条の二第五項関係)

(四) 厚生労働大臣は、(2)の報告を受けたときは、都道府県の区域を超えた広域的な見地から必要とされる情報の提供のため、都道府県知事による(2)の公表に関する要指導医薬品について、その薬局においてその薬局以外の場所にいる者に対して要指導医薬品の適正な使用のための薬剤師の対面等による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われる必要がある場合

(五) 厚生労働大臣は、(2)の認定を受けた薬局では、(1)の認定を受けた薬局ではないものは、健康増進支援薬局又はこれに紛らわしい名称を用いてはならないものとした。(第六条の四第三項関係)

(六) 厚生労働大臣は、(2)の認定を受けた薬局開設者は、薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の質の向上を図るために調剤の業務の効率化を行う必要がある場合は、調剤の業務のうち当該業務に著しい影響を与える定型的な業務として政令で定める業務について、厚生労働省令で定める要件を備えている薬局の薬局開設者に委託することができるものとした。(第九条の五関係)

(七) 一般用医薬品の受渡しに関する事項
(一) 薬局開設者又は店舗販売業者以外の者であつて、業として店舗において受渡し(薬局開設者又は店舗販売業者が一般用医薬品を販売し、又は授与する場合において、委託を受けて、その販売し、又は

授与しようとする者に対して、当該薬局開設者は店舗販売業者に代わって当該一般用医薬品の引渡しを行うことをいう。(1)、(2)及び(4)において同じ。)行おうとする者は、当該受渡しを行おうとする店舗であつて厚生労働省令で定める要件を備えているものにおける受渡しについて、その店舗の所在地の都道府県知事の登録を受けなければならないものとした。(第二十九条の五第一項及び第九項関係)

(1)の登録を受けた者(3)及び(4)において「登録受渡業者」という。)に受渡しを委託する薬局開設者は店舗販売業者は、その薬局又は店舗においてその指定する者に受渡しを管理せなければならぬものとするとともに、当該指定により受渡しを管理する者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その受渡しを管理するために必要な構造設備及び体制並びに当該受渡しに係る業務につき、必要な注意をしなければならないものとした。(第二十九条の六第一項及び第二項の七第一項関係)

(3)登録受渡業者は、(1)の登録を受けた店舗(以下この(3)及び(4)において「登録受渡店舗」という。)の管理を行わせるために、登録受渡店舗責任者を置かなければならぬものとするとともに、登録受渡店舗責任者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その登録受渡店舗に勤務する従業者を監督し、その登録受渡店舗の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その登録受渡店舗の業務につき、必要な注意をしなければならないものとした。(第二十九条の八第一項及び第二十九条の九第一項関係)

(4)厚生労働大臣は、厚生労働省令で、次の事項その他登録受渡店舗の業務に関し登録受渡業者が遵守すべき事項を定めることができるものとした。(第二十九条の一〇第一項関係)

イ登録受渡店舗における一般用医薬品の管理の実施方法に関する事項

ロ登録受渡店舗における受渡しの実施方法に関する事項

(七) 薬局医薬品の販売に従事する者等に関する事項

(1) 薬局開設者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方箋の交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、薬局医薬品のうち、処方箋の交付を受けて使用すべきものとして厚生労働大臣が指定する医薬品を販売し、又は授与してはならないものとした。ただし、次のいずれかの場合において、販売し、又は授与するときは、この限りでないものとした。(第三六条の一第一項関係)

六条の三第二項関係

イ 薬剤師等に販売し、又は授与する場合

ロ 医師、歯科医師又は獣医師から処方箋の交付を受けた者以外の者に対して販売し、又は授与することがやむを得ない場合として厚生労働省令で定める場合

(2) 薬局開設者は、薬局医薬品(1)の厚生労働大臣が指定する医薬品を除く。)を使用しようとする者以外の者に対する当な理由なく、薬局医薬品を販売し、又は授与してはならないものとした。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでないものとした。(第三六条の三第三項関係)

六条の三第三項関係

イ 指定濫用防止医薬品に関する事項

ロ 登録受渡業者又は配置販売業者は、(1)の情報の提供を行わせるに当たっては、当該薬剤師又は登録販売業者は、(1)の情報の提供を行わせるにあらかじめ、指定濫用防止医薬品を使用しようとする者の他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認せなければならぬものとした。(第三六条の一第一項関係)

(3) 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、指定濫用防止医薬品ごとに厚生労働省令で定める数量を超えて指定濫用防止医薬品を販売し、若しくは授与し、薬剤師等に販売し、又は授与する場合は、この限りでないものとした。(第三六条の一第一項関係)

(4) 指定濫用防止医薬品は、その直接の容器又は直接の被包に、厚生労働省令で定める事項が記載されなければならないものとした。(第五〇条第九号関係)

(5) 指定濫用防止医薬品は、その直接の容器又は直接の被包に、厚生労働省令で定める事項が記載されなければならないものとした。(第五七条の二第四項関係)

(6) 薬局開設者又は店舗販売業者は、指定濫用防止医薬品を陳列する場合には、指定濫用防止医薬品の適正な使用を確保するよう、陳列しなければならないものとした。(第五七条の二第四項関係)

二 医療法の一部改正関係

(一) 厚生労働大臣は、特定医薬品(一)の(1)の特定医薬品をいう。以下同じ。)について、その供給が不足し、又はその特定医薬品の需給の状況その他の状況から合理的に判断して、その供給が不足する蓋然性があると認められるため、適切な医療の提供が困難になることにより、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあると認められる場合は、製造販売業者、製造業者、卸売販売業者その他の関係者に対し、当該特定医薬品又は代替薬の増産、販売の調整その他必要な協力を求めることができるものとした。(第三六条第一項関係)

(二) 厚生労働大臣は、(一)の場合には、薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者その他の関係者に対し、調剤又は処方に関する配慮その他の必要な協力を求めることができるものとした。(第三六条第二項関係)

ロ その薬局若しくは店舗において又は配置販売によって指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が厚生労働省令で定める年齢以上の者その他厚生労働省令で定める者である

場合において、その薬局若しくは店舗又はその業務に係る都道府県の区域において医薬品の販売若しくは授与又は配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に對面等により、(1)の情報の提供を行わせるとき

イ 薬局開設者、店舗販売業者は配置販売業者は、(1)の情報の提供ができない場合その他指定濫用防止医薬品を使用しようとするとする者の適正な使用を確保することができないと認められる場合には、指定濫用防止医薬品を販売し、又は授与してはならないものとした。(第三六条の一第一項関係)

ロ その薬局若しくは店舗において又は配置販売によって指定濫用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が厚生労働省令で定める年齢以上の者その他厚生労働省令で定める者である

2

特定医薬品であつて、次の事項を勘案し、その安定的な供給の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するものを「供給確保医薬品」とすることとした。(第三十七条第四項関係)

(一) その用途に係る疾病にかかる場合の病状の程度
(二) 当該特定医薬品と代替性のある特定医薬品又は治療方法の有無
(三) その製造に要する特別の技術の有無、原料又は材料の供給事情その他の製造又は供給に関する留意すべき事項
(四) その他厚生労働省令で定める事項

3 安定的な供給の確保に関する指針の策定に関する事項

(一) 厚生労働大臣は、供給確保医薬品及びその製造に必要不可欠であると認められる原

料又は材料(以下「供給確保医薬品等」という。)の安定的な供給の確保を図るために指針(以下「安定供給確保指針」という。)を定めるものとした。(第三十七条第一項関係)

(二) 安定供給確保指針においては、次の事項を定めるものとした。(第三十七条第二項関係)

- (1) 供給確保医薬品等の安定的な供給の確保に関する基本的な方向
- (2) 供給確保医薬品等の供給不足の発生を未然に防止するための施策に関する事項
- (3) 供給確保医薬品等の供給不足が発生した場合における製造又は輸入に関する事項
- (4) その他供給確保医薬品等の安定的な供給の確保に関する重要な事項

(一) 厚生労働大臣は、重要供給確保医薬品(供給確保医薬品のうち、2の(一)から(四)までの事項を勘案し、その安定的な供給の確保を図ることが特に重要なものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するものをいう。)及びその製造に必要不

可欠であると認められる原料又は材料(以下この4及び5において「重要供給確保医薬品等」という。)について、製造の状況その他の状況から合理的に判断して、その供給が不足する蓋然性があり、かつ、その供給が不足した場合には、適切な医療の提供が困難になることにより、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、製造販売業者又は製造業者

が困難になることにより、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、製造販売業者又は製造業者に対し、必要な財政上の措置その他の措置を講ずることができるものとした。(第三八条の三関係)

5

(一) 厚生労働大臣は、重要供給確保医薬品等について、需要の増加又は製造数量の減少に伴い、安定供給確保指針に即して、当該重要供給確保医薬品等の供給不足の発生を未然に防止するため必要な措置に関する計画(以下この4において「供給不足防止措置計画」という。)を作成し、届け出るべきことを指示することができるものとした。(第三八条第一項関係)

(二) 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるとときは、(一)の指示に従って届け出をした製造販売業者又は製造業者に対し、安定供給確保指針に即して、供給不足防止措置計画を変更し、届け出るべきことを指示することができるものとした。(第三八条第二項関係)

(三) (一)又は(二)の指示に従つて届け出をした製造販売業者又は製造業者は、供給不足防止措置計画を変更したときは、変更した事項を届け出なければならないものとした。(第三八条第三項関係)

(四) (一)又は(二)の指示に従つて届け出をした製造販売業者又は製造業者は、供給不足防止措置計画に従つて重要供給確保医薬品等の供給不足の発生を未然に防止するために必要な措置を行わなければならぬものとした。(第三八条第四項関係)

(五) 厚生労働大臣は、製造販売業者若しくは製造業者が正当な理由がなく(二)の指示に従わなかつたとき、又は製造販売業者若しくは製造業者が正当な理由がなく供給不足防止措置計画に沿つて重要供給確保医薬品等の供給不足の発生を未然に防止するために必要な措置を行つていないと認めるときは、その旨を公表することができるものとした。(第三八条第五項関係)

(六) 国は、(一)又は(二)の指示に従つて重要供給確保医薬品等の供給不足の発生を未然に防止するため必要な措置を行う製造販売業者又は製造業者に対する他の措置を講ずることができるものとした。(第三八条の二第五項関係)

6

(一) 国は、(一)又は(二)の指示に従つて重要供給確保医薬品等の製造販売業者、製造業者又は卸販売業者その他厚生労働省令で定めた者は、安定供給確保指針に即して、供給確保医薬品等の製造、輸入、販売又は授与の状況その他必要な事項を厚生労働大臣に報告しなければならないものとした。(第三八条の二第六項関係)

7

(一) 国は、(一)又は(二)の指示に従つて重要供給確保医薬品等の製造販売業者又は製造業者その他の厚生労働省令で定める者に対し、安定供給確保指針に即して、当該供給確保医薬品等の供給不足の発生を未然に防止するために必要な協力を求めることができるものとした。(第三八条の二第七項関係)

(二) 厚生労働大臣は、供給確保医薬品等について、製造販売業者又は製造業者その他厚生労働省令で定める者に対し、安定供給確保指針に即して、当該供給確保医薬品等の供給不足の発生を未然に防止するために必要な協力を求めることができるものとした。(第三八条の二第八項関係)

(三) (一)又は(二)の指示に従つて届け出をした製造販売業者又は製造業者は、製造等計画を変更したときは、変更した事項を届け出なければならないものとした。(第三八条の二第九項関係)

(四) (一)又は(二)の指示に従つて届け出をした製造販売業者又は製造業者は、供給不足防止措置計画に沿つて重要供給確保医薬品等の供給不足の発生を未然に防止するために必要な措置を行わなければならぬものとした。(第三八条の二第十項関係)

(五) (一)又は(二)の指示に従つて届け出をした製造販売業者又は製造業者は、製造等計画に沿つて重要供給確保医薬品等の製造又は輸入を行わなければならぬものとした。(第三八条の二第十一項関係)

(一) 麻薬及び向精神薬取締法の一部改正関係

1 麻薬の譲渡の禁止の例外として、次の場合を追加するものとした。

(一) 麻薬診療施設の開設者が、麻薬(その使用による保健衛生上の危害の発生を防止するため回収する必要があるものに限る。以下この1において「要回収麻薬」という。)を麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合(第二四条第一項第二号関係)

(二) 麻薬研究施設の設置者が、要回収麻薬を業者又は麻薬卸売業者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合(第二四条第一項第三号関係)

(三) 麻薬元卸売業者が、要回収麻薬を麻薬製造業者又は麻薬製剤業者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合(第二四条第一項第九項関係)

(四) 麻薬製剤業者又は麻薬元卸売業者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合(第二四条第一項関係)

(五) 麻薬卸売業者が、要回収麻薬を麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合(第二四条第一項関係)

2 麻薬卸売業者は、麻薬製造業者又は麻薬製造業者による麻薬の出荷の停止又は制限その他事由が生じたことにより厚生労働大臣が保健衛生上の危害の発生を防止するための措置を講ずることとした場合その他の厚生労働省令で定める場合にあっては、1の(四)の場合を除き、当該免許に係る麻薬業務の所在地の都道府県及びこれに隣接する都道府県の区域内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者以外の者に麻薬を譲り渡してはならないものとした。(第二四条第九項関係)

四 著剤法の一部改正関係

1 著剤局開設者は、当該著剤局で調剤済みとなった処方箋を、調剤済みとなつた日から五年間、保管しなければならないものとした。(第二八条第三項関係)

2 著剤局開設者は、その著剤局に備えられた調剤録を、最終の記入の日から五年間、保存しなければならないものとした。(第二八条第三項関係)

五 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務の追加に関する事項

(一) 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「研究所」という。)の業務に、所法の一部改正関係

(二) 研究所の業務に附帯する事項

(三) 革新的医薬品等実用化支援事業者は、(一)の支援を受けて1の(一)の(1)を行おうとする場合、申請書を厚生労働大臣に提出し、当該事業について、1の(一)

を追加するものとした。(附則第一七条第一項関係)

(1) (以下この(1)及び2の(二)において「革新的な医薬品又は再生医療等製品的医薬品等」という。)の実用化のための研究開発に必要な相当の規模の施設又是設備を整備し、革新的な医薬品等の実用化に取り組む者の公用に供すること等により革新的な医薬品等の実用化のための交流、連携等の機会を提供する事業その他革新的な医薬品等の実用化に取り組む者に対し当該実用化に必要な支援を行う事業として政令で定める事業を行う者

(2) (二)において「革新的医薬品等実用化支援事業者」という。)に対し、当該事業に必要な資金の交付その他の支援を行うこと。

(二) (1)の業務に附帯する業務を行うこと。
研究所の業務に、令和二年三月三一日までの間、次の業務を追加するものとした。
(附則第一七条第二項関係)

(1) 後発医薬品の製造を行う者(以下この(1)及び4において「後発医薬品製造販売業者等」という。)であつて、自らが製造を行つ品目の製造の工程と他の後発医薬品製造販売業者等が製造を行う品目の製造の工程の統合その他の後発医薬品の安定的な供給の確保のための製造の基盤の整備に関する措置であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この(1)及び4において「製造基盤整備措置」という。)を行つものに対し、当該製造基盤整備措置に必要な資金の交付その他の支援を行うこと。

(二) (1)の業務に附帯する業務を行うこと。

(三) 厚生労働大臣は、(一)の認定を受けた事業に協議しなければならないものとした。(附則第一八条第四項関係)

(四) 厚生労働大臣は、(一)の認定又は(三)の認定の取消しをしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとした。(附則第一九条関係)

(五) 厚生労働大臣は、(一)の認定又は(三)の認定の取消しをしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとした。(附則第二四条第四項関係)

(六) 厚生労働大臣は、(一)の認定を受けた製造基盤整備措置が(二)の基準に適合しなかつたと認めるとき又は正當な理由がないのに実施に必要な事項その他の事項に照らして当該製造基盤整備措置に係る後発医薬品の安定的な供給の確保を促進することが適切であると認めるときは、(一)の認定をするものとした。(附則第二四条第三項関係)

(七) 厚生労働大臣は、(一)の認定を受けた製造基盤整備措置が(二)の基準に適合しなかつたと認めるとき又は正當な理由がないのに実施に必要な事項その他の事項に照らして当該製造基盤整備措置に係る後発医薬品の安定的な供給の確保を促進することが適切であると認めるときは、(一)の認定をするものとした。(附則第二四条第三項関係)

(八) 厚生労働大臣は、(一)の認定又は(三)の認定の取消しをしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとした。(附則第二四条第四項関係)

(九) 厚生労働大臣は、(一)の認定をしようとする場合はにおいて、当該認定に係る後発医薬品製造販売業者等が行おうとする製造基盤整備措置が、事業再編を伴うものであつて、当該後発医薬品製造販売業者等との他の後発医薬品製造販売業者等との適正な競争を阻害するおそれがあるものとして政令で定めるものに該当するときは、あらかじめ、公正取引委員会に、当該認定に係る申請書の写しを送付し、協議するものとした。(附則第二六条第一項関係)

(1) の業務の対象とすることが適当である旨の認定を受けることができるものとした。(附則第一八条第一項関係)

(2) 厚生労働大臣は、(一)の認定の申請に係る事業が独立行政法人通則法第三十五条の第四項に規定する中長期目標(以下この(二)及び4において単に「中長期目標」という。)において定める1の(一)(1)の業務の対象となる事業の基準に適合しており、かつ、当該中長期目標において定める当該業務の実施に関必要な事項その他の事項に照らしてこれらの事業に係る革新的な医薬品等の実用化のための支援を促進することが適切であると認めるときは、(一)の認定をするものとした。(附則第一八条第三項関係)

(3) 厚生労働大臣は、(一)の認定を受けた事業が(二)の基準に適合しなかつたと認めるとき又は正當な理由がないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとした。(附則第一八条第四項関係)

(4) 厚生労働大臣は、(一)の認定又は(三)の認定の取消しをしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとした。(附則第一九条関係)

(5) 厚生労働大臣は、(一)の認定を受けた製造基盤整備措置が(二)の基準に適合しなかつたと認めるとき又は正當な理由がないのに実施に必要な事項その他の事項に照らして当該製造基盤整備措置に係る後発医薬品の安定的な供給の確保を促進することが適切であると認めるときは、(一)の認定をするものとした。(附則第二四条第三項関係)

(6) 厚生労働大臣は、(一)の認定を受けた製造基盤整備措置が(二)の基準に適合しなかつたと認めるとき又は正當な理由がないのに実施に必要な事項その他の事項に照らして当該製造基盤整備措置に係る後発医薬品の安定的な供給の確保を促進することが適切であると認めるときは、(一)の認定をするものとした。(附則第二四条第三項関係)

(7) 厚生労働大臣は、(一)の認定又は(三)の認定の取消しをしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとした。(附則第二四条第四項関係)

(8) 厚生労働大臣は、(一)の認定をしようとする場合はにおいて、当該認定に係る後発医薬品製造販売業者等が行おうとする製造基盤整備措置が、事業再編を伴うものであつて、当該後発医薬品製造販売業者等との他の後発医薬品製造販売業者等との適正な競争を阻害するおそれがあるものとして政令で定めるものに該当するときは、あらかじめ、公正取引委員会に、当該認定に係る申請書の写しを送付し、協議するものとした。(附則第二六条第一項関係)

後発医薬品製造基盤整備基金の設置等に関する事項

(一) 研究所は、1の(二)(1)の業務（複数年度にわたるものであつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものに限りる。）及び当該業務に附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下「後発医薬品製造基盤整備基金」という。）を設けることができるものとし、(二)により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとし（附則第二十七条第一項関係）。

(二) 政府は、予算の範囲内において、研究所に対し、後発医薬品製造基盤整備基金に充てる資金を補助することができるものとした。（附則第二十七条第二項関係）

施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

締約国は、自国の管轄の下で運営される船舶の再資源化施設であつてこの条約が適用される船舶等を再資源化するものが、附属書に定める規則に従つて許可を与えられることを確保する。（第六条関係）

(一) 締約国は、自国が許可を与えた船舶の再資源化施設に関し、この条約に係る関連情報であつて当該許可の決定の基礎となつたものを要請する締約国及び要請がある場合には国際海事機関（以下「IMO」という。）に提供する。（第七条関係）

(二) 締約国は、船舶の監督等を行う際には、船舶を不当に抑留し、又は船舶の出航を不當に遅延させることのないように、あらゆる可能な努力を払う。（第一〇条1関係）

(三) 締約国は、直接に又はIMOその他の国際的な組織を通じ、船舶の安全かつ環境上適正な再資源化に関し、適当な場合には、技術援助を要請する締約国に対して支援を行うことを約束する。（第一三條1関係）

締約国は、船舶の再資源化施設であつてこの条約が適用される船舶の再資源化施設の範囲内におけるこの条約の義務の違反は、当該締約国の法令により禁止するものとし、当該違反に対する罰は、当該締約国の法令において定める。（第一〇条2関係）

(一) 締約国は、船舶の監督等を行つ際には、船舶に対する罰を科す。（第一〇条1関係）

(二) 締約国は、船舶の出航を不當に遅延させることのないように、あらゆる可能な努力を払う。（第一〇条1関係）

(三) 締約国は、直接に又はIMOその他の国際的な組織を通じ、船舶の安全かつ環境上適正な再資源化に関し、適当な場合には、技術援助を要請する締約国に対して支援を行うことを約束する。（第一三條1関係）

締約国は、船舶がこの条約のいずれかの規定に違反して運航している、運航していた又は運航しようとしているという十分な証拠を有している場合には、当該船舶が他の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設に入つた時に当該船舶の調査を要請することができる。監督を行ふ締約国は、船舶がこの条約に違反していることが発見された場合は、当該船舶に警告を与え、又は当該船舶を抑留し、退去させ、若しくは自国の港から排除するための措置をとることができる。（第九条の規則（附属書関係））

(一) 締約国は、自国を旗国とする船舶若しくは自国の管轄の下で運航している船舶又は自国の港等にある船舶において、付録一に掲げる有害物質を含んでいる装置等の設置及び使用を禁止し、又は制限するものとし、これらの船舶が付録一の規定に適合することを確保するため効果的な措置をとる。（第四規則関係）

(二) 新船については、船舶ごとに有害物質の目録を作成し、備える。現存船については、この条約の効力発生の後五年以内に、又はそれよりも当該現存船の船舶の再資源化施設への搬入が早い場合にはその搬入の前に、実行可能な限り有害物質の目録を作成し、備える。（第五規則関係）

締約国は、自國を旗國とする船舶又は自國の権限の下で運航している船舶及び自國の管轄の下にある船舶の再資源化施設がこの条約に定める要件に適合することを要求するものとし、その適合を確保するため効果的な措置をとる。（第四条関係）

(一) 締約国は、他の締約国から船舶の再資源化施設がこの条約のいづれかの規定に違反して運営されている、運営されていた又は運営されようとしているという十分な証拠を付して調査を要請された場合には、自國の管轄の下で運営されている当該船舶の再資源化施設を調査し、報告を行うべきである。（第九条4関係）

(二) 新船については、船舶ごとに有害物質の目録を作成し、備える。現存船については、

この条約の効力発生の後五年以内に、又はそれよりも当該現存船の船舶の再資源化施設への搬入が早い場合にはその搬入の前に、実行可能な限り有害物質の目録を作成し、備える。（第五規則関係）

船舶についての義務の違反は、国内法令により禁止するものとし、当該違反に対する罰は、船舶については違反が行われた場所のいかん

を問わず主管庁の法令において、船舶の再資源化施設については当該船舶の再資源化施設について管轄権を有する締約国の法令において定める。（第一〇条1関係）

(一) 締約国は、直接に又はIMOその他の国際的な組織を通じ、船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のため、船舶における有害物質を含む装置等の設置及び使用的禁止又は制限、締約国によつて許可を与えられる船舶の再資源化施設の要件等について定めるもので、その概要是、次のとおりである。

(二) この条約は、船舶の再資源化により生ずる災害、負傷その他の人の健康及び環境に対する悪影響を防止し、軽減し、最小にし、及び実行可能な範囲で除去するため、並びに船舶の運航上の耐用年数の期間を通じて船舶の安全並びに人の健康及び環境の保護を強化するため、この条約を十分かつ完全に実施することを約束する。（第一一条関係）

締約国は、船舶の監督等を行つ際には、船舶を不當に抑留し、又は船舶の出航を不當に遅延させることのないように、あらゆる可能な努力を払う。（第一〇条1関係）

(一) 締約国は、船舶に対する罰を科す。（第一〇条1関係）

(二) 締約国は、船舶の出航を不當に遅延させることのないように、あらゆる可能な努力を払う。（第一〇条1関係）

締約国は、直接に又はIMOその他の国際的な組織を通じ、船舶の安全かつ環境上適正な再資源化に関し、適当な場合には、技術援助を要請する締約国に対して支援を行うことを約束する。（第一三條1関係）

船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための規則（附属書関係）

(一) 締約国は、自国を旗国とする船舶若しくは自国の管轄の下で運航している船舶又は自国の港等にある船舶において、付録一に掲げる有害物質を含んでいる装置等の設置及び使用を禁止し、又は制限するものとし、これらの船舶が付録一の規定に適合することを確保するため効果的な措置をとる。（第四規則関係）

(二) 新船については、船舶ごとに有害物質の目録を作成し、備える。現存船については、

この条約の効力発生の後五年以内に、又はそれよりも当該現存船の船舶の再資源化施設への搬入が早い場合にはその搬入の前に、実行可能な限り有害物質の目録を作成し、備える。（第五規則関係）

船舶の再資源化は、この条約に従つて許可を与えられていること等の全ての要件を満たす船舶の再資源化施設においてのみ行なわれる。船舶は、再資源化に係る活動に先立ち、当該船舶が再資源化の準備を完了したことにつき、主管庁等により証明されるものとする。（第八規則関係）

船舶の再資源化の準備を完了したことにつき、主管庁等により証明されるものとする。（第八規則関係）

(4) 船舶の再資源化施設は、船舶の再資源化計画に従って作成する。船舶の再資源化計画についての規定は、船舶の再資源化施設に許可を与えた権限のある当局により明示的又は黙示的に承認されること等の全ての要件を満たすものとする。(第九規則関係)

(5) この条約が適用される船舶は、最初の検査、更新検査、追加検査及び最終検査を受ける。(第一〇規則関係)

(6) 主管庁又は主管庁から権限を与えられた者若しくは団体は、最初の検査又は更新検査の完了後に有害物質の目録に関する国際証書を発給する。船舶を発給し、追加検査の完了後に同証書に裏書きをし、及び最終検査の完了後に再資源化の準備の完了に関する国際証書を発給する。締約国の権限に基づいて発給される証書は、他の締約国によつて認容されるものとし、この条約の適用上、当該他の締約国が発給する証書と同一の効力を有するものとみなされる。(第一一規則関係)

船舶の再資源化施設に関する要件

締約国は、船舶の再資源化施設がこの条約の規則に従い、安全かつ環境上適正な方法により設計され、建設され、及び運営されることを確保するために必要な法令等を定め、並びに船舶の再資源化施設に適当な条件を付して許可を与えるための制度等を設ける。締約国の権限のある当局は、この条約が適用される船舶等を再資源化する船舶の再資源化施設に対しても許可を与える。

(2) 第一五規則及び第一六規則関係

船舶の再資源化施設は、この条約に適合する船舶又はこの条約の要件を満たす船舶であつて再資源化について許可を与えられたもののみを受け入れるものとし、船舶の再資源化施設に係る計画を作成し、人の健康及び環境に対する悪影響を防止するための手続を定め、利用する。船舶の再資源化施設は、船舶に含まれる有害物質の安全かつ環境上適正な除去を確保し、並びに船舶から除去された全ての有害物質及び廃棄物の安全かつ環境上適正な管理のための措置をとり、緊急事態に係る準備及び対応に関する計画を作成し、並びに労働者の安全のための措置をとる。(第一七規則) 第二二規則関係

(三) 報告の要件

(1) 船舶の再資源化する意図及び再資源化のための施設は、船舶所有者及び船舶の再資源化施設は、

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律をこのに公布する。

御名御璽

令和五年五月二十一日

内閣總理大臣 石破茂

(5) この条約が適用される船舶は、最初の検査、更新検査、追加検査及び最終検査を受ける。(第一〇規則関係)
(6) 主管庁又は主管庁から権限を与えられた者若しくは団体は、最初の検査又は更新検査に先立ち、船舶ごとの船舶の再資源化計画を作成する。船舶の再資源化計画について承認されること等の全ての要件を満たすものとする。(第九規則関係)

(1) 船舶の再資源化
船舶所有者及び船舶の再資源化施設は、
船舶を再資源化する意図及び再資源化のため
に船舶を受け入れる意図を、それぞれ該
当時に書面により主管庁に通報する。該
船の再資源化施設は、再資源化が予定さ
れている船舶が再資源化の準備の完了に関す
る国際証書を取得した時に、その船舶のア
クセスの開始予定について自国の権限の内
の報告の提出に先立つて開始してはならな
い。

法律第三十七号
医薬品、

**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律
(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正)**

目次中「検定」を「検査」に改める。

第二条中第十八項を第十九項とし、同条第十七項中「同条第十五項」を「同条第十三項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の二項

17 を加える。
この法律で「特定医薬品」とは、医薬品のうち、次に掲げる医薬品以外の医薬品（専ら動物の

ために使用されることが目的とされているものを
一 第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品

三二 第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品
薬局開設者が当該薬局における設備及び器具

四 その他製販又は販売の状況を把握する必要がないものとして厚生労働省令で定める医薬以外の有効成分を含有しない医薬品に限る)

品目 第四条第三項第四号口中「対して」の下に「要指導医薬品（その適正な使用のために薬剤師の対

面による販売又は授与が行われることが特に必要な要指導医薬品として、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を徳いて指定する要指導医薬品（以下「特定要指導医薬品」という。）を除く。又は「一」を加

え、同条第五項第三号中「から二」を「から木」に改め、「対面」の下に「又は映像及び音声の送受

信により相手の状態を相互に読説しながら通話を行うことが可能な方法その他の方 法により薬剤若しくは医薬品の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定

めるもの（以下「対面等」という。）を加え、同号印中「第十四条第一項」を「第十四条第二項」に改め、「もの」の下に「（示に掲げる医薬品を除く。）」を加え、同号印中「もの」の下に「（示に

掲げる医薬品を除く。」を加え、同号に次のように加へ
亦、次項の規定による指定を受けた医薬品

第六十一条の規定に依る。但し、前項の規定による場合は、第四条の第一項を加える。

厚生労働大臣は次の各号に掲げる医薬品の区分に応じ、それそれ当該各号に定める場合に該当すると認めるときは、当該医薬品を薬事審議会の意見を聴いて要指導医薬品として指定するこ

一 イ又は口に掲げる医薬品 医薬品の特性その他を勘案して、その適正な使用のために薬剤師とができる。

の対面等による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われる必要がある場合
イ その製造販売の承認の申請に際して第十四条第十二項に該当するとしたされた医薬品

口 その製造販売の承認の申請に際して、公に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効

二 一般用医薬品 医薬品の特性及び使用の実態その他を勘案して、その適正な使用のために薬剤師の対面等による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われる必要がある場合
第九条第一項第二号中「一般用医薬品(第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。)」を「次のイ又はロに掲げる医薬品」に改め、同号に次のように加える。
イ 要指導医薬品(第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。)(特定要指導医薬品を除く。)

ロ 一般用医薬品(第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。)

第九条の四第一項中「対面(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものを含む。)」を「対面等」に、「第三十六条の十」を「第三十六条の十一」に改める。

第十四条第三項中「臨床試験の試験成績に関する資料その他の」を「当該申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の品質、有効性及び安全性に関する資料として厚生労働省令で定める」と認めた同条第五項を削り、同条第六項中「第十四条の二の二第一項」を「第十四条の二の二第二項」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請に係る医薬品が、次の各号のいずれにも該当するものである場合には、当該医薬品についての第二項第三号の規定による審査又は第六項若しくは前項の規定による調査を、特に迅速に処理するため、他の医薬品の審査又は調査(第十一項の規定により優先して行う審査又は調査を含む。)に優先して行うことができる。

10 既に第一項の承認(第十四条の二の二第一項の規定により条件及び期限を付したもの)を除く。又は第十九条の二の承認(同条第五項において準用する第十四条の二の二第二項の規定により条件及び期限を付したもの)を除く。)を与えていた医薬品(次号において「既承認の医薬品」という。)と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品であつて、その用途に関し、外国(医薬品の品質、有効性及び安全性を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる医薬品の製造販売の承認の制度又はこれに相当する制度を有している国として政令で定めるものに限る。)において、販売し、授与し、又は販売若しくは陳列することが認められている医薬品であること。

11 既承認の医薬品に対する需要が著しく充足されていないと認められ、かつ、その使用以外に医療上適切な方法がないこと。

第十四条中第十二項を削り、第十一項を第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第六項」に、「前項」を「第八項」に改め、同項の前に次の二項を加える。

12 厚生労働大臣は、前項の規定により優先して審査又は調査を行ひ、第一項の承認を与えたときは、その旨を公示するものとする。

第十四条第十三項及び第十四項を削り、同条第十五項中「第七項」を「第六項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の前に次の二項を加える。

13 第十四条の二第一項中「前条第七項」を「前条第六項」とする。

第十四条の二第二項中「第六項、第七項及び第十一項」を「第五項、第六項及び第十二項」と改め、同条第四項中「使用の成績に関する調査その他」を「品質、有効性及び安全性に関する調査として」に改め、同条第五項後段を削り、同条を第十四条の二の二とし、第十四条の二の次に次的一条を加える。

(条件付承認)

第十四条の二の一 第十四条の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医薬品である場合には、厚生労働大臣は、同条第二項(第三号イ及びロに係る部分に限る。)及び第十二項の規定にかかわらず、薬事審議会の意見を聴いて、当該医薬品の品質、有効

性及び安全性に関する調査として厚生労働省令で定める調査の実施を条件とするほか、適正な使用の確保のために必要な措置の実施その他の必要な条件を付してその品目に関する同条の承認を与えることができる。

二 申請に係る効能又は効果を有すると合理的に予測できるものであること。

三 申請に係る医薬品が希少疾病用医薬品、先駆的医薬品又は特定用途医薬品その他の医療上特にその必要性が高いと認められるものであること。

四 申請に係る効能又は効果に比して著しく有害な作用を有することにより医薬品として使用価値がないと合理的に予測できるものないこと。

五 前項の規定により条件を付した第十四条の承認を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定により条件とされた調査を実施したことにより作成した厚生労働省令で定める資料を厚生労働大臣に提出し、当該申請に係る医薬品の品質、有効性及び安全性に関する調査を受けなければならない。この場合において、当該医薬品が厚生労働省令で定める医薬品であるときは、当該資料は、厚生労働省令で定める基準に従つて収集され、かつ、作成されたものでなければならぬ。

六 厚生労働大臣は、前項前段に規定する資料の提出があつたときは、当該資料及び同項前段に規定する医薬品の品質、有効性及び安全性に関する調査(同項前段に規定する承認に係る医薬品が同項後段の厚生労働省令で定める医薬品であるときは、当該調査及び当該資料が同項後段の規定に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査)を行う際に得られている知見に基づき、当該調査を行い、第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことを確認するものとする。

七 厚生労働大臣は、前項に規定する調査の結果を踏まえ、その必要があると認めるときは、第一項の規定により付した条件を変更し、又は当該条件を付した第十四条の承認を受けた者に対して、同項に規定する調査及び適正な使用の確保のために必要な措置の再度の実施を命ずることができる。

八 第二項後段に該当する場合において、第一項の規定により条件を付した第十四条の承認を受けた者若しくは第二項後段の規定による資料の収集若しくは作成の委託を受けた者(これらの者が法人であるときは、その役員)又はこれらの職員は、正当な理由なく、当該資料の収集又は作成に関しその職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。これらの者であつた者についても、同様とする。

九 第一項の規定により条件を付した第十四条の承認を受けた者が同条第十三項の承認の申請をした場合における同項において準用する同条第二項の規定の適用については、同項第三号イ中「医薬品又は医薬部外品」とあるのは「医薬品」と、「認められない」とあるのは「合理的に予測できるものではない」と、同号ロ中「医薬品又は医薬部外品」とあるのは「医薬品」と、「認められる」とあるのは「合理的に予測できるものである」とする。

十 第十四条の二第一項中「同条第六項及び第七項」を「同条第五項及び第六項」に、「を同条第十五項」を「を同条第十三項」に、「第九項並びに第十三項(同条第十五項において準用する場合を含む。)」を「並びに第八項」に改め、「第十四条の二第二項」の下に「第十四条の二の二第三項」を加え、同条第三項中「同条第七項若しくは第十三項(これらの規定を同条第十五項)を「同条第六項(同条第十三項)に、「若しくは第十四条の二第二項」を「第十四条の二第二項若しくは第十四条の二第二項」に、「同条第五項」を「第十四条の二第五項」に改め、「をしようとする者」を削る。

十一 第十四条の三第一項中「第六項、第七項及び第十一項」を「第五項、第六項及び第十二項」に改め、同条第二項中「第十四条の二第二項」を「第十四条の二第二項」に改める。

第十四条の四第一項各号列記以外の部分中「[第十四条の二の二]」を「[第十四条の二の二の二]」に改め、同項第一号中「[第十四条の二の二第一項]」を「[第十四条の二の二の二第一項]」に改め、同号口中「特定用途医薬品又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項中「第十四条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）」を「[第十四条の二の二第一項]」に「同条の」を「[第十四条の]」に改め、同条第三項中「[十年]」を「[十二年]」に改め、同条第五項中「[使用成績に関する資料その他]」を「[品質、有効性及び安全性に関する資料として]」に改め、同条第七項中「[使用の成績に関する調査その他]」を「[品質、有効性及び安全性に関する調査として]」に改める。

の条において「代替薬」という。の製造販売又は販売の状況を把握する必要があると認める場合には、製造販売業者、第三十四条第五項に規定する卸販売業者その他の当該特定医薬品又は代替薬の製造販売又は販売に係る関係者に対し、当該特定医薬品又は代替薬の製造、輸入、販売又は授与の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第十九条の二第五項中「第十七項まで、第十四条の二の二並びに第十四条の二の三」を「第十五項まで並びに第十四条の二の二から第十四条の二の三まで」に改め、同条第六項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に、「同条第十七項」を「同条第十五項、第十四条の二の二」に改め
る。

第十四条の五第一項中「第十四条第十七項」を「第十四条第十五項」に改める。
第十四条の七の二第六項中「同条第十五項」を「同条第十三項」に改める。
第四条の八の次に次の一条を加える。

第十四条の八の二 薬局医薬品（第四回）

(小児用の医薬品に係る開発の促進)

第二十条第一項中「第六項、第七項及び第十一項」を「第五項、第六項及び第十二項」に、「第四条の二の二第三項」を「第十四条の二の二第二項」に改める。

第二十三条の二の五第三項中「臨床試験の試験成績に関する資料その他の」を「当該申請に係る

第十四条の二の二、薬局医薬品（第四条第五項第一号に規定する薬局医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、小児用の薬局医薬品の開発を促進するため必要な小児の疾病的診断、治療又は予防に使用する医薬品の品質、有効性及び安全性に関する資料の収集に関する計画を作成するとともに、当該計画に基づき、遅滞なく、必要な資料の収集を行うよう努めなければならない。

第十七条第五項ただし書中「その製造の管理について薬剤師を必要としない医薬品を製造する製造所又は第十三条の二の二の登録を受けた保管のみを行う製造所において」を「医薬品の製造所について次の各号のいずれかに該当する場合は、当該製造所において」に改め、同項に次の各号を加える。

第一項及び第二項の規定による調査又は審査の結果、該医療機器又は体外診断用医薬品が、次の各号のいずれにも該当するものである場合には、当該医療機器又は体外診断用医薬品についての第三項第三号の規定による審査又は第六項若しくは前項の規定による調査を、特に迅速に処理するために、他の医療機器又は体外診断用医薬品の審査又は調査（第十一項の規定により優先して行う審査又は調査を含む。）に優先して行うことができる。

一 その製造の管理について薬剤師を必要としない医薬品を製造する場合
二 第十三条の二の二の登録を受けて保管のみを行ふ場合
三 薬剤師を置くことが著しく困難であると認められる場合その他厚生労働省令で定める場合

は調査を含む)に優先して行うことができる。

第一八条の二の次に次の三条を加え
(出荷事二等の場合は三等の取扱)

既に第項の承認（第二十三条の二の六の三第三項の規定により条件及び期限を付したものと除く。）又は第二十三条の二の十七の承認（同条第五項において準用する第二十三条の二の六の三第一項の規定により条件及び期限を付したものと除く。）を与えられている医療機器又は体外診断用医薬品（次号において「既承認の医療機器又は体外診断用医薬品」という。）と成分、分量、構造、使用方法、効果、性能等が同一性を有すると認められる医療機器又は体外診断用

第十八条の三 特定医薬品の製造販売業者は、その製造販売をする特定医薬品について、六月以内にその出荷の停止若しくは制限をすることとしたとき、又は六月以内にその出荷の停止若しくは制限をするおそれがあると認めるときは、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。

2 前項の規定による報告をした者は、同項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。

二 既承認の医療機器又は体外診断用医薬品に対する需要が著しく充足されていないと認めら

第十八条の四 特定医薬品の製造販売業者は、その製造販売をする特定医薬品について、その出荷の停止又は制限をしたときは、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出をした事項に変更が生じたときは、直ちに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による届出を受けた場合には、当該届出に係る情報を公表するものとする。

わがて、その使用以外に因縁に適當な方法がないこと
第二十三条の二の五第十二項を削り、同条第十一項中「第二十三条の二の六の二第一項」を「第二十三條の二の六の三第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第六項」に「前項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。
10 厚生労働大臣は、前項の規定により優先して審査又は調査を行い、第一項の承認を与えたときは、その旨を公示するものとする。

第二十三条の二の五第十三項及び第十四項を削り、同条中第十五項を第十三項とし、第十六項を第十四項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とする。

第十八条の五 厚生労働大臣は、特定医薬品について、第十八条の三の規定による報告があつた場合又は前条の規定による届出があつた場合その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために当該特定医薬品又は効能及び効果について当該特定医薬品と代替性のある医薬品（以下「

第二十三条の二の五第十三項及び第十四項を削り、同条中第十五項を第十三項とし、第十六項を第十四項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とする。
第二十三条の二の六第一項中「前条第七項（同条第十五項）」を「前条第六項（同条第十三項）」に改め、同項第二号中「前条第八項第一号」を「前条第七項第一号」に改め、同条第二項中「前条第七項」を「前条第六項」に改める。

第三十三条の二の六の二第一項中「第六項、第七項、第九項及び第十一項」を「第五項、第六項、第八項及び第十二項」に改め、同条第四項中「使用の成績に関する調査その他」を「品質、有効性及び安全性に関する調査として」に改め、同条第五項後段を削り、同条を第二十三条の二の六の三とし、第二十三条の二の六の次に次の一条を加える。

(条件付承認)

第二十三条の二の六の二 第二十三条の二の五の承認の申請者が製造販売をしようとする物が、次の各号のいずれにも該当する医療機器又は体外診断用医薬品である場合には、厚生労働大臣は、同条第二項(第三号イ及びロに係る部分に限る)及び第十二項の規定にかかわらず、薬事審議会の意見を聽いて、当該医療機器又は体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性に関する調査として厚生労働省令で定める調査の実施を条件とするほか、適正な使用の確保のために必要な措置の実施その他の必要な条件を付してその品目に係る同条の承認を与えることができる。

一 申請に係る医療機器又は体外診断用医薬品が希少疾病用医薬品、先駆的医療機器若しくは特定用途医薬品その他の医療上特にその必要性が高いと認められるものであること。

二 申請に係る効果又は性能を有すると合理的に予測できるものであること。

三 医療機器にあつては、申請に係る効果又は性能に比して著しく有害な作用を有することによ

り医療機器として使用価値がないと合理的に予測できるものでないこと。

2 前項の規定により条件を付した第二十三条の二の五の承認を受けた者は、厚生労働省令で定めることにより、同項の規定により条件とされた調査を実施したことにより作成した厚生労働省令で定める資料を厚生労働大臣に提出し、当該承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性に関する調査を受けなければならない。この場合において、当該医療機器又は体外診断用医薬品が厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品であるときは、当該資料は、厚生労働省令で定める基準に従つて収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項前段に規定する資料の提出があつたときは、当該資料及び同項前段に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の品質、有効性及び安全性に関する調査(同項前段に規定する承認に係る医療機器又は体外診断用医薬品が同項後段の厚生労働省令で定める医療機器又は体外診断用医薬品であるときは、当該調査及び当該資料が同項後段の規定に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査)を行う際に得られている知見に基づき、当該調査を行ふこととする。

4 厚生労働大臣は、前項に規定する調査の結果を踏まえ、その必要があると認めるときは、第一項の規定により付した条件を変更し、又は当該条件を付した第二十三条の二の五の承認を受けた者に対し、同項に規定する調査及び適正な使用の確保のために必要な措置の再度の実施を命ずることができる。

5 第二項後段に該当する場合において、第一項の規定により条件を付した第二十三条の二の五の承認を受けた者若しくは作成の委託を受けた者(これら者が法人であるときは、その役員)又はこれらの職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。これらの者であつた者に

ついても、同様とする。

6 第二項の規定により条件を付した第二十三条の二の五の承認を受けた者が同条第十三項の承認の申請をした場合における同項において準用する同条第二項の規定の適用については、同項第三号イ中「認められない」とあるのは「合理的に予測できるものでない」と、同号ロ中「認められる」とあるのは「合理的に予測できるものである」とする。

第二十三条の二の七第一項中「同条第六項、第七項、第九項及び第十三項」を「同条第五項、第六項、第八項及び第十二項」に、「同条第十五項において準用する場合を含む。」を「同条第十三項において準用する場合を含む。」、第二十三条の二の六の二第三項に改め、同条第三項中「同条第七項若しくは第二十三条の二の七第一項中「同条第六項、第七項、第九項及び第十三項」を「同条第五項、第六項、第八項及び第十二項」に改め、同条第四項中「使用の成績に関する調査その他」を「品質、有効性及び安全性に関する調査として」に改め、同条第五項後段を削り、同条を第二十三条の二の六の三とし、第二十三条の二の六の次に次の一条を加える。

は第十三項(これらの規定を同条第十五項)を「同条第六項(同条第十三項)に改め、「含む。」の下に「若しくは第二十三条の二の六の二第三項」を加え、同条第四項中「第二十三条の二の五第六項」を「第二十三条の二の九第一項中「第二十三条の二の六の三第三項」に改め、同条第四項中「使用成績に関する資料その他」を「品質、有効性及び安全性に関する資料として」に改め、同条第六項中「使用の成績に関する調査その他」を「品質、有効性及び安全性に関する調査として」に改める。

第二十三条の二の八第一項中「第六項、第七項、第九項及び第十一項」を「第五項、第六項、第八項及び第十二項」に改め、同条第二項中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改める。

第二十三条の二の九第一項中「第二十三条の二の六の二第一項」を「第二十三条の二の六の三第三項」に改め、同条第四項中「使用成績に関する資料その他」を「品質、有効性及び安全性に関する資料として」に改め、同条第六項中「使用の成績に関する調査その他」を「品質、有効性及び安全性に関する調査として」に改める。

第二十三条の二の十第一項中「第二十三条の二の五第十七項」を「第二十三条の二の五第十五項」に改める。

第二十三条の二の十の二第六項中「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同条第八項中「同条第十五項」を「同条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第二十三条の二の十四第十項ただし書中「その製造の管理について薬剤師を必要としない体外診断用医薬品についてでは」を「体外診断用医薬品の製造所について次の各号のいずれかに該当する場合は、当該製造所において」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その製造の管理について薬剤師を必要としない体外診断用医薬品を製造する場合

二 薬剤師を置くことが著しく困難であると認められる場合その他の厚生労働省令で定める場合

第三条の二の十七第五項中「第十七項」を「第十五項」に改め、同条第六項中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「同条第十七項」を「同条第十五項」に改め、「第二十三条の二の六」の下に「第二十三条の二の六の二」を加える。

第二十三条の二の二十第一項中「第六項、第七項、第九項及び第十一項」を「第五項、第六項、第八項及び第十二項」に、「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改める。

第二十三条の二の二十三第五項第一号中「第二十三条の二の五第八項第一号」を「第二十三条の二の五第七項第一号」に改め、同条に次の三項を加える。

9 厚生労働大臣は、第四項及び第六項(これらの規定を第七項において準用する場合を含む。)の調査に立ち会うことができる。この場合において、必要があるときは、厚生労働大臣は登録認証機関に助言を行うことができる。

厚生労働大臣は、機構に前項の立会い及び助言を行わせることができる。

第二十三条の二の七第二項及び第六項の規定は、前項の規定により機構に立会い及び助言を行わせることとした場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十三条の二の二十四第一項第二号中「第二十三条の二の五第八項第一号」を「第二十三条の二の五第七項第一号」に改める。

(承継)

第二十三条の八の二 登録認証機関がその登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録認証機関について相続、合併若しくは分割(当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録認証機関の地位を承継する。

前項の規定により登録認証機関の地位を承継した者は、遅滞なく、その事實を証する書面を添えて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第二十三条の十七第一項中「第九十一条」を「第九十一条第二号」に改める。

第二十三条の二十五第三項中「臨床試験の試験成績に関する資料その他の」を「当該申請に係る再生医療等製品の品質、有効性及び安全性に関する資料として厚生労働省令で定める」に改め、同条第五項中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第十三項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十二項を第十四項とし、同条第十一項中「第九項及び前項」を「及び第九項から前項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十項を第十二項とし、同条第九項中「前項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項

号に次のように加える。
イ 要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）
ロ 一般用医薬品
第三十六条の五に次の一項を加える。
第二十七条中「(第四条第五項第二号に規定する薬局医薬品をいう。以下同じ。)」を削る。
第二十九条の二第一項第二号中「一般用医薬品」を「次のイ又はロに掲げる医薬品」に改め、同号に次のように加える。

第二十三条の二十五の二中「前条第七項」を「前条第六項」に改める。
第二十三条の二十六第一項中「同条第二項第三号イ及びロ並びに第十項」を「同条第二項（第三号イ及びロに係る部分に限る。）及び第十二項」に改め、同条第三項中「使用の成績に関する調査その他」を「品質、有効性及び安全性に関する調査として」に改め、同条第四項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同条第五項後段を削る。
第二十三条の二十六の二第一項中「第十項」を「第十二項」に改める。
第二十三条の二十七第一項及び第三項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同条第四項中「第二十三条の二十五第十二項」を「第二十三条の二十五第十四項」に改め、「をしようとする者」を削る。
第二十三条の二十八第一項中「第十項」を「第十二項」に改める。
第二十三条の二十九第四項中「使用成績に関する資料その他」を「品質、有効性及び安全性に関する資料として」に改め、同条第六項中「使用の成績に関する調査その他」を「品質、有効性及び安全性に関する調査として」に改める。
第二十三条の三十第一項中「第二十三条の二十五第十三項」を「第二十三条の二十五第十五項」に改める。
第二十三条の三十二の二第六項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。
第二十三条の三十七第五項中「第十三項」を「第十五項」に改め、同条第六項中「第二十三条の二十五第十一項」を「第二十三条の二十五第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に改める。
第二十三条の四十第一項中「第十項」を「第十二項」に改める。
第二十五条第一号中「第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。」を削る。
第二十六条第三項第五号中「対して」の下に「要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）又は」を加える。

二 以外の有効成分を含有しない医薬品に限る。)
三 要指導医薬品

2 3
薬局開設者、店舗販売業者は、前項の規定による情報の提供を行わせるに当たつては、当該薬剤師又は登録販売者に、あらかじめ、指定滥用防止医薬品を使用しようとする者の他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認させなければならない。

3 4
薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、指定滥用防止医薬品ごとに厚生労働省令で定める数量を超えて指定滥用防止医薬品を販売し、若しくは授与し、又は厚生労働省令で定める年齢に満たない者に指定滥用防止医薬品を販売し、若しくは授与してはならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げるとき（配置販売業者にあつては、第二号に掲げるとき）は、この限りでない。

一 薬剤師等に販売し、又は授与するとき。

二 その薬局若しくは店舗において又は配置販売によつて指定滥用防止医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が厚生労働省令で定める年齢以上の者その他厚生労働省令で定める者である場合において、その薬局若しくは店舗又はその業務に係る都道府県の区域において医薬品の販売若しくは授与又は配置販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、対面等により、第一項本文の規定による情報の提供を行わせるとき。

薬局開設者、店舗販売業者は、第一項本文の規定による情報の提供ができない場合その他指定滥用防止医薬品を使用しようとする者の適正な使用を確保することができないと認められる場合には、指定滥用防止医薬品を販売し、又は授与してはならない。

第八章の章名中「検定」を「検査」に改める。

第四十三条の見出しを「(検査)」に改め、同条中「検定」を「検査」に改める。

第五十条第一号中「収められている医薬品」の下に「その性状又は品質が日本薬局方で定める基準に適合するものに限る。第五号、第五十二条第二項第二号及び第六十八条の二第二項第一号口において同じ。」を加え、同条中第十五号を第十七号とし、第八号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

第五十条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える

六 日本薬局方に収められている医薬品（その性状又は品質が日本薬局方で定める基準に適合し

ないものであつて、当該性状又は品質について適正なものとして第十四条又は第十九条の二の承認を受けたものに限る。)にあつては、その有効成分の名称(一般的名称があるものにあつては、その一般的名称及びその分量(有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨)

第五十五条第二項中「第十五項」を「第十三項」に改める。

第五十六条第一号中「適合しない」を**「適合せず」**に改め、**同号に次のように加える。**

イ
その性状及び品質が適正なものとして第十四条又は第十九条の二の承認を受けたものの生産及び品質が適正なものとして第十四条又は第十九条の二の承認を受けたもの

日本が心外物で品質が良くなかったり、第一回参った時に第一回の言ふところの筆造の用に供するもの

第五十六条第三号中「第十四条第六項」を「第十四条第十四項」に、第十三条の二の五第十一項を「第二十三条の二の五第十四項」に改める。

4 第五十七条の二に次の一項を加える。
業局開設者又は店舗販売業者は、旨定監用坊上美菓品を陳列する場合は、旨定監用坊上美菓

品の適正な使用を確保するよう、厚生労働省令で定めるところにより、陳列しなければならない。

第六十条及び第六十二条中「第十五項」を「第十三項」に、「第十三条の二の五第十六項」を「第十三項」に改める。

第六十四条中〔第十五項〕を〔第十三項〕に改める。

第六十五条の四中 第十五項を「**第十三項**」に、**第六十五条の五第一号中 第二十三条の二十五第十二項**を「**第二十三条の二十五第四項**」に改める。

第六十八條の十四の見出し中「感染症定期報告」を「感染症詳細報告」に改め、同條第一項中「解

「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「定期的に」を削る。価しの下に、これをつぶす。

第六十八条の十五の見出し中「感染症定期報告」を「感染症評価報告」に改める、第六十八条の二十四の見出し中「感染症定期報告」を「感染症評価報告」に改め、同条第一項中

「評価」の下に、「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「定期的に」を削る。
第六十八条の二十五の見出し中「感染症定期報告」を「感染症評価報告」に改める。

第六十九条第一項中「第十五項」を「第十三項」に、「第十六項」を「第十四項」に改め「第十八

第三項の二の下に「第十八條の三 第十六條の四第一項若しくは第二項」を加え「第十
一項」を「第十三項」に、「第十二項」を「第十四項」に改める。

第七十二条の四第二項中「第十四条第十二項、第十四条の二の二第一項、第二十三条の一の五第五項、第二十三条の二の六の二第一項」を「第十四条の二の二第一項、第十四条の二の二第二項、

第一項、第三十三条の二の六の二第一項、第二十三条の二の六の三第一項)に改める。

第七十四条の二第一項中「第十四条の二の二第一項の規定により」の下に「条件を付したもの又は第十四条の二の二の二第一項の規定により」を、「第二十三条の二の六の二第一項の規定により」の下に「条件を付したもの又は第二十三条の二の六の三第一項の規定により」を加え、「同条第十五項」を「同条第十三項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「第十四条の二の二第一項

- 三 特定医薬品供給体制管理責任者その他の厚生労働省令で定める者に特定医薬品の供給体制の管理を行わせるために必要な権限の付与及びこれらの者が行う業務の監督その他の措置
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定医薬品の製造販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すことその他の製造販売業者の供給体制の管理に関する業務の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置
- 2 特定医薬品の製造販売業者は、前項各号に掲げる措置の内容を記録し、これを適切に保存しなければならない。
- (医薬部外品等総括製造販売責任者等の設置及び遵守事項)
- 第十八条の二の五 医薬部外品又は化粧品の製造販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、医薬部外品又は化粧品の品質保証(医薬部外品又は化粧品の製造販売における品質管理をその全体を通じて行うことにより、医薬部外品又は化粧品の品質を確保すること)を以て同じ。及び製造販売後安全管理の統括を行わせるために、厚生労働省令で定める基準に該当する者を置かなければならない。**
- 2 前項の規定により医薬部外品又は化粧品の品質保証及び製造販売後安全管理の統括を行う者として置かれる者(以下「医薬部外品等総括製造販売責任者」という。)は、次項に規定する義務及び第四項に規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するために必要な能力及び経験を有する者でなければならない。
- 3 医薬部外品等総括製造販売責任者は、医薬部外品又は化粧品の品質保証及び製造販売後安全管理の統括を公正かつ適正に行うために必要があるときは、製造販売業者に対し、意見を書面により述べなければならない。
- 4 医薬部外品等総括製造販売責任者が行う医薬部外品又は化粧品の品質保証及び製造販売後安全管理の統括のために必要な業務並びに医薬部外品等総括製造販売責任者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。
- 5 医薬部外品又は化粧品の製造販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、医薬部外品又は化粧品の製造を実地に管理させるために、製造所ごとに、責任技術者を置かなければならない。
- 6 前項の規定により医薬部外品又は化粧品の製造を管理する者として置かれる者(以下「医薬部外品等責任技術者」という。)は、次項及び第八項において準用する第八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するために必要な能力及び経験を有する者でなければならない。
- 7 医薬部外品等責任技術者は、医薬部外品又は化粧品の製造の管理を公正かつ適正に行うために必要があるときは、製造業者に対し、意見を書面により述べなければならない。
- 8 医薬部外品等責任技術者については、第八条第一項の規定を準用する。
- 9 医薬部外品等責任技術者が行う医薬部外品又は化粧品の製造の管理のために必要な業務及び医薬部外品等責任技術者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。
- 第十九条の二の六 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、医薬部外品又は化粧品の製造管理若しくは品質管理又は製造販売後安全管理の実施方法、医薬部外品等総括製造販売責任者の義務の遂行のための配慮事項その他医薬部外品又は化粧品の製造販売業者がその業務に関し遵守すべき事項を定めることができる。**
- 2 医薬部外品又は化粧品の製造販売業者は、前項第三項の規定により述べられた医薬部外品等総括製造販売責任者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容(措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由)を記録し、これを適切に保存しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、製造所における医薬部外品又は化粧品の試験検査の実施方法、医薬部外品等責任技術者の義務の遂行のための配慮事項その他医薬部外品若しくは化粧品を製造する医薬品等外国製造業者がその業務に関し遵守すべき事項を定めることができる。
- 4 医薬部外品又は化粧品の製造業者は、前項各号に掲げる措置の内容を記録し、これを適切に保存しなければならない。
- 5 医薬部外品又は化粧品の製造販売業者は、医薬部外品等総括製造販売責任者を「医薬品総括製造販売責任者、医薬品品質保証責任者若しくは医薬品安全管理責任者若しくは医薬部外品等総括製造販売責任者」に改める。
- 4 医薬部外品又は化粧品の製造業者は、前条第七項の規定により述べられた医薬部外品等責任技術者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容(措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由)を記録し、これを適切に保存しなければならない。
- 5 医薬部外品又は化粧品の製造販売後安全管理に係る業務のうち厚生労働省令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、その業務を適正かつ確実に行う能のある者に委託することができる。
- (医薬部外品及び化粧品の製造販売業者等の法令遵守体制)
- 第十八条の二の七 医薬部外品又は化粧品の製造販売業者は、医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務その他の製造販売業者の業務を適正に遂行することにより、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる措置を講じなければならない。**
- 一 医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務について、医薬部外品等総括製造販売責任者が有する権限を明らかにすること。
- 二 医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理に関する業務その他の製造販売業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制、当該製造販売業者の薬事に関する業務の責任を有する役員及び従業者の業務の監督に係る体制その他の製造販売業者の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。
- 三 医薬部外品等総括製造販売責任者その他の厚生労働省令で定める者に、第十二条の二第一項各号の厚生労働省令で定める基準を遵守して医薬部外品又は化粧品の品質管理及び製造販売後安全管理を行わせるために必要な権限の付与及びそれらの者が行う業務の監督その他の措置
- 四 前三号に掲げるもののほか、医薬部外品又は化粧品の製造販売業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すことその他の製造販売業者の業務の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置
- 2 医薬部外品又は化粧品の製造販売業者は、前項各号に掲げる措置の内容を記録し、これを適切に保存しなければならない。
- 3 医薬部外品又は化粧品の製造業者は、医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制、当該製造業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務の監督に係る体制その他の製造業者の業務の適正を確保するために必要なものとし、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する業務について、医薬部外品等責任技術者が有する権限を明らかにすること。
- 二 医薬部外品又は化粧品の製造の管理に関する業務その他の製造業者の業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制、当該製造業者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業者の業務の監督に係る体制その他の製造業者の業務の適正を確保するために必要なものとし、厚生労働省令で定める者に、第十四条第二項第四号の厚生労働省令で定める基準を遵守して医薬部外品又は化粧品の製造管理又は品質管理を行わせるために必要な権限の付与及びそれらの者が行う業務の監督その他の措置
- 四 前三号に掲げるもののほか、医薬部外品又は化粧品の製造業者の従業者に対して法令遵守のための指針を示すことその他の製造業者の業務の適正な遂行に必要なものとして厚生労働省令で定める措置
- 4 医薬部外品又は化粧品の製造業者は、前項各号に掲げる措置の内容を記録し、これを適切に保存しなければならない。
- 第五十九条第一項中「医薬品総括製造販売責任者」を「医薬品総括製造販売責任者、医薬品品質保証責任者若しくは医薬品安全管理責任者若しくは医薬部外品等総括製造販売責任者」に改める。

第十九条の二第五項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同条第六項中「第十四条第十三項」を「第十四条第四项」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。第十九条の四中「及び第十八条第三項」を「、第十八条第五項及び第十八条の二の六第三項」に改める。

第二十条第一項中「第十二項」を「第十三項」に改める。

第二十三条の二の三第一項中「第八十条第二項」を「第八十条第四項」に改める。

第二十三条の二の七第一項中「第二十三条の二の十の二第八項」を「第二十三条の二の十の四第八項」に改める。

第二十三条の二の九第一項中「第六項」の下に「並びに第二十三条の二の十の二第一項及び第七项」を加える。
第二十三条の二の十の二を第二十三条の二の十の四とし、第二十三条の二の十の次に次の二条を加える。

(体外診断用医薬品の性能等再評価)

第二十三条の二の十の二 第二十三条の二の五の承認を受けている者は、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて体外診断用医薬品の範囲を指定して性能等再評価(体外診断用医薬品について、同条の承認の取得後に当該承認に係る性能その他の厚生労働省令で定める事項(第七項において「性能等」という。)を再評価することをいう。以下同じ。)を受けるべき旨を公示したときは、そ

の指定に係る体外診断用医薬品について、厚生労働大臣の性能等再評価を受けなければならない。

2 厚生労働大臣の性能等再評価は、性能等再評価を行う際に得られている知見に基づき、前項の指定に係る体外診断用医薬品が第二十三条の二の五第二項第三号イ又はハに該当しないことを確認するにより行う。

3 第一項の公示は、性能等再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を併せて行うものとする。

4 第一項の指定に係る体外診断用医薬品が厚生労働省令で定める体外診断用医薬品であるときは、性能等再評価を受けるべき者が提出する資料は、厚生労働省令で定める基準に従つて収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

5 第二項の規定による確認においては、性能等再評価を受けるべき者が提出する資料に基づき、この場合において、同項の指定に係る体外診断用医薬品が前項に規定する厚生労働省令で定める体外診断用医薬品であるときは、あらかじめ、当該体外診断用医薬品に係る資料が同項の規定に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行うものとする。

6 第四項に規定する厚生労働省令で定める体外診断用医薬品につき性能等再評価を受けるべき者若しくは同項の規定による資料の収集若しくは作成の委託を受けた者(これらの者が法人であるときは、その役員)又はこれらの人職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。これらの者であつた者についても、同様とする。

7 第二十三条の二の五の承認を受けている者は、厚生労働省令で定める体外診断用医薬品について、性能等の適正を図るために必要な情報を収集し、最新の論文その他により得られた知見に基づき当該体外診断用医薬品を評価し、その結果に基づく必要な措置を講ずるとともに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を報告しなければならない。(準用)

第二十三条の二の十の三 体外診断用医薬品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。次項において同じ。)のうち政令で定めるものについての前条第二項の規定による確認及び同条第五項の規定による調査については、第二十三条の二の七(第四項及び第五項を除く。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において準用する第二十三条の二の七第一項の規定により機構に前条第二項の規定による確認を行わせることとしたときは、前項において準用する第二十三条の二の七第一項の政令で定める体外診断用医薬品についての前条第四項の規定による資料の提出は、同項の規定にかかわらず、機構に提出しなければならない。

第二十三条の二の十四第一項から第四項までの規定中「製造販売後安全管理」の下に「の統括」を加える。

第二十三条の二の二十二中「又は使用成績に関する評価」を「使用成績に関する評価又は性能等再評価」に改める。

第二十三条の二十五第七項中「いう」の下に「、第八十条第六項において同じ」を加え、「第十四条第二第三項」を「第十四条の二第五項」に改める。

第二十三条の二の二十五の二中「第十四条の二」の下に「(第三項及び第四項を除く。)」を加え、「同条第三項中「前条第二項第四号」とあるのは「第二十三条の二十五第二項第四号」と、同条第五項第一号」を「同条第五項中「第二項又は前項」とあるのは「第二項」と、「前条第二項第四号」とあるのは「第二十三条の二十五第二項第四号」と、同条第七項第一号」に、「第六十五条の五」を「第六十五条の五第一項」に改める。

第二十三条の二十七第一項中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第五項」に、「第十四条の二第五項」を「第十四条の二第七項」に改め、同条第三項中「第十四条の二第五項」を「第十四条の二第七項」に改める。

第二十三条の三十四第四項中「品質管理」を「品質保証(再生医療等製品の品質を確保することをいう。以下この条において同じ。)」に改め、「製造販売後安全管理」の下に「の統括」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「品質管理」を「品質保証」に改め、「製造販売後安全管理」の下に「の統括」を加える。

第二十六条第一項中「及び第二十八条第四項」を「、第六項及び第七項、第二十八条第四項、第二十九条の五第一項、第三項及び第六項並びに第二十九条の六第四項」に改め、同条第三項第三号中「第四条第五項第一号」を「第四条第九項第一号」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

6 その店舗に係る受渡委託をする場合にあつては、第二十九条の八第一項に規定する登録受渡店舗における第二十九条の五第九項に規定する受渡しを管理するために必要な構造設備及び体制に関する書類その他の厚生労働省令で定める書類

7 第二十六条に次の五項を加える。

6 第一項の許可を受けた者が、その店舗に係る受渡委託をしようとするときは、あらかじめ、そ

の店舗の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

7 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書をその店舗の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 その店舗の名称及び所在地

三 その他厚生労働省令で定める事項

8 その店舗に係る受渡委託をする場合にあつては、前項の申請書には、第二十九条の八第一項に規定する登録受渡店舗における第二十九条の五第九項に規定する受渡しを管理するために必要な構造設備及び体制に関する書類その他の厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

9 第四項の規定は、第六項の許可について準用する。

10 第六項の有効期間は、第二十四条第二項に規定する期間の残存期間とする。

第二十八条第三項中「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、同条第四項中「店舗の管理」の下に「受渡委託をする場合における第二十九条の八第一項に規定する登録受渡店舗での第三十九条の五第九項に規定する受渡しの管理を含む。以下同じ。」を加える。

4 店舗管理者は、第二十九条の七第二項の規定により述べられた第二十九条の六第二項に規定する受渡管理者の意見を尊重しなければならない。

第二十九条の二第一項第一号中「実施方法」の下に「(受渡委託をする場合における第二十九条の八第一項に規定する登録受渡店舗での一般用医薬品の管理の実施方法を含む。)」を加え、同項第三号を次のように改める。

二 店舗における医薬品の販売又は授与の実施方法(次のイ及びロに掲げる実施方法を含む。)に関する事項
 イ その店舗においてその店舗以外の場所にいる者に対して次の(1)又は(2)に掲げる医薬品を販売し、又は授与する場合におけるその者との間の通信手段に応じた実施方法
 (1) 要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く。)
 (2) 一般用医薬品

ロ 受渡委託をする場合における第二十九条の八第一項に規定する登録受渡店舗での第二十九条の五第九項に規定する受渡しの実施方法

第二十九条の四の次に次の七条を加える。

(登録受渡店舗に係る登録)

第二十九条の五 薬局開設者又は店舗販売業者以外の者であつて、業として店舗において受渡しを行おうとする者は、当該受渡しを行おうとする店舗であつて厚生労働省令で定める要件を備えているものにおける受渡しについて、その店舗の所在地の都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、同項の受渡しを行おうとする者の申請により、受渡しを行おうとする店舗ごとにに行う。

3 第一項の登録の申請を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 その受渡しを行おうとする店舗の名称及び所在地

三 その受渡しを行おうとする店舗の構造設備の概要

四 その受渡しを行おうとする店舗において一般用医薬品の受渡しの業務を行う体制の概要

五 第七項において準用する第五条第三号イからトまでに該当しない旨その他厚生労働省令で定める事項

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 その受渡しを行おうとする店舗の平面図

二 第二十九条の八第一項に規定する登録受渡店舗責任者の氏名を記載した書類

三 その他厚生労働省令で定める書類

5 第一項の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の登録をしないことができる。

一 その受渡しを行おうとする店舗の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。

二 その受渡しを行おうとする店舗において受渡しの業務を行おう体制が、適切に受渡しを行うためには必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合しないとき。

7 第五条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の登録について準用する。

8 葉局開設者又は店舗販売業者が受渡しを行う場合は、当該葉局開設者又は店舗販売業者は、その葉局又は店舗について、第一項の登録を受けたものとみなす。

9 この条において「受渡し」とは、葉局開設者又は店舗販売業者が一般用医薬品を販売し、又は授与する場合において、委託を受けて、その販売し、又は授与しようとする者に対し、当該葉局開設者又は店舗販売業者に代わって当該一般用医薬品の引渡しを行うことをいう。

(葉局開設者又は店舗販売業者による受渡しの管理)

2 前項の規定により受渡しを管理する者(以下「受渡管理者」という。)は、厚生労働省令で定めることにより、葉剤師又は登録販売者でなければならない。

3 受渡管理者は、第二十九条第一項、第二項及び第四項に規定する義務並びに同条第三項に規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するためには必要な能力及び経験を有する者でなければならない。

4 受渡管理者は、その葉局の管理者若しくはその葉局以外の場所で業として葉局の管理に従事する者又はその店舗の店舗管理者若しくはその店舗以外の場所で業として店舗の管理に従事する者であつてはならない。ただし、その葉局又は店舗の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

(受渡管理者の義務)

第二十九条の七 受渡管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その受渡しを管理するために必要な構造設備及び体制並びに当該受渡しに係る業務につき、必要な注意をしなければならない。

2 受渡管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その受渡しにつき、その葉局の管理者又はその店舗の店舗管理者に対し、必要な意見を書面により述べなければならない。

3 受渡管理者が行う受渡しの管理に関する業務及び受渡管理者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。

4 受渡管理者は、第二十九条の九第二項の規定により述べられた次条第一項に規定する登録受渡店舗責任者の意見を尊重するとともに、当該意見を記録し、これを適切に保存しなければならない。

(登録受渡業者による登録受渡店舗の管理)

第二十九条の八 登録受渡業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第二十九条の五第一項の登録を受けた店舗(同条第八項の規定により同条第一項の登録を受けたとみなされた葉局又は店舗を含む。以下「登録受渡店舗」という。)の管理を行わせるために、登録受渡店舗責任者を置かなければならぬ。

2 登録受渡店舗責任者は、次条第一項及び第二項に規定する義務並びに同条第三項に規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するためには必要な能力及び経験を有する者でなければならない。

(登録受渡店舗責任者の義務)

第二十九条の九 登録受渡店舗責任者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その登録受渡店舗に勤務する従業者を監督し、その登録受渡店舗の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その登録受渡店舗の業務につき、必要な注意をしなければならない。

2 登録受渡店舗責任者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その登録受渡店舗の業務につき、受渡管理者及び登録受渡業者に対し、必要な意見を書面により述べなければならない。

3 登録受渡店舗責任者が行う登録受渡店舗の管理に関する業務及び登録受渡店舗責任者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。

(登録受渡業者の遵守事項)

第二十九条の十 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、次に掲げる事項その他登録受渡店舗の業務に関し登録受渡業者が遵守すべき事項を定めることができる。

一 登録受渡店舗における一般用医薬品の管理の実施方法に関する事項

二 登録受渡店舗における受渡しの実施方法に関する事項

2 登録受渡業者は、前条第二項の規定により述べられた登録受渡店舗責任者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容(措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由)を記録し、これを適切に保存しなければならない。

(登録受渡店舗における掲示)

第二十九条の十一 登録受渡業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その登録受渡店舗を利^{く。}用するためには必要な情報であつて厚生労働省令で定める事項を、当該登録受渡店舗の見やすい場所に掲示しなければならない。

第三十六条の三第二項中「は、薬局医薬品」の下に「前項の厚生労働大臣が指定する医薬品を除く。」を加え、同項ただし書中「薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者(以下「薬剤師等」という。)」を「薬剤師等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 薬局開設者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方箋の交付を受けた者以外の者に對して、正當な理由なく、薬局医薬品のうち、処方箋の交付を受けて使用すべきものとして厚生労働大臣が指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合において、厚生労働省令で定めるところにより、販売し、又は授与するときは、この限りでない。

一 薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者(以下「薬剤師等」とい

う。)に販売し、又は授与する場合

二 医師、歯科医師又は獣医師から処方箋の交付を受けた者以外の者に對して販売し、又は授与

することがやむを得ない場合として厚生労働省令で定める場合

第三十六条の七第一項第一号中「第十四条第十二項」を「第十四条第十三項」に改める。

第三十七条第一項中「販売又は授与」の下に「受渡委託をする場合における受渡しを含む。」を

加え、同条第二項中「内袋を含まない。第五十四条及び第五十七条第一項を除き、以下同じ。」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 薬局開設者又は店舗販売業者が受渡委託をする場合にあつては、登録受渡店舗での受渡しにおいては、医薬品の直接の容器又は直接の被包(内袋を含まない。第五十四条及び第五十七条第一項を除き、以下同じ。)を開き、その医薬品を分割販売してはならない。

第三十八条第一項中「店舗販売業」の下に「及び登録受渡業者」を加える。

第四十条第一項及び第四十条の七第一項中「第八条」の下に「(第四項を除く。)」を、「次条第一項」の下に「(第二項及び第四項)」を、準用する次条第一項の下に「及び第二項」を加える。

第五十条第二号中「第六十八条の二第二項第一号口」を「第六十八条の二の三第二項第一号口」に改める。

第五十二条第一項中「第六十八条の二第二項」を「第六十八条の二の三第一項」に改める。

第五十五条第一項中「第六十八条の二第一項、第六十八条の二の三、第六十八条の二の四第二項又は第六十八条の二の五」を「第六十八条の二の三第一項、第六十八条の二の五、第六十八条の二の六第二項又は第六十八条の二の七」に改め、同条第二項中「第十四条第一項若しくは第十三項」を「第十四条第一項若しくは第十四項」に改める。

第五十六条第三号中「第十四条第十四項」を「第十四条第十五項」に改める。

第五十七条の二に次の二項を加える。

5 薬局開設者は、受渡委託をする場合であつて登録受渡店舗において一般用医薬品の適切な管理に必要な事項として厚生労働省令で定める事項を指示しなければならない。

6 登録受渡業者は、前項の規定による指示に基づいて陳列する場合を除き、登録受渡店舗において一般用医薬品を陳列してはならない。

第六十条及び第六十二条中「第六十八条の二第一項、第六十八条の二の三、第六十八条の二の四第二項又は第六十八条の二の五」を「第六十八条の二の三第一項、第六十八条の二の五、第六十八条の二の六第二項又は第六十八条の二の七」に改める。

第六十三条の二第一項中「第六十八条の二第一項」を「第六十八条の二の三第一項」に改める。

第六十四条中「第十三項」を「第十四項」に改める。

第六十五条の三中「第六十八条の二第二項」を「第六十八条の二の三第一項」に改める。

第六十五条の四中「第十四条第一項若しくは第十三項」を「第十四条第一項若しくは第十四項」に改める。

第六十五条の五第二号中「の厚生労働大臣」を削り、「違反していないもの」の下に「又は疾病の治療に使用するため必要な再生医療等製品として厚生労働省令で定めるものに該当するもの」を加え、同条に次の四項を加える。

2 第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けた者は、前項第二号の厚生労働省令で定める再生医療等製品を販売し、又は授与したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

3 厚生労働大臣は、機構に、再生医療等製品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)についての前項の規定による届出の受理に係る事務を行わせることができる。

4 厚生労働大臣が前項の規定により機構に届出の受理に係る事務を行わせることとしたときは、第二項の規定による届出は、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、機構に對して行わなければならない。

5 機構は、前項の規定による届出を受理したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を通知しなければならない。

第六十八条の二の六第一項及び第三項中「第六十八条の二第二項第二号口」を「第六十八条の二の三第二項第二号口」に改め、同条を第六十八条の二の五を第六十八条の二の七とし、第六十八条の二の六とする。

第六十八条の二の三中「第六十八条の二第二項第一号」を「第六十八条の二の三第二項第一号」に、「第六十八条の二第二項第二号」を「第六十八条の二の三第二項第二号」に改め、同条を第六十八条の二の五とし、第六十八条の二の二を第六十八条の二の四とし、第六十八条の二を第六十八条の二の三とし、第十一章中同条の前に次の二条を加える。

(医薬品の安全性及び有効性に係る情報収集等に関する計画の作成等)

第六十八条の二 医薬品の製造販売業者は、厚生労働大臣が指定する医薬品の製造販売をする場合

であつて、当該医薬品の安全性及び有効性を確保するため必要があると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、製造販売後安全管理のうち医

薬品の安全性及び有効性に係る情報収集調査、試験その他の医薬品を使用することに伴う副作用

の発生等の最小化を図るためにの対策の実施(第四項及び第六項において「医薬品の安全性及び有

効性に係る情報収集等」という。)に関する計画を作成しなければならない。

2 医薬品の製造販売業者は、前項の計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に報告しなければならない。これに変更しようとするときも、同様とする。

3 医薬品の製造販売業者は、第十四条第三項に規定する資料及び最新の論文その他により得られ

た知見に基づき、第一項の計画を作成し、又は変更しなければならない。

4 医薬品の製造販売業者は、第一項の計画で定めるところにより、医薬品の安全性及び有効性に

係る情報収集等をするとともに、その結果並びにこれに基づく評価及び必要な措置の実施につい

て、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、医薬品の製造販売業者に

対し、第一項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬品を使用することに伴う副作用の発生等の

最小化を図るために必要な指導及び助言をすることができる。

6 医薬品の製造販売業者は、第一項の計画に従つて、厚生労働省令で定めるところにより、その

医薬品安全管理責任者に、医薬品の安全性及び有効性に係る情報収集等並びにその結果に基づく

評価及び必要な措置の実施を行わせなければならない。

に「第二十九条の六から第二十九条の十まで」を加え、「第七十二条の二第一項及び第七十三条第一項」を「第三十七条第二項、第五十七条の二第五項及び第六項、第七十二条の二第一項並びに第七十三条第一項」に改め、同条第三項中「第三十七条第二項」を「第三十七条第三項」に改める。

第八十四条第一号中「第四条第一項」の下に「又は第五項」を加え、同条第三号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第五号中「第二十三条の二の十の二第二項」を「第二十三条の二の十の二第二項」に改め、同条第九号中「第二十四条第一項」の下に「又は第二十六条第六項」を加え、同条第二十四号中「第六十五条の五」を「第六十五条の五第一項」に改める。

第八十五条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第五号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第六号中「第七十二条の五第一項」を「第七十二条の六第一項」に「者」を「とき」に改め、同条第七号から第十号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第八十六条第一項第四号中「第五項又は第十項」を「第六項若しくは第十三項、第十八条の二の二第二項又は第十八条の二の五第一項若しくは第五項」に改め、同項中第二十七号を第二十九号とし、第二十三号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十二号中「第七十三条」を「第七十二条の八又は第七十三条」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十一号中「第七十二条の四第一項」を「第七十二条の五第一項」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項中第二十号を第二十一号とし、同号の次に一号を加える。

二十二 第七十二条の四第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

第八十六条第一項中第十九号を第二十号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

二十九条の五第一項の規定による登録を受けずに受渡しを行つたとき。

第八十六条の三第一項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

第二十三条の二の十の二第六項 第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

第八十七条第二号中「第十四条第十四項」を「第十四条第十五項」に改める。

第八十八条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「又は第六条の三第四項」を「第六条の三第四項又は第六条の四第三項」に「者」を「とき」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第三条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第七条第四項」の下に「第八条の二第一項、第二項、第四項、第六項及び第七項」を加える。

第八条の二第四項中「当該都道府県」の下に「(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。第七項において同じ。)」を加え、同条第五項中「(都道府県知事)」の下に「(薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域においては、市長又は区長)」は、第一項又は第二項の規定による報告を受けたときを「第一項及び第二項の規定により報告を受けたとき」を加え、「第一項及び第二項の規定により報告された事項を」を「その報告の内容を厚生労働大臣(薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域における場合は厚生労働大臣及び都道府県知事。次項及び第七項において同じ。)に報告するとともに」に改め、同条に次の二項を加える。

七都道府県知事は、前項の規定による報告を行つたものとみなす。

7 厚生労働大臣は、第五項の規定による報告を受けたときは、都道府県の区域を超えた広域的な見地から必要とされる情報の提供のため、都道府県知事による同項の規定による公表に關し必要な助言、勧告その他の措置を行うものとする。

第十三条の三の見出し及び同条第一項中「認定」を「登録」に改め、同条第二項中「認定」を「登録」に「与える」を「行う」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の登録については、第十三条第三項(第一号及び第六号に係る部分に限る)、第四項、第六項、第八項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第八項中「許可の」とあるのは「登録の」と「厚生労働大臣の許可」とあるのは「厚生労働大臣の登録」と、同条第九項中「許可」とあるのは「登録」と、「第一項から第七項まで」とあるのは「第三項(第一号及び第六号に係る部分に限る)」、第四項及び第六項」と読み替えるものとする。

第十三条の三の二を削る。

第十四条第二項第二号中「第十三条の三第一項の認定」を「又は第十三条の二の二第一項の登録若しくは前条第一項の登録」に改め、「又は第十三条の二の二第一項若しくは前条第一項の登録」を削り、同条第八項中「区分をいう」の下に「第十七項」を加え、同条第十六項中「申請」の下に「並びに第二十項の規定による報告」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「前項を「第十四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同項の次に次の二項を加える。

20 第一項の承認を受けた者は、その行おうとする第十四項の厚生労働省令で定める軽微な変更が品質に与える影響が小さいものとして厚生労働省令で定めるもの(以下この項において「特定軽微変更」という)に該当するときは、前項の規定による届出に代えて、年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更について厚生労働大臣に報告し、これが特定軽微変更である旨の確認を受けることができる。

21 厚生労働大臣は、前項の規定による確認をしたときは、その結果を同項の規定による報告をした者に対して通知しなければならない。

14 第十四条第十四項の次に次の四項を加える。

特に適切な製造管理又は品質管理をするものとして厚生労働省令で定める医薬品、医薬部外品又は化粧品について第一項の承認を受けた者が、当該承認を受けた品目の製造方法その他の厚生労働省令で定める事項の一部の変更について前項の規定による厚生労働大臣の承認を受けようとする場合は、厚生労働大臣は、当該承認の申請を受理した日から起算して三月以内の厚生労働省令で定める期間内に、その承認をするかどうかを判断するものとする。

15 生労働省令で定める事項の一部の変更について前項の規定による厚生労働大臣の承認を受けようとする場合は、厚生労働大臣は、当該承認の申請を受理した日から起算して三月以内の厚生労働省令で定める期間内に、その承認をするかどうかを判断するものとする。

16 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令で定める期間内に同項の規定による判断をすることができない合理的な理由があるときは、当該期間を延長することができる。この場合においては、厚生労働大臣は、申請者に対し、その旨、延長後の期間及び延長する理由を通知しなければならない。

17 第十五項に規定する厚生労働省令で定める事項の一部の変更について第十四項の承認を受けようとする者は、その承認に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品を製造する製造所が、当該承認に係る品目の製造工程と同一の製造工程の区分に属する製造工程について次条第五項の基準確認証の交付を受けているときは、当該製造工程に係る当該製造所における第十四項において準用する第六項の調査を受けることを要しない。

18 前項の規定にかかるわらず、厚生労働大臣は、第十五項に規定する厚生労働省令で定める事項の一部の変更についての第十四項の承認に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品の特性その他を勘案して必要があると認めるときは、当該医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所における製造管理又は品質管理の方法が第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、書面による調査又は実地の調査を行ふことができる。この場合において、当該承認を受けようとする者は、当該調査を受けなければならない。

19 第十四条の二第一項中「の認定」を「登録」に改め、「若しくは第十三条の二第一項」を削り、「若しくは第十三条の二の二第一項」に改め、「認定」を削る。

20 第十四条の二の三第一項中「並びに第九項」を「第九項並びに第十八項」に改め、「通知」の下に「同条第二十項の規定による確認及び同条第二十一項の規定による通知」を加え、同条第四項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十九項」に改める。

- 第十四条の五第一項中「第十四条第六項」を「第十四条第二十二項」に改める。
- 第十九条の二第五項中「及び第三項から第十六項まで」を「第三項から第十四項まで、第十九項、第二十項及び第二十二項」に改め、同条第六項中「同条第六項」を「同条第十五項から第十八項まで及び第二十二項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条に次の一項を加える。
- 7 第十五条において準用する第十四条第二十項の規定による報告については、同条第二十一項及び第二十二項並びに第十四条の二の三の規定を準用する。
- 第二十三条规定「認定」を「登録」に改める。
- 第二十三条の二十四の見出し及び第一項中「認定」を「登録」に改め、同条第二項中「認定」を「登録」に、「与える」を行うに改め、同条第三項を次のように改める。
- 3 第一项の登録については、第二十三条の二十二第三項第一号及び第五号に係る部分に限る)、第四項、第六項、第八項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第八項中「許可」のあるのは「登録」と「厚生労働大臣の許可」とあるのは「厚生労働大臣の登録」と、同条第九項中「許可」とあるのは「登録」と、「第一項から第七項まで」とあるのは「第三項(第一号及び第五号に係る部分に限る)、第四項及び第六項」と読み替えるものとする。
- 第二十三条の二十五第二項第二号中「認定」を「登録」に改め、同条第七項中「区分をいう」の下に「第十六項及び」を加え、同条第十五項中「申請」の下に並びに第十九項の規定による報告を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項中「前項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の二項を加える。
- 19 第一项の承認を受けた者は、その行おうとする第十三項の厚生労働省令で定める軽微な変更が品質に与える影響が小さいものとして厚生労働省令で定めるもの(以下この項において「特定軽微変更」という)に該当するときは、前項の規定による届出に代えて、年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更について厚生労働大臣に報告し、これが特定軽微変更である旨の確認を受けることができる。
- 20 厚生労働大臣は、前項の規定による確認をしたときは、その結果を同項の規定による報告をした者に対しても通知しなければならない。
- 第二十三条の二十五第三項の次に次の四項を加える。
- 14 第一项の承認を受けた者が、当該承認を受けた品目の製造方法その他の厚生労働省令で定める事項の一部の変更について前項の規定による厚生労働大臣の承認を受けようとする場合は、厚生労働大臣は、当該承認の申請を受理した日から起算して三月以内の厚生労働省令で定める期間内に、その承認をするかどうかを判断するものとする。
- 15 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令で定める期間内に同項の規定による判断をすることできない合理的な理由があるときは、当該期間を延長することができる。この場合においては、厚生労働大臣は、申請者に対し、その旨、延長後の期間及び延長する理由を通知しなければならない。
- 16 第十四項に規定する厚生労働省令で定める事項の一部の変更について第十三項の承認を受けようとする者は、その承認に係る再生医療等製品を製造する製造所が、当該承認に係る品目の製造工程と同一の製造工程の区分に属する製造工程について次条において準用する第十四条の二第五項の基準確認証の交付を受けているときは、当該製造工程に係る当該製造所における第十三項において準用する第六項の調査を受けることを要しない。
- 17 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、第十四項に規定する厚生労働省令で定める事項の一部の変更についての第十三項の承認に係る再生医療等製品の特性その他を勘案して必要があると認めるときは、当該再生医療等製品の製造所における製造管理又は品質管理の方法が第二項第十四号に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかについて、書面による調査又は実地の調査を行うことができる。この場合において、当該承認を受けようとする者は、当該調査を受けなければならない。

- 第二十三条の二十五の二中「認定」を「登録」に改める。
- 第二十三条の二十七第一項中「並びに第八項」を「第八項並びに第十七項」に改め、「調査」の下に「第二十三條の二十五第十九項の規定による確認及び同条第二十項の規定による通知」を加え、同条第四項中「第二十三條の二十五第十四項」を「第二十三條の二十五第十八項」に改める。
- 第二十三條の二十一第一項中「第二十三條の二十五第五項」を「第二十二条の二十五第二十一項」に改める。
- 第二十三条の三十七第五項中「及び第三項から第十五項まで」を「第三項から第十三項まで、第十八項、第十九項及び第二十一項」に改め、同条第六項中「同条第十五項」を「同条第十四項から第十七項まで及び第二十一項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条に次の二項を加える。
- 7 第五項において準用する第二十三條の二十五第十九項の規定による報告については、同条第二十項及び第二十一項並びに第二十三條の二十七の規定を準用する。
- 第二十三条の四十二中「認定」を「登録」に改める。
- 第二十三条の三十七第五項中「の認定若しくは第十三條の三の二第一項」を削る。
- 第五十五条第二項中「の認定若しくは第十三條の三の二第一項」を削る。
- 第五十六条第三号中「第十四条第十五項」を「第十四条第十九項」に改める。
- 第六十条及び第六十二条中「認定若しくは第十三條の三の二第一項」を削る。
- 第六十四条中「の認定若しくは第十三條の三の二第一項」を削り、「認定」を「登録」に改め第六十五条の四中「の認定若しくは第十三條の三の二第一項」を削る。
- 第六十五条の五第一項第二号中「第二十三條の二十五第十四項」を「第二十三條の二十五第十八項」に改める。
- 第六十九条第一項中「第十五項」を「第十九項」に、「第二十三條の二十五第二項、第十三項若しくは第十四項」を「第二十三條の二十五第二項、第十三項若しくは第十八項」に改め、同条第二項中「第七十二条の二第一項、第七十二条の二の二」の下に「第七十二条の三」を加え、同条第三項を次のように改める。
- 3 都道府県知事(第一号に掲げる場合にはあつては、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長)は、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局若しくは地域連携薬局、専門医療機関連携薬局若しくは健康増進支援薬局(以下この章において「地域連携薬局等」といいう)に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。
- 一 薬局開設者が、第八条の二第一項若しくは第二項の規定又は第七十二条の三に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるとき 当該薬局開設者
- 二 地域連携薬局等の開設者が第六条の二第三項、第六条の三第三項若しくは第四項若しくは第六条の四第三項の規定又は第七十二条第五項若しくは第七十二条の二第三項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるとき 当該地域連携薬局等の開設者
- 三 第七十五条の二の二第二項中「若しくは第九項」を「第九項若しくは第十八項」に、「第二十一条の二第五第六項若しくは第八項」を「第二十三條の二十五第六項、第八項若しくは第十七項」に、「第九項若しくは第九項」を「第九項、第十九條の二第六項において準用する第十四条第十八項、第十九條の二第五項において準用する」に、「若しくは第二十三條の二十六の二第二項」を「第二十三條の三十七第六項において準用する第二十三條の二十六の二第二項」に改める。

第七十五条の四を次のように改める。

第七十五条の四 削除

第七十五条の五の見出しを「医薬品等外国製造業者等の登録の取消し等)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「第十三条の三の二第一項又は第二十三条の二の四第一項」を「第十三条の三第一項、第二十三年の二の四第一項又は第二十三条の二の四第一項」に改め、同項第一号中「第二十三条の三の二第一項又は第二十三条の二の四第一項」を「第十三条の三第一項、第二十三年の二の四第一項又は第二十三条の二の四第一項」に改め、同項第二号中「第十三条の三の二第一項又は第二十三条の二の四第一項」を「第十三条の三第一項、第二十三年の二の四第一項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の四第一項」を「第十三条の三第一項、第二十三年の二の四第一項」に改め、同項第四号及び第二十四第一項に「又は医療機器」を「医療機器又は再生医療等製品」に改め、同項第四号及び同条第二項中「第十三条の三の二第一項又は第二十三年の二の四第一項」を「第十三条の三第一項、第二十三年の二の四第一項又は第二十三年の二の四第一項」に改める。

第二十三条の二の四第一項又は第二十三年の二の四第一項」に改める。

第七十六条中「第六条の四第四項、第十三条の三第三項において準用する第十三条第四項(第

十三条の三第三項において準用する第十三条第九項において準用する場合を含む)若しくは第二十

三条の二十四第三項において準用する第二十三条の二十二第四項(第二十三条の二十四第三項にお

いて準用する第二十三条の二十二第九項において準用する場合を含む)」を「若しくは第六条の四

第四項」に「(第十三条の三の二第二項において準用する場合を含む)」を「第十三条の三第三

項において準用する第十三条第四項(第十三条の三第三項において準用する第十三条第九項にお

いて準用する場合を含む)」に改め、「第二十三年の二十四第三項」の下に「第二十三年の二十四第三項において準用する場合を含む)」を「若しくは第六条の四

第三条の二十二第九項において準用する場合を含む)」を加える。

第七十七条第一項第四号から第六号までの規定中「認定」を「登録」に改め、同項第六号の二を

削り、同項第八号中「若しくは第九項」を「第九項」に「第十四条の二の二第三項」を「若し

くは第十八項(第十九条の二第六項において準用する場合を含む)、第十四条の二の二第三項」に

改め、同項中第八号の二を第八号の三とし、第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第十四条第二十項(第十九条の二第五项において準用する場合を含む)の確認を受けよ

うとする者

第七十八条第一項第四号から第六号までの規定中「認定」を「登録」に改め、同項第二十

九号中「若しくは第八項」を「第八項」に「又は第二十三条の二十六の二第二項」を「若しくは

第十七項(第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む)又は第二十三条の二十六の二

第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十四の二 第二十三条の二十五第五十九項(第二十三条の三十七第五項において準用する場合を

含む)の確認を受けようとする者

第七十八条第二項中「第十三条の三第三項及び」を削り、並びに第十九条の二第五项及び第六项

を「及び第十九条の二第五项から第七项まで」に改め(第二十三条の二十四第三项及び)を削り、並

びに第二十三条の三十七第五项及び第六项」を「及び第二十三条の三十七第五项から第七项まで」に改める。

第八十三条第一項中「第九条の三」を「第八条の二第五项、第九条の三」に改め、「第七条第四项

の下に「第八条の二第一项、第二项、第四项、第六项及び第七项」を「飼育者」との下に

「同条第四项中「都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。第七项

において同じ)」とあるのは「都道府県」と、同条第五项中「都道府県知事(薬局の所在地が保健

所を設置する市又は特別区の区域にある場合には、市長又は区長」とあるのは「都道府県知事」と、「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と、厚生労働大臣(薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域における場合は、厚生労働大臣及び都道府県知事。次項及び第

七项において同じ)」とあるのは「農林水産大臣」とを、「第七十二条の二の二」の下に「第七

十二条の三」を加え、「同条第四项」を「同条第三项中「都道府県知事(第一号に掲げる場合にあつては、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四项」に改める。

第十八条第七条第二号中「第十四条第十五项」を「第十四条第十九项」に改め、同条第九号中「第二十三条の二十五第十四项」を「第二十三条の二十五第十八项」に改める。

第四条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 公的医療機関(第三十一条―第三十八条)」を「第六節(第六節)適切な医療を提供するための医薬品の供給の確保(第三十一条―第三十八条の七)」に改める。

第三十五条の次に次の節名を付する。

第一条(第三十五条) 第三十六条の次に次の節名を付する。

第七節 適切な医療を提供するための医薬品の供給の確保

第三十六条から第三十八条までを次のように改める。

第三十六条 厚生労働大臣は、特定医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十七項に規定する特定医薬品をいう。以下同じ。)について、その供給が不足し、又はその特定医薬品の需給の状況その他の状況から合理的に判断して、その供給が不足する蓋然性があると認められるため、適切な医療の提供が困難になることにより、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあると認める場合は、製造販売業者(同法第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者をいう。以下同じ。)、製造業者(同法第十三条第一項の医薬品の製造業の許可を受けた者をいう。以下同じ。)、卸売販売業者(同法第三十四条第一項の卸売販売業の許可を受けた者をいう。第三十八条の四において同じ。)その他の関係者に対し、当該特定医薬品又は代替薬(同法第十八条の五に規定する代替薬をいう。以下この条において同じ。)の増産、販売の調整その他の当該特定医薬品又は代替薬を必要とする医療提供施設に対する当該特定医薬品又は代替薬の提供を図るために必要な協力を求めることができる。

厚生労働大臣は、前項に規定する場合には、薬局開設者(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の四に規定する薬局開設者をいう。)又は病院若しくは診療所の開設者その他の関係者に対し、調剤又は処方に関する配慮その他の当該特定医薬品又は代替薬を必要とする者に対する医療の提供を図るために必要な協力を求めることができる。

第三十七条 厚生労働大臣は、供給確保医薬品及びその製造に必要不可欠であると認められる原料又は材料(以下「供給確保医薬品等」という。)の安定的な供給の確保を図るために指針(以下「安定供給確保指針」という。)を定めるものとする。

2 安定供給確保指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 供給確保医薬品等の安定的な供給の確保に関する基本的な方向

二 供給確保医薬品等の供給不足の発生を未然に防止するための施策に関する事項

三 供給確保医薬品等の供給不足が発生した場合における製造又は輸入に関する事項

四 その他供給確保医薬品等の安定的な供給の確保に関する重要な事項

3 厚生労働大臣は、安定供給確保指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 第一項の「供給確保医薬品」とは、特定医薬品であつて、次に掲げる事項を勘案し、その安定的な供給の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

5 その用途に係る疾病にかかる場合の病状の程度

6 当該特定医薬品と代替性のある特定医薬品又は治療方法の有無

7 その製造に要する特別の技術の有無、原料又は材料の供給事情その他の製造又は供給に関し

て留意すべき事項

8 その他厚生労働省令で定める事項

- 第三十八条 厚生労働大臣は、重要供給確保医薬品(前条第四項に規定する供給確保医薬品のうち、同項各号に掲げる事項を勘案し、その安定的な供給の確保を図ることが特に重要なものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するもの)をいう。及びその製造に必要不可欠であると認められる原料又は材料(以下「重要供給確保医薬品等」という。)について、製造の状況その他の状況から合理的に判断して、その供給が不足する蓋然性があり、かつ、その供給が不足した場合には、適切な医療の提供が困難になることにより、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、当該重要供給確保医薬品等の製造販売業者又は製造業者に対し、安定供給確保指針に即して、厚生労働省令で定めるところにより、当該重要供給確保医薬品等の供給不足の発生を未然に防止するためには、必要な措置に関する計画(以下この条において「供給不足防止措置計画」という。)を作成し、厚生労働大臣に届け出るべきことを指示することができる。**
- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する事態に対処するため特に必要があると認めるときは、同項の規定による指示に従つて届出をした製造販売業者又は製造業者に対し、安定供給確保指針に即して、その届出に係る供給不足防止措置計画(次項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。)を変更し、厚生労働大臣に届け出るべきことを指示することができる。
- 3 前二項の規定による指示に従つて届出をした製造販売業者又は製造業者は、その届出に係る供給不足防止措置計画を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、変更した事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による指示に従つて届出をした製造販売業者又は製造業者は、その届出に係る供給不足防止措置計画に係る重要な供給確保医薬品等の供給不足の発生を未然に防止するために必要な措置を行わなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、第二項の規定による指示を受けた製造販売業者若しくは製造業者が正当な理由がなくその指示に従わなかつたとき、又は前項に規定する製造販売業者若しくは製造業者が正當な理由がなくその届出に係る供給不足防止措置計画に沿つて当該供給不足防止措置計画に係る重要な供給確保医薬品等の供給不足の発生を未然に防止するためには、必要な措置を行つていないと認めたときは、その旨を公表することができる。
- 第六章 第三十八条の次に次の六条を加える。
- 第三十九条の二 厚生労働大臣は、重要供給確保医薬品等について、需要の増加又は製造数量の減少その他の事情により、現にその供給が不足し、又は重要供給確保医薬品等の需給の状況その他の状況から合理的に判断して、その供給が不足する蓋然性が特に高く、かつ、その供給の不足により、適切な医療の提供が困難になり、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、当該重要供給確保医薬品等の製造販売業者又は製造業者に対し、安定供給確保指針に即して、厚生労働省令で定めるところにより、当該重要供給確保医薬品等の製造又は輸入に届け出なければならない。**
- 3 前二項の規定による指示に従つて届出をした製造販売業者又は製造業者は、その届出に係る製造計画を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、変更した事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による指示に従つて届出をした製造販売業者又は製造業者は、その届出に係る製造等計画に沿つて当該製造等計画に係る重要な供給確保医薬品等の製造又は輸入を行わなければならぬ。

- 第五十条 第三十八条の五 厚生労働大臣は、供給確保医薬品等について、製造販売業者又は製造業者その他品等の供給不足の発生を未然に防止するために必要な措置を行うう製造販売業者又は製造業者及び前条第一項又は第二項の規定による指示に従つて重要供給確保医薬品等の製造又は輸入を行う製造若しくは輸入を行つていないと認めるときは、その旨を公表することができる。**
- 第五十一条 第三十八条の三 国は、第三十八条第一項又は第二項の規定による指示に従つて重要供給確保医薬品等の供給不足の発生を未然に防止するために必要な措置を行つて重要供給確保医薬品等の製造若しくは輸入を行つて、その旨を公表することができる。**
- 第五十二条 第三十八条の四 供給確保医薬品等の製造販売業者、製造業者又は卸売販売業者その他厚生労働省令で定める者は、安定供給確保指針に即して、厚生労働省令で定めるところにより、供給確保医薬品等の製造、輸入、販売又は授与の状況その他必要な事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。**
- 第五十三条 第三十八条の五 厚生労働大臣は、供給確保医薬品等について、製造販売業者又は製造業者その他品等の供給不足の発生を未然に防止するために必要な措置を行わなければならない。**
- 第五十四条 第三十八条の六 厚生労働大臣は、第三十八条及び第三十八条の二の規定の施行に必要な限度において、製造販売業者又は製造業者に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告させ、又は当該職員に、これらの者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。**
- 2 第六条の二十四第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
- 第五十五条 第三十八条の七 厚生労働大臣は、特定医薬品の需給状況を把握するため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二第三項の情報その他厚生労働省令で定める情報(次項において「医薬品調剤等情報」という。)について調査及び分析を行うことができる。**
- 2 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第四十五条规定する国民健康保険団体連合会は、前項の調査及び分析の用に供するため、厚生労働大臣に対し、それぞれが保有する医薬品調剤等情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。
- 第六章 第三十八条の二 第三十八条の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 四 第三十八条第一項又は第三十八条の二第一項の規定による指示に違反して、届出をしなかつた者 第八十九条に次の二号を加える。
- 五 第三十八条第三項又は第三十八条の二第三項の規定に違反して、届出をしなかつた者 第九十条中「第八十七条」の下に「第八十七条の二」を加える。
- (麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)**
- 第五十六条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。**
- 第二十条第一項第二号中「第二十四条第一項第五号」を「第二十四条第一項第七号」に改める。
- 第二十四条第一項中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。
- 二 麻薬診療施設の開設者が、麻薬(その使用による保健衛生上の危害の発生を防止するために回収する必要があるものに限る。次号、第八項ただし書、第九項ただし書及び第十一項ただし書において「要回収麻薬」という。)を麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合
- 三 麻薬研究施設の設置者が、要回収麻薬を麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合

第二十四条第二項中「第一号から第三号まで」を「第一号、第四号及び第五号」に改め、同条第八項に次のただし書を加える。

ただし、要回収麻薬を麻薬製造業者又は麻薬製剤業者による譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第二十四条第九項中「都道府県」の下に「(麻薬製造業者又は麻薬製剤業者による麻薬の出荷の停止又は制限その他の事由が生じたことにより厚生労働大臣が保健衛生上の危害の発生を防止するための措置を講ずることとした場合その他の厚生労働省令で定める場合にあつては、当該免許に係る麻薬業務所の所在地の都道府県及びこれに隣接する都道府県」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、要回収麻薬を麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は麻薬元卸売業者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第二十四条第十一項に次のただし書を加える。

ただし、要回収麻薬を麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

第三十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者が、第二十四条第八項ただし書又は第九項ただし書の規定により麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

第三十条第三項に次のただし書を加える。

ただし、麻薬小売業者が、第二十四条第十一項ただし書の規定により麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

第三十一条に次のただし書を加える。

第三十二条に「(第二十四条第十項)を「麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者が第二十四条第八項ただし書又は第九項ただし書の規定により麻薬を譲り渡す場合及び同条第十項)に改める。第五十四条第五項中「第八十六条第一項第二十五号及び第二十六号」を「第八十六条第一項第二十七号及び第二十八号」に改める。

(薬剤師法の一部改正)

第六条 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)以下「医薬品医療機器等法」という。第九条の五の規定による委託に係る特定調剤業務(同条に規定する特定調剤業務をいう。次条及び第二十八条第二項において同じ。)を

行うときは、当該特定調剤業務については、この限りでない。

第二十五条の二第一項中「調剤したとき」の下に「(医薬品医療機器等法第九条の五の規定による委託に係る特定調剤業務として調剤したときを除く。)」を加え、同条第二項中「認める場合」の下に「(医薬品医療機器等法第九条の五の規定による委託に係る特定調剤業務を行う場合を除く。)」を

加える。

第二十七条の見出し中「処方せん」を「処方箋」に、「三年間」を「五年間」に改める。

第二十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、医薬品医療機器等法第九条の五の規定による委託に係る特定調剤業務として調剤したときは、当該調剤については、この限りでない。

第二十八条第三項中「三年間」を「五年間」に改める。

(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正)

第七条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の十四条を加える。

(研究所の行う革新的な医薬品等の実用化の支援等の業務)

第十七条 研究所は、第十五条及び附則第十四条第一項に規定する業務のほか、令和十八年三月三十一日までの間、次の業務を行う。

一、革新的な医薬品又は再生医療等製品(以下この号及び次条第三項において「革新的な医薬品等」という。)の実用化のための研究開発に必要な相当の規模の施設又は設備を整備し、革新的な医薬品等の実用化に取り組む者の公用に供すること等により革新的な医薬品等の実用化のための交流、連携等の機会を提供する事業その他革新的な医薬品等の実用化に取り組む者に対し当該実用化に必要な支援を行う事業として政令で定める事業を行う者(次条第一項及び第二項において「革新的な医薬品等実用化支援事業者」という。)に対し、当該事業に必要な資金の交付その他の支援を行うこと。

二、前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

研究所は、第十五条並びに附則第十四条第一項及び前項に規定する業務のほか、令和十三年三月三十一日までの間、次の業務を行う。

一、後発医薬品(医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けた医薬品のうち、医薬品医療機器等法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められた医薬品(医薬品医療機器等法第二条第十七項に規定する特定医薬品であるものに限る。)であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この号及び附則第二十四条第三項において同じ。)の製造(他に委託して行う場合及び他から委託を受けて行う場合を含む。以下この号において同じ。)を行う者(以下「後発医薬品製造販売業者等」という。)であつて、自らが製造を行う品目の製造の工程と他の後発医薬品製造販売業者等が製造を行う品目の製造の工程の統合その他の後発医薬品の安定的な供給の確保のための基盤の整備に関する措置であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「製造基盤整備措置」という。)を行うものに對し、当該製造基盤整備措置に必要な資金の交付その他の支援を行うこと。

二、前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

前項の規定による支援は、次条第一項又は附則第二十四条第一項の認定を受けた者について行うものとする。

厚生労働大臣とす。

三、第一項及び第二項の業務は、第二十四条第一号の規定の適用については、第十五条に規定する業務とみなす。

4 第一項及び第二項の業務に関する事項については、研究所に係る通則法における主務大臣は、第十五条及び第二項の業務に關する事項については、第十五条に規定する厚生労働大臣とす。

5 第一項及び第二項の業務は、第二十四条第一号の規定の適用については、第十五条に規定する厚生労働大臣とす。

(事業の認定)

第十八条 革新的医薬品等実用化支援事業者は、前条第一項第一号の規定による支援を受けて同号に規定する事業を行おうとする場合は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を厚生労働大臣に提出し、当該事業について、同号に掲げる業務の対象とすることが適当である旨の認定を受けることができる。

二、以上の革新的医薬品等実用化支援事業者がその事業を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の革新的医薬品等実用化支援事業者は共同して前項の申請書を作成し、同項の認定を受けることができる。

三、厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において定める前条第一項第一号に掲げる業務の対象となる事業の基準に適合しており、かつ、当該中長期目標において定める当該業務の実施に関し必要な事項その他の事項に照らしてこれらの事業に係る革新的な医薬品等の実用化のための支援を促進することが適切であると認めるときは、第一項の認定をするものとする。

四、厚生労働大臣は、第一項の認定を受けた事業が前項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、正當な理由がないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

五、厚生労働大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を研究所に通知しなければならない。前項の規定により認定を取り消したときは、同様とする。

附則に次の十四条を加える。

(財務大臣との協議)

第十九条 厚生労働大臣は、前条第一項の認定又は同条第四項の規定による認定の取消しをしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(革新的医薬品等実用化支援基金の設置)

第二十条 研究所は、附則第十七条第一項第一号に掲げる業務（複数年度にわたるものであつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものに限る。）及び当該業務に附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下この条及び次条第一項において「革新的医薬品等実用化支援基金」という。）を設けることができるものとし、次項の規定により交付を受けた補助金及び革新的医薬品等実用化支援基金に充てるることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、研究所に対し、革新的医薬品等実用化支援基金に充てる資金を補助することができる。

3 革新的医薬品等実用化支援基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、革新的医薬品等実用化支援基金に充てるものとする。

4 研究所は、第一項の規定により革新的医薬品等実用化支援基金を設けた場合には、革新的医薬品等実用化支援基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

5 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、革新的医薬品等実用化支援基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

6 厚生労働大臣は、革新的医薬品等実用化支援基金の額が革新的医薬品等実用化支援基金に係る業務の実施状況その他の事情に照らして過大であると認めたときは、研究所に対し、速やかに、交付を受けた革新的医薬品等実用化支援基金に充てる補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

7 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

8 研究所は、革新的医薬品等実用化支援基金を廃止する場合において、革新的医薬品等実用化支援基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

9 第五項において読み替えて準用する通則法第四十七条の規定に違反して革新的医薬品等実用化支援基金を運用したときは、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。（国会への報告等）

第二十一条 研究所は、毎事業年度、革新的医薬品等実用化支援基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

第二十二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用

七条第一項第一号の規定により研究所が交付する資金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、「各省各庁の長」とあるのは、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の事業年度」と読み替えるものとする。

(残余財産の処理の特例)

第二十三条 研究所は、附則第十七条第一項の規定にかかるわらず、令和十八年四月一日以後も、附則第二十条第八項の規定による納付金の納付が終了するまでの間は、当該納付金の納付の事務を行うことができる。

(製造基盤整備措置の認定)

第二十四条 後発医薬品製造販売業者等は、附則第十七条第二項第一号の規定による支援を受けて製造基盤整備措置を行おうとする場合は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を厚生労働大臣に提出し、当該製造基盤整備措置について、同号に掲げる業務の対象とすることが適當である旨の認定を受けることができる。

2 二以上の後発医薬品製造販売業者等がその製造基盤整備措置を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の後発医薬品製造販売業者等は共同して前項の申請書を作成し、同項の認定を受けることができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る製造基盤整備措置が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において定める附則第十七条第二項第一号に掲げる業務の対象となる製造基盤整備措置の基準に適合しており、かつ、当該中長期目標において定める当該業務の実施に関し必要な事項その他の事項に照らして当該製造基盤整備措置に係る後発医薬品の安定的な供給の確保を促進することが適切であると認めるときは、第一項の認定をするものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の認定を受けた製造基盤整備措置が前項の基準に適合しないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

5 厚生労働大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を研究所に通知しなければならない。前項の規定により認定を取り消したときも、同様とする。

(財務大臣との協議)

第二十五条 厚生労働大臣は、前条第一項の認定又は同条第四項の規定による認定の取消しをしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(公正取引委員会との関係)

第二十六条 厚生労働大臣は、附則第二十四条第一項の認定をしようとする場合において、当該認定に係る後発医薬品製造販売業者等が行おうとする製造基盤整備措置が、事業再編（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十七項に規定する事業再編をいう。）を伴うものであつて、当該後発医薬品製造販売業者等と他の後発医薬品製造販売業者等との適正な競争を阻害するおそれがあるものとして政令で定めるものに該当するときは、あらかじめ、公正取引委員会に、当該認定に係る申請書の写しを送付し、協議するものとする。

2 厚生労働大臣及び公正取引委員会は、前項の規定による協議に当たつては、手続の迅速かつ適確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。

3 厚生労働大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による協議に係る製造基盤整備措置であつて、厚生労働大臣が附則第二十四条第一項の認定をしたものについて、当該認定後の経済事情の変動により後発医薬品製造販売業者等間の適正な競争を阻害し、並びに一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

(後発医薬品製造基盤整備基金の設置)

第二十七条 研究所は、附則第十七条第三項第一号に掲げる業務（複数年度にわたるものであつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものに限る。）及び当該業務に附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下この条及び次条第一項において「後発医薬品製造基盤整備基金」という。）を設けることができるものとし、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

- 2 政府は、予算の範囲内において、研究所に対し、後発医薬品製造基盤整備基金に充てる資金を補助することができる。
- 3 後発医薬品製造基盤整備基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、後発医薬品製造基盤整備基金に充てるものとする。
- 4 研究所は、第一項の規定により後発医薬品製造基盤整備基金を設けた場合には、後発医薬品製造基盤整備基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。
- 5 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、後発医薬品製造基盤整備基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。
- 6 厚生労働大臣は、後発医薬品製造基盤整備基金の額が後発医薬品製造基盤整備基金に係る業務の実施状況その他の事情に照らして過大であると認めたときは、研究所に対し、速やかに、交付を受けた後発医薬品製造基盤整備基金に充てる補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。
- 7 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 研究所は、後発医薬品製造基盤整備基金を廃止する場合において、後発医薬品製造基盤整備基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 9 第五項において読み替えて準用する通則法第四十七条の規定に違反して後発医薬品製造基盤整備基金を運用したときは、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。（国会への報告等）
- 第二十八条** 研究所は、毎事業年度、後発医薬品製造基盤整備基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)
- 第二十九条** 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定（罰則を含む。）は、附則第十一条第二項第一号の規定により研究所が交付する資金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、「各省各庁の長」とあるのは、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の事業年度」と読み替えるものとする。
(残余財産の処理の特例)
- 第三十条** 研究所は、附則第十七条第二項の規定にかかるわらず、令和十三年四月一日以後も、附則（施行期日）
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第十三条第一項、第二項及び第一項並びに第十六条の規定 公布の日
- 二 第一条の規定（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十八項を同条第十九項とする改正規定、同条第十七項を同条第十八項とする改正規定、同条第十一項を同条第十二項とする改正規定、同条第十六項を同条第十七項とする改正規定、同法第十八条の二の次に二条を加える改正規定及び同法第六

- 十九条第一項の改正規定（第十八条の二）の下に「第十八条の三、第十八条の四第一項若しくは第二項」を加える部分に限る。）を除く。並びに附則第六条から第八条まで、第十二条第一項、第十三条第三項から第八項まで及び第十二項、第十九条、第二十条並びに第二十二条の規定、附則第二十七条の規定（薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第九条第一項及び第二項の改正規定中「第六項まで」の下に「第三十六条の十一」を加える部分及び同法附則第十二条の改正規定に限る。）附則第二十八条中国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第三十七条の六の改正規定（第二条第十七項）を「第二条第十八項」に改める部分を除く。）並びに附則第二十九条及び第三十一条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第一条、第五条及び第六条の規定並びに附則第三条、第九条、第十条、第十二条第二項、第十三条第九项及び第十项、第十七条、第二十三条、第二十五条並びに第二十六条の規定、附則第二十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
- 四 第三条の規定並びに附則第四条、第五条、第十二条第三項、第十八条、第二十一条及び第二十二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
(検討)
- 第二条** 政府は、第七条の規定による改正後の国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（以下この項において「新国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」という。）附則第十七条第二項及び第二項に掲げる業務の実施状況その他の状況を勘案し、健全な財政を確保しつつ、品質の確保された医薬品を国民に迅速かつ適正に提供する等の観点から、新国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法附則第二十条第一項に規定する革新的医薬品等実用化支援基金及び新国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法附則第二十七条第一項に規定する後発医薬品製造基盤整備基金の在り方について、この法律の施行後三年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律による改正後のそのぞの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(名称の使用制限に関する経過措置)
- 第三条** 第二条の規定の施行の際現に健康増進支援薬局又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、同条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「第三号新医薬品医療機器等法」という。）第六条の四第三項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）から六月間は、適用しない。
(薬局開設者による薬局に関する情報の提供等に関する経過措置)
- 第四条** 第三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「第四号旧医薬品医療機器等法」という。）の規定によりされた命令その他の行為（以下この項において「命令等の行為」という。又は同条の規定の施行の際現に第四号旧医薬品医療機器等法の規定によりされている報告その他の手続（以下この項において「報告等の手続」という。）で、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」といふ。）においてこれらの行為又は手続に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、第四号施行日以後における第三条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「第四号新医薬品医療機器等法」という。）の適用については、第四号新医薬品医療機器等法の相当規定によりされた命令等の行為又は報告等の手続とみなす。)
(第四号)

2 第四号施行日前に第四号旧医薬品医療機器等法の規定により都道府県知事に対し報告等の手続をしなければならない事項で、第四号施行日前にその手續がされておらず、かつ、第四号施行日において当該手続に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものについては、これを、第四号新医薬品医療機器等法の相当規定により地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の市長又は特別区の区長に対して報告等の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、第四号新医薬品医療機器等法の規定を適用する。(医薬品等外国製造業者及び再生医療等製品外国製造業者の登録に関する経過措置)

第五条 第四号施行日において現に医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所について第四号旧医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の認定を受けたものとみなす。この場合において、当該登録に係る同条第三項の規定により準用する第四号旧医薬品医療機器等法第十三条第四項に規定する期間の残存期間とする。

2 第四号施行日において現に医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所について第四号旧医薬品医療機器等法第十三条の三の二第一項の登録を受けている者は、当該製造所について第四号新医薬品医療機器等法第十三条の三第三項の規定により準用する第四号新医薬品医療機器等法第十三条第四項に規定する期間の残存期間とする。

3 第四号施行日において現に再生医療等製品の製造所について第四号旧医薬品医療機器等法第十三条の三の二第一項の登録に係る同条第二項の規定により準用する第四号新医薬品医療機器等法第十三条の二第二第四項に規定する期間の残存期間とする。

3 第四号施行日において現に再生医療等製品の製造所について第四号旧医薬品医療機器等法第十三条の二第二第四項に規定する期間の残存期間とする。

(条件付承認に関する経過措置)

第六条 第一条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。)による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「第二号旧医薬品医療機器等法」という。)第十四条第五項(同条第十五項(第二号旧医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)及び第二号旧医薬品医療機器等法第二十一条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)及び第二号旧医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととされた医薬品又は医療機器であつて、第二号旧医薬品医療機器等法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の承認を受けたもの

(附則第十二条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定によりなお従前の例によることとされた

これらの規定の承認を受けたものを含む。)に係る第二号旧医薬品医療機器等法第十四条第十二項(同条第十五項(第二号旧医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)及び第二号旧医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき臨床試験の試験成績に関する資料の一部の添付を要しないこととされた医薬品又は医療機器であつて、第二号旧医薬品医療機器等法第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五又は第二十三条の二の十七の承認を受けたもの

(附則第十二条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定によりなお従前の例によることとされた

む。)及び第二号旧医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二の五第十三項(同条第十五項(第二号旧医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)及び第二号旧医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき厚生労働大臣が行う医薬品又は医療機器の品質、有効性及び安全性に関する調査その他の措置については、第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「第二号新医薬品医療機器等法」という。)第十四条の二の二(第二号新医薬品医療機器等法第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二の六の二(第二号新医薬品医療機器等法第二十三条の二の十六の二及び第六項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)において現に第二号旧医薬品医療機器等法第四十三条第一項又は第二項の検定を受け、かつ、これに合格している医薬品、医療機器又は再生医療等製品(附則第十二条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により准用する場合を含む。)の規定に当該製造所について受けた第四号旧医薬品医療機器等法第十三条第四項に規定する期間の残存期間とする。

2 第四号施行日において現に医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所について第四号旧医薬品医療機器等法第十三条の三の二第一項の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録に係る同条第三項の規定により準用する第四号新医薬品医療機器等法第十三条第四項に規定する期間の残存期間とする。

3 第四号施行日において現に再生医療等製品の製造所について第四号旧医薬品医療機器等法第十三条の二第二第四項に規定する期間の残存期間とする。

(指定濫用防止医薬品の容器等の表示に関する経過措置)

第八条 第二号施行日において現に第二号旧医薬品医療機器等法第五十条及び第五十一条の規定に適合する表示がされている医薬品であつて、第二号新医薬品医療機器等法第三十六条の十一第一項に規定する指定濫用防止医薬品に該当するものが、第二号施行日から起算して一年以内に製造販売(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十三項に規定する製造販売をいう。)をされたときは、第二号施行日から起算して三年間は、当該医薬品の容器又は被包に引き続き第二号旧医薬品医療機器等法第五十条及び第五十一条の規定に適合する表示がされている医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十三項に規定する製造販売をう。)をされたときは、第二号施行日から起算して三年間は、当該医薬品の容器又は被包に引き続き第二号旧医薬品医療機器等法第五十条及び第五十一条の規定に適合する表示がされている医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十三項に規定する製造販売をう。)をされたときは、第二号施行日から起算して三年間は、当該医薬品の容器又は被包に引き続き第二号新医薬品医療機器等法第五十五条(第九号に係る部分に限る。)及び第五十一条(第五十一条第九号に係る部分に限る。)の規定に適合する表示がされているものとみなす。

(医薬品の安全性及び有効性に関する情報収集等に関する経過措置)

第九条 第三号施行日において第二条の規定による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「第三号旧医薬品医療機器等法」という。)第七十九条第一項の規定により、医薬品の安全性及び有効性に係る情報収集、調査、試験その他の医薬品を使用することに伴う副作用の発生等の最小化を図るために対策の実施に関する計画を作成する旨の条件が付されている医薬品については、当該条件が付されている期間は、第三号新医薬品医療機器等法(第六十八条の二第一項、第二項又は第四項の規定にかかるわらず。)これらの規定による作成又は報告をすることを要しない。

(处方箋及び調剤録の保存に関する経過措置)

第十条 第三号施行日前に調剤済みとなつた処方箋の保存については、第六条の規定による改正後の薬剤師法(次項において「第三号新薬剤師法」という。)第二十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第三号施行日前に最終の記入がされた調剤録の保存については、第三号新薬剤師法第二十八条第三十一条第一項に規定する年度計画に係る同項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の三項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(年度計画に関する経過措置)

第十一條 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所のこの法律の施行の日の属する事業年度の独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第三十五条の八において読み替えて準用する同法第三十一条第一項に規定する年度計画に係る同項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは、「その中長期計画について医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十七号)の施行の日以後最初に第三十五条の五第一項の変更の認可を受けた後遅滞なく、当該変更後の」とする。

- (予防接種法の一部改正)
- 第十八条** 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。
第十三条第四項中「認定」を「登録」に改める。
 (地方財政法の一部改正)
- 第十九条** 地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。
 第十条の四中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。
 (地方財政法の一部を改正する法律の一部改正)
- 第二十条** 地方財政法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。
 附則第三項中「改正後の地方財政法第十条の四第七号」を「地方財政法第十条の四第六号」に、改正後の地方財政法第十一條の二を「同法第十一條の二」に改める。
 (登録免許税法の一部改正)
- 第二十一条** 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
 別表第一第七十七条中「係る許可、認定」を「係る許可」に改め、同号四中「の認定」を「の登録」に、「認定の」を「登録の」に、「認定件数」を「登録件数」に改め、同号五を削り、同号六を同号五とし、同号七から十までを同号六から九までとし、「の認定」を「の登録」に、「認定の」を「登録の」に、「認定件数」を「登録件数」に改め、同号六を同号七とし、同号七を同号六とし、同号八を同号七とし、同号九を同号八とし、同号十を同号九とする。
 (独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正)
- 第二十二条** 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。
 第十五条第一項第五号イ中「審査を行うこと」の下に「同法第二十三条の二の二十三第十項の規定による立会い及び助言を行うこと」を加え、「及び同法第十四条の二の三第四項」を「並びに同法第十四条の二の三第四項」に改める。
- 第二十三条** 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部を次のように改正する。
 第十五条第一項第五号イ中「第八十条第四項」を「第八十条第八項」に、「並びに第二十三条の二の十七第五項」を「第二十三条の二の十の三第一項（同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。並びに第二十三条の二の十七第五項）に「第八十条第五項」を「第八十条第九項」に改め、「審査を行うこと」の下に「同法第十四条の二の三第三項の規定による評価及び通知を行うこと」を加え、「第二十三条の二の十の二第九項」を「第二十三条の二の十の四第十一項」に、「第六十一条の五第四項、第六十八条の二の二第二項、第六十八条の二の六第二項」に改める。
- 第二十四条** 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部を次のように改正する。
 第十五条第一項第五号イ中「第十三条の三第三項及び第六項」を「及び第十九条の二第五項及び第六項」を「及び第十九条の二第五項から第七项まで」に改め、「第二十三条の二十四第三項及び七項まで」に、「及び通知」を「又は確認及び該評価又は確認に係る通知」に改める。
 (武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)
- 第二十五条** 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。
 第九十二条第三項中「第八十条第八項」を「第八十条第十二項」に改める。
- 第二十六条** 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正
 (武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。
- 第二十七条** 薬事法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
 附則第九条第一項中「第二十七条」を「第二十六条第六項から第十項まで、第二十七条规定」に改め、「第二十九条の三まで」の下に「第二十九条の五第八項及び第九項、第二十九条の六から第二十九条の十一まで」を「第六項まで」の下に「第三十六条の十一」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第二項中「第二十七条」を「第二十六条第六項から第十項まで、第二十七条规定」に改め、「第二十九条の三まで」の下に「第二十九条の五第八項及び第九項、第二十九条の六から第二十九条の十一まで」を「第六項まで」の下に「第三十六条の十二」を加え、「第六十九条第二項、第七十二条第二項、第七十三条及び第七十五条第一項」を「第三項、第五項及び第六項」に改める。
- 第二十八条** 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。
 第三十七条の六中「第十五項」を「第十三項」に、「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。
 (臨床研究法の一部改正)
- 第二十九条** 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）の一部を次のように改正する。
 第二条第二項第二号口中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同号二中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に改め、同号ヘ中「第二十三条の二十五第十一項」を「第二十三条の二十五第十三項」に改める。
- 第三十条** 臨床研究法の一部を次のように改正する。
 第二条第二項第二号口中「第十四条第十三項」を「第十四条第十四項」に改める。
 (医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律の一部改正)
- 第三十一条** 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
 第三十五条第三項ただし書中「第十四条第六項」を「第十四条第五項」に改める。
- 第三十二条** 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。
 第八条第一項第四号中「及び食品衛生法」を「食品衛生法及び医療法」に改める。
- 内閣総理大臣 石破 茂
 総務大臣 村上誠一郎
 財務大臣 臨時代理
 国務大臣
 厚生労働大臣 福岡 資麿
 農林水産大臣 江藤 拓
 防衛大臣 中谷 元

4 締約国は、この条約の締約国でない国を旗国とする船舶に対し、一層有利な取扱いが当該船舶に与えられないことを確保するため、必要に応じてこの条約の規定を適用する。

第四条 船舶の再資源化に関する規制

1 締約国は、自國を旗国とする船舶又は自國の権限の下で運航している船舶がこの条約に定める要件に適合することを要求するものとし、その適合を確保するため効果的な措置をとる。

2 締約国は、自國の管轄の下にある船舶の再資源化施設がこの条約に定める要件に適合することを要求するものとし、その適合を確保するため効果的な措置をとる。

第五条 船舶についての検査及び証明

締約国は、自國を旗国とする船舶又は自國の権限の下で運航している船舶であつて検査及び証明の対象となるものが、附属書に定める規則に従つて検査され、及び証明されることを確保する。

第六条 船舶の再資源化施設に係る許可

締約国は、自國の管轄の下で運航される船舶の再資源化施設であつてこの条約が適用される船舶又は第三条4の規定により同様に取り扱われる船舶を再資源化するものが、附属書に定める規則に従つて許可を与えることを確保する。

第七条 情報の交換

締約国は、自國が許可を与えた船舶の再資源化施設に關し、この条約に係る関連情報であつて当該許可の決定の基礎となつたものを要請する締約国及び要請がある場合には機関に提供する。当該関連情報については、迅速かつ適時に交換する。

第八条 船舶の監督

1 この条約の適用を受ける船舶は、当該船舶がこの条約に適合しているか否かを決定するため、他の締約国の港又は沖合の係留施設において、当該他の締約国から正當に権限を与えられた職員による監督を受けることがある。この監督は、2に規定する場合を除くほか、有害物質の目録に関する国際証書又は再資源化の準備の完了に関する国際証書のいずれかを船舶内に備えていることの確認に限られる。これらの国際証書は、有効なものである限り、認容される。

2 船舶が有効な証書を備え置いていない場合又は次のいずれかに該当すると信ずるに足りる明確な根拠がある場合には、機関が作成する指針を考慮して、詳細な監督を行うことができる。

2.1 船舶又はその設備の状態が実質的に証書又は有害物質の目録第一部の記載事項どおりでない場合

2.2 有害物質の目録第一部を維持するための手続が船舶において実施されていない場合

第九条 違反の発見

締約国は、違反の発見及びこの条約の実施について協力する。

2.1 締約国は、船舶がこの条約のいずれかの規定に違反して運航している、運航していた又は運航しようとしているという十分な証拠を有している場合には、当該船舶が他の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設に入った時に当該船舶の調査を要請することができる。この調査についての報告は、適當な場合には措置がとられるよう、当該調査を要請した締約国、当該船舶の主管庁及び機関に送付する。

3 監督を行う締約国は、船舶がこの条約に違反していることが発見された場合には、当該船舶に警告を与え、又は当該船舶を抑留し、退去させ、若しくは自國の港から排除するための措置をとることができる。これらの措置をとった締約国は、当該船舶の主管庁及び機関に直ちに通報する。

4 締約国は、他の締約国から船舶の再資源化施設がこの条約のいずれかの規定に違反して運航されている、運営されていた又は運営されようとしているという十分な証拠を付して調査を要請された場合には、自國の管轄の下で運営されている当該船舶の再資源化施設を調査し、報告を行なうべきである。この調査についての報告（当該調査を要請された締約国がとった措置又はとる措置がある場合には、当該措置に関する情報を含む）は、当該調査を要請した締約国に送付し、及び適當な措置のため機関に送付する。

第十一条 違反

1 この条約上の義務の違反は、国内法令により禁止するものとし、当該違反に対する罰は、次のとおり定める。

1.1 船舶については、違反が行われた場所のいかんを問わず、主管庁の法令において罰を定める。主管庁は、いずれかの締約国から違反の通報を受けた場合には、その問題について調査を行うものとし、また、当該締約国に対し、申し立てられた違反についての追加的な証拠を提出するよう要請することができる。当該主管庁は、申し立てられた違反について司法的手続をとるために十分な証拠が存在すると認めるとときは、主分な証拠が存在すると認めるときは、自國の法令に従つてできる限り速やかに司法的手続が行われるようにする。当該主管庁は、当該締約国及び機関にその理由を通報する。

1.2 船舶の再資源化施設については、当該船舶の再資源化施設について管轄権を有する締約国の法令において罰を定める。当該管轄権を有する締約国は、他の締約国から違反の通報を受けた場合には、その問題について調査を行うものとし、また、当該他の締約国に対し、申し立てられた違反についての追加的な証拠を提出するよう要請することができる。当該管轄権を有する締約国は、申し立てられた違反について司法的手続をとるために十分な証拠が存在すると認めるとときは、自國の法令に従つてできる限り速やかに司法的手続が行われるようにする。当該管轄権を有する締約国は、当該他の締約国及び機関に対し、とられた措置を速やかに通報する。当該管轄権を有する締約国は、情報を受け領した後一年以内に措置をとらなかつた場合には、当該他の締約国及び機関にその理由を通報する。

2 締約国が所持する当該違反に關する情報及び証拠を船舶の主管庁に提出すること。

2.1 自國の法令に従つて司法的手続が行われるようにすること。

2.2 自國が所持する当該違反に關する情報及び証拠を船舶の主管庁に提出すること。

3 この条約の規定に従つて締約国に定める罰については、違反が行われる場所のいかんを問わずこの条約の違反を防止するため十分に厳格なものとする。

2.3 第十二条 情報の伝達

締約国は、次の情報について機関に報告するものとし、機関は、適當な場合には、これらの情報の周知を図る。

1 前三条の規定の適用に當たつては、船舶を不當に抑留し、又は船舶の出航を不當に遅延させることのないように、あらゆる可能な努力を払う。

2 船舶は、前二条の規定により不當に抑留され、又は不當に出航を遅延させられた場合には、被つた損失及び損害の賠償を受ける権利を有する。

1.1 当該締約国がこの条約に従つて許可を与えた船舶の再資源化施設であつて、当該締約国の管轄

の下で運営されているものの一覧表

1.2 当該締約国のある当局の連絡先の詳細（單一の連絡部局を含む。）

- 1.3 船舶の再資源化の規制に関する事項についてこの条約に基づき当該締約国に代わって行動する権限を与えた認定された団体及び指名された検査員の一覧表並びに認定された団体又は指名された検査員に与えられた権限の責任の範囲及び条件
- 1.4 当該締約国を旗国とする船舶であつて、再資源化の準備の完了に関する国際証書の発給を受けたものについての各年ごとの一覧表（当該国際証書に記載された再資源化会社の名称及び船舶の再資源化施設の所在地を含む。）
- 1.5 当該締約国の管轄内で再資源化された船舶の各年ごとの一覧表
- 1.6 当該締約国の管轄内で再資源化された船舶の各年ごとの一覧表
- 1.7 1.5 この条約の違反に関する情報
- 1.7 1.6 当該締約国の管轄の下にある船舶及び船舶の再資源化施設に対してとった措置
- 1.7 1.7 1.6 1.5 当該締約国の管轄内で再資源化された船舶の各年ごとの一覧表
- 第十三条 技術援助及び技術協力**
- 1 締約国は、直接に又は機関その他の国際的な組織を通じ、船舶の安全かつ環境上適正な再資源化に関し、適切な場合には、次のことに関する技術援助を要請する締約国に対し支援を行うことを約束する。
- 1.1 人員を訓練すること。
- 1.2 関係する技術、資材及び施設を利用することができると確保すること。
- 1.3 共同の研究開発計画を開始すること。
- 1.4 この条約の効果的な実施及び機関が作成するその実施に関連する指針の効果的な実施を目的とする他の措置をとること。
- 2 締約国は、船舶の安全かつ環境上適正な再資源化に関する管理体制及び技術の移転につき、自国の法令及び政策に従つて積極的に協力することを約束する。
- 第三章 紛争解決
- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を交渉又は紛争当事国が合意するその他平和的手段（審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取組の利用を含めることができる。）により解決する。
- 締約国は、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争を交渉又は紛争当事国が合意するその他平和的手段（審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取組の利用を含めることができる。）により解決する。
- 第十五条 國際法及び他の国際協定との関係**
- 1 この条約のいかなる規定も、千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約及び海洋に関する国際慣習法に基づく國の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- 2 この条約のいかなる規定も、他の適用可能な関連する国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- 第十六条 署名、批准、受諾、承認及び加入**
- 1 この条約は、機関の本部において、二千九九年九月一日から三十年八月三十一日までは署名する。
- 2 この条約は、その後は加入のため、開放しておく。
- 2.1 いざれの国も、次のいずれかの方法によりこの条約の締約国となることができる。
- 2.2 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。
- 2.3 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。
- 第十七条 効力発生**
- 1 この条約は、次の全ての要件が満たされた日の後二十四箇月で効力を生ずる。
- 1.1 十五以上の国が、前条に定めるところにより、批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し、又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託すること。
- 1.2 1.1に規定する十五以上の国（その他の国）の商船船腹量の合計が、総トン数で世界の商船船腹量の四十五分の一に相当する商船船腹量以上となること。
- 1.3 1.1に規定する十五以上の国（その他の国）のそれぞの過去十年間における最大の年間船舶再資源化量の合計が、総トン数でこれらの国（その他の国）の商船船腹量の合計が、総トン数で世界の商船船腹量の四十五分の一に相当する商船船腹量以上となること。
- 2 この条約の効力発生のための要件が満たされた日からこの条約の効力発生の日前までの間にこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、その批准、受諾、承認又は加入は、同日又はこれらの文書の寄託の日の後三箇月を経過した日のいずれか遅い日に効力を生ずる。
- 3 この条約の効力発生の日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。
- 4 この条約の改正が次条の規定に従つて受諾されたものとみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された条約に係るものとする。
- 第十八条 改正**
- 1 この条約は、この条に定めるいざれかの手続に従つて改正することができる。
- 2 機関における審議の後の改正
- 2.1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。改正案は、事務局長に提出するものとし、事務局長は、審議の遅くとも六箇月前に、当該改正案を締約国及び機関の加盟国に対して回章に付する。
- 2.2 2.1の規定により提案され、かつ、回章に付された改正案は、審議のため委員会に付託する。締約国は、機関の加盟国であるか否かを問わず、改正案の審議及び採択のため委員会の審議に参加する権利を有する。
- 2.3 改正案は、委員会に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際に締約国の少なくとも三分の一が出席していることを条件とする。
- 2.4 3.2の規定に従つて採択された改正は、受諾のため、事務局長が締約国に送付する。

- 2.5 改正は、次に定めるところにより受諾されたものとみなす。
- 2.5.1 この条約のいずれかの条の改正は、締約国の三分の一以上が事務局長に対して改正の受諾を通告した日に受諾されたものとみなす。
- 2.5.2 附属書の改正は、委員会が当該改正を採択する際に決定する期間（採択の日の後十箇月以上とする）が満了した時に受諾されたものとみなす。ただし、当該期間内に三分の一を超える締約国が改正に対する異議を事務局長に通告した場合には、当該改正は、受諾されなかつたものとみなす。
- 2.6 改正は、次に定めるところにより効力を生ずる。
- 2.6.1 この条約のいずれかの条の改正は、受諾する旨の宣言を行つた締約国については、当該改正の規定に基づく通告
- 2.6.2 附属書の改正は、全ての締約国について、当該改正が受諾されたものとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。
- 2.6.3 2.6.2.1 箇月で効力を生ずる。ただし、次の締約国については、この限りでない。
- 2.6.2.2 2.6.2.1 の規定により当該改正に対する異議を通告し、かつ、当該異議を撤回しなかつた締約国
- 2.6.2.3 当該改正の効力発生前に、当該改正はその受諾を通告した後にのみ自国について効力を生ずる旨を事務局長に通告した締約国
- 2.6.3 2.6.2.3 の規定により異議を通告した締約国は、その後、改正を受諾する旨を事務局長に通告することができる。当該改正は、当該締約国について、受諾を通告した日又は改正が効力を生じた日のいずれか遅い日の後六箇月で効力を生ずる。
- 2.6.4 締約国が、2.2.2.2 の規定する通告を行い、改正についての受諾を事務局長に通告した場合には、当該改正は、当該締約国について、受諾を通告した日又は改正が効力を生じた日のいずれか遅い日の後六箇月で効力を生ずる。
- 2.6.5 会議による改正
- 3 3.1 機関は、いずれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合には、この条約の改正について審議するため、締約国会議を招集する。
- 3.2 事務局長は、締約国会議において出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正を、受諾のため、全ての締約国に送付する。
- 3.3 改正は、締約国会議において別段の決定が行われない限り、2.5に定めるところにより受諾されたものとみなされ、及び2.6に定めるところにより効力を生ずる。
- 4 附属書の改正の受諾を拒否した締約国は、当該改正の適用においてのみ、締約国でない国として取り扱われる。
- 5 この条の規定に基づく通告は、事務局長に対し書面によつて行う。

- 6 事務局長は、締約国及び機関の加盟国に対して次の事項を通報する。
- 6.1 効力を生ずる改正並びに当該改正が効力を生ずる日及び当該改正が各締約国について効力を生ずる日
- 6.2 この条の規定に基づく通告
- 1 1. 締約国は、この条約が自国について効力を生じた日から二年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。
- 2 廃棄は、事務局長に対して廃棄書を寄託することによって行われ、事務局長が当該廃棄書を受領した後一年で、又は当該廃棄書に明記された一年よりも長い期間の後に、効力を生ずる。
2. 第二十条 寄託者
- 1 この条約は、事務局長に寄託する。事務局長は、この条約の認証謄本をこの条約に署名し、又は加入した全ての国に送付する。
- 2 事務局長は、この条約において別に規定する任務のほか、次の任務を有する。
- 2.1 この条約に署名し、又は加入した全ての国に対して次の事項を通報すること。
- 2.1. 新たに行われた署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託及びこれらが行われた日
- 2.1.1 新たに行われた署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託及びこれらが行われた日
- 2.1.2 この条約の効力発生の日
- 2.1.3 この条約の廃棄書の寄託、その受領の日及び廃棄が効力を生ずる日
- 2.1.4 この条約に従つて受領するその他の宣言及び通告
- 2.2 この条約が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第二百二十二条の規定に従い、その条約文を登録及び公表のため国際連合事務局に送付すること。
- 2.2. 第二十一条 用語
- この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。
- 二千九百零五年五月十五日に中国の香港で作成した。
- 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。
- 附屬書 船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための規則
- 第一章 一般規定
- 第一規則 定義
- 1 「資格のある者」とは、特定の作業を遂行するために適当な資格を有し、訓練を受け、並びに十分な知識、経験及び技能を有する者をいう。特に職業上の有害性、危険性及び船舶の再資源化施設において被用者が潜在的な有害物質又は安全でない状態にさらされることについて認め、及び評価することができる訓練された労働者又は管理者である被用者であつて、これらの有害性、危険性又は曝露を除去し、又は減少させるためにるべき必要な保護及び予防のための措置を特定することができるものが、資格のある者となり得る。権限のある当局は、当該資格のある者の指定に関する適當な基準を定め、及び当該資格のある者に与えられる任務を決定することができる。

委員会は、1の規定に従つて提出された提案を検討するため、第七規則の規定に従つて技術部会を設置する。

- 4 技術部会は、関心を有する主体が提出した追加的な資料（他の国際的な組織の物質又は有害物質の一覧表について当該組織が採択した決定を含む。）と共に提案を検討するものとし、問題となつてある有害物質がこの条約との関係において付録一又は付録二の改正を必要とするような人の健康又は環境に対する重大な悪影響をもたらすおそれがあるか否かを評価し、及び委員会に報告する。このことに関し、
- 4.1 技術部会の検討には、次の事項を含める。

4.1.1

問題となつてある有害物質と当該有害物質が人の健康又は環境に対する重大な悪影響をもたらす可能性（この条約との関係におけるもの）との間の関連についての評価（提出された資料又は技術部会に通報された他の関連資料に基づくもの）

4.1.2

提案された規制措置その他の技術部会が検討する規制措置によって潜在的な危険が減少することについての評価

4.1.3 規制措置の技術的実行可能性に関する利用可能な情報についての検討

4.1.4 規制措置の導入により生ずるその他の影響に関する利用可能な情報であつて次の事項に関するものについての検討

4.1.5 環境
人の健康及び安全（船員及び労働者の健康及び安全を含む。）

4.1.6 國際海運その他関連する部門に与える損失

4.1.7 風險についての検討を含む。）

4.1.8 規制される有害物質の適当な代替物の利用可能性についての検討（代替物が有する潜在的な危険についての検討を含む。）

4.1.9 再資源化の過程において有害物質がもたらす危険についての検討

4.1.10 適切な閾値及び有用又は必要な免除についての検討

4.2 問題となつてある有害物質がこの条約との関係において人の健康又は環境に対する重大な悪影響をもたらすおそれがあると技術部会が認める場合には、科学的な確実性が十分にないことをもつて、技術部会が当該提案の評価を先に進めない理由としてはならない。

4.3 技術部会の報告は、書面によるものとし、4に規定する評価及び検討をそれぞれ考慮する。ただし、技術部会が、1に規定する評価の後に当該提案を更に検討する必要はないと決定した場合

4.4 技術部会の報告には、特に、問題となつてある有害物質に対してこの条約に基づく国際的な規制が必要であるか否かについて、包括的な提案に示された特定の規制措置が適当であるか否かについて又は技術部会が一層適当と信ずるその他の規制措置についての勧告を含める。

- 委員会は、適當な場合には、技術部会の報告を考慮して、付録一又は付録二を改正するための提案及びその修正を承認するか否かを決定する。改正の提案には、当該改正の効力発生前にこの条約に従つて證明された船舶に対する当該改正の適用について明示する。問題となつてある有害物質がこの条約との関係において人の健康又は環境に対する重大な悪影響をもたらすおそれがあると報告が認める場合には、科学的な確実性が十分にないことをもつて、ある有害物質を付録一又は付録二に規定する有害物質の一覧表に記載する決定を行わない理由としてはならない。当該提案を承認しないとの決定は、新たな情報が明らかとなつた場合には、特定の有害物質に関する新たな提案を将来提出することを妨げるものではない。

第七規則 技術部会

1 委員会は、必要に応じ、第六規則の規定に従つて一又は二以上の技術部会を設置することができる。技術部会は、締約国、機関の加盟国、国際連合及びその専門機関、機関と取極を締結している政府間機関並びに機関と協議する地位にある非政府機関の代表者により構成することができる。可能な場合には、物質の環境運命及び物質が環境に及ぼす影響、毒物学上の影響、海洋生物学、人の健康、経済的分析、危険の管理、造船、国際海運並びに職業上の健康及び安全に関する専門知識又は提案を専門的な見地から客観的に検討するために必要なその他の分野の専門知識を有する研究機関及び試験所の代表者を含めるべきである。

2 委員会は、技術部会の権限、組織、参加及び運営について決定する。これらにおいては、提出される秘密の情報の保護について定める。技術部会は、必要に応じ会合を開催することができるが、書面又は電子的手段による通信その他の適当な方法によりその作業を行うよう努める。

3 締約国の代表者のみが、第六規則の規定に従つて委員会に対する勧告を作成することに参加することができる。技術部会は、締約国の代表者の間で全会一致を得るよう努める。全会一致が不可能である場合には、技術部会は、締約国の代表者の少數意見を報告する。

B部 船舶の再資源化の準備

第八規則 一般要件

1 再資源化が予定されている船舶については、次のとおりとする。

1.1 船舶の再資源化は、次の全ての要件を満たす船舶の再資源化施設においてのみ行う。

1.1.1 この条約に従つて許可を与えられていること。

1.1.2 当該船舶の再資源化施設が行うことと船舶の再資源化計画において定められている船舶の再資源化の全てを行うことについて完全な許可を与えていたること。

1.2 船舶は、船舶の再資源化施設への搬入に先立つ期間、その貨物の残留物、残余の燃料油及び当該船舶に積載されたままの廃棄物の量を最小にするため、運航する。

1.3 タンカーについては、その管轄の下で船舶の再資源化施設が運営される締約国の国内法令及び政策に従い、立入り安全区域若しくは熱間作業安全区域又はその双方に該当することを証明することができる状態の貨物タンク及びポンプ室を備えて、船舶の再資源化施設に到着するものとする。

1.4 船舶は、第九規則の規定により要求される船舶の再資源化計画の作成のため、当該船舶に関する全ての入手可能な情報を船舶の再資源化施設に提供する。

- 5 更新検査が既存の証書の有効期間の満了の日前三箇月の日前に完了する場合には、新たな証書は、
当該更新検査の完了の日から、同日から五年を超えない日までの期間効力を有する。
- 6 証書が五年未満の期間について発給される場合には、主管庁は、当該証書の有効期間を当初の満了の日を超えて第十規則2に定める最長の期間まで延長することができる。
- 7 更新検査が完了した場合において、既存の証書の有効期間の満了の日前に新たな証書を発給する
こと又は船舶に備えることができないときは、主管庁により権限を与えた者又は団体は、当該既存の証書に裏書をすることができるものとし、裏書をされた既存の証書は、同日から更に五箇月を超えない期間について効力を有するものとする。
- 8 証書の有効期間の満了の時に船舶がその検査が行われる予定の港にない場合には、主管庁は、当該証書の有効期間を延長することができる。ただし、その延長は、当該船舶がその検査が行われる予定の港への航海を完了することができるようにするためにのみ、しかもそれが適當かつ合理的であると認められる場合に限り、許与される。証書の有効期間の延長は、三箇月を超えて行うことはできない。有効期間の延長を許与された証書を備える船舶は、その検査が行われる予定の港に到着したときは、新たな証書の発給を受けない限り、当該延長によつては、その港を離れることができない。更新検査が完了したときは、新たな証書は、延長を許与される前の既存の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日まで効力を有する。
- 9 短航海に従事する船舶に発給された証書であつて、6から8までの規定による有効期間の延長がされていないものについては、主管庁は、記載された有効期間の満了の日から一箇月以内の猶予期間を認めることができる。更新検査が完了したときは、新たな証書は、延長を許与される前の既存の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日まで効力を有する。
- 10 主管庁が定める特別な状況においては、新たな証書の有効期間は、4、8又は9に規定する既存の証書の有効期間の満了の日から起算することを要しない。この特別な状況において、新たな証書は、更新検査の完了の日から五年を超えない日まで効力を有する。
- 11 主管庁又は主管庁から権限を与えられた者若しくは団体は、第十規則の規定に基づく最終検査の完了後、船舶の再資源化施設に係る許可及び機関が作成する指針を考慮して、同規則の規定が適用される船舶に対し、再資源化の準備の完了に関する国際証書を発給する。
- 12 締約国の権限に基づいて発給される証書は、他の締約国によつて認容されるものとし、この条約の適用上、当該他の締約国が発給する証書と同一の効力を有するものとみなされる。証書は、主管庁又は主管庁から正当に権限を与えた者若しくは団体が発給し、又は裏書をする。主管庁は、あらゆる場合において、証書について全責任を負う。

第十二規則 他の締約国による証書の発給又は裏書

- 1 他の締約国は、主管庁の要請があつたときは、船舶に検査を受けさせることができるものとし、この条約の規定に適合していると認めるときは、この附属書に基づき、当該船舶に対し証書を発給し、又は証書が発給されることを認め、及び適當な場合には、当該船舶の証書に裏書をし、又は証書の裏書を認める。
- 2 証書の写し及び検査の報告書の写しは、要請を行つた主管庁に対してもできる限り速やかに送付する。
- 3 このようにして発給する証書には、その証書が主管庁の要請に基づいて発給された旨を記載する。
- 4 証書は、締約国でない国を旗国とする船舶に発給してはならない。

第十三規則 証書の様式

- 1 証書は、付録三及び付録四に定める様式により、証書を発給する締約国の公用語で作成するものとし、使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。ただし、主管庁は、この条約の他の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設への航海に従事しない船舶に対し、証書を発給する締約国の公用語のみで作成された有害物質の目録に関する国際証書を発給することができる。

録に関する国際証書を発給することができる。また、主管庁は、証書を発給する締約国の管轄の下にある船舶の再資源化施設において再資源化される船舶に対し、証書を発給する締約国の公用語のみで作成された再資源化の準備の完了に関する国際証書を発給することができる。

第十四規則 証書の有効期間及び効力

- 1 第十一規則又は第十二規則の規定に基づいて発給された有害物質の目録に関する国際証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。
- 1.1 船舶の状態が実質的に証書の記載事項どおりでない場合（有害物質の目録第一部について、船舶の構造及び設備の変更を反映した適切な保持及び更新（機関が作成する指針に基づくもの）がされていない場合を含む。）
- 1.2 船舶がその移転により他国を旗国となることとなる場合。新たな証書は、これを発給する締約国が当該船舶が第十規則に定める要件に適合していると認めた場合にのみ発給される。締約国間で船舶が移転された場合において、当該船舶の旗国であつた締約国が移転の後三箇月以内に要請を受けたときは、当該締約国は、できる限り速やかに、移転前に当該船舶が有していた証書の写し及び入手可能なときは関連する検査の報告書の写しを主管庁に送付する。
- 1.3 更新検査が第十規則1及び第十一規則に規定する期間内に完了しない場合
- 1.4.1 証書が第十一規則又は第十二規則の規定に従つて裏書されない場合
- 1.4.2 有害物質の目録に関する国際証書については、五年を超えない範囲内で主管庁が定める期間について、発給する。
- 2 第十一規則又は第十二規則の規定に基づいて発給される再資源化の準備の完了に関する国際証書は、船舶の状態が実質的に当該国際証書の記載事項どおりでない場合には、効力を失う。
- 3 再資源化の準備の完了に関する国際証書については、三箇月を超えない範囲内で主管庁が定める期間について、発給する。
- 4 第十一規則又は第十二規則の規定に基づいて発給される再資源化の準備の完了に関する国際証書は、船舶の状態が実質的に当該国際証書の記載事項どおりでない場合には、効力を失う。
- 5 主管庁又は主管庁から権限を与えられた者若しくは団体は、ある地点から船舶の再資源化施設までの単一の航海のため、再資源化の準備の完了に関する国際証書の有効期間を延長することができる。
- 6 第十五規則 船舶の再資源化施設に関する規制
- 1 締約国は、船舶の再資源化施設がこの章に定める要件（検査、監視及び実施に係る規則の設定及び効果的な活用を含む。）に適合することを確保するための制度（立入り及び試料採取の権限を含む。）を設ける。この制度には、権限のある当局又は締約国によって認定された団体が、機関が作成する指針を考慮して実施する監査の制度を含めることができる。監査の結果については、機関に通報すべきである。
- 2 締約国は、船舶の再資源化施設がこの章の要件を満たすことを確保するため、船舶の再資源化施設に適當な条件を付して許可を与えるための制度を設ける。
- 3 締約国は、船舶の再資源化施設がこの章に定める要件（検査、監視及び実施に係る規則の設定及び効果的な活用を含む。）に適合することを確保するための制度（立入り及び試料採取の権限を含む。）を設ける。この制度には、権限のある当局又は締約国によって認定された団体が、機関が作成する指針を考慮して実施する監査の制度を含めることができる。監査の結果については、機関に通報すべきである。
- 4 締約国は、自國の管轄内で運営されている船舶の再資源化施設に関連する事項に関し、一又は二以上の権限のある当局並びに機関、この条約の締約国及び他の関心を有する主體のための单一の連絡部局を指定する。
- 5 第十六規則 船舶の再資源化施設に係る許可
- 1 締約国は、機関が作成する指針を考慮して、この条約が適用される船舶又は第三条4の規定により同様に取り扱われる船舶を再資源化する船舶の再資源化施設に対して許可を与える。
- 2 船舶の再資源化施設に係る許可の付与は、権限のある当局が行う。この許可には、この条約によって要求される文書の確認及び実地検査を含める。もつとも、権限のある当局は、自己の認定する團体に当該許可の付与を委託することができる。

- 3 締約国は、機関が締約国に対して回章に付するため、認定した団体に与える権限についてその責任の範囲及び条件を機関に通報する。権限のある当局は、あらゆる場合において、発給された許可証について全責任を負う。
- 4 許可証は、付録五に定める様式により作成するものとし、使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。
- 5 許可は、五年を超えない範囲内で締約国が定める期間効力を有する。締約国は、許可証の発給並びに許可の取消し、停止、変更及び更新の条件を明示し、並びに当該条件を船舶の再資源化施設に通報する。船舶の再資源化施設が権限のある当局又は当該権限のある当局に代わって行動する認定された団体による検査を拒否する場合には、当該船舶の再資源化施設に与えられた許可は、停止され、又は取り消される。
- 6 船舶の再資源化施設における事故又は船舶の再資源化施設においてとられた措置により許可の条件が満たされなくなつた場合には、当該船舶の再資源化施設は、権限のある当局に通報する。当該権限のある当局は、許可の停止若しくは取消しを決定し、又は当該船舶の再資源化施設に対する是正措置をとるよう要求することができる。
- 第十七規則 一般要件**
- 1 締約国により許可を与えられる船舶の再資源化施設は、機関が作成する指針を考慮して、関係する労働者又は当該船舶の再資源化施設の近隣の住民の健康に対する危険をもたらさず、かつ、船舶の再資源化により引き起こされる環境に対する悪影響を防止し、軽減し、最小にし、及び実行可能な範囲で除去する管理体制、管理手続及び管理技法を定める。
- 2 締約国により許可を与えられる船舶の再資源化施設は、この条約が適用される船舶又は第三条4の規定により同様に取り扱われる船舶に關し、次のことを行う。
- 2.1 次のいずれかに該当する船舶のみを受け入れること。
- 2.2 この条約に適合する船舶
- 2.3.2.2 再資源化について許可を与えられた船舶のみを受け入れること。
- 2.3 当該船舶の再資源化施設において船舶を再資源化することを検討している船舶所有者が要請する場合には、当該船舶所有者が利用することができるよう当該船舶の再資源化施設に係る許可証を備えること。
- 第十八規則 船舶の再資源化施設に係る計画**
- 締約国により許可を与えられる船舶の再資源化施設は、船舶の再資源化施設に係る計画を作成する。この計画については、再資源化会社の理事会又は適当な管理機関が採択するものとし、機関が作成する指針を考慮して、次の事項を含める。
- 1.1 労働者の安全並びに人の健康及び環境に対する悪影響を最小にし、及び実行可能な範囲で除去するための目標の設定を含む。この条約に定める義務の履行、再資源化会社の方針に定める目標の達成並びに船舶の再資源化の作業に用いる手続及び基準の不斷の改善を確保するための制度
- 1.3 船舶の再資源化の作業を実施する際の使用者及び労働者の役割及び責任の特定
- 1.4 船舶の再資源化の工程を通じ、人の健康又は環境に害をもたらすおそれのある漏出又は放出を防止すること。
- 第二十規則 有害物質の安全かつ環境上適正な管理**
- 1 締約国により許可を与えられる船舶の再資源化施設は、第十一規則又は第十二規則の規定に従つて証書を発給された船舶に含まれる有害物質の安全かつ環境上適正な除去を確保する。再資源化の作業に責任を有する者及び労働者は、有害物質の除去に先立ち及びその除去の間、自らの任務に連するこの条約上の義務に精通し、並びに特に有害物質の目録及び船舶の再資源化計画を積極的に活用する。
- 2 締約国により許可を与えられる船舶の再資源化施設は、適切に訓練され、かつ、装備された労働者による船舶の切断に先立ち、機関が作成する指針を考慮して、有害物質の目録に記載された全ての有害物質、特に次の物質が特定され、表示され、こん包され、及び可能な最大限度まで除去されることを確保する。
- 2.1 有害な液体、残留物及び沈殿物
- 2.2 重金属（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等）を含有する物質又は物体
- 2.3 引火性が高度の塗料及び被覆又は毒性を有する物質の放出をもたらす塗料及び被覆

有害物質の目録第I部の要目

有害物質の目録第I部の識別番号／確認番号

注釈 条約附属書第5規則に定める有害物質の目録第I部は、有害物質の目録に関する国際証書の不可欠な一部であり、当該国際証書に常に添付しなければならない。有害物質の目録第I部については、機関が作成する指針に定める標準様式に基づいて作成すべきである。

この証書は、次のことを証明する。

1 この船舶が、条約附属書第10規則の規定により検査されたこと。

2 検査の結果、有害物質の目録第I部が条約の関係規定に完全に適合していること。

この証書の基礎となる検査の完了の日 (日／月／西暦年)

この証書は、 (日／月／西暦年)まで効力を有する。

において発給した。
(証書の発給の場所)

(日／月／西暦年)

(発給の日)

(証書の発給について正当に権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、当局の印章)

第11規則6の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の

有効期間を延長するための裏書(注)

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、条約附属書第11規則6の規定により (日／月／西暦年)まで効力を有する。

署名

(正当に権限を与えられた職員の署名)

場所

日付 (日／月／西暦年)

(必要に応じて、当局の印章)

更新検査が完了し、第11規則7の規定を適用する場合における裏書(注)

この船舶は、条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、条約附属書第11規則7の規定により (日／月／西暦年)まで効力を有する。

署名

(正当に権限を与えられた職員の署名)

場所

日付 (日／月／西暦年)

(必要に応じて、当局の印章)

注 検査時の裏書のページは、主管庁が必要と認めるときは複製され、証書に添付される。

第11規則8又は9の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間

又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書(注1)

この証書は、条約附属書第11規則8又は9の規定(注2)により (日／月／西暦年)まで効力を有する。

署名

(正当に権限を与えられた職員の署名)

場所

日付 (日／月／西暦年)

(必要に応じて、当局の印章)

追加検査時の裏書(注1)

この船舶は、条約附属書第10規則の規定による追加検査において、条約の関係規定に適合していると認められた。

署名 (正当に権限を与えられた職員の署名)

場所

日付 (日／月／西暦年)

(必要に応じて、当局の印章)

注1 検査時の裏書のページは、主管庁が必要と認めるときは複製され、証書に添付される。

注2 該当しないものを抹消すること。

支那國港務局の監視の下に運航する船舶の運航

再資源化の準備の完了に関する国際証書

(注釈 この証書は、有害物質の目録及び船舶の再資源化計画によって補足される。)

(公の印章) (国名)

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約(以下「条約」という。)に基づき、 政府の権限の下に、 が発給する。
(国の名称) (条約により権限を与えられた者又は団体の正式名称)

船舶の要目

| | |
|------------------|--|
| 船名 | |
| 船舶番号又は信号符字 | |
| 船籍港 | |
| 総トン数 | |
| 国際海事機関船舶識別番号 | |
| 船舶所有者の氏名又は名称及び住所 | |
| 国際海事機関登録所有者識別番号 | |
| 国際海事機関会社識別番号 | |
| 建造日 | |

船舶の再資源化施設の要目

| | |
|-------------------|--|
| 船舶の再資源化施設の名称 | |
| 再資源化会社の識別番号(注) | |
| 住所 | |
| D A S Rの有効期間の満了の日 | |

注 この番号は、船舶の再資源化を行うための許可証(D A S R)に基づく。

有害物質の目録の要目

有害物質の目録の識別番号／確認番号

注釈 条約附属書第5規則に定める有害物質の目録は、再資源化の準備の完了に関する国際証書の不可欠な一部であり、当該国際証書に常に添付しなければならない。有害物質の目録については、機関が作成する指針に定める標準様式に基づいて作成すべきである。

| | |
|--|--------------------------|
| 船舶の再資源化計画の要目 船舶の再資源化計画の識別番号／確認番号 | |
| 注釈 条約附属書第9規則に定める船舶の再資源化計画は、再資源化の準備の完了に関する国際証書の不可欠な一部であり、当該国際証書に常に添付しなければならない。 | |
| この証書は、次のことを証明する。 | |
| 1 この船舶が、条約附属書第10規則の規定により検査されたこと。 | |
| 2 この船舶が、条約附属書第5規則の規定に従い、有効な有害物質の目録を備えていること。 | |
| 3 条約附属書第9規則に定める船舶の再資源化計画が、条約附属書第5規則4に定める有害物質の目録に含まれる情報を適切に反映していること並びに立入り安全区域及び熱間作業安全区域の条件の設定、維持及び監視に関する情報を含んでいること。 | |
| 4 この船舶が再資源化される船舶の再資源化施設が、条約に従い、有効な許可証を備えていること。 | |
| この証書は、 (日／月／西暦年)まで効力を有する。 (日付) | |
|において発給した。 (証書の発給の場所) | |
| (日／月／西暦年) | (発給の日) (必要に応じて、当局の印章) |
| (証書の発給について正当に権限を与えられた職員の署名) | |
| 第14規則5の規定を適用する場合における船舶の再資源化施設の港に到着するまでの猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書(注) | |
| この証書は、条約附属書第14規則5の規定により、.....港から.....港までの单一の航海の間、効力を有する。 | |
| 署名 (正当に権限を与えられた職員の署名) | |
| 場所 | |
| 日付 (日／月／西暦年) (必要に応じて、当局の印章) | |
| 注 この裏書のページは、主管庁が必要と認めるときは複製され、証書に添付される。 | |
| 佐藤正一 船舶の再資源化施設に係る証書の発行 | |
| 2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の要件に従って 船舶の再資源化を行うための許可証 (D A S R) | |
| 2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約(以下「条約」という。)に基づき、.....政府の権限の下に、.....が発給する。 (国の名称) (条約上の権限のある当局の正式名称) | |
| 船舶の再資源化施設の名称 | |
| 再資源化会社の識別番号 | |
| 船舶の再資源化施設の住所 | |
| 主要な連絡担当者 | |
| 電話番号 | |
| 電子メールアドレス | |
| 所有会社の名称、住所及び連絡先 | |
| 常用語 | |

この許可証は、この船舶の再資源化施設が、条約附属書第3章及び第4章の規定に従い、管理体制、管理手続及び管理技法を実施したことを確認する。

この許可証は、まで効力を有するものとし、添付の追補に定める制限に従う。

この許可証は、条約附属書第16規則の規定により、変更、停止、取消し又は定期的な更新の対象となる。

において発給した。

.....
(許可証の発給の場所)
(日／月／西暦年)
(発給の日)
(許可証の発給について正当に権限を与えられた職員の署名)

.....
(許可証の発給について正当に権限を与えられた職員の氏名及び肩書(印字によるもの))
(必要に応じて、当局の印章)

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約に従って
船舶の再資源化を行うための許可証 (D A S R) の追補

注釈

- この記録は、D A S Rに常に添付しておく。D A S Rは、いかなる時も船舶の再資源化施設内に備えておく。
- 船舶の再資源化施設によって作成される全ての手続、計画その他の文書であって、D A S Rの発給条件により要求されるものは、船舶の再資源化施設の常用語及び英語、フランス語又はスペイン語のいずれかの言語によって利用可能とする。
- 許可は、この追補に定める制限に従う。

1 一般条件

1.1 条約の要件

この船舶の再資源化施設は、条約に従って安全かつ環境上適正な方法により設計され、建設され、運営されるという要件を満たしている(条約附属書の次の規則に定める関係要件を満たしていることを含む)。

第16規則 船舶の再資源化施設に係る許可

第17規則 一般要件

第18規則 船舶の再資源化施設に係る計画

第19規則 人の健康及び環境に対する悪影響の防止

第20規則 有害物質の安全かつ環境上適正な管理

第21規則 緊急事態に係る準備及び対応

第22規則 労働者の安全及び訓練

第23規則 事故、災害、職業上の疾病及び慢性の影響についての報告

第24規則 最初の通報及び報告の要件

第25規則 完了時の報告

これらの要件については、.....
(承認、免許、許可、法的基準その他の適用される制度を特定すること)

により、この船舶の再資源化施設に対して課される。

船舶の再資源化施設に係る計画の識別番号／確認番号.....

1.2 船舶の受け入れ

この船舶の再資源化施設は、条約が適用される船舶及び条約第3条4の規定により同様に取り扱われる船舶につき、条約附属書第17規則の規定に従つてのみ再資源化のために受け入れることができる。

1.3 熱間作業安全区域及び立入り安全区域の条件

この船舶の再資源化施設は、船舶の再資源化の工程を通じ、熱間作業安全区域及び立入り安全区域の条件を設定し、維持し、及び監視する能力を有する。

1.4 有害物質の管理

この船舶の再資源化施設は、条約及び地方又は国の全ての関係する規則又は要件に従つて設計され、建設され、運営されている。また、この船舶の再資源化施設は、全ての有害物質の管理が条約及び地方又は国の全ての関係する規則又は要件に適合する安全かつ環境上適正なものであることを確保することを要求される。

1.5 船舶の再資源化の作業の地図及び位置

船舶の再資源化施設の境界及び当該境界内において行われる船舶の再資源化の作業の位置を示す地図を、この追補に添付する。

2 船舶の再資源化施設の能力

2.1 船舶の大きさ

この船舶の再資源化施設は、次に掲げる大きさの制限に従つことを条件として、再資源化のために船舶を受け入れる権限を有する。

| 最大寸法 | その他の制限 |
|------|--------|
| 長さ | |
| 幅 | |
| 軽荷重量 | |

2.2 有害物質の安全かつ環境上適正な管理

この船舶の再資源化施設は、次の条件に従つことを条件として、再資源化のため、次の表に掲げる有害物質を含む船舶を受け入れる権限を有する。

| 有害物質（注4） | 有害物質の管理 | | | 許可／制限 |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------------|-------|
| | 除去 該当あり／該当なし (注2) | 蔵置 該当あり／該当なし (注2) | 処理（注1） 該当あり／該当なし (注3) | |
| 石綿 | | | | |
| オゾン破壊物質 | | | | |
| ポリ塩化ビフェニル（PCB） | | | | |
| 防汚化合物及び防汚方法 | | | | |
| カドミウム及びカドミウム化合物 | | | | |
| 六価クロム及び六価クロム化合物 | | | | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| 鉛及び鉛化合物 | | | | |
| 水銀及び水銀化合物 | | | | |
| ポリ臭化ビフェニル（PBB） | | | | |
| ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE） | | | | |
| ポリ塩化ナフタレン（塩素原子が4以上のものに限る。） | | | | |
| 放射性物質 | | | | |
| 塩化パラフィン（クロロアルカン）（炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。） | | | | |
| 有害な液体、残留物及び沈殿物 | | | | |
| 引火性が高度の塗料及び被覆又は毒性を有する物質の放出をもたらす塗料及び被覆 | | | | |
| 上記以外の有害物質であって、船舶の構造の一部でないもの（明記すること。） | | | | |

注1 処理とは、船舶の再資源化施設における有害物質の次のような処理をいう。

- a 有害物質の焼却
- b 有害物質の回収利用
- c 油性残留物の処理

注2 該当ありの場合には、有害物質の除去を実行する権限を与えられた責任を有する職員について、証書の番号その他の関連情報と共に船舶の再資源化施設に係る計画に明記すること。

注3 該当なしの場合には、有害物質が処理され、又は処分される場所について船舶の再資源化計画に記載すること。

注4 これらの有害物質については、付録1及び付録2並びに条約附属書第20規則において特定する。

本證は、香港の港務局が付与したこの船舶の登録

に所在する

（船舶の再資源化施設の住所）

は、

（船舶の再資源化施設の名称）

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「条約」という。）の要件に従い、
政府の権限の下に船舶の再資源化を行うことについて、
(国名)

において発給された船舶の再資源化を行うための許可証に記載のとおり、
(発給の場所) により、
(条約上の権限のある当局の正式名称)

(日／月／西暦年) に許可を与えられた。
(発給の日)

ここに、この船舶の再資源化施設が、この船舶
(国際海事機関船舶識別番号)
の再資源化を開始するに当たり、全ての準備を完了したことを報告する。

政府の権限の下に、
(国の名称)

が、
(条約により権限を与えた者又は団体の正式名称)

(日／月／西暦年) に、
(発給の日)

条約に基づいて発給した再資源化の準備の完了に関する国際証書を添付する。

署名
付録七 船舶の再資源化の完了報告書
船舶の再資源化の完了報告書
この文書は、
(再資源化のための受入時又は登録抹消時の船名)
についての船舶の再資源化の完了報告書である。
再資源化のために受け入れた時点の船舶の要目

| | |
|------------------|--|
| 船舶番号又は信号符字 | |
| 船籍港 | |
| 総トン数 | |
| 国際海事機関船舶識別番号 | |
| 船舶所有者の氏名又は名称及び住所 | |
| 国際海事機関登録所有者識別番号 | |
| 国際海事機関会社識別番号 | |
| 建造日 | |

この報告書は、次のことを確認する。
この船舶が、2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約(以下「条約」という。)の枠組みにおける船舶の再資源化計画に従い、
(許可を与えられた船舶の再資源化施設の名称及び所在地)
において再資源化されたこと。
その再資源化が、条約が要求するところに従い、(日／月／西暦年)
(再資源化の完了の日)
に完了したこと。
..... において発出した。
(完了報告書の発出の場所)
(日／月／西暦年)
(発出の日) (船舶の再資源化施設の所有者又は当該所有者に代わって行動する代表者の署名)
外務大臣 岩屋 豪
厚生労働大臣 福岡 資麿
国土交通大臣 中野 洋昌
環境大臣 浅尾慶一郎
内閣総理大臣 石破 茂

(右欄の英文)

HONG KONG INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFE AND ENVIRONMENTALLY SOUND RECYCLING OF SHIPS, 2009**THE PARTIES TO THIS CONVENTION,**

NOTING the growing concerns about safety, health, the environment and welfare matters in the ship recycling industry,

RECOGNIZING that recycling of ships contributes to sustainable development and, as such, is the best option for ships that have reached the end of their operating life,

RECALLING resolution A.962(23), adopted by the Assembly of the International Maritime Organization (Guidelines on Ship Recycling); amendments to the Guidelines adopted by resolution A.980(24); Decision VI/24 of the Sixth Meeting of the Conference of the Parties to the Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal, which adopted Technical Guidelines for the Environmentally Sound Management of the Full and Partial Dismantling of Ships; and the Guidelines approved by the 289th session of the Governing Body of the International Labour Office (Safety and Health in Shipbreaking: Guidelines for Asian countries and Turkey),

RECALLING ALSO resolution A.981(24), by which the Assembly of the International Maritime Organization requested the Organization's Marine Environment Protection Committee to develop a legally-binding instrument on ship recycling,

NOTING ALSO the role of the International Labour Organization in protecting the occupational safety and health of workers involved in ship recycling,

NOTING FURTHER the role of the Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal in protecting human health and the environment against the adverse effects which may result from such wastes,

MINDFUL of the precautionary approach set out in Principle 15 of the Rio Declaration on Environment and Development and referred to in resolution MEPC.67(37), adopted by the Organization's Marine Environment Protection Committee on 15 September 1995,

MINDFUL ALSO of the need to promote the substitution of hazardous materials in the construction and maintenance of ships by less hazardous, or preferably, non-hazardous materials, without compromising the ships' safety, the safety and health of seafarers and the ships' operational efficiency,

RESOLVED to effectively address, in a legally-binding instrument, the environmental, occupational health and safety risks related to ship recycling, taking into account the particular characteristics of maritime transport and the need to secure the smooth withdrawal of ships that have reached the end of their operating lives,

CONSIDERING that these objectives may best be achieved by the conclusion of an International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships,

HAVE AGREED as follows:

**ARTICLE 1
General obligations**

1 Each Party to this Convention undertakes to give full and complete effect to its provisions in order to prevent, reduce, minimize and, to the extent practicable, eliminate accidents, injuries and other adverse effects on human health and the environment caused by Ship Recycling, and enhance ship safety, protection of human health and the environment throughout a ship's operating life.

2 No provision of this Convention shall be interpreted as preventing a Party from taking, individually or jointly, more stringent measures consistent with international law, with respect to the safe and environmentally sound recycling of ships, in order to prevent, reduce or minimize any adverse effects on human health and the environment.

3 Parties shall endeavour to co-operate for the purpose of effective implementation of, compliance with and enforcement of this Convention.

4 The Parties undertake to encourage the continued development of technologies and practices which contribute to safe and environmentally sound Ship Recycling.

5 The Annex to this Convention forms an integral part of it. Unless expressly provided for otherwise, a reference to this Convention constitutes at the same time a reference to its Annex.

**ARTICLE 2
Definitions**

For the purposes of this Convention, unless expressly provided otherwise:

1 “Convention” means the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009.

2 “Administration” means the Government of the State whose flag the ship is entitled to fly, or under whose authority it is operating.

3 “Competent Authority(ies)” means a governmental authority or authorities designated by a Party as responsible, within specified geographical area(s) or area(s) of expertise, for duties related to Ship Recycling Facilities operating within the jurisdiction of that Party as specified in this Convention.

4 “Organization” means the International Maritime Organization.

5 “Secretary-General” means the Secretary-General of the Organization.

6 “Committee” means the Marine Environment Protection Committee of the Organization.

7 “Ship” means a vessel of any type whatsoever operating or having operated in the marine environment and includes submersibles, floating craft, floating platforms, self elevating platforms, Floating Storage Units (FSUs), and Floating Production Storage and Offloading Units (FPSOs), including a vessel stripped of equipment or being towed.

8 “Gross tonnage” means the gross tonnage (GT) calculated in accordance with the tonnage measurement regulations contained in Annex I to the International Convention on Tonnage Measurement of Ships, 1969, or any successor convention.

9 “Hazardous Material” means any material or substance which is liable to create hazards to human health and/or the environment.

10 “Ship Recycling” means the activity of complete or partial dismantling of a ship at a Ship Recycling Facility in order to recover components and materials for reprocessing and re-use, whilst taking care of hazardous and other materials, and includes associated operations such as storage and treatment of components and materials on site, but not their further processing or disposal in separate facilities.

11 “Ship Recycling Facility” means a defined area that is a site, yard or facility used for the recycling of ships.

12 “Recycling Company” means the owner of the Ship Recycling Facility or any other organization or person who has assumed the responsibility for operation of the Ship Recycling activity from the owner of the Ship Recycling Facility and who on assuming such responsibility has agreed to take over all duties and responsibilities imposed by this Convention.

**ARTICLE 3
Application**

1 Unless expressly provided otherwise in this Convention, this Convention shall apply to:

1. ships entitled to fly the flag of a Party or operating under its authority;

2. Ship Recycling Facilities operating under the jurisdiction of a Party.

2 This Convention shall not apply to any warships, naval auxiliary, or other ships owned or operated by a Party and used, for the time being, only on government non-commercial service. However, each Party shall ensure, by the adoption of appropriate measures not impairing operations or operational capabilities of such ships owned or operated by it, that such ships act in a manner consistent with this Convention, so far as is reasonable and practicable.

3 This Convention shall not apply to ships of less than 500 GT or to ships operating throughout their life only in waters subject to the sovereignty or jurisdiction of the State whose flag the ship is entitled to fly. However, each Party shall ensure, by the adoption of appropriate measures, that such ships act in a manner consistent with this Convention, so far as is reasonable and practicable.

4 With respect to ships entitled to fly the flag of non-Parties to this Convention, Parties shall apply the requirements of this Convention as may be necessary to ensure that no more favourable treatment is given to such ships.

ARTICLE 4 Controls related to Ship Recycling

- 1 Each Party shall require that ships entitled to fly its flag or operating under its authority comply with the requirements set forth in this Convention and shall take effective measures to ensure such compliance.
- 2 Each Party shall require that Ship Recycling Facilities under its jurisdiction comply with the requirements set forth in this Convention and shall take effective measures to ensure such compliance.

ARTICLE 5 Survey and certification of ships

Each Party shall ensure that ships flying its flag or operating under its authority and subject to survey and certification are surveyed and certified in accordance with the regulations in the Annex.

ARTICLE 6 Authorization of Ship Recycling Facilities

Each Party shall ensure that Ship Recycling Facilities that operate under its jurisdiction and that recycle ships to which this Convention applies, or ships treated similarly pursuant to Article 3.4 of this Convention, are authorized in accordance with the regulations in the Annex.

ARTICLE 7 Exchange of information

For the Ship Recycling Facilities authorized by a Party, such Party shall provide to the Organization, if requested, and to those Parties which request it, relevant information, in regard to this Convention, on which its decision for authorization was based. The information shall be exchanged in a swift and timely manner.

ARTICLE 8 Violations

Inspection of ships

1 A ship to which this Convention applies may, in any port or offshore terminal of another Party, be subject to inspection by officers duly authorized by that Party for the purpose of determining whether the ship is in compliance with this Convention. Except as provided in paragraph 2, any such inspection is limited to verifying that there is on board either an International Certificate on Inventory of Hazardous Materials or an International Ready for Recycling Certificate, which, if valid, shall be accepted.

2 Where a ship does not carry a valid certificate or there are clear grounds for believing that:

- .1 the condition of the ship or its equipment does not correspond substantially with the particulars of the certificate, and/or Part I of the Inventory of Hazardous Materials; or
- .2 there is no procedure implemented on board the ship for the maintenance of Part I of the Inventory of Hazardous Materials;

a detailed inspection may be carried out taking into account guidelines developed by the Organization.

ARTICLE 9 Detection of violations

- 1 Parties shall co-operate in the detection of violations and the enforcement of the provisions of this Convention.
- 2 When there is sufficient evidence that a ship is operating, has operated or is about to operate in violation of any provision in this Convention, a Party holding the evidence may request an investigation of this ship when it enters the ports or offshore terminals under the jurisdiction of another Party. The report of such an investigation shall be sent to the Party requesting it, to the Administration of the ship concerned and to the Organization, so that action may be taken as appropriate.
- 3 If the ship is detected to be in violation of this Convention, the Party carrying out the inspection may take steps to warn, detain, dismiss, or exclude the ship from its ports. A Party taking such action shall immediately inform the Administration of the ship concerned and the Organization.
- 4 If a request for an investigation is received from any Party, together with sufficient evidence that a Ship Recycling Facility is operating, has operated or is about to operate in violation of any provision of this Convention, a Party should investigate this Ship Recycling Facility operating under its jurisdiction and make a report. The report of any such investigation shall be sent to the Party requesting it, including information on action taken or to be taken, if any, and to the Organization for appropriate action.

ARTICLE 12 Communication of information

Each Party shall report to the Organization and the Organization shall disseminate, as appropriate, the following information:

- .1 a list of Ship Recycling Facilities authorized in accordance with this Convention and operating under the jurisdiction of that Party;
- .2 contact details for the Competent Authority(ies), including a single contact point, for that Party;
- .3 a list of the recognized organizations and nominated surveyors which are authorized to act on behalf of that Party in the administration of matters relating to the control of Ship Recycling in accordance with this Convention, and the specific responsibilities and conditions of the authority delegated to the recognized organizations or nominated surveyors;
- .4 an annual list of ships flying the flag of that Party to which an International Ready for Recycling Certificate has been issued, including the name of the Recycling Company and location of the Ship Recycling Facility as shown on the certificate;
- .5 an annual list of ships recycled within the jurisdiction of that Party;
- .6 information concerning violations of this Convention; and
- .7 actions taken towards ships and Ship Recycling Facilities under the jurisdiction of that Party.

ARTICLE 13 Technical assistance and co-operation

- 3 The sanctions provided for by the laws of a Party pursuant to this Article shall be adequate in severity to discourage violations of this Convention wherever they occur.

ARTICLE 11 Undue delay or detention of ships

- 1 All possible efforts shall be made to avoid a ship being unduly detained or delayed under Article 8, 9 or 10 of this Convention.
- 2 When a ship is unduly detained or delayed under Article 8, 9 or 10 of this Convention, it shall be entitled to compensation for any loss or damage suffered.
 - .1 Parties undertake, directly or through the Organization and other international bodies, as appropriate, in respect of the safe and environmentally sound recycling of ships, to provide support for those Parties which request technical assistance:
 - .1 to train personnel;
 - .2 to ensure the availability of relevant technology, equipment and facilities;
 - .3 to initiate joint research and development programmes; and
 - .4 to undertake other actions aimed at the effective implementation of this Convention and of guidelines developed by the Organization related thereto.
 - .2 Parties undertake to co-operate actively, subject to their national laws, regulations and policies, in the transfer of management systems and technology in respect of the safe and environmentally sound recycling of ships.

ARTICLE 14
Dispute settlement

Parties shall settle any dispute between them concerning the interpretation or application of this Convention by negotiation or any other peaceful means agreed upon by them, which may include enquiry, mediation, conciliation, arbitration, judicial settlement, or resort to regional agencies or arrangements.

ARTICLE 15
Relationship with international law and other international agreements

- 1 Nothing in this Convention shall prejudice the rights and obligations of any State under the United Nations Convention on the Law of the Sea, 1982, and under the customary international law of the sea.
- 2 Nothing in this Convention shall prejudice the rights and obligations of Parties under other relevant and applicable international agreements.

ARTICLE 16
Signature, ratification, acceptance, approval and accession

- 1 This Convention shall be open for signature by any State at the Headquarters of the Organization from 1 September 2009 to 31 August 2010 and shall thereafter remain open for accession by any State.
- 2 States may become Parties to this Convention by:
 - .1 signature not subject to ratification, acceptance, or approval; or
 - .2 signature subject to ratification, acceptance, or approval, followed by ratification, acceptance or approval; or
 - .3 accession.
- 3 Ratification, acceptance, approval or accession shall be effected by the deposit of an instrument to that effect with the Secretary-General.
- 4 If a State comprises two or more territorial units in which different systems of law are applicable in relation to matters dealt with in this Convention, it may at the time of signature, ratification, acceptance, approval, or accession declare that this Convention shall extend to all its territorial units or only to one or more of them and may modify this declaration by submitting another declaration at any time.

- 5 A declaration under paragraph 4 shall be notified to the Secretary-General in writing and shall state expressly the territorial unit or units to which this Convention applies.

6 A State at the time it expresses its consent to be bound by this Convention shall declare whether it requires explicit or tacit approval of the Ship Recycling Plan before a ship may be recycled in its authorized Ship Recycling Facility(ies). This declaration may be revised thereafter by notification to the Secretary-General. Such revision shall specify the effective date of the revision.

ARTICLE 17
Entry into force

- 1 This Convention shall enter into force 24 months after the date on which the following conditions are met:

- .1 not less than 15 States have either signed it without reservation as to ratification, acceptance or approval, or have deposited the requisite instrument of ratification, acceptance, approval or accession in accordance with Article 16;
- .2 the combined merchant fleets of the States mentioned in paragraph 1.1 constitute not less than 40 per cent of the gross tonnage of the world's merchant shipping; and
- .3 the combined maximum annual ship recycling volume of the States mentioned in paragraph 1.1 during the preceding 10 years constitutes not less than 3 per cent of the gross tonnage of the combined merchant shipping of the same States.

- 2 For States which have deposited an instrument of ratification, acceptance, approval or accession in respect of this Convention after the requirements for entry into force thereof have been met, but prior to the date of entry into force, the ratification, acceptance, approval or accession shall take effect on the date of entry into force of this Convention, or three months after the date of deposit of the instrument, whichever is the later date.

- 3 Any instrument of ratification, acceptance, approval or accession deposited after the date on which this Convention enters into force shall take effect three months after the date of deposit.

- 4 After the date on which an amendment to this Convention is deemed to have been accepted under Article 18, any instrument of ratification, acceptance, approval or accession deposited shall apply to the Convention, as amended.

ARTICLE 18
Amendments

- 1 This Convention may be amended by either of the procedures specified in the following paragraphs.
- 2 Amendments after consideration within the Organization:
 - .1 Any Party may propose an amendment to this Convention. A proposed amendment shall be submitted to the Secretary-General, who shall then circulate it to the Parties and Members of the Organization at least six months prior to its consideration.

| | |
|---|--|
| <p>2 An amendment proposed and circulated as above shall be referred to the Committee for consideration. Parties, whether or not Members of the Organization, shall be entitled to participate in the proceedings of the Committee for consideration and adoption of the amendment.</p> <p>3 Amendments shall be adopted by a two-thirds majority of the Parties present and voting in the Committee, on condition that at least one-third of the Parties shall be present at the time of voting.</p> <p>4 Amendments adopted in accordance with subparagraph 3 shall be communicated by the Secretary-General to the Parties for acceptance.</p> <p>5 An amendment shall be deemed to have been accepted in the following circumstances:</p> <p>5.1 An amendment to an article of this Convention shall be deemed to have been accepted on the date on which two-thirds of the Parties have notified the Secretary-General of their acceptance of it.</p> <p>5.2 An amendment to the Annex shall be deemed to have been accepted at the end of a period to be determined by the Committee at the time of its adoption, which period shall not be less than ten months after the date of adoption. However, if by that date more than one-third of the Parties notify the Secretary-General that they object to the amendment, it shall be deemed not to have been accepted.</p> <p>6 An amendment shall enter into force under the following conditions:</p> <p>6.1 An amendment to an article of this Convention shall enter into force, for those Parties that have declared that they have accepted it, six months after the date on which it is deemed to have been accepted in accordance with subparagraph 5.1.</p> <p>6.2 An amendment to the Annex shall enter into force with respect to all Parties six months after the date on which it is deemed to have been accepted, except for any Party that has:</p> <p>6.2.1 notified its objection to the amendment in accordance with subparagraph 5.2 and that has not withdrawn such objection; or</p> <p>6.2.2 notified the Secretary-General, prior to the entry into force of such amendment, that the amendment shall enter into force for it only after a subsequent notification of its acceptance.</p> <p>6.3 A Party that has notified an objection under subparagraph 6.2.1 may subsequently notify the Secretary-General that it accepts the amendment. Such amendment shall enter into force for such Party six months after the date of its notification of acceptance, or the date on which the amendment enters into force, whichever is the later date.</p> | <p>6.4 If a Party that has made a notification referred to in subparagraph 6.2.2 notifies the Secretary-General of its acceptance with respect to an amendment, such amendment shall enter into force for such Party six months after the date of its notification of acceptance, or the date on which the amendment enters into force, whichever is the later date.</p> <p>3 Amendment by a Conference:</p> <p>.1 Upon the request of a Party concurred in by at least one-third of the Parties, the Organization shall convene a Conference of Parties to consider amendments to this Convention.</p> <p>.2 An amendment adopted by such a Conference by a two-thirds majority of the Parties present and voting shall be communicated by the Secretary-General to all Parties for acceptance.</p> <p>.3 Unless the Conference decides otherwise, the amendment shall be deemed to have been accepted and shall enter into force in accordance with the procedures specified in paragraphs 2.5 and 2.6 respectively.</p> <p>.4 Any Party that has declined to accept an amendment to the Annex shall be treated as a non-Party only for the purpose of application of that amendment.</p> <p>.5 Any notification under this Article shall be made in writing to the Secretary-General.</p> <p>6 The Secretary-General shall inform the Parties and Members of the Organization of:</p> <p>.1 any amendment that enters into force and the date of its entry into force generally and for each Party; and</p> <p>.2 any notification made under this Article.</p> |
| <p>1 This Convention may be denounced by any Party at any time after the expiry of two years from the date on which this Convention enters into force for that Party.</p> <p>2 Denunciation shall be effected by written notification to the Secretary-General, to take effect one year after receipt or such longer period as may be specified in that notification.</p> | |

ANNEX

**REGULATIONS FOR SAFE AND ENVIRONMENTALLY SOUND
RECYCLING OF SHIPS**

**ARTICLE 20
Depository**

1 This Convention shall be deposited with the Secretary-General, who shall transmit certified copies of this Convention to all States which have signed this Convention or acceded thereto.

2 In addition to the functions specified elsewhere in this Convention, the Secretary-General shall:

- .1 inform all States that have signed this Convention, or acceded thereto, of:
 - 1.1 each new signature or deposit of an instrument of ratification, acceptance, approval or accession, together with the date thereof;
 - 1.2 the date of entry into force of this Convention;
 - 1.3 the deposit of any instrument of denunciation from this Convention, together with the date on which it was received and the date on which the denunciation takes effect; and
 - 1.4 other declarations and notifications received pursuant to this Convention; and

- .2 as soon as this Convention enters into force, transmit the text thereof to the Secretariat of the United Nations, for registration and publication in accordance with Article 102 of the Charter of the United Nations.

CHAPTER 1 – GENERAL PROVISIONS

Regulation 1 – Definitions

For the purposes of this Annex:

1 “Competent person” means a person with suitable qualifications, training, and sufficient knowledge, experience and skill, for the performance of the specific work. Specifically, a Competent person may be a trained worker or a managerial employee capable of recognizing and evaluating occupational hazards, risks, and employee exposure to potentially Hazardous Materials or unsafe conditions in a Ship Recycling Facility, and who is capable of specifying the necessary protection and precautions to be taken to eliminate or reduce those hazards, risks, or exposures. The Competent Authority may define appropriate criteria for the designation of such persons and may determine the duties to be assigned to them.

2 “Employer” means a natural or legal person that employs one or more workers engaged in Ship Recycling.

3 “Existing ship” means a ship which is not a new ship.

4 “New ship” means a ship:

- .1 for which the building contract is placed on or after the entry into force of this Convention; or
- .2 in the absence of a building contract, the keel of which is laid or which is at a similar stage of construction on or after six months after the entry into force of this Convention; or
- .3 the delivery of which is on or after 30 months after the entry into force of this Convention.

**ARTICLE 21
Languages**

This Convention is established in a single original in the Arabic, Chinese, English, French, Russian and Spanish languages, each text being equally authentic.

DONE AT HONG KONG, CHINA, this fifteenth day of May, two thousand and nine.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, being duly authorized by their respective Governments for that purpose, have signed this Convention.

⁵ “New installation” means the installation of systems, equipment, insulation, or other material on a ship after the date on which this Convention enters into force.

⁶ “Safe-for-entry” means a space that meets the following criteria:

- .1 the oxygen content of the atmosphere and the concentration of flammable vapours are within safe limits;
- .2 any toxic materials in the atmosphere are within permissible concentrations; and

.3 any residues or materials associated with the work authorized by the Competent person will not produce uncontrolled release of toxic materials or an unsafe concentration of flammable vapours under existing atmospheric conditions while maintained as directed.

7 "Safe-for-hot work" means a space that meets the following criteria:

- .1 a safe, non-explosive condition, including gas-free status, exists for the use of electric arc or gas welding equipment, cutting or burning equipment or other forms of naked flame, as well as heating, grinding, or spark generating operations;
- 2 Safe-for-entry requirements of regulation 1.6 are met;
- 3 existing atmospheric conditions will not change as a result of the hot work; and
- .4 all adjacent spaces have been cleaned, or inerted, or treated sufficiently to prevent the start or spread of fire.

8 "Shipowner" means the person or persons or company registered as the owner of the ship or, in the absence of registration, the person or persons or company owning the ship or any other organization or person such as the manager, or the bareboat charterer, who has assumed the responsibility for operation of the ship from the owner of the ship. However, in the case of a ship owned by a State and operated by a company which in that State is registered as the ship's operator, "owner" shall mean such company. This term also includes those who have ownership of the ship for a limited period pending its sale or handing over to a Ship Recycling Facility.

9 "Site inspection" means an inspection of the Ship Recycling Facility confirming the condition described by the verified documentation.

10 "Statement of Completion" means a confirmatory statement issued by the Ship Recycling Facility that the Ship Recycling has been completed in accordance with this Convention.

11 "Tanker" means an oil tanker as defined in MARPOL Annex I or an NLS tanker as defined in MARPOL Annex II.

12 "Worker" means any person who performs work, either regularly or temporarily, in the context of an employment relationship including contractor personnel.

Regulation 2 – General applicability

Unless expressly provided otherwise, the design, construction, survey, certification, operation and recycling of ships shall be conducted in accordance with the provisions of this Annex.

Regulation 3 – Relationship with other standards, recommendations and guidance

Parties shall take measures to implement the requirements of the regulations of this Annex, taking into account relevant and applicable standards, recommendations and guidance developed by the International Labour Organization and the relevant and applicable technical standards, recommendations and guidance developed under the Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal.

CHAPTER 2 – REQUIREMENTS FOR SHIPS

Part A – Design, construction, operation and maintenance of ships

Regulation 4 – Controls of ships' Hazardous Materials

In accordance with the requirements specified in Appendix 1 to this Convention each Party:

- .1 shall prohibit and/or restrict the installation or use of Hazardous Materials listed in Appendix 1 on ships entitled to fly its flag or operating under its authority; and
- .2 shall prohibit and/or restrict the installation or use of such materials on ships, whilst in its ports, shipyards, ship repair yards, or offshore terminals,

and shall take effective measures to ensure that such ships comply with those requirements.

Regulation 5 – Inventory of Hazardous Materials

1 Each new ship shall have on board an Inventory of Hazardous Materials. The Inventory shall be verified either by the Administration or by any person or organization authorized by it taking into account guidelines, including any threshold values and exemptions contained in those guidelines, developed by the Organization. The Inventory of Hazardous Materials shall be specific to each ship and shall at least:

- .1 identify as Part I, Hazardous Materials listed in Appendices 1 and 2 to this Convention and contained in ship's structure or equipment, their location and approximate quantities; and
 - .2 clarify that the ship complies with regulation 4.
- 2 Existing ships shall comply as far as practicable with paragraph 1 not later than 5 years after the entry into force of this Convention, or before going for recycling if this is earlier; taking into account the guidelines developed by the Organization and the Organization's Harmonized System of Survey and Certification. The Hazardous Materials listed in Appendix 1, at least, shall be identified when the Inventory is developed. For existing ships a plan shall be prepared describing the visual/sampling check by which the Inventory of Hazardous Materials is developed, taking into account the guidelines developed by the Organization.

3 Part I of the Inventory of Hazardous Materials shall be properly maintained and updated throughout the operational life of the ship, reflecting new installations containing Hazardous Materials listed in Appendix 2 and relevant changes in ship structure and equipment, taking into account the guidelines developed by the Organization.

4 Prior to recycling the Inventory shall, in addition to the properly maintained and updated Part I, incorporate Part II for operationally generated wastes and Part III for stores, and be verified either by the Administration or by any person or organization authorized by it, taking into account the guidelines developed by the Organization.

Regulation 6 – Procedure for proposing amendments to Appendices 1 and 2

1.6 consideration of the risks posed by the Hazardous Material during the recycling process; and

1.7 consideration of suitable threshold values and any useful or necessary exemptions.

1 Any Party may propose an amendment to Appendix 1 and/or Appendix 2 in accordance with this regulation. The proposed amendment shall be considered within the Organization under Article 18 paragraph 2 and this regulation.

2 When the Organization receives a proposal, it shall also bring the proposal to the attention

of the United Nations and its Specialized Agencies, intergovernmental organizations having agreements with the Organization and non-governmental organizations in consultative status with the Organization and shall make it available to them.

3 The Committee shall establish a technical group in accordance with regulation 7 to review proposals submitted in accordance with paragraph 1 of this regulation.

4 The technical group shall review the proposal along with any additional data, including decisions adopted by other international bodies regarding their lists of materials or hazardous substances, submitted by any interested entity, and shall evaluate and report to the Committee whether the Hazardous Material in question is likely, in the context of this Convention, to lead to significant adverse effects on human health or the environment such that the amendment of Appendix 1 or Appendix 2 is warranted. In this regard:

.1 The technical group's review shall include:

1.1 an evaluation of the association between the Hazardous Material in question and the likelihood, in the context of this Convention, that it will lead to significant adverse effects on human health or the environment based on the submitted data or other relevant data brought to the attention of the group;

1.2 an evaluation of the potential risk reduction attributable to the proposed control measures and any other control measures that may be considered by the technical group;

1.3 consideration of available information on the technical feasibility of control measures;

1.4 consideration of available information on other effects arising from the introduction of such control measures relating to:

- the environment;
 - human health and safety including that of seafarers and workers; and
 - the cost to international shipping and other relevant sectors.
- 1.5 consideration of the availability of suitable alternatives to the Hazardous Material to be controlled, including a consideration of the potential risks of alternatives;

2 If the technical group finds that the Hazardous Material in question is likely, in the context of this Convention, to lead to significant adverse effects on human health or the environment, lack of full scientific certainty shall not be used as a reason to prevent the group from proceeding with an evaluation of the proposal.

.3 The technical group's report shall be in writing and shall take into account each of the evaluations and considerations referred to in subparagraph .1, except that the technical group may decide not to proceed with the evaluations and considerations described in subparagraphs .1.2 to .1.7 if it determines after the evaluation in subparagraph .1.1 that the proposal does not warrant further consideration.

.4 The technical group's report shall include, *inter alia*, a recommendation on whether international controls pursuant to this Convention are warranted on the Hazardous Material in question, on the suitability of the specific control measures suggested in the comprehensive proposal, or on other control measures which it believes to be more suitable.

5 The Committee shall decide whether to approve any proposal to amend Appendix 1 or Appendix 2, and any modifications thereto, if appropriate, taking into account the technical group's report. Any proposed amendment shall specify the application of the amendment for ships certified in accordance with this Convention before the entry into force of the amendment. If the report finds that the Hazardous Material in question is likely, in the context of this Convention, to lead to significant adverse effects on human health or the environment, lack of full scientific certainty shall not be used as a reason to prevent a decision from being taken to list a Hazardous Material in Appendix 1 or Appendix 2. A decision not to approve the proposal shall not preclude future submission of a new proposal with respect to a particular Hazardous Material if new information comes to light.

Regulation 7 – Technical Groups

1 The Committee may establish one or more technical groups pursuant to regulation 6 as needed. The technical group may comprise representatives of the Parties, Members of the Organization, the United Nations and its Specialized Agencies, intergovernmental organizations having agreements with the Organization, and non-governmental organizations in consultative status with the Organization, which should preferably include representatives of institutions and laboratories with expertise in environmental fate and effects of substances, toxicological effects, marine biology, human health, economic analysis, risk management, shipbuilding, international shipping, occupational health and safety or other fields of expertise necessary to objectively review the technical merits of a proposal.

2 The Committee shall decide on the terms of reference, organization, participation and operation of the technical groups. Such terms shall provide for protection of any confidential information that may be submitted. Technical groups may hold such meetings as required, but shall endeavour to conduct their work through written or electronic correspondence or other media as appropriate.

3 Only the representatives of Parties may participate in formulating any recommendation to the Committee pursuant to regulation 6. A technical group shall endeavour to achieve unanimity among the representatives of the Parties. If unanimity is not possible, the technical group shall communicate any minority views of such representatives.

Part B – Preparation for Ship Recycling

Regulation 8 – General requirements

Ships destined to be recycled shall:

.1 only be recycled at Ship Recycling Facilities that are:

- .1 authorized in accordance with this Convention; and

.2 fully authorized to undertake all the ship recycling which the Ship Recycling Plan specifies to be conducted by the identified Ship Recycling Facility(ies);

.2 conduct operations in the period prior to entering the Ship Recycling Facility in order to minimize the amount of cargo residues, remaining fuel oil, and wastes remaining on board;

.3 in the case of a tanker, arrive at the Ship Recycling Facility with cargo tanks and pump room(s) in a condition that is ready for certification as Safe-for-entry, or Safe-for-hot work, or both, according to national laws, regulations and policies of the Party under whose jurisdiction the Ship Recycling Facility operates;

.4 provide to the Ship Recycling Facility all available information relating to the ship for the development of the Ship Recycling Facility required by regulation 9;

.5 complete the Inventory required by regulation 5; and

.6 be certified as ready for recycling by the Administration or organization recognized by it, prior to any recycling activity taking place.

Regulation 9 – Ship Recycling Plan

A ship-specific Ship Recycling Plan shall be developed by the Ship Recycling Facility(ies) prior to any recycling of a ship, taking into account the guidelines developed by the Organization. The Ship Recycling Plan shall:

.1 be developed taking into account information provided by the shipowner;

.2 be developed in the language accepted by the Party authorizing the Ship Recycling Facility, and if the language used is not English, French or Spanish, the Ship Recycling Plan shall be translated into one of these languages, except where the Administration is satisfied that this is not necessary;

.3 include information concerning *inter alia*, the establishment, maintenance, and monitoring of Safe-for-entry and Safe-for-hot work conditions and how the type and amount of materials including those identified in the Inventory of Hazardous Materials will be managed;

.4 in accordance with the declaration deposited pursuant to Article 16.6, be either explicitly or tacitly approved by the Competent Authority authorizing the Ship Recycling Facility. The Competent Authority shall send written acknowledgement of receipt of the Ship Recycling Plan to the Ship Recycling Facility, Ship Owner and Administration within three (3) working days of its receipt in accordance with regulation 24. Thereafter:

.1 where a Party requires explicit approval of the Ship Recycling Plan, the Competent Authority shall send written notification of its decision to approve or deny the Ship Recycling Plan to the Ship Recycling Facility, Ship Owner and Administration; and

.2 where a Party requires tacit approval of the Ship Recycling Plan, the acknowledgement of receipt shall specify the end date of a 14-day review period. The Competent Authority shall notify any written objection to the Ship Recycling Plan to the Ship Recycling Facility, Ship Owner and Administration within this 14-day review period. Where no such written objection has been notified, the Ship Recycling Plan shall be deemed to be approved.

.5 once approved in accordance with paragraph 4, be made available for inspection by the Administration, or any nominated surveyors or organization recognized by it; and

.6 where more than one Ship Recycling Facility is used, identify the Ship Recycling Facilities to be used and specify the recycling activities and the order in which they occur at each authorized Ship Recycling Facility.

Part C – Surveys and certification

Regulation 10 – Surveys

Ships to which this Convention applies shall be subject to the surveys specified below:

.1 an initial survey before the ship is put in service, or before the International Certificate on Inventory of Hazardous Materials is issued. This survey shall verify that Part I of the Inventory required by regulation 5 is in accordance with the requirements of this Convention;

.2 a renewal survey at intervals specified by the Administration, but not exceeding five years. This survey shall verify that Part I of the Inventory of Hazardous Materials required by regulation 5 complies with the requirements of this Convention;

Regulation 11 – Issuance and endorsement of certificates

- .3 an additional survey, either general or partial, according to the circumstances, may be made at the request of the shipowner after a change, replacement, or significant repair of the structure, equipment, systems, fittings, arrangements and material. The survey shall be such as to ensure that any such change, replacement, or significant repair has been made in the way that the ship continues to comply with the requirements of this Convention, and that Part I of the Inventory is amended as necessary; and
- .4 a final survey prior to the ship being taken out of service and before the recycling of the ship has started. This survey shall verify:
- .1 that the Inventory of Hazardous Materials as required by regulation 5.4 is in accordance with the requirements of this Convention taking into account the guidelines developed by the Organization;
- .2 that the Ship Recycling Plan, as required by regulation 9, properly reflects the information contained in the Inventory of Hazardous Materials as required by regulation 5.4 and contains information concerning the establishment, maintenance and monitoring of Safe-for-entry and Safe-for-hot work conditions; and
- .3 that the Ship Recycling Facility(ies) where the ship is to be recycled holds a valid authorization in accordance with this Convention.
- 2 Surveys of ships for the purpose of enforcement of the provisions of this Convention shall be carried out by officers of the Administration, taking into account the guidelines developed by the Organization. The Administration may, however, entrust the surveys either to surveyors nominated for the purpose or to organizations recognized by it.
- 3 An Administration nominating surveyors or recognizing organizations to conduct surveys, as described in paragraph 2 shall, as a minimum, empower such nominated surveyors or recognized organizations to:
- .1 require a ship that they survey to comply with the provisions of this Convention; and
- .2 carry out surveys and inspections if requested by the appropriate authorities of a port State that is a Party.
- 4 In every case, the Administration concerned shall be responsible to ensure the completeness and efficiency of the survey and shall undertake to ensure the necessary arrangements to satisfy this obligation.
- 5 The initial and renewal surveys should be harmonized with the surveys required by other applicable statutory instruments of the Organization..
- 1 An International Certificate on Inventory of Hazardous Materials shall be issued either by the Administration or by any person or organization authorized by it after successful completion of an initial or renewal survey conducted in accordance with regulation 10, to any ships to which regulation 10 applies, except for existing ships for which both an initial survey and a final survey are conducted at the same time, taking into account the guidelines developed by the Organization.
- 2 The International Certificate on Inventory of Hazardous Materials issued under paragraph 1, at the request of the shipowner, shall be endorsed either by the Administration or by any person or organization authorized by it after successful completion of an additional survey conducted in accordance with regulation 10.
- 3 Notwithstanding regulation 14.2 and the requirements of regulation 10.1.2, when the renewal survey is completed within three months before the expiry date of the existing certificate, the new certificate shall be valid from the date of completion of the renewal survey to a date not exceeding five years from the date of expiry of the existing certificate.
- 4 When the renewal survey is completed after the expiry date of the existing certificate, the new certificate shall be valid from the date of completion of the renewal survey to a date not exceeding five years from the date of expiry of the existing certificate.
- 5 When the renewal survey is completed more than three months before the expiry date of the existing certificate, the new certificate shall be valid from the date of completion of the renewal survey to a date not exceeding five years from the date of completion of the renewal survey.
- 6 If a certificate is issued for a period of less than five years, the Administration may extend the validity of the certificate beyond the expiry date to the maximum period specified in regulation 10.1.2.
- 7 If a renewal survey has been completed and a new certificate cannot be issued or placed on board the ship before the expiry date of the existing certificate, the person or organization authorized by the Administration may endorse the existing certificate and such a certificate shall be accepted as valid for a further period which shall not exceed five months from the expiry date.
- 8 If a ship at the time when a certificate expires is not in a port in which it is to be surveyed, the Administration may extend the period of validity of the certificate but this extension shall be granted only for the purpose of allowing the ship to complete its voyage to the port in which it is to be surveyed and then only in cases where it appears proper and reasonable to do so. No certificate shall be extended for a period longer than three months, and a ship to which an extension is granted shall not, on its arrival in the port in which it is to be surveyed, be entitled by virtue of such extension to leave that port without having a new certificate. When the renewal survey is completed, the new certificate shall be valid to a date not exceeding five years from the date of expiry of the existing certificate before the extension was granted.
- 9 A certificate issued to a ship engaged on short voyages which has not been extended under the foregoing provisions of this regulation may be extended by the Administration for a period of grace of up to one month from the date of expiry stated on it. When the renewal survey is completed, the new certificate shall be valid to a date not exceeding five years from the date of expiry of the existing certificate before the extension was granted.

Regulation 14 – Duration and validity of the certificates

1 An International Certificate on Inventory of Hazardous Materials issued under regulation 11 or 12 shall cease to be valid in any of the following cases:

.1 if the condition of the ship does not correspond substantially with the particulars of the certificate, including where Part I of the Inventory of Hazardous Materials is not properly maintained and updated, reflecting changes in ship structure and equipment, in accordance with the guidelines developed by the Organization;

.2 upon transfer of the ship to the flag of another State. A new certificate shall only be issued when the Party issuing the new certificate is fully satisfied that the ship is in compliance with the requirements of regulation 10. In the case of a transfer between Parties, if requested within three months after the transfer has taken place, the Party whose flag the ship was formerly entitled to fly shall, as soon as possible, transmit to the Administration copies of the certificates carried by the ship before the transfer and, if available, copies of the relevant survey reports;

.3 if the renewal survey is not completed within the periods specified under regulations 10.1 and 11; or

.4 if the certificate is not endorsed in accordance with regulation 11 or 12.

2 An International Certificate on Inventory of Hazardous Materials shall be issued for a period specified by the Administration, which shall not exceed five years.

3 An International Ready for Recycling Certificate shall be issued for a period specified by the Administration that shall not exceed three months.

4 An International Ready for Recycling Certificate issued under regulation 11 or 12 shall cease to be valid if the condition of the ship does not correspond substantially with the particulars of the certificate.

5 The International Ready for Recycling Certificate may be extended by the Administration or by any person or organization authorized by it for a single point to point voyage to the Ship Recycling Facility.

CHAPTER 3 – REQUIREMENTS FOR SHIP RECYCLING FACILITIES

Regulation 15 – Controls on Ship Recycling Facilities

The certificates shall be drawn up in an official language of the issuing Party, in the form set forth in Appendices 3 and 4. If the language used is not English, French or Spanish, the text shall include a translation into one of these languages. The Administration may, however, issue the International Certificate on Inventory of Hazardous Materials drawn up only in an official language of the issuing Party to ships not engaged in voyages to ports or offshore terminals under the jurisdiction of other Parties to this Convention and the International Ready for Recycling Certificate drawn up only in an official language of the issuing Party to ships recycled in Ship Recycling Facilities under the jurisdiction of the issuing Party.

1 Each Party shall establish legislation, regulations, and standards that are necessary to ensure that Ship Recycling Facilities are designed, constructed, and operated in a safe and environmentally sound manner in accordance with the regulations of this Convention.

2 Each Party shall establish a mechanism for authorizing Ship Recycling Facilities with appropriate conditions to ensure that such Ship Recycling Facilities meet the requirements of this Convention.

3 Each Party shall establish a mechanism for ensuring that Ship Recycling Facilities comply with the requirements of this chapter including the establishment and effective use of inspection, monitoring and enforcement provisions, including powers of entry and sampling. Such a mechanism may include an audit scheme to be carried out by the Competent Authority(ies) or an organization recognized by the Party, taking into account guidelines developed by the Organization, and the results of these audits should be communicated to the Organization.

4 Each Party shall designate one or more Competent Authorities and the single contact point to be used by the Organization. Parties to this Convention and other interested entities, for matters related to Ship Recycling Facilities operating within the jurisdiction of that Party.

Regulation 16 – Authorization of Ship Recycling Facilities

1 Ship Recycling Facilities which recycle ships to which this Convention applies, or ships treated similarly pursuant to Article 3.4, shall be authorized by a Party taking into account the guidelines developed by the Organization.

2 The authorization shall be carried out by the Competent Authority(ies) and shall include verification of documentation required by this Convention and a site inspection. The Competent Authority(ies) may however entrust the authorization of Ship Recycling Facilities to organizations recognized by it.

3 The Party shall notify the Organization of the specific responsibilities and conditions of the authority delegated to the recognized organizations, for circulation to Parties. In every case, the Competent Authority(ies) retains full responsibility for the authorization issued.

4 The authorization shall be drawn up in the form set forth in Appendix 5. If the language used is not English, French or Spanish, the text shall include a translation into one of these languages.

5 The authorization shall be valid for a period specified by the Party but not exceeding five years. The Party shall identify the terms for which the authorization will be issued, withdrawn, suspended, amended and renewed, and communicate these terms to the Ship Recycling Facilities. If a Ship Recycling Facility refuses inspection by the Competent Authority(ies) or the recognized organization operating on its/their behalf, the authorization shall be suspended or withdrawn.

6 If incidents or actions taken at the Ship Recycling Facility have the effect that the conditions for the authorization are no longer fulfilled, the Ship Recycling Facility shall inform the Competent Authority(ies). The Competent Authority(ies) may accordingly decide to suspend or withdraw the authorization, or require corrective actions by the Ship Recycling Facility.

Regulation 17 – General requirements

1 Ship Recycling Facilities authorized by a Party shall establish management systems, procedures and techniques which do not pose health risks to the workers concerned or to the population in the vicinity of the Ship Recycling Facility and which will prevent, reduce, minimize and to the extent practicable eliminate adverse effects on the environment caused by Ship Recycling, taking into account guidelines developed by the Organization.

2 Ship Recycling Facilities authorized by a Party shall, for ships to which this Convention applies, or ships treated similarly pursuant to Article 3.4:

.1 only accept ships that:

.1.1 comply with this Convention; or

.2 meet the requirements of this Convention;

.2.1 only accept ships which they are authorized to recycle; and

.3 have the documentation of its authorization available if such documentation is requested by a shipowner that is considering recycling a ship at that Ship Recycling Facility.

Regulation 18 – Ship Recycling Facility Plan

Ship Recycling Facilities authorized by a Party shall prepare a Ship Recycling Facility Plan. The Plan shall be adopted by the board or the appropriate governing body of the Recycling Company, and shall include:

.1 a policy ensuring workers' safety and the protection of human health and the environment, including the establishment of objectives that lead to the minimization and elimination to the extent practicable of the adverse effects on human health and the environment caused by Ship Recycling;

.2 a system for ensuring implementation of the requirements set out in this Convention, the achievement of the goals set out in the policy of the Recycling Company, and the continuous improvement of the procedures and standards used in the Ship Recycling operations;

.3 identification of roles and responsibilities for employers and workers when conducting Ship Recycling operations;

.4 a programme for providing appropriate information and training of workers for the safe and environmentally sound operation of the Ship Recycling Facility;

.5 an emergency preparedness and response plan;

.6 a system for monitoring the performance of Ship Recycling;

.7 a record-keeping system showing how Ship Recycling is carried out;

.8 a system for reporting discharges, emissions, incidents and accidents causing damage, or with the potential of causing damage, to workers' safety, human health and the environment; and

.9 a system for reporting occupational diseases, accidents, injuries and other adverse effects on workers' safety and human health,

taking into account guidelines developed by the Organization.

Regulation 19 – Prevention of adverse effects to human health and the environment

Ship Recycling Facilities authorized by a Party shall establish and utilize procedures to:

- .1 prevent explosions, fires, and other unsafe conditions by ensuring that Safe-for-hot work conditions and procedures are established, maintained and monitored throughout Ship Recycling;
- .2 prevent harm from dangerous atmospheres and other unsafe conditions by ensuring that Safe-for-entry conditions and procedures are established, maintained, and monitored in ship spaces, including confined spaces and enclosed spaces, throughout Ship Recycling;
- .3 prevent other accidents, occupational diseases and injuries or other adverse effects on human health and the environment; and
- .4 prevent spills or emissions throughout Ship Recycling which may cause harm to human health and/or the environment,

taking into account guidelines developed by the Organization.

Regulation 20 – Safe and environmentally sound management of Hazardous Materials

1 Ship Recycling Facilities authorized by a Party shall ensure safe and environmentally sound removal of any Hazardous Material contained in a ship certified in accordance with regulation 11 or 12. The person(s) in charge of the recycling operations and the workers shall be familiar with the requirements of this Convention relevant to their tasks and, in particular, actively use the Inventory of Hazardous Materials and the Ship Recycling Plan, prior to and during the removal of Hazardous Materials.

2 Ship Recycling Facilities authorized by a Party shall ensure that all Hazardous Materials detailed in the Inventory are identified, labelled, packaged and removed to the maximum extent possible prior to cutting by properly trained and equipped workers, taking into account the guidelines developed by the Organization, in particular:

- .1 hazardous liquids, residues and sediments;
- .2 substances or objects containing heavy metals such as lead, mercury, cadmium and hexavalent chromium;
- .3 paints and coatings that are highly flammable and/or lead to toxic releases;
- .4 asbestos and materials containing asbestos;
- .5 PCB and materials containing PCBs, ensuring that heat inducing equipment is avoided during such operations;
- .6 CFCs and halons; and
- .7 other Hazardous Materials not listed above and that are not a part of the ship structure.

3 Ship Recycling Facilities authorized by a Party shall provide for and ensure safe and environmentally sound management of all Hazardous Materials and wastes removed from the ship recycled at that Ship Recycling Facility. Waste management and disposal sites shall be identified to provide for the further safe and environmentally sound management of materials.

4 All wastes generated from the recycling activity shall be kept separate from recyclable materials and equipment, labelled, stored in appropriate conditions that do not pose a risk to the workers, human health or the environment and only transferred to a waste management facility authorized to deal with their treatment and disposal in a safe and environmentally sound manner.

Regulation 21 – Emergency preparedness and response

Ship Recycling Facilities authorized by a Party shall establish and maintain an emergency preparedness and response plan. The plan shall be made having regard to the location and environment of the Ship Recycling Facility, and shall take into account the size and nature of activities associated with each Ship Recycling operation. The plan shall furthermore:

- .1 ensure that the necessary equipment and procedures to be followed in the case of an emergency are in place, and that drills are conducted on a regular basis;
- .2 ensure that the necessary information, internal communication and coordination are provided to protect all people and the environment in the event of an emergency at the Ship Recycling Facility;
- .3 provide for communication with, and information to, the relevant Competent Authority(ies), the neighbourhood and emergency response services;
- .4 provide for first-aid and medical assistance, fire-fighting and evacuation of all people at the Ship Recycling Facility; pollution prevention; and
- .5 provide for relevant information and training to all workers of the Ship Recycling Facility, at all levels and according to their competence, including regular exercises in emergency prevention, preparedness and response procedures.

Regulation 22 – Worker safety and training

1 Ship Recycling Facilities authorized by a Party shall provide for worker safety by measures including:

- .1 ensuring the availability, maintenance and use of personal protective equipment and clothing needed for all Ship Recycling operations;
- .2 ensuring that training programmes are provided to enable workers to safely undertake all Ship Recycling operations they are tasked to do; and
- .3 ensuring that all workers at the Ship Recycling Facility have been provided with appropriate training and familiarization prior to performing any Ship Recycling operation.

- 2 Ship Recycling Facilities authorized by a Party shall provide and ensure the use of personal protective equipment for operations requiring such use, including:

- .1 head protection;
- .2 face and eye protection;
- .3 hand and foot protection;
- .4 respiratory protective equipment;
- .5 hearing protection;
- .6 protectors against radioactive contamination;
- .7 protection from falls; and
- .8 appropriate clothing.

3 Ship Recycling Facilities authorized by a Party may co-operate in providing for training of workers. Taking into account the guidelines developed by the Organization, the training programmes set forth in paragraph 1.2 of this regulation shall:

- .1 cover all workers including contractor personnel and employees in the Ship Recycling Facility;
- .2 be conducted by Competent persons;
- .3 provide for initial and refresher training at appropriate intervals;
- .4 include participants' evaluation of their comprehension and retention of the training;
- .5 be reviewed periodically and modified as necessary; and
- .6 be documented.

Regulation 23 – Reporting on incidents, accidents, occupational diseases and chronic effects

- 1 Ship Recycling Facilities authorized by a Party shall report to the Competent Authority(ies) any incident, accident, occupational diseases, or chronic effects causing, or with the potential of causing, risks to workers safety, human health and the environment.

- 2 Reports shall contain a description of the incident, accident, occupational disease, or chronic effect, its cause, the response action taken and the consequences and corrective actions to be taken.

CHAPTER 4 – REPORTING REQUIREMENTS

Regulation 24 – Initial notification and reporting requirements

- 1 A shipowner shall notify the Administration in due time and in writing of the intention to recycle a ship in order to enable the Administration to prepare for the survey and certification required by this Convention.

- 2 A Ship Recycling Facility when preparing to receive a ship for recycling shall notify in due time and in writing its Competent Authority(ies) of the intent. The notification shall include at least the following ship details:

- .1 name of the State whose flag the ship is entitled to fly;
- .2 date on which the ship was registered with that State;
- .3 ship's identification number (IMO number);
- .4 hull number on new-building delivery;
- .5 name and type of the ship;
- .6 port at which the ship is registered;
- .7 name and address of the Shipowner as well as the IMO registered owner identification number;
- .8 name and address of the company as well as the IMO company identification number;
- .9 name of all classification society(ies) with which the ship is classed;
- .10 ship's main particulars (Length overall (LOA), Breadth (Moulded), Depth (Moulded), Lightweight, Gross and Net tonnage, and engine type and rating);
- .11 Inventory of Hazardous Materials; and
- .12 draft ship recycling plan for approval pursuant to regulation 9.

- 3 When the ship destined to be recycled has acquired the International Ready for Recycling Certificate, the Ship Recycling Facility shall report to its Competent Authority(ies) the planned start of the Ship Recycling. The report shall be in accordance with the reporting format in Appendix 6, and shall at least include a copy of the International Ready for Recycling Certificate. Recycling of the ship shall not start prior to the submission of the report.

APPENDIX 1
CONTROLS OF HAZARDOUS MATERIALS

| Hazardous Material | Definitions | Control measures |
|------------------------------------|--|---|
| Asbestos | Materials containing asbestos | For all ships, new installation of materials which contain asbestos shall be prohibited. |
| Ozone-depleting substances | Ozone-depleting substances means controlled substances defined in paragraph 4 of article 1 of the Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer, 1987, listed in Annexes A,B,C or E to the said Protocol in force at the time of application or interpretation of this Annex. | New installations which contain ozone-depleting substances shall be prohibited on all ships, except that new installations containing hydrochlorofluorocarbons (HCFCs) are permitted until 1 January 2020. |
| Polychlorinated biphenyls (PCB) | "Polychlorinated biphenyls" means aromatic compounds formed in such a manner that the hydrogen atoms on the biphenyl molecule (two benzene rings bonded together by a single carbon-carbon bond) may be replaced by up to ten chlorine atoms | For all ships, new installation of materials which contain Polychlorinated biphenyls shall be prohibited. |
| Anti-fouling compounds and systems | Anti-fouling compounds and systems regulated under Annex I to the International Convention on the Control of Harmful Anti-fouling Systems on Ships 2001 (AFS Convention) in force at the time of application or interpretation of this Annex. | <ol style="list-style-type: none"> No ship may apply anti-fouling systems containing organotin compounds as a biocide or any other anti-fouling system whose application or use is prohibited by the AFS Convention. No new ships or new installations on ships shall apply or employ anti-fouling compounds or systems in a manner inconsistent with the AFS Convention. |



APPENDIX 3

FORM OF THE INTERNATIONAL CERTIFICATE ON INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS

INTERNATIONAL CERTIFICATE ON INVENTORY OF HAZARDOUS MATERIALS

(Note: This certificate shall be supplemented by Part I of the Inventory of Hazardous Materials)

(Official seal)

(State)

Issued under the provisions of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of

| |
|---|
| Any Hazardous Materials listed in Appendix 1 |
| Cadmium and Cadmium Compounds |
| Hexavalent Chromium and Hexavalent Chromium Compounds |
| Lead and Lead Compounds |
| Mercury and Mercury Compounds |
| Polybrominated Biphenyl (PBBs) |
| Polybrominated Diphenyl Ethers (PBDEs) |
| Polychlorinated Naphthalenes (more than 3 chlorine atoms) |
| Radioactive Substances |
| Certain Shortchain Chlorinated Paraffins (Alkanes, C10-C13, chloro) |

.....
(Name of State)

by
(Full designation of the person or organization authorized

under the provisions of the Convention)

Particulars of the Ship

| | |
|--|--|
| Name of Ship | |
| Distinctive number or letters | |
| Port of Registry | |
| Gross tonnage | |
| IMO number | |
| Name and address of shipowner | |
| IMO registered owner identification number | |
| IMO company identification number | |
| Date of Construction | |

Particulars of Part I of the Inventory of Hazardous Materials

Part I of the Inventory of Hazardous Materials identification/verification number:

(Signature of duly authorized official)

Note: Part I of the Inventory of Hazardous Materials, as required by regulation 5 of the Annex to the Convention, is an essential part of the International Certificate on Inventory of Hazardous Materials and must always accompany the International Certificate on Inventory of Hazardous Materials. Part I of the Inventory of Hazardous Materials should be compiled on the basis of the standard format shown in the guidelines developed by the Organization.

THIS IS TO CERTIFY:

1. that the ship has been surveyed in accordance with regulation 10 of the Annex to the Convention; and
2. that the survey shows that Part I of the Inventory of Hazardous Materials fully complies with the applicable requirements of the Convention.

ENDORSEMENT WHERE THE RENEWAL SURVEY HAS BEEN COMPLETED AND REGULATION 11.7 APPLIES*

The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this certificate shall, in accordance with regulation 11.7 of the Annex to the Convention, be accepted as valid until (dd/mm/yyyy):

This certificate is valid until (dd/mm/yyyy)

Issued at

(Place of issue of certificate)

Signed:

(Signature of duly authorized official)

Place:

Date: (dd/mm/yyyy)

(dd/mm/yyyy)
(Date of issue)
(Signature of duly authorized official issuing the certificate)

*(Seal or stamp of the authority, as appropriate)***ENDORSEMENT TO EXTEND THE CERTIFICATE IF VALID FOR LESS THAN FIVE YEARS WHERE REGULATION 11.6 APPLIES***

The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this certificate shall, in accordance with regulation 11.6 of the Annex to the Convention, be accepted as valid until (dd/mm/yyyy):

Signed:

(Signature of duly authorized official)

Place:

Date: (dd/mm/yyyy)

(Seal or stamp of the authority, as appropriate)

* This page of the endorsement at survey shall be reproduced and added to the certificate as considered necessary by the Administration.

**ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL
REACHING THE PORT OF SURVEY OR FOR A PERIOD OF GRACE WHERE
REGULATION 11.8 OR 11.9 APPLIES***

This certificate shall, in accordance with regulation 11.8 or 11.9^{**} of the Annex to the Convention, be accepted as valid until (dd/mm/yyyy):

Signed:
(Signature of duly authorized official)

Place:
(State)

Date: (dd/mm/yyyy)
(Official seal)

(Seal or stamp of the authority, as appropriate)

Issued under the provisions of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of

報

官

ENDORSEMENT FOR ADDITIONAL SURVEY*

At an additional survey in accordance with regulation 10 of the Annex to the Convention, the ship was found to comply with the relevant provisions of the Convention.

Signed:
(Signature of duly authorized official)

Place:
(State)

Date: (dd/mm/yyyy)
(Seal or stamp of the authority, as appropriate)

Particulars of the Ship

| | |
|--|--|
| Name of Ship | |
| Distinctive number or letters | |
| Port of Registry | |
| Gross tonnage | |
| IMO number | |
| Name and address of shipowner | |
| IMO registered owner identification number | |
| IMO company identification number | |
| Date of Construction | |

* This page of the endorsement at survey shall be reproduced and added to the certificate as considered necessary by the Administration.

** Delete as appropriate.

FORM OF THE INTERNATIONAL READY FOR RECYCLING CERTIFICATE

INTERNATIONAL READY FOR RECYCLING CERTIFICATE

(Note: This certificate shall be supplemented by the Inventory of Hazardous Materials and the Ship Recycling Plan)

APPENDIX 4

Particulars of the Ship Recycling Facility(ies)

| | |
|--|--|
| Name of Ship Recycling Facility | |
| Distinctive Recycling Company identity number* | |
| Full address | |
| Date of expiry of DASR | |

* This number is based on the Document of Authorization to conduct Ship Recycling (DASR).

Particulars of the Inventory of Hazardous Materials

Inventory of Hazardous Materials identification/verification number:

Note: The Inventory of Hazardous Materials, as required by regulation 5 of the Annex to the Convention, is an essential part of the International Ready for Recycling Certificate and must always accompany the International Ready for Recycling Certificate. The Inventory of Hazardous Materials should be compiled on the basis of the standard format shown in the guidelines developed by the Organization.

Particulars of the Ship Recycling Plan

Ship Recycling Plan identification/verification number:

Note: The Ship Recycling Plan, as required by regulation 9 of the Annex to the Convention, is an essential part of the International Ready for Recycling Certificate and must always accompany the International Ready for Recycling Certificate.

THIS IS TO CERTIFY:

- 1 that the ship has been surveyed in accordance with regulation 10 of the Annex to the Convention;
- 2 that the ship has a valid Inventory of Hazardous Materials in accordance with regulation 5 of the Annex to the Convention;
- 3 that the Ship Recycling Plan, as required by regulation 9, properly reflects the information contained in the Inventory of Hazardous Materials as required by regulation 5.4 and contains information concerning the establishment, maintenance and monitoring of Safe-for-entry and Safe-for-hot work conditions; and
- 4 that the Ship Recycling Facility(ies) where this ship is to be recycled holds a valid authorization in accordance with the Convention.

This certificate is valid until (dd/mm/yyyy)
(Date)
 Issued at
(Place of issue of certificate)
 (dd/mm/yyyy)
(Date of issue)
 (Signature of duly authorized official issuing the certificate)

(Seal or stamp of the authority, as appropriate)

**ENDORSEMENT TO EXTEND THE VALIDITY OF THE CERTIFICATE UNTIL
REACHING THE PORT OF THE SHIP RECYCLING FACILITY FOR A PERIOD OF
GRACE WHERE REGULATION 14.5 APPLIES***

This certificate shall, in accordance with regulation 14.5 of the Annex to the Convention, be accepted as valid for a single point to point voyage from the port of:

to the port of:

Signed:
(Signature of duly authorized official)

Place:

Date: (dd/mm/yyyy)

(Seal or stamp of the authority, as appropriate)

FORM OF THE AUTHORIZATION OF SHIP RECYCLING FACILITIES

Document of Authorization to conduct Ship Recycling (DASR) in accordance with the requirements of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009

Issued under the provision of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (hereinafter referred to as “the Convention”) under the authority of the Government of:

.....
(Name of State)
by.....
(Full designation of the Competent Authority under the Convention)

| | |
|---|-------|
| Name of Ship Recycling Facility | |
| Distinctive Recycling Company Identity No. | |
| Full address of Ship Recycling Facility | |
| Primary contact person | |
| Phone number | |
| E-mail address | |
| Name, address, and contact information of ownership company | |
| Working language(s) | |

This is to verify that the Ship Recycling Facility has implemented management systems, procedures and techniques in accordance with Chapters 3 and 4 to the Annex to the Convention.

This authorization is valid until and is subject to the limitations identified in the attached supplement.

This authorization is subject to amendment, suspension, withdrawal, or periodic renewal in accordance with regulation 16 of the Annex to the Convention.

Issued at
(Place of issue of the authorization)

(dd/mm/yyyy)
(Date of issue)
(Signature of duly authorized official issuing the authorization)

* This page of the endorsement shall be reproduced and added to the certificate as considered necessary by the Administration.

(Typed name and title of duly authorized official issuing the authorization)
(Seal or stamp of the authority, as appropriate)

SUPPLEMENT TO:

Document of Authorization to undertake Ship Recycling (DASR) in accordance with the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009

Notes:

- 1 This record shall be permanently attached to the DASR. The DASR shall be available at the Ship Recycling Facility at all times.
- 2 All procedures, plans and other documents produced by the Ship Recycling Facility and required under the terms to which the DASR has been issued shall be available in the working language of the Ship Recycling Facility and in either English, French or Spanish.
- 3 The authorization is subject to the limitations defined by this supplement.

1 GENERAL TERMS**1.1 Requirements of the Convention**

The Ship Recycling Facility meets the requirements that it be designed, constructed, and operated in a safe and environmentally sound manner in accordance with the Convention, including meeting the relevant requirements of:

- Regulation 16 – Authorization of Ship Recycling Facilities
- Regulation 17 – General requirements
- Regulation 18 – Ship Recycling Facility Plan
- Regulation 19 – Prevention of adverse effects to human health and the environment
- Regulation 20 – Safe and environmentally sound management of Hazardous Materials
- Regulation 21 – Emergency preparedness and response
- Regulation 22 – Worker safety and training
- Regulation 23 – Reporting on incidents, accidents, occupational diseases and chronic effects
- Regulation 24 – Initial notification and reporting requirements
- Regulation 25 – Reporting upon completion

These requirements are imposed on the Ship Recycling Facility by way of

(Identify the permit, licence, authorization, legal standards, or other mechanism that applies)

.....

Ship Recycling Facility Plan identification/verification number:

1.2 Acceptance of ships

For ships to which the Convention applies and ships treated similarly pursuant to Article 3.4 of the Convention, the Ship Recycling Facility can only accept a ship for recycling in accordance with regulation 17 of the Annex to the Convention.

1.3 Safe-for-hot work and Safe-for-entry conditions

The Ship Recycling Facility is capable of establishing, maintaining and monitoring Safe-for-hot work and Safe-for-entry conditions throughout the Ship Recycling process.

1.4 Management of Hazardous Materials

The Ship Recycling Facility is designed, constructed, operated, and required to ensure that all Hazardous Materials' management shall be safe and environmentally sound in compliance with the Convention and with all relevant local or national regulations/requirements.

1.5 Map and location of Ship Recycling operations

A map of the boundary of the Ship Recycling Facility and the location of Ship Recycling operations within it, is attached.

2 CAPABILITY OF SHIP RECYCLING FACILITY**2.1 Size of ships**

The Ship Recycling Facility is authorized to accept a ship for recycling subject to the following size limitations:

| | Maximum Size | Other Limitations |
|-------------|---------------------|--------------------------|
| Length | | |
| Breadth | | |
| Lightweight | | |

2.2 Safe and Environmentally Sound Management of Hazardous Materials

The Ship Recycling Facility is authorized to accept a ship for recycling that contains Hazardous Materials as specified in the following table subject to the conditions noted below:

| Hazardous Material(*4) | Management of Hazardous Materials | | | Authorization/Limitations |
|--|-----------------------------------|----------------|--------------------------|---------------------------|
| | Removal Y/N (*2) | Storage Y/N | Process (*1) Y/N (*3) | |
| Asbestos | | | | |
| Ozone-depleting substances | | | | |
| Polychlorinated biphenyls (PCB) | | | | |
| Anti-fouling compounds and systems | | | | |
| Cadmium and Cadmium Compounds | | | | |
| Hexavalent Chromium and Hexavalent Chromium Compounds | | | | |
| Lead and Lead Compounds | | | | |
| Mercury and Mercury Compounds | | | | |
| Polybrominated Biphenyl (PBBs) | | | | |
| Polybrominated Diphenyl Ethers (PBDEs) | | | | |
| Polychlorinated Naphthalenes (more than 3 chlorine atoms) | | | | |
| Radioactive substances | | | | |
| Certain Shortchain Chlorinated Paraffins (Alkanes, C10-C13, chloro) | | | | |
| Hazardous liquids, residues and sediments | | | | |
| Paints and coatings that are highly flammable and/or lead to toxic release | | | | |
| Other Hazardous Materials not listed above and that are not a part of the ship structure (specify) | | | | |

Notes: *1 Process means the processing of Hazardous Materials in the Ship Recycling Facility, such as:

- a. incineration of Hazardous Materials;
- b. reclamation of Hazardous Materials; and
- c. treatment of oily residues.

*2 If Yes (Y), indicate in the Ship Recycling Facility Plan the responsible personnel authorized to carry out the removal, with the certificate number or other relevant information.

*3 If No (N), describe in the Ship Recycling Plan where the Hazardous Materials are to be processed/disposed.

*4 These Hazardous Materials are specified in Appendices 1 and 2 and regulation 20 of the Convention.

APPENDIX 6

FORM OF REPORT OF PLANNED START OF SHIP RECYCLING

The
(Name of Ship Recycling Facility)

located at
(Full Ship Recycling Facility address)

Authorized in accordance with the requirements of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (hereinafter referred to as "the Convention") to conduct Ship Recycling under the authority of the Government of:

.....
(Name of State)

as indicated in the Document of Authorization to conduct Ship Recycling issued at

.....
(Place of authorization)

by
(Full designation of the Competent Authority under the Convention)

on (dd/mm/yyyy)
(Date of issue)

Hereby reports that the Ship Recycling Facility is ready in every respect to start the recycling of the vessel
(IMO number)

The International Ready for Recycling Certificate issued under the provisions of the Convention under the authority of the Government of

.....
(Name of State)

by
(Full designation of the person or organization authorized under the provisions of the Convention)

on (dd/mm/yyyy)
(Date of issue)

is enclosed.

Signed
(Signature of the owner of the Ship Recycling Facility or a representative acting on behalf of the owner)

FORM OF THE STATEMENT OF COMPLETION OF SHIP RECYCLING

STATEMENT OF COMPLETION OF SHIP RECYCLING

This document is a statement of completion of Ship Recycling for

.....
(Name of the ship when it was received for recycling/at the point of deregistration)

Particulars of the Ship as received for recycling

| | |
|--|--|
| Distinctive number or letters | |
| Port of Registry | |
| Gross tonnage | |
| IMO number | |
| Name and address of shipowner | |
| IMO registered owner identification number | |
| IMO company identification number | |
| Date of Construction | |

THIS CONFIRMS THAT:

The ship has been recycled in accordance with the Ship Recycling Plan as part of the Hong Kong International Convention for the Safe and Environmentally Sound Recycling of Ships, 2009 (hereinafter referred to as "the Convention") at

.....
(Name and location of the authorized Ship Recycling Facility)

and the recycling of the ship as required by the Convention was completed on:

(dd/mm/yyyy)
(Date of Completion)

Issued at
(Place of issue of the Statement of Completion)

APPENDIX 7

○内閣府令第四十六号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

令和七年五月二十一日

内閣総理大臣 石破茂

府
令

道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号）の一部を改正する内閣府令の一部を改正する。改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改
正
後

| 別記様式第十二の二(第十八条の二の二、第二十九条、第二十九条の二関係) | |
|---|--|
| 質問票 | |
| 次の事項について、該当する□に印を付けて回答してください。 | |
| 1 過去5年において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます)を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことが□はい □いいえある。 | |
| 2 過去5年において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったりことがある。 | |
| 3 過去5年において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となつたことがある。 | |
| 4 過去1年において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。 | |
| 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 | |
| 公安委員会 殿 年 月 日 | |
| 上記のとおり回答します。 氏名 | |
| (注意事項) | |
| 1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。) | |
| 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます。 | |
| 3 提出しない場合は手続ができません。 | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

| 別記様式第十二の二(第十八条の二の二、第二十九条、第二十九条の二関係) | |
|---|--|
| 質問票 | |
| 次の事項について、該当する□に印を付けて回答してください。 | |
| 1 過去5年において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます)を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことが□はい □いいえある。 | |
| 2 過去5年において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったりことがある。 | |
| 3 過去5年において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となつたことがある。 | |
| 4 過去1年において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。 | |
| 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 | |
| 公安委員会 殿 年 月 日 | |
| 上記のとおり回答します。 氏名 | |
| (注意事項) | |
| 1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 (運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。) | |
| 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。 | |
| 3 提出しない場合は手続ができません。 | |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

改
正
前

○外務省令第十一号
　民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
　令和七年五月二十一日
　　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令の一部を改正する省令
　　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令（平成二十六年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。
　　第四条の見出し中「両会交流援助申請書の様式」を「交流援助申請書の様式」に改め、同条中「日本国両会交流援助」を「外国両会交流援助」に改め、第五条の見出し中「両会交流援助申請書の添付書類」を「交流援助申請書の添付書類」に改め、同条第一項第二号中「日本国両会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に、「外国両会交流援助申請」を「外国交流援助申請」に改め、「両会その他の」を削り、同項第三号及び第五号から第九号までの規定中「両会その他の」を削る。

第一条 この府令は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行日（令和七年六月一日）から施行する。
（経過措置）

第二条 この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。
2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

省令

別記様式第十八の四(第二十九条の二の四、第三十七条の二関係)

報告書

- 1 過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます)を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 はい いいえ

2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったりがある。 はい いいえ

3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取りながらもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となつたことがある。 はい いいえ

4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。

□ はい いいえ

5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 はい いいえ

公安局委員會 殿

年 月 日

上記のとおり報告します。

氏名

(注意事項)

- 各質問について、該当する□にレ印を付けて報告してください。
 - 各質問に対して「はい」と報告しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に報告してください。)
 - 虚偽の報告をした方は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十八の四(第二十九条の二の四、第三十七条の二関係)

報 告 書

- 1 過去5年以内において、病気(病気の治療に伴う症状を含みます)を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 はい いいえ

2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったりがある。 はい いいえ

3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取りながらもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となつたことがある。 はい いいえ

4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。

5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。 はい いいえ

公安局委員會 殿

年 月 日

上記のとおり報告します。

氏名

(注意事項)

- 各質問について、該当する□にレ印を付けて報告してください。
 - 各質問に対して「はい」と報告しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に報告してください。)
 - 虚偽の報告をした方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第一（第二条関係）

別紙様式第一ないし第四を次のように改める。

返還援助申請書

《注意事項》

- 記載前に「返還援助申請の手引き」をお読みの上、その指示に従って記載してください。
- 可能な限り詳細に記載してください。
- 様式内の該当する□には、☑を記載してください。

| | | | | | |
|-------------------------------------|----------------|----------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 1 申請者 | | | | | |
| 氏名 又は 名称 | 日本語 | フリガナ 漢字 姓 | | 名 | |
| | 英語 | 姓 | ミドルネーム (あれば) | 名 | |
| | その他言語 (あれば) | 言語 | 姓 | ミドルネーム (あれば) | 名 |
| 生年月日 | | 年 | 月 | 日 | |
| 国籍 | | | | 職業 | |
| 子との関係 | | <input type="checkbox"/> 父 | <input type="checkbox"/> 母 | <input type="checkbox"/> その他 () | |
| 住所若しくは居所 又は事務所の所在地 | | 国名 | フリガナ | | |
| | | | 住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。) | | |
| 電話番号 | | 国番号 | + () - (0) — — | | |
| 携帯電話番号 | | 国番号 | + () - (0) — — | | |
| ファックス番号 | | 国番号 | + () - (0) — — | | |
| 電子メールアドレス | | @ | | | |
| 身分証明書情報 | | 身分証明書の種類 | 発行国及び発行機関名 | 番号 | 有効期限 年 月 日 |
| 弁護士等の情報 (本申請に関し弁護士等に依頼している場合のみ) | | | | | |
| 氏名 | 日本語 | フリガナ 漢字 姓 | | 名 | |
| | 英語 | 姓 | ミドルネーム (あれば) | 名 | |
| | 事務所の所在地 | | 国名 | フリガナ | |
| 住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。) | | | | | |
| 電話番号 | | 国番号 | + () - (0) — — | | |
| ファックス番号 | | 国番号 | + () - (0) — — | | |
| 電子メールアドレス | | @ | | | |
| 資格 | | 国名 | 資格名 | | |
| 中央当局からの連絡先 | | <input type="checkbox"/> 本欄の弁護士等 | | <input type="checkbox"/> 申請者 | <input type="checkbox"/> どちらでも良い |

2 申請に係る子

| | | | | |
|--------------------------------------|--|------------------------------------|---------------|---|
| 氏名 | 日本語 | フリガナ 漢字 姓 | 名 | |
| | 英語 | 姓 | ミドルネーム(あれば) | 名 |
| | その他言語(あれば) | 言語 | 姓 | ミドルネーム(あれば) |
| 別名 (あれば) | フリガナ | | | |
| | 姓 | 名 | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| 国籍 | | | 性別 | <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 |
| 出生地 (日本国籍の場合、本籍地) | 国名 | 住所(日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。) | | |
| 連れ去り、留置 前の常居所 | 国名 | 住所(日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。) | | |
| | 子が常居所に居住していた期間、その他特記事項があれば記載してください。 | | | |
| 現在の 住所又は居所 (判明していれば) | 国名 | 住所(日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。) | | |
| 電話番号 | 国番号 + () - (0) | — — | | |
| 携帯電話番号 | 国番号 + () - (0) | — — | | |
| ファックス番号 | 国番号 + () - (0) | — — | | |
| 電子メールアドレス | @ | | | |
| 旅券情報 (保有する全ての旅券の情報 を記載してください。) | 発行国 | 番号 | 有効期限 年 月 日 | |
| 身分証明書情報 (旅券情報を記載でき ない場合のみ) | 身分証明書の種類 | 発行国及び発行機関 | 番号 | 有効期限 年 月 日 |
| 身体的特徴 | 身長 | 体重 | 髪の色 | 目の色 |
| | その他 | | | |
| その他、所在を 特定するために 有用な情報 | 例:追加的な情報を提供できる可能性のある人物(氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、子との関係)、 通っている可能性のある保育所、幼稚園、学校、病院等 | | | |

3 子の連れ去りをし、又は留置をしていると思料される者

| | | | | |
|----------------------------------|--|------------------------------------|---------------------------------|-------------|
| 氏名 | 日本語 | フリガナ 漢字 姓 | 名 | |
| | 英語 | 姓 | ミドルネーム(あれば) | 名 |
| | その他言語(あれば) | 言語 | 姓 | ミドルネーム(あれば) |
| 別名(あれば) | フリガナ | | | |
| | 姓 | | 名 | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| 国籍 | | 職業 | | |
| 子との関係 | <input type="checkbox"/> 父 | <input type="checkbox"/> 母 | <input type="checkbox"/> その他() | |
| 出生地 (日本国籍の場合、本籍地) | 国名 | 住所(日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。) | | |
| 住所又は居所 (判明していれば) | 国名 | 住所(日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。) | | |
| 電話番号 | 国番号 + () - (0) | — | — | — |
| 携帯電話番号 | 国番号 + () - (0) | — | — | — |
| ファックス番号 | 国番号 + () - (0) | — | — | — |
| 電子メールアドレス | @ | | | |
| 旅券情報 (保有する全ての旅券の情報を記載してください。) | 発行国 | 番号 | 有効期限 年 月 日 | |
| 身体的特徴 | 身長 | 体重 | 髪の色 | 目の色 |
| | その他 | | | |
| ドメスティック・バイオレンス(DV)被害の主張 | <input type="checkbox"/> 子の連れ去りをし、若しくは留置をしていると思料される者はDV被害を主張している、又は主張する可能性がある。 <input type="checkbox"/> DV被害を主張しておらず、今後も主張する可能性はない。 | | | |
| 子との同居 | <input type="checkbox"/> 子の連れ去りをし、若しくは留置をしていると思料される者は現在も子と同居している、又は同居している可能性がある。 <input type="checkbox"/> 現在は子と同居していない。 | | | |
| その他、所在を特定するために有用な情報 | 例:追加的な情報を提供できる可能性のある人物(氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、連れ去りをし、又は留置をしていると思料される者との関係)、勤務先等 | | | |

4 子の常居所地国の法令に基づき申請者が子についての監護の権利を有し、かつ、子の連れ去り又は留置により当該監護の権利が侵害されていることを明らかにするために必要な事項

| | | | |
|--|--|--------|---|
| 子の常居所地国 の法令に基づ き、申請者が子 についての監護 の権利を有して いることに関する 説明 | 根拠法令 法律名 | 条文番号 | |
| | 説明 | | |
| 子が連れ去ら れ、又は留置さ れた年月日、場 所及び状況 | 年月日 年 | 月 | 日 |
| | 場所：国名 | 具体的な場所 | |
| 状況 | | | |
| 監護の権利が侵 害されている状 況 | 例：子の連れ去りをし、若しくは留置をしていると思料される者、又は子と同居している者からの連絡の有無、 子を返さないという意思表示があったかどうか等 | | |

5 子と同居していると思料される者

* 子の連れ去りをし、又は留置をしていると思料される者（上記3に記載した者）以外に子と同居している可能性がある者の情報を記載してください。

| | | | | |
|----------------------------------|--|------------------------------------|---------------|-------------|
| 氏名 | 日本語 | フリガナ 漢字 姓 | 名 | |
| | 英語 | 姓 | ミドルネーム（あれば） | 名 |
| | その他言語（あれば） | 言語 | 姓 | ミドルネーム（あれば） |
| 別名（あれば） | フリガナ 姓 | 名 | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| 国籍 | | | 職業 | |
| 子との関係 | <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| 出生地 (日本国籍の場合、本籍地) | 国名 | 住所（日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。） | | |
| 住所又は居所 | 国名 | 住所（日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。） | | |
| 電話番号 | 国番号 + () - (0) - - - | | | |
| 携帯電話番号 | 国番号 + () - (0) - - - | | | |
| ファックス番号 | 国番号 + () - (0) - - - | | | |
| 電子メールアドレス | @ | | | |
| 旅券情報 (保有する全ての旅券の情報を記載してください。) | 発行国 | 番号 | 有効期限 年 月 日 | |
| 身体的特徴 | 身長 | 体重 | 髪の色 | 目の色 |
| | その他 | | | |
| ドメスティック・バイオレンス（DV）被害の主張 | <input type="checkbox"/> 子と同居していると思料される者はDV被害を主張している、又は主張する可能性がある。 <input type="checkbox"/> DV被害を主張しておらず、今後も主張する可能性はない。 | | | |
| その他、所在を特定するために有用な情報 | 例：追加的な情報を提供できる可能性のある人物（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、子と同居していると思料される者との関係）、勤務先等 | | | |

6 その他

| | | | |
|----------------------------------|--|------|-------|
| 係争中の民事手続 | 日本国内 | 裁判所名 | 事件番号等 |
| | | 詳細 | |
| | 日本国外 | 国名 | 裁判所名 |
| 刑事訴追の有無 | <input type="checkbox"/> 子の連れ去りをし、若しくは留置をしていると思料される者、又は子と同居していると思料される者は刑事訴追されている。(該当する場合、詳細を記載) | | |
| | <input type="text" value="国名"/> <input type="text" value="詳細"/> | | |
| | <input type="checkbox"/> 刑事訴追されていない。 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 所在の特定 | <input type="checkbox"/> 中央当局による子及び子と同居している者の所在の特定を希望する。 <input type="checkbox"/> 中央当局による所在の特定を必要としていない。 | | |
| 中央当局が講ずべき措置(子の日本国からの返還援助申請の場合のみ) | <p><複数選択可></p> <p><input type="checkbox"/> ① 合意による子の返還の実現を目指すため、中央当局から、子と同居している者に連絡を取り、協議のあっせんその他の必要な措置を講ずることを希望する。</p> <p><input type="checkbox"/> ② 裁判所への申立てによる子の返還の実現を目指すため、子及び子と同居している者の所在が特定された際には、子と同居している者の氏名の開示を求める。</p> <p>(②のみを選択した場合、どちらか一方を選択してください。)</p> <p style="margin-left: 2em;"> <input type="checkbox"/> 所在の特定等に必要な範囲で、中央当局が、子と同居している者と連絡を取っても差し支えない。 <input type="checkbox"/> 中央当局が、子と同居している者と接触しないことを希望する。 </p> | | |
| その他、中央当局への要望等 | | | |

外務大臣殿

_____年_____月_____日

この申請書及び添付書類の記載は事実に相違なく、

(必ずどちらか一方を選択してください。)

- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約第8条、及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第4条第1項に基づき、日本国から日本国以外の条約締約国への子の返還を実現するための援助（外国返還援助）を申請します。
- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約第8条、及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第11条第1項に基づき、日本国以外の条約締約国から日本国への子の返還を実現するための援助（日本国返還援助）を申請します。

様式第二（第二条関係）

Application for Assistance in Child's Return

«Note»

- Before completing this form, please read the 'Guide to making an Application for Assistance in Child's Return' and follow the instructions.
- Please provide as much information as possible.
- Please indicate in the appropriate boxes.

1. Applicant

| | | | | | |
|---|--|----------------------------------|----------------------|-----------------------------------|------------|
| Name | English | Last name | Middle name (if any) | First name | |
| | Japanese (Chinese character, if possible) | Last name | | First name | |
| | Other language (if any) | Language | Last name | Middle name (if any) | First name |
| Date of birth | Day | Month | Year | | |
| Nationality | | | Occupation | | |
| Relation with the child | <input type="checkbox"/> Father <input type="checkbox"/> Mother <input type="checkbox"/> Other () | | | | |
| Domicile, residence or location of office | Country | Address | | | |
| Telephone no. | Country code + () - (0) | — — | | | |
| Mobile telephone no. | Country code + () - (0) | — — | | | |
| Fax no. | Country code + () - (0) | — — | | | |
| E-mail address | @ | | | | |
| Identity card | Type of identity card | Issuing country and organization | No. | Expiry date Day / Month / Year | |

Details of a legal adviser (if you are instructing one in relation to this application)

| | | | | |
|---|---|-----------------|----------------------|------------|
| Name | English | Last name | Middle name (if any) | First name |
| | Japanese (Chinese character, if possible) | Last name | | First name |
| Location of office | Country | Address | | |
| Telephone no. | Country code + () - (0) | — — | | |
| Fax no. | Country code + () - (0) | — — | | |
| E-mail address | @ | | | |
| License | Country | Type of license | | |
| Preferred contact person with the Central Authority | <input type="checkbox"/> This legal adviser <input type="checkbox"/> Applicant <input type="checkbox"/> Either one will be fine | | | |

2. Child pertaining to the application

| | | | | | |
|--|---|--|----------------------------------|---|--|
| Name | English | Last name | Middle name (if any) | First name | |
| | Japanese (Chinese character, if possible) | Last name | | First name | |
| | Other language (if any) | Language | Last name | Middle name (if any) | First name |
| Alias (if any) | | Last name | | First name | |
| Date of birth | | Day | Month | Year | |
| Nationality | | | Sex | <input type="checkbox"/> Male <input type="checkbox"/> Female | |
| Place of birth (if Japanese, registered domicile) | | Country | Address | | |
| Habitual residence before removal or retention | | Country | Address | | |
| | | Length of residence and other relevant information about child's habitual residence | | | |
| Current domicile or residence (if known) | | Country | Address | | |
| Telephone no. | | Country code + () - (0) | — — | | |
| Mobile telephone no. | | Country code + () - (0) | — — | | |
| Fax no. | | Country code + () - (0) | — — | | |
| E-mail address | | @ | | | |
| Passport (Please provide information of all passports possessed.) | | Issuing country | No. | Expiry date Day Month Year / / / | |
| Identity card (only if you cannot provide passport information) | | Type of identity card | Issuing country and organization | No. | Expiry date Day Month Year / / / |
| Description | | Height | Weight | Color of hair | Color of eyes |
| | | Other | | | |
| Other useful information to identify the whereabouts | | e.g.: Persons who might be able to provide additional information (name, address, telephone no., e-mail address, relation with the child), school, nursery or hospital where the child may attend or visit, etc. | | | |

3. Person who is considered to have done a removal or retention of the child

| | | | | |
|--|--|-----------|----------------------|-----------------------------------|
| Name | English | Last name | Middle name (if any) | First name |
| | Japanese (Chinese character, if possible) | Last name | | First name |
| | Other language (if any) | Language | Last name | Middle name (if any) |
| Alias (if any) | | Last name | | First name |
| Date of birth | Day | | Month | Year |
| Nationality | | | Occupation | |
| Relation with the child | <input type="checkbox"/> Father <input type="checkbox"/> Mother <input type="checkbox"/> Other () | | | |
| Place of birth (if Japanese, registered domicile) | Country | Address | | |
| Domicile or residence (if known) | Country | Address | | |
| Telephone no. | Country code + () - (0) | — — | | |
| Mobile telephone no. | Country code + () - (0) | — — | | |
| Fax no. | Country code + () - (0) | — — | | |
| E-mail address | @ | | | |
| Passport (Please provide information of all passports possessed.) | Issuing country | | No. | Expiry date Day / Month / Year |
| Description | Height | Weight | | Color of hair |
| | Other | | | |
| Claim of domestic violence | <input type="checkbox"/> This person is claiming or might claim to be a victim of domestic violence. <input type="checkbox"/> This person is not claiming and will not claim to be a victim of domestic violence. | | | |
| Living with the child | <input type="checkbox"/> This person lives or may live together with the child. <input type="checkbox"/> This person does not live together with the child. | | | |
| Other useful information to identify the whereabouts | e.g.: Persons who might be able to provide additional information (name, address, telephone no., e-mail address, relation with this person), place of work, etc. | | | |

4. Necessary matters to clarify that the applicant has the rights of custody with respect to the child under the laws and regulations of the State of habitual residence of the child and that the applicant's rights of custody are breached due to the removal or retention of the child

| | | | |
|--|--|--------------------------|---------------|
| Explanation to clarify that the applicant has the rights of custody with respect to the child under the laws and regulations of the State of habitual residence of the child | Legal basis: Name of laws and regulations | | Provision no. |
| | Explanation | | |
| Date, place and circumstances of the removal or retention of the child | Date: Day | Month | Year |
| | Place: Country | Name of place or address | |
| | Circumstances | | |
| Circumstances of the breach of applicant's rights of custody | e.g.: Whether the person who is considered to have done a removal or retention of the child or the person who is considered to live together with the child has contacted the applicant, whether he/she has declared his/her intention not to return the child, etc. | | |

5. Person who is considered to live together with the child

*Please provide information about a person who possibly lives together with the child besides the person who is considered to have done a removal or retention of the child (indicated in 3).

| | | | | |
|--|--|-----------|----------------------|--|
| Name | English | Last name | Middle name (if any) | First name |
| | Japanese (Chinese character, if possible) | Last name | | First name |
| | Other language (if any) | Language | Last name | Middle name (if any) |
| Alias (if any) | | Last name | | First name |
| Date of birth | Day | | Month | Year |
| Nationality | | | Occupation | |
| Relation with the child | <input type="checkbox"/> Father <input type="checkbox"/> Mother <input type="checkbox"/> Other () | | | |
| Place of birth (if Japanese, registered domicile) | Country | Address | | |
| Domicile or residence | Country | Address | | |
| Telephone no. | Country code + () - (0) | — — | | |
| Mobile telephone no. | Country code + () - (0) | — — | | |
| Fax no. | Country code + () - (0) | — — | | |
| E-mail address | @ | | | |
| Passport (Please provide information of all passports possessed.) | Issuing country | | No. | Expiry date Day Month Year / / / |
| Description | Height | Weight | Color of hair | Color of eyes |
| | Other | | | |
| Claim of domestic violence | <input type="checkbox"/> This person is claiming or might claim to be a victim of domestic violence. <input type="checkbox"/> This person is not claiming and will not claim to be a victim of domestic violence. | | | |
| Other useful information to identify the whereabouts | e.g.: Persons who might be able to provide additional information (name, address, telephone no., e-mail address, relation with this person), place of work, etc. | | | |

6. Other

| | | | |
|---|--|---------------|---------------|
| Civil court proceeding | In Japan | Name of court | Case no. |
| | | Detail | |
| | Outside Japan | Country | Name of court |
| Detail | | | |
| Criminal prosecution | <input type="checkbox"/> The person who is considered to have done a removal or retention of the child or the person who is considered to live together with the child is criminally prosecuted. (if yes, please provide details.) <p style="margin-left: 20px;">Country</p> <p style="margin-left: 20px;">Detail</p> <input type="checkbox"/> No criminal prosecution <input type="checkbox"/> Other () | | |
| Identification of whereabouts | <input type="checkbox"/> I hope the Central Authority will identify whereabouts of the child and the person who lives together with the child. <input type="checkbox"/> I do not need the Central Authority to identify whereabouts of the child and the person who lives together with the child. | | |
| Central Authority's measures to be taken (only when you apply for assistance in child's return from Japan) | <Multiple choice allowed> <input type="checkbox"/> (1) To realize the return of the child based on an agreement, I hope the Central Authority will contact the person who lives together with the child and take necessary measures, such as facilitating the discussion. <input type="checkbox"/> (2) To realize the return of the child through the judicial process, I request the Minister for Foreign Affairs to disclose the name of the person who lives together with the child in case their whereabouts are identified. (if you chose only (2), please indicate either of the following) <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <input type="checkbox"/> To the extent necessary to identify their whereabouts, the Central Authority may contact the person who lives with the child. <input type="checkbox"/> I hope the Central Authority will not contact the person who lives with the child. </div> | | |
| Other request for the Central Authority | | | |

To Minister for Foreign Affairs of Japan

Day _____ Month _____ Year _____

The statements in this application and attached documents are true and correct, and

(Please select one of the following.)

- under the provisions of Article 8 of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction and Article 4(1) of the Act for Implementation of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, I file an application for assistance in realizing the child's return from Japan to a Contracting State other than Japan (assistance in child's return to a foreign State).
- under the provisions of Article 8 of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction and Article 11(1) of the Act for Implementation of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, I file an application for assistance in realizing the child's return to Japan from a Contracting State other than Japan (assistance in child's return to Japan).

様式第三（第四条関係）

交流援助申請書

《注意事項》

- 記載前に「交流援助申請の手引き」をお読みの上、その指示に従って記載してください。
- 可能な限り詳細に記載してください。
- 様式内の該当する□には、☑を記載してください。

| 1 申請者 | | | | | |
|---------------------------------|--|---|---|----------------------------------|---|
| 氏名 | 日本語 | フリガナ 漢字 姓 名 | | | |
| | 英語 | 姓 | | ミドルネーム (あれば) | 名 |
| | その他言語 (あれば) | 言語 | 姓 | ミドルネーム (あれば) | 名 |
| 生年月日 | 年 | | 月 | 日 | |
| 国籍 | | | 職業 | | |
| 子との関係 | <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |
| 住所又は居所 | 国名 | フリガナ 住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。) | | | |
| 電話番号 | 国番号 + () - (0) — — | | | | |
| 携帯電話番号 | 国番号 + () - (0) — — | | | | |
| ファックス番号 | 国番号 + () - (0) — — | | | | |
| 電子メールアドレス | @ | | | | |
| 身分証明書情報 | 身分証明書の種類 | 発行国及び発行機関名 | 番号 | 有効期限 年 月 日 | |
| 弁護士等の情報 (本申請に関し弁護士等に依頼している場合のみ) | | | | | |
| 氏名 | 日本語 | フリガナ 漢字 姓 名 | | | |
| | 英語 | 姓 | | ミドルネーム (あれば) | 名 |
| | 事務所の所在地 | 国名 | フリガナ 住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。) | | |
| 電話番号 | 国番号 + () - (0) — — | | | | |
| ファックス番号 | 国番号 + () - (0) — — | | | | |
| 電子メールアドレス | @ | | | | |
| 資格 | 国名 | 資格名 | | | |
| 中央当局からの連絡先 | <input type="checkbox"/> 本欄の弁護士等 | | <input type="checkbox"/> 申請者 | <input type="checkbox"/> どちらでも良い | |

2 申請に係る子

| | | | | |
|--------------------------------------|---|------------------------------------|---------------|---|
| 氏名 | 日本語 | フリガナ 漢字 姓 | 名 | |
| | 英語 | 姓 | ミドルネーム(あれば) | 名 |
| | その他言語(あれば) | 言語 | 姓 | ミドルネーム(あれば) |
| 別名 (あれば) | フリガナ | | | |
| | 姓 | 名 | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| 国籍 | | | 性別 | <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 |
| 出生地 (日本国籍の場合、本籍地) | 国名 | 住所(日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。) | | |
| 交流をすること ができなくなる 直前の常居所 | 国名 | 住所(日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。) | | |
| | 子が常居所に居住していた期間、その他特記事項があれば記載してください。 | | | |
| 現在の 住所又は居所 (判明していれば) | 国名 | 住所(日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。) | | |
| 電話番号 | 国番号 + () - (0) - - | | | |
| 携帯電話番号 | 国番号 + () - (0) - - | | | |
| ファックス番号 | 国番号 + () - (0) - - | | | |
| 電子メールアドレス | @ | | | |
| 旅券情報 (保有する全ての旅券の情報 を記載してください。) | 発行国 | 番号 | 有効期限 年 月 日 | |
| 身分証明書情報 (旅券情報を記載でき ない場合のみ) | 身分証明書の種類 | 発行国及び発行機関 | 番号 | 有効期限 年 月 日 |
| 身体的特徴 | 身長 | 体重 | 髪の色 | 目の色 |
| | その他 | | | |
| その他、所在を 特定するために 有用な情報 | 例: 追加的な情報を提供できる可能性のある人物(氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、子との関係)、 通っている可能性のある保育所、幼稚園、学校、病院等 | | | |

| 3 子との交流を妨げていると思料される者 | | | | |
|----------------------------------|---|------------------------------------|---------------------------------|-------------|
| 氏名 | 日本語 | フリガナ 漢字 姓 | 名 | |
| | 英語 | 姓 | ミドルネーム(あれば) | 名 |
| | その他言語(あれば) | 言語 | 姓 | ミドルネーム(あれば) |
| 別名 (あれば) | フリガナ | | | |
| | 姓 | 名 | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| 国籍 | | | 職業 | |
| 子との関係 | <input type="checkbox"/> 父 | <input type="checkbox"/> 母 | <input type="checkbox"/> その他() | |
| 出生地 (日本国籍の場合、本籍地) | 国名 | 住所(日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。) | | |
| 住所又は居所 (判明していれば) | 国名 | 住所(日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。) | | |
| 電話番号 | 国番号 + () - (0) | — — | | |
| 携帯電話番号 | 国番号 + () - (0) | — — | | |
| ファックス番号 | 国番号 + () - (0) | — — | | |
| 電子メールアドレス | @ | | | |
| 旅券情報 (保有する全ての旅券の情報を記載してください。) | 発行国 | 番号 | 有効期限 年 月 日 | |
| 身体的特徴 | 身長 | 体重 | 髪の色 | 目の色 |
| | その他 | | | |
| ドメスティック・バイオレンス(DV)被害の主張 | <input type="checkbox"/> 子との交流を妨げていると思料される者はDV被害を主張している、又は主張する可能性がある。 <input type="checkbox"/> DV被害を主張しておらず、今後も主張する可能性はない。 | | | |
| 子との同居 | <input type="checkbox"/> 子との交流を妨げていると思料される者は現在も子と同居している、又は同居している可能性がある。 <input type="checkbox"/> 現在は子と同居していない。 | | | |
| その他、所在を特定するために有用な情報 | 例:追加的な情報を提供できる可能性のある人物(氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、子との交流を妨げていると思料される者との関係)、勤務先等 | | | |

4 申請者が子と交流をすることができなくなる直前に子が常居所を有していた国又は地域の法令に基づき申請者が子と交流をすることができ、かつ、申請者の子との交流が妨げられていることを明らかにするために必要な事項

| | | |
|--|----------|--------|
| | 根拠法令 法律名 | 条文番号 |
| 説明 | | |
| 申請者が子と交流をすることができなくなる直前に子が常居所を有していた国又は地域の法令に基づき、申請者が子と交流をすることができることに関する説明 | | |
| | 年月日 年 | 月 日 |
| 場所：国名 | | 具体的な場所 |
| 状況 | | |
| 子との交流をすることができなくなった年月日、場所及び状況 | | |
| 子との交流が妨げられている状況 | | |
| 例：子との交流を妨げていると思料される者、又は子と同居している者からの連絡の有無、子との交流を認めないという意思表示があったかどうか等 | | |

5 子と同居していると思料される者

* 子との交流を妨げていると思料される者（上記3に記載した者）以外に子と同居している可能性がある者情報を記載してください。

| | | | | |
|----------------------------------|--|------------------------------------|---------------|-------------|
| 氏名 | 日本語 | フリガナ 漢字 姓 | 名 | |
| | 英語 | 姓 | ミドルネーム（あれば） | 名 |
| | その他言語（あれば） | 言語 | 姓 | ミドルネーム（あれば） |
| 別名（あれば） | フリガナ 姓 | 名 | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| 国籍 | | | 職業 | |
| 子との関係 | <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | |
| 出生地 (日本国籍の場合、本籍地) | 国名 | 住所（日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。） | | |
| 住所又は居所 | 国名 | 住所（日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。） | | |
| 電話番号 | 国番号 + () - (0) | — — | | |
| 携帯電話番号 | 国番号 + () - (0) | — — | | |
| ファックス番号 | 国番号 + () - (0) | — — | | |
| 電子メールアドレス | @ | | | |
| 旅券情報 (保有する全ての旅券の情報を記載してください。) | 発行国 | 番号 | 有効期限 年 月 日 | |
| 身体的特徴 | 身長 | 体重 | 髪の色 | 目の色 |
| | その他 | | | |
| ドメスティック・バイオレンス（DV）被害の主張 | <input type="checkbox"/> 子と同居していると思料される者はDV被害を主張している、又は主張する可能性がある。 <input type="checkbox"/> DV被害を主張しておらず、今後も主張する可能性はない。 | | | |
| その他、所在を特定するために有用な情報 | 例：追加的な情報を提供できる可能性のある人物（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、子と同居していると思料される者との関係）、勤務先等 | | | |

6 その他

| | | | |
|-------------------------------------|--|------|-------|
| 係争中の民事手続 | 日本国内 | 裁判所名 | 事件番号等 |
| | | 詳細 | |
| | 日本国外 | 国名 | 裁判所名 |
| 詳細 | | | |
| 刑事訴追の有無 | <input type="checkbox"/> 子との交流を妨げていると思料される者、又は子と同居していると思料される者は刑事訴追されている。(該当する場合、詳細を記載) | | |
| | <input type="text" value="国名"/> <input type="text" value="詳細"/> | | |
| | <input type="checkbox"/> 刑事訴追されていない。 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| 所在の特定 | <input type="checkbox"/> 中央当局による子及び子と同居している者の所在の特定を希望する。 | | |
| | <input type="checkbox"/> 中央当局による所在の特定を必要としていない。 | | |
| 中央当局が講すべき措置(日本国に所在する子との交流援助申請の場合のみ) | <複数選択可> <input type="checkbox"/> ① 合意による子との交流の実現を目指すため、中央当局から、子と同居している者に連絡を取り、協議のあっせんその他の必要な措置を講ずることを希望する。 <input type="checkbox"/> ② 裁判所への申立てによる子との交流の実現を目指すため、子及び子と同居している者の所在が特定された際には、子と同居している者の氏名の開示を求める。 (②のみを選択した場合、どちらか一方を選択してください。) <div style="margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 所在の特定等に必要な範囲で、中央当局が、子と同居している者と連絡を取っても差し支えない。 <input type="checkbox"/> 中央当局が、子と同居している者と接触しないことを希望する。 </div> | | |
| その他、中央当局への要望等 | | | |

外務大臣殿

_____年_____月_____日

この申請書及び添付書類の記載は事実に相違なく、

(必ずどちらか一方を選択してください。)

- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約第21条、及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第16条第1項に基づき、日本国に所在している子との交流を実現するための援助（日本国交流援助）を申請します。
- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約第21条、及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第21条第1項に基づき、日本国以外の条約締約国に所在している子との交流を実現するための援助（外国交流援助）を申請します。

様式第四（第四条関係）

Application for Assistance in Contact with Child

<Note>

- Before completing this form, please read the 'Guide to making an Application for Assistance in Contact with Child' and follow the instructions.
- Please provide as much information as possible.
- Please indicate in the appropriate boxes.

| | | | | | |
|---|--|----------------------------------|------------------------------------|--|------------|
| 1. Applicant | | | | | |
| Name | English | Last name | Middle name (if any) | First name | |
| | Japanese (Chinese character, if possible) | Last name | | First name | |
| | Other language (if any) | Language | Last name | Middle name (if any) | First name |
| Date of birth | Day | Month | Year | | |
| Nationality | | | Occupation | | |
| Relation with the child | <input type="checkbox"/> Father <input type="checkbox"/> Mother <input type="checkbox"/> Other () | | | | |
| Domicile or residence | Country | Address | | | |
| Telephone no. | Country code + () - (0) | — — | | | |
| Mobile telephone no. | Country code + () - (0) | — — | | | |
| Fax no. | Country code + () - (0) | — — | | | |
| E-mail address | @ | | | | |
| Identity card | Type of identity card | Issuing country and organization | No. | Expiry date Day Month Year / / | |
| Details of a legal adviser (if you are instructing one in relation to this application) | | | | | |
| Name | English | Last name | Middle name (if any) | First name | |
| | Japanese (Chinese character, if possible) | Last Name | | First Name | |
| Location of office | Country | Address | | | |
| Telephone no. | Country code + () - (0) | — — | | | |
| Fax no. | Country code + () - (0) | — — | | | |
| E-mail address | @ | | | | |
| License | Country | Type of license | | | |
| Preferred contact person with the Central Authority | <input type="checkbox"/> This legal adviser | | <input type="checkbox"/> Applicant | <input type="checkbox"/> Either one will be fine | |

2. Child pertaining to the application

| | | | | | |
|--|---|--|----------------------------------|---|--|
| Name | English | Last name | Middle name (if any) | First name | |
| | Japanese (Chinese character, if possible) | Last name | | First name | |
| | Other language (if any) | Language | Last name | Middle name (if any) | First name |
| Alias (if any) | | Last name | | First name | |
| Date of birth | | Day | Month | Year | |
| Nationality | | Sex | | <input type="checkbox"/> Male <input type="checkbox"/> Female | |
| Place of birth (if Japanese, registered domicile) | | Country | Address | | |
| Habitual residence immediately before the contact became unable to be made | | Country | Address | | |
| | | Length of residence and other relevant information about child's habitual residence | | | |
| Current domicile or residence (if known) | | Country | Address | | |
| Telephone no. | | Country Code + () - (0) | — — | | |
| Mobile telephone no. | | Country Code + () - (0) | — — | | |
| Fax no. | | Country Code + () - (0) | — — | | |
| E-mail address | | @ | | | |
| Passport (Please provide information of all passports possessed.) | | Issuing country | No. | Expiry date Day Month Year / / | |
| Identity card (only if you cannot provide passport information) | | Type of identity card | Issuing country and organization | No. | Expiry date Day Month Year / / |
| Description | | Height | Weight | Color of hair | Color of eyes |
| | | Other | | | |
| Other useful information to identify the whereabouts | | e.g.: Persons who might be able to provide additional information (name, address, telephone no., e-mail address, relation with the child), school, nursery or hospital where the child may attend or visit, etc. | | | |

3. Person who is considered to be interfering with contact with the child

| | | | | |
|--|--|--|----------------------|-----------------------------------|
| Name | English | Last name | Middle name (if any) | First name |
| | Japanese (Chinese character, if possible) | Last name | | First name |
| | Other language (if any) | Language | Last name | Middle name (if any) |
| Alias (if any) | | Last name | | First name |
| Date of birth | | Day | Month | Year |
| Nationality | | Occupation | | |
| Relation with the child | | <input type="checkbox"/> Father <input type="checkbox"/> Mother <input type="checkbox"/> Other () | | |
| Place of birth (if Japanese, registered domicile) | | Country | Address | |
| Domicile or residence (if known) | | Country | Address | |
| Telephone no. | | Country code + () - (0) | — — | |
| Mobile telephone no. | | Country code + () - (0) | — — | |
| Fax no. | | Country code + () - (0) | — — | |
| E-mail address | | @ | | |
| Passport (Please provide information of all passports possessed.) | | Issuing country | No. | Expiry date Day / Month / Year |
| Description | Height | Weight | Color of hair | Color of eyes |
| | Other | | | |
| Claim of domestic violence | <input type="checkbox"/> This person is claiming or might claim to be a victim of domestic violence. <input type="checkbox"/> This person is not claiming and will not claim to be a victim of domestic violence. | | | |
| Living with the child | <input type="checkbox"/> This person lives or may live together with the child. <input type="checkbox"/> This person does not live together with the child. | | | |
| Other useful information to identify the whereabouts | e.g.: Persons who might be able to provide additional information (name, address, telephone no., e-mail address, relation with this person), place of work, etc. | | | |

4. Necessary matters to clarify that the applicant is entitled to contact with the child under the laws and regulations of the State or territory where the child held his/her habitual residence immediately before the applicant's contact with the child became unable to be made and that the applicant's contact with the child has been interfered with

| | | | | | |
|---|---|--------------------------|---------------|--|--|
| Explanation to clarify that the applicant is entitled to contact with the child under the laws and regulations of the State or territory where the child held his/her habitual residence immediately before the contact with the child became unable to be made | Legal basis: Name of laws and regulations | | Provision no. | | |
| | Explanation | | | | |
| Date, place and circumstances where the contact with the child became unable to be made | Date: Day | Month | Year | | |
| | Place: Country | Name of place or address | | | |
| Circumstances | | | | | |
| Circumstances under which the applicant's contact with the child has been interfered with | e.g.: Whether the person who is considered to be interfering with contact with the child or the person who is considered to live together with the child has contacted the applicant, whether he/she has declared his/her intention not to allow the applicant to contact the child, etc. | | | | |

5. Person who is considered to live together with the child

*Please provide information about a person who possibly lives together with the child besides the person who is considered to be interfering with contact with the child (indicated in 3).

| | | | | |
|--|---|--|---------------------------------|--------------------------------------|
| Name | English | Last name | Middle name (if any) | First name |
| | Japanese (Chinese character, if possible) | Last name | | First name |
| | Other language (if any) | Language | Last name | Middle name (if any) |
| Alias (if any) | | Last name | | First name |
| Date of birth | | Day | Month | Year |
| Nationality | | Occupation | | |
| Relation with the child | | <input type="checkbox"/> Father | <input type="checkbox"/> Mother | <input type="checkbox"/> Other () |
| Place of birth (if Japanese, registered domicile) | | Country | Address | |
| Domicile or residence | | Country | Address | |
| Telephone no. | | Country code + () - (0) | — — | |
| Mobile telephone no. | | Country code + () - (0) | — — | |
| Fax no. | | Country code + () - (0) | — — | |
| E-mail address | | @ | | |
| Passport (Please provide information of all passports possessed.) | | Issuing country | No. | Expiry date Day Month Year / / |
| Description | | Height | Weight | Color of hair |
| | | Other | | |
| Claim of domestic violence | | <input type="checkbox"/> This person is claiming or might claim to be a victim of domestic violence. <input type="checkbox"/> This person is not claiming and will not claim to be a victim of domestic violence. | | |
| Other useful information to identify the whereabouts | | e.g.: Persons who might be able to provide additional information (name, address, telephone no., e-mail address, relation with this person), place of work, etc. | | |

6. Other

| | | | |
|---|---|---------------|---------------|
| Civil court proceeding | In Japan | Name of court | Case no. |
| | | Detail | |
| | Outside Japan | Country | Name of court |
| Detail | | | |
| Criminal prosecution | <input type="checkbox"/> The person who is considered to be interfering with contact with the child or the person who is considered to live together with the child is criminally prosecuted. (if yes, please provide details.) <p style="margin-left: 20px;">Country _____</p> <p style="margin-left: 20px;">Detail _____</p> <input type="checkbox"/> No criminal prosecution <input type="checkbox"/> Other (_____) | | |
| Identification of whereabouts | <input type="checkbox"/> I hope the Central Authority will identify whereabouts of the child and the person who lives together with the child. <input type="checkbox"/> I do not need the Central Authority to identify whereabouts of the child and the person who lives together with the child. | | |
| Central Authority's measures to be taken (only when you apply for assistance in contact with the child in Japan) | <p><Multiple choice allowed></p> <p><input type="checkbox"/> (1) To realize contact with the child based on an agreement, I hope the Central Authority will contact the person who lives together with the child and take necessary measures, such as facilitating the discussion.</p> <p><input type="checkbox"/> (2) To realize contact with the child through the judicial process, I request the Minister for Foreign Affairs to disclose the name of the person who lives together with the child in case their whereabouts are identified.</p> <p>(If you chose only (2), please indicate either of the following.)</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <input type="checkbox"/> To the extent necessary to identify their whereabouts, the Central Authority may contact the person who lives with the child. <input type="checkbox"/> I hope the Central Authority will not contact the person who lives with the child. </div> | | |
| Other request for the Central Authority | | | |

To Minister for Foreign Affairs of Japan

Day _____ Month _____ Year _____

The statements in this application and attached documents are true and correct, and

(Please select one of the following.)

- { under the provisions of Article 21 of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction and Article 16(1) of the Act for Implementation of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, I file an application for assistance in realizing contact with the child in Japan (assistance in contact with a child in Japan).
- under the provisions of Article 21 of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction and Article 21(1) of the Act for Implementation of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, I file an application for assistance in realizing contact with the child in a Contracting State other than Japan (assistance in contact with a child in a foreign State).

附 則

(施行期日)

この省令は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令様式第一ないし第四については、当分の間、改正後の様式にかかわらず、なお改正前の様式によることができる。

そ の 他 告 示

○外務省告示第百九十七号

日本国政府は、平成二十二年五月十五日に香港で採択された「一千年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約」の加入書を平成二十二年三月二十七日に国際海事機関の事務局長に寄託していたところ、同条約は、その第十七条1の規定に従い、令和七年六月二十六日に効力を生ずる。

なお、日本国政府は、同条約の加入書を寄託する際に、同条約第十六条6の規定に基づき、許可を与えられた自国の船舶の再資源化施設における船舶の再資源化に先立ち、日本国においては船舶の再資源化計画の明示の承認が要求される旨の宣言を行つた。

同条約の締約国は、令和七年五月九日現在、次のとおりである。

バングラデシュ人民共和国、ベルギー王国、コンゴ共和国、クロアチア共和国、デンマーク王国、エストニア共和国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、ガーナ共和国、インド、日本国、リベリア共和国、ルクセンブルク大公国、マルタ共和国、マーシャル諸島共和国、オランダ王国、ノルウェー王国、パキスタン・イスラム共和国、パナマ共和国、ボルトガル共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、セルビア共和国、スペイン王国、トルコ共和国

令和七年五月二十一日

公 告

諸 事 項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第2714号

東京都港区高輪3丁目9番16号 LYNX高輪

債務者 合同会社エテルナ

代表者代表社員 永野 裕也

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 洋文
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2716号

東京都品川区豊町1丁目7番5号 プラム

アーケ戸越1F

債務者 株式会社Tiny Table

代表者代表取締役 鈴木 潤也

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阿部 清彦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2721号

東京都中央区日本橋横山町7番19号 イチオクビル3-09

債務者 株式会社スタンダードスタジオ

代表者代表取締役 小澤 順

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松澤 邦典
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2742号

東京都練馬区桜台4丁目8番7号

債務者 株式会社キックシステム

代表者代表取締役 會田 澄夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川 雅子

- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2744号

東京都目黒区下目黒1丁目4番7-214

債務者 朝日アド株式会社

代表者代表取締役 小峰 裕

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今井 優
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2746号

東京都台東区浅草5丁目65-6

債務者 株式会社CAT

代表者代表取締役 関口 光

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鎌田 博徳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

外務大臣 岩屋 翟

令和7年(フ)第2752号

東京都大田区羽田1丁目8番2号

債務者 有限会社ナガツ放電

代表者代表取締役 長津 政和

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高遠あゆ子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2755号

東京都江戸川区中葛西8丁目22番4号 難波重之方、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座3丁目12番9号

債務者 株式会社スズキフリスト

代表者代表取締役 難波 重之

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 上町 俊郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

| | |
|---------------|---|
| 令和7年(フ)第2775号 | 東京都稲城市向陽台5-10 リベレ向陽台8-402 債務者 株式会社ボナカジャパン 代表者代表取締役 井上izuみ 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大西 宏治 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10時 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2809号 | 東京都台東区東上野2丁目1番13号 債務者 株式会社A G T・ジェム・ラボラトリ 代表者代表取締役 上杉 初 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 魚谷 隆英 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前11時 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2811号 | 東京都荒川区西日暮里2丁目18番12号 債務者 株式会社隆仁 代表者代表取締役 加藤 隆仁 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本澤 順子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前11時 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2839号 | 岡山県赤磐市馬屋115-10 債務者 D R I コンサル株式会社 代表者代表取締役 小路 雅也 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾込平一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午前10時 東京地方裁判所民事第20部 |

| | |
|---------------|---|
| 令和7年(フ)第171号 | 相模原市中央区田名4324番地1 マルヤスピル2階 債務者 医療法人社団青葉会 代表者代表理事 須永 一洋 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 徳久 京子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午後2時30分 横浜地方裁判所相模原支部 |
| 令和7年(フ)第425号 | 千葉県船橋市松が丘1丁目18番2号 債務者 株式会社A J F サプライ 代表者代表清算人 斎藤 浩文 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三宅 貞信 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前11時40分 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第670号 | 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 ランドマークプラザ5F 債務者 みらいパートナーズ株式会社 代表者代表取締役 中川 聰 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋山 俊 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時10分 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第278号 | 川崎市高津区向ヶ丘42番地1 債務者 大協食品株式会社 代表者代表取締役 松波 達治 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 正之 4 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前11時 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第85号 | 長野県松本市大字島内1569番地1、商業登記簿上の本店所在地長野県松本市大字島内1569番地の1 債務者 有限会社翔進 代表者代表取締役 横山 昌一 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福永 峰和 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午後2時 宇都宮地方裁判所栃木支部 |
| 令和7年(フ)第726号 | 名古屋市北区駒止町2丁目69番地3 債務者 株式会社セントラルネオ 代表者代表取締役 土屋 隆之 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡野 陽介 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前11時30分 横浜地方裁判所小田原支部民事部 |
| 令和7年(フ)第1544号 | 大阪市北区本庄東1丁目1番15号 債務者 株式会社A U R A 代表者代表取締役 松永巳知子 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 麻紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第1670号 | 大阪市北区中崎西1丁目7-11 債務者 株式会社都録 代表者代表取締役 濑谷 昌美 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 弘昌 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時 大阪地方裁判所第6民事部 |

| | |
|---|--|
| 令和7年(フ)第109号 埼玉県熊谷市上中条2119番地1 債務者 有限会社新栄塗装工業 代表者取締役 甲斐 隆 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内田 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月22日午後1時10分 さいたま地方裁判所熊谷支部 | 令和7年(フ)第27号 北海道白老郡白老町字虎杖浜595番地 債務者 有限会社マルヤマシメ本間水産 代表者取締役 乗木 光英 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高田 耕平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月22日午前10時40分 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 |
| 令和7年(フ)第208号 相模原市中央区相模原3丁目3番3号 債務者 株式会社ソレイユ 代表者代表取締役 飯田 浩司 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木敏尚 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月23日午後2時 横浜地方裁判所相模原支部 | 令和7年(フ)第802号 札幌市東区北18条東13丁目1番5号 債務者 株式会社ニユーバツクアイ 代表者代表取締役 阿部 清人 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 良 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月14日午後1時30分 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第599号 札幌市豊平区中の島2条3丁目1-24 中の島2-3ビル401号 債務者 株式会社A s r i s e s 代表者代表取締役 樋口 新人 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 及川 華恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年7月30日午前10時 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第103号 福島県郡山市富久山町久保田字水神山31番地 国分貸家B棟 債務者 合同会社Rainbow Star 代表者代表社員 星 利明 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲葉 裕之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月18日午前10時 福島地方裁判所郡山支部破産係 |
| 令和7年(フ)第88号 岐阜市学園町1丁目7番地1 債務者 株式会社萬両 代表者代表取締役 伊藤 純代 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長屋 裕司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月19日午前10時 岐阜地方裁判所 | 令和7年(フ)第63号 群馬県太田市小舞木町14番地1若旅ビル2階 205 債務者 株式会社COCO・GROW 代表者代表取締役 藤田 知巳 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 正人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月26日午後2時 前橋地方裁判所太田支部 |
| 令和7年(フ)第666号 名古屋市西区浅間2-4-6 ヤマコ第一ビル403 債務者 株式会社ティ・ピィ・エス設計事務所 代表者代表取締役 濱田 康藏 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉本 健 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月6日午後3時10分 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第76号 広島県福山市川口町3丁目14番21-4号 債務者 株式会社ルシア 代表者代表取締役 伊藤多麻恵 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗栖 隆志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月26日午後2時 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 |
| 令和7年(フ)第222号 岡山県倉敷市児島元浜町2904番地3 債務者 株式会社児玉エンジニアリング 代表者代表取締役 松岡 竜二 | 令和7年(フ)第39号 長野県千曲市大字磯部502番地 債務者 昭和食品有限会社 代表者取締役 高野 誠 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武井 美央 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月20日午前10時30分 長野地方裁判所上田支部 |
| | 令和7年(フ)第83号 広島県福山市大門町4丁目20-31-4大門町 四丁目工場B19111-102号室 債務者 株式会社大信 代表者代表取締役 大馬 亜衣 |
| | 令和7年(フ)第938号 東京都墨田区両国4丁目35番1号 債務者 株式会社ジェイフィールド 代表者代表取締役 神野 雅一 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 俊春 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月27日午後1時40分 横浜地方裁判所第3民事部 |
| | 令和7年(フ)第189号 静岡市清水区興津本町350番地の4 債務者 有限会社望月電気工事 代表者取締役 望月 仁志 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古畑 恵子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月27日午前10時 静岡地方裁判所民事第2部 |
| | 令和7年(フ)第638号 名古屋市北区駒止町2丁目69番地3 債務者 和信株式会社 代表者代表取締役 土屋 隆之 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡野 陽介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月27日午前10時10分 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| | 令和7年(フ)第758号 名古屋市千種区今池3丁目38番1号 債務者 株式会社ROOTS 代表者代表取締役 富田 博 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 夏目 久樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月27日午後1時40分 名古屋地方裁判所民事第2部 |

令和7年(フ) 第20号

三重県伊賀市佐那具町58番地の1
債務者 阿山コンクリート工業株式会社
代表者代表取締役 小端 幸司

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北薙 太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時

津地方裁判所伊賀支部

令和7年(フ) 第1398号

大阪府八尾市水越3丁目133番地
債務者 株式会社日米オイル
代表者代表取締役 田中 厚志

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浦 寛幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時40分

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ) 第758号

埼玉県草加市吉町1丁目1番25号
債務者 株式会社A doniss
代表者代表取締役 黒川 愛斗

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 江原 智
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時40分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ) 第209号

岡山市北区大安寺南町1丁目13番21号
債務者 株式会社LUX
代表者代表取締役 菊池 徹

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水落 卓司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前11時30分

岡山地方裁判所第3民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ) 第26号

福島県いわき市鹿島町走熊字中島21番地の11
債務者 長谷川航海

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長山 敏之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時

福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ) 第298号

名古屋市中区新栄3丁目3番6号 UNRO O M402号
債務者 鈴村 朋大

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 裕介
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第275号

千葉県市川市原本1丁目18番1-10A号 (グリーンピア原本)
債務者 細川 直樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川名 秀太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ) 第579号

千葉県市川市中山4丁目25番3号 (サンカント・リヴィエール206号)

債務者 中津 翔

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田部井宏明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時

免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ) 第426号

千葉県船橋市松が丘1丁目18番2号

債務者 斎藤 浩文

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三宅 貞信
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前11時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ) 第94号

愛知県豊川市三谷原町郷中74番地

債務者 野村 知美

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原 健治
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ) 第467号

千葉県船橋市二宮1丁目4番18号

債務者 西原来旺こと CHO RE WAN G趙 来旺 (チョウ レワン)

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦 基子

4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午後1時20分

6 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ) 第633号

千葉市花見川区長作町824番地1 シエリノア201号

債務者 有馬 健一

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関 雄作
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ) 第666号

神奈川県厚木市毛利台3丁目24番22号

債務者 飯尾 達郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野智一朗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ) 第211号

埼玉県春日部市牛島1497-3-304 岡田瑠菜方、住民票上の住所神奈川県平塚市四之宮3丁目5番35号

債務者 岩元 伸孝

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山辺 直義
- 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

| | | | |
|---|---|--|---|
| 令和7年(フ)第219号 神奈川県厚木市幸町6番4-301号 債務者 木下勝匡こと 朴 勝匡 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 裕 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前午10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 蟹江鬼太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前午10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2574号 東京都練馬区大泉町3丁目35-9 債務者 田浪 一寛 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木崎 雅敏 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前午10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第603号 千葉市緑区おゆみ野南4丁目28番地1 債務者 福原 哲也 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 隆文 4 破産債権の届出期間 令和7年6月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月5日午後1時20分 6 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 千葉 陽平 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前午10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朝妻理恵子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前午2時 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2570号 東京都大田区東雪谷5丁目36-1-402 債務者 中村 明博 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 聰之 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前午10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第748号 名古屋市昭和区滝川町47-156 Ns 21やごとA棟301号室、住民票上の住所名古屋市南区外山2丁目9番2号 債務者 日出嶋和久 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 児山 明彦 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井口 賢人 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前午10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩渕 恵理 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前午1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2572号 東京都練馬区練馬3丁目25-19-104 債務者 松田 桂 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 武弘 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前午10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2566号 東京都葛飾区白鳥3丁目9-10-101 債務者 金谷 敏一 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小山 裕美 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前午2時 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 孝也 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日午後5時 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前午10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2573号 東京都杉並区高円寺南2丁目5-2 債務者 大山 誠司 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西牧 佑介 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前午10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2603号 東京都足立区栗原3丁目12-4-203 債務者 森田 岳史 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森田 岳史 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前午10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2512号 東京都練馬区旭町3丁目32-2-102 債務者 藤野 美咲 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村真理子 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安岡 琢哉 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前午10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2569号 東京都足立区入谷4丁目6-16 債務者 安岡 琢哉 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村真理子 | 令和7年(フ)第2609号 東京都渋谷区本町1丁目44-7-301 債務者 西牧 佑介 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西牧 佑介 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前午10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 |

令和7年(フ)第2611号
東京都文京区本駒込4丁目35-15-715
債務者 今関 恒司

1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊藤 慎也
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2640号
東京都千代田区神田駿河台2丁目1-19-915
債務者 井上 謙

1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 井上 一希
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2674号
東京都葛飾区亀有1丁目15-30-101
債務者 新藤 啓介

1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 野中 英匡
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2676号

東京都練馬区春日町4丁目1-29
債務者 本間 光
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鈴木 逸朗
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2681号
東京都葛飾区西亀有4丁目11-11-202
債務者 藤原 佑希

1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 岡本 健太

4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日午前10時

6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2691号
東京都板橋区舟渡3丁目12-12-206
債務者 須江安津子

1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 福本 哲也

4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2692号
東京都足立区谷在家2丁目7-4-102
債務者 上川有由里

1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 藤井 直孝

4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日午前10時30分

6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2693号
東京都北区栄町4-4 富士交通株第3寮207
債務者 高橋 洋樹

1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 林 勘市

4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7
3 日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2702号
東京都台東区下谷3丁目17-3-202
債務者 荒木 寿光
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 海野 卓也
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日ま
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7
3 日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2706号
東京都世田谷区船橋5丁目17-2-107
債務者 天宮 知彦
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 内田 拓志
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日ま
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7
3 日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2709号
東京都目黒区原町2丁目1-26-205
債務者 三尾 記子
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山中 大輔
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日ま
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見
取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7
3 日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第2719号
東京都練馬区豊玉北6丁目3-7-701
債務者 青柳 裕介

1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 南 悠樹
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第2723号
東京都杉並区下井草3丁目41-5-202
債務者 後藤 海
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 柿山 佑人
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第2729号
東京都世田谷区喜多見4丁目27-10-101
債務者 角田 ルリ
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中村 優介
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第2757号
東京都中野区上高田1丁目24-7 ライフピア東中野B202
債務者 小見川 香(旧姓針谷)
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川口祐佳里
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部

| | | | |
|--|--|--|---|
| 令和7年(フ)第2769号 東京都葛飾区西水元6丁目9-8 債務者 岩楯 蒼吾 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬渕 裕二 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2815号 埼玉県所沢市大字牛沼251-2 シャルマンハイツC-102 債務者 大和 哲 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 健 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朝日 洋介 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2780号 東京都調布市若葉町1丁目3-20 債務者 須藤 仁司 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 隆 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前2時 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第653号 東京都東村山市久米川町3丁目7番地3エルディア105 債務者 澤元フレディー 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 真野 文恵 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前11時45分 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金澤 耕作 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2797号 東京都江東区大島4丁目15-16-302 債務者 西岡 信善 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 東陽 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第705号 東京都八王子市中野山王2丁目12番21-102号 債務者 横田 政和 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加地 裕武 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 貴裕 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2798号 東京都台東区浅草橋3丁目29-5 債務者 西山 弘 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣 純一 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月3日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2494号 東京都練馬区向山4丁目3-10 第3パークサイド閑口 101 債務者 吉井 拓 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三橋 創 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朝守 千和 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2571号 東京都練馬区豊玉北4丁目5-11-604 債務者 朝守 千和 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 峯田 幹大 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2575号 東京都台東区根岸5丁目8-25-514 債務者 伊藤 圭一 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡世 昌宏 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2612号 東京都葛飾区東四つ木4丁目44-2-2101 債務者 久保 武士 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保 武士 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2588号 愛知県尾張旭市城前町3丁目9-14 債務者 鮎田 貴彦 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福田 恵太 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福田 恵太 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |

| | |
|---|--|
| 令和7年(フ)第2631号 | 東京都江戸川区大杉1丁目4-3-201 債務者 本多 大作 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 小正 寛隆 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前11時 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 7 令和7年(フ)第2632号 | 東京都江戸川区中葛西5丁目40-8-503 債務者 麻生 裕斗 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 古久保歩人 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前11時 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 8 令和7年(フ)第2658号 | 東京都墨田区祐天寺2丁目15-12-301 債務者 小室 俊悟 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 鈴木 正倫 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前10時30分 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 9 令和7年(フ)第2659号 | 東京都中野区弥生町1丁目23-7-305 債務者 岸本麻里衣 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 田代 賢治 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前10時 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |

| | |
|---|--|
| 令和7年(フ)第2660号 | 東京都中野区白鷺3丁目14-5-106 債務者 佐藤 光 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 綱島 正人 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前10時 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 7 令和7年(フ)第2697号 | 東京都葛飾区亀有1丁目13-27-301 債務者 飯田 正勝 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 傾向について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 鈴木 芳信 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前1時30分 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 8 令和7年(フ)第2687号 | 東京都練馬区南大泉5丁目18-22 YKビルB 3-5 債務者 阿部 恵子 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 傾向について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 星 大介 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前10時 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 9 令和7年(フ)第2700号 | 東京都墨田区石原4丁目26-12-903 債務者 實平 匠利 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 傾向について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 音羽 宏昭 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前1時30分 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 10 令和7年(フ)第2695号 | 東京都練馬区北町6丁目2-202 債務者 渡邊 友子 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 傾向について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 中村 望 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前2時 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 11 令和7年(フ)第2696号 | 東京都足立区竹の塚1丁目38-15-101 債務者 齊藤 健一 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 傾向について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 渋谷 洋平 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前10時 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 12 令和7年(フ)第2701号 | 東京都西東京市保谷町5丁目4-19 債務者 玉井 菜月 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 傾向について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 笹森真紀子 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前10時30分 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 13 令和7年(フ)第2767号 | 東京都豊島区南長崎4丁目8-10 債務者 江尻 磨美 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 傾向について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 橋本 大輔 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前10時30分 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 令和7年(フ)第2768号 東京都大田区大森東1丁目7-10-101 債務者 小野 将希 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒井 春奈 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第187号 栃木県宇都宮市睦町9番27号 ナイスアーバン中央公園304号 債務者 松本貴比呂 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南里 昌裕 4 破産債権の届出期間 令和7年6月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 千春 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2772号 栃木県那須塩原市赤田321-1410 債務者 菅野 航 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木原 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2604号 東京都台東区竜泉2丁目11-3 阿川ビル3B 債務者 田中麻衣子(旧姓岡川) 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷川周吾 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2629号 東京都練馬区春日町3丁目19-22-106 債務者 菊池 麻美 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古里 貴大 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2708号 東京都豊島区西池袋4丁目39-9-1107 債務者 櫻木 晃士 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀岡 雄一 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2781号 東京都墨田区大橋2丁目4-23-103 債務者 及川 裕之 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上谷さくら 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月4日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2610号 東京都千代田区飯田橋2丁目1-2-1706 債務者 長田 勇市 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤浪 郁也 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第264号 東京都練馬区土支田4-39-5-102、住民票上の住所東京都板橋区赤塚新町3丁目13-11-101 債務者 田山 智也 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 拓時 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2720号 東京都台東区根岸5丁目18-4-403 債務者 内田 大智 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関口 公雄 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第957号 横浜市旭区東希望が丘194番地18 債務者 池田 美咲(旧姓田岡) 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 訓幸 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月7日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 令和7年(フ)第2615号 東京都八王子市松木13-15-302 債務者 川崎 孝一 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 章子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2738号 東京都八王子市めじろ台3丁目24-1-101 債務者 和田 孝男 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梶田 潤 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2698号 東京都新宿区大久保1丁目7-23-107 債務者 新山 拓弥 | | | |

令和7年(フ)第2774号
東京都中野区若宮2丁目1-19 A-1
債務者 柴田 一成
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 平本 紋子
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2801号
東京都江戸川区東葛西7丁目13-17 葛西荘
債務者 西山 治郎
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 麻布 秀行
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日前10時
6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2820号
東京都江東区北砂3丁目12-14-203
債務者 奥山愛鈴こと ピラルピア アイリン イガラシ
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田中 公悟
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月10日前11時
6 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2568号
東京都西東京市芝久保町3丁目19-6
債務者 塚野 綾
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石島 正道
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2613号
東京都杉並区上荻2丁目26-4
債務者 山口 敏幸
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田中 智之
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2663号
東京都練馬区高野台4丁目3-1-1002
債務者 野田真奈美
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 新城早智子
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11日前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2665号
東京都品川区中延5丁目6-13 OMC J 莢原町1 202
債務者 上田 雅由
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 波田 幸秀
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2707号
東京都江戸川区清新町1丁目1-18-204
債務者 平山裕二郎
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 下川 慶子
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2724号
東京都世田谷区世田谷1丁目5-2-102
債務者 松本 珠美
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中村 隆史
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日午後2時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2773号
東京都江東区北砂4丁目41-11-1104
債務者 榎原 良夫
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 柴崎 拓己
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2817号
東京都江東区亀戸3丁目53-8
債務者 ルツソ佳代子
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 芳賀 成之
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2607号
東京都世田谷区東玉川1丁目29-9 NEX T-D601
債務者 大川 正三
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 横瀬 健司
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2606号
東京都江戸川区南小岩7丁目1-7-101
債務者 二色 匠
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 清水 史
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月11午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第61号
千葉県鎌ヶ谷市明神町1丁目43番地の6
債務者 柳瀬 利昭
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田部井宏明
4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月17日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2608号
東京都東村山市廻田町1-33-13 コーポノムラA 102、住民票上の住所東京都東村山市富士見町4丁目10-7
債務者 大仁田隆浩
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 下川 慶子
4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月7日午前11時
6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 千葉地方裁判所八日市場支部分管係

| | |
|---|---|
| 令和7年(フ)第1868号 | 東京都中野区中野5丁目10-10-102 債務者 原 進 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 濱川 俊 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日前10時 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2542号 | 東京都東久留米市小山1丁目17-11 債務者 三ツ矢論右 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 岸本 有巨 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日前30分 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2544号 | 東京都港区白金3丁目1-10-1004 債務者 松尾昌次郎 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 黒澤 直木 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日前10時 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2583号 | 東京都葛飾区東水元1丁目7-17 債務者 竹石 昌子 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 青木 良輔 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日前11時 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部 |

| | |
|--|--|
| 令和7年(フ)第2639号 | 東京都世田谷区中町2丁目7-28 債務者 阿部 正晴 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 鈴木 智也 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日前1時30分 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2671号 | 東京都江東区豊洲3丁目5-3-603 債務者 宮川昌太郎 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 池田 誠 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日前10時30分 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2672号 | 東京都江東区豊洲3丁目5-3-603 債務者 宮川 恵美 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 池田 誠 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日前10時30分 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2705号 | 東京都江戸川区松本2丁目5-3 スタージスII 201 債務者 佐々木洋史 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 山平 喜子 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日前1時30分 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2713号 | 東京都港区港南3丁目6-21-1312 債務者 橋本 雅幸 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 根本健三郎 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日前2時 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2747号 | 新潟県南魚沼市余川1556 債務者 関口 光 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 鎌田 博徳 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日前2時 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2753号 | 長野県佐久市塩名田793-52 メインあづさⅡ 2 債務者 長津 政和 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 高遠あゆ子 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日前11時 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2756号 | 東京都江戸川区中葛西8丁目22-4 債務者 難波 重之 |
| 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 上町 俊郎 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日前10時30分 | 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部 |

| | | | | | | | |
|---|--|---|--|--|---|--|--|
| 令和7年(フ)第2776号 東京都稻城市平尾3丁目1-1 平尾住宅31棟509 債務者 井上いづみ 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大西 宏治 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2840号 東京都港区白金台4丁目4-5-202 債務者 小路 雅也 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾込平一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月1日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2812号 東京都荒川区東日暮里2丁目8-2-402 債務者 加藤 隆仁 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本澤 順子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月31日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2617号 東京都世田谷区野沢3丁目20-23-101 債務者 菅 万里子 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長野 孝昭 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月1日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2743号 東京都東村山市秋津町5丁目32-63 債務者 會田 澄夫 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 雅子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月1日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年8月1日前11時 東京地方裁判所民事第20部 | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月7日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年8月7日前11時 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡野 友昭 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月21日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第2585号 東京都足立区西新井本町4丁目27-2-504 債務者 小林 敏夫 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安藤 哲朗 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月1日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2667号 東京都文京区関口1丁目20-10-1004 債務者 瀬畑 慶一 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 生田 和也 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月21日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第40号 長野県千曲市大字磯部502番地、住民票上の住所長野県千曲市大字磯部153番地3 債務者 高野 誠 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武井 美央 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月5日前2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月5日前2時30分 東京地方裁判所浜松支部分院 | 令和7年(フ)第2511号 東京都杉並区阿佐谷南2丁目1-15-202 債務者 見本 竜太 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三島慶太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月20日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 東京地方裁判所民事第20部 | | | | |
| 令和7年(フ)第2581号 静岡県浜松市中央区神田町293番地の12 債務者 矢口 晴久 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 守田 佑介 4 破産債権の届出期間 令和7年6月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月5日前午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月5日前午後2時30分 東京地方裁判所浜松支部分院 | 令和7年(フ)第2493号 長野県千曲市大字磯部502番地、住民票上の住所長野県千曲市大字磯部153番地3 債務者 高野 誠 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武井 美央 4 破産債権の届出期間 令和7年6月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月20日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 東京地方裁判所上田支部分院 | 令和7年(フ)第671号 東京都日野市大坂上4丁目13番地の3 コーナーハイム日野大坂上1-101 債務者 中川 聰 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小野寺朝可 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月7日前午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月7日前午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第2578号 東京都府中市日新町5丁目52-5 タウンコートA206 債務者 高安 珠仁 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金 侑里香 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月22日前午時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 東京地方裁判所民事第20部 | | | | |
| 令和7年(フ)第2743号 東京都東村山市秋津町5丁目32-63 債務者 會田 澄夫 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 雅子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで | 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月7日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年8月7日前11時 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | 令和7年(フ)第2620号 東京都足立区梅田7丁目7-13-202 債務者 謙高 実 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡野 友昭 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月22日前午時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 東京地方裁判所民事第20部 | | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 令和7年(フ) 第2587号 東京都清瀬市野塩5丁目282-41 債務者 吉沢 和雄 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐賀 豪 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月22日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ) 第2807号 東京都葛飾区鎌倉1丁目10-1 グレース鎌倉A棟6号 債務者 中村 明夫 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 伸英 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月28日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月3日前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 清彦 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月12日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ) 第2657号 東京都大田区久が原3丁目23-9-202 債務者 阪本 雅人 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白井 晶子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月22日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ) 第2576号 東京都武蔵野市関前2丁目4-4-105 債務者 磯千三千雄 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮澤 勇作 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月29日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 昌則 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月12日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ) 第939号 横浜市鶴見区生麦4丁目34番23号 債務者 神野 雅一 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 俊春 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月27日前1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 令和7年(フ) 第83号 長野県松本市大字笛賀1070番地 債務者 伊藤 憲司 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮田 旭 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月8日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 長野地方裁判所松本支部 | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉原 偵一 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月12日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ) 第2491号 東京都足立区平野3丁目7-17-206 債務者 田中 道人 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒田 曜子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月28日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ) 第2622号 東京都江戸川区東小岩6丁目4-6-103 債務者 中川 雅充 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒井 俊介 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 殷 勇基 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ) 第279号 川崎市中原区上丸子山王町1丁目1535番地 債務者 松波 達治 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 正之 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日前まで | 令和7年(フ) 第279号 川崎市中原区上丸子山王町1丁目1535番地 債務者 松波 達治 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 正之 4 破産債権の届出期間 令和7年6月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日前まで | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月12日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岸本 悠 4 破産債権の届出期間 令和7年6月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月12日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ) 第2717号 神奈川県川崎市高津区上作延1丁目10-7-203 債務者 鈴木 潤也 | | | |

令和7年(フ)第64号

栃木県足利市百頭町1941番地6
債務者 藤田 知巳

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 正人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第149号

新潟市西区坂井東3丁目19番21号 ピアータウン203
債務者 長谷川知尋(旧姓芦田)

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小松 弥生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第21号

福岡県大牟田市通町2丁目1番地2 通町ビル203号
債務者 三根 秀明(旧姓井上)

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡田 武志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第22号

沖縄県浦添市字沢崎1030番地1 サンハイツ沢崎 202、住民票上の前住所沖縄県浦添市字沢崎1000番地3
債務者 中川 恵太

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 優
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
那覇地方裁判所民事部第3部

令和7年(フ)第224号

栃木県足利市上渋垂町442番地 上渋垂団地2-22
債務者 稲川 和夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡部 邦栄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第25号

新潟県三条市直江町4丁目13番27号
債務者 石丸未酉雄

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 廣田 貴子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第30号

新潟県加茂市陣ヶ峰4番6号
債務者 金井 隆

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂西 哲昌
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午前11時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第1545号

大阪市福島区鷺洲6丁目1番3-401号
債務者 松永巳知子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡辺 麻紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第121号

香川県高松市屋島西町2292番地10 ロイヤルコートセラ101
債務者 木内 海斗

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前9時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 星野菜蔵子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午前11時

- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第44号

香川県丸亀市津森町748番地1 滝住宅3号
債務者 片山 洋子

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神原 太一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第31号

福岡県行橋市大字上檢地52番地29
債務者 中 美咲(旧姓蘭)

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡部 友和
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第53号

長崎県佐世保市原町17番29号
債務者 岩崎 幸春

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 樋口 聰子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第450号

宮城県岩沼市土ヶ崎3丁目3番9-103号
債務者 清野 重義

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 千葉俊太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第463号

仙台市若林区五十人町53番地の5 ライラックA-102
債務者 結城まどか

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川原 学
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第476号

仙台市若林区沖野3丁目14番85号
債務者 米田 聰

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 大樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第492号

宮城県名取市杜せきのした1丁目8番地の3 RE-EARTHの杜やまと305号
債務者 高野 翔

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野口航太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第493号

宮城県多賀城市留ヶ谷1丁目18番21号 VILLAGEフルール105号、従前の住所埼玉県川越市大字砂新田403番地39
債務者 藤田 秀雅

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島田美佐都
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月8日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

| | | | |
|---|--|---|---|
| 令和7年(フ)第497号 仙台市若林区河原町1丁目7番14号 ラ・リヴィエール3 債務者 中條 茂 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 男澤 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 | 3 破産管財人 弁護士 高橋 博志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後3時15分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係 | 令和7年(フ)第74号 広島県福山市神辺町大字川南438番地3 債務者 園生麻里子 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時35分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 朋顧 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 | 3 破産管財人 弁護士 藤本 啓介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 高知地方裁判所破産係 |
| 令和7年(フ)第37号 宮城県石巻市南中里2丁目1番18-205号 債務者 小松 容子 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 智 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 仙台地方裁判所石巻支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北薗 太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 津地方裁判所伊賀支部 | 令和7年(フ)第110号 埼玉県熊谷市上中条2153番地5 債務者 甲斐 隆 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内田 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで さいたま地方裁判所熊谷支部 | 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武田 弘己 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 高知地方裁判所破産係 |
| 令和7年(フ)第78号 茨城県石岡市石岡2676番地3 ハーベストG 債務者 貝塚 美子 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木富美子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水落 卓司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 岡山地方裁判所第3民事部 | 令和7年(フ)第210号 埼玉県本庄市若泉2丁目9番27号 債務者 蘇原 直輝 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下三佐子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで さいたま地方裁判所熊谷支部 | 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南 拓人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月20日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 高知地方裁判所須崎支部 |
| 令和7年(フ)第190号 相模原市中央区中央6丁目1番1号 ヴァンテアン中央702 債務者 宮本ウアラスこと DOS SANTOS WUALLAS MIYAMOTO 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 達彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 横浜地方裁判所相模原支部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水落 卓司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 岡山地方裁判所第3民事部 | 令和7年(フ)第211号 岡山市中区高島新屋敷54番地1 債務者 菊池 孝子 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 廣川 亜希子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで さいたま地方裁判所熊谷支部 | 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小川 健吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第227号 広島県廿日市市宮内1443番地1 (B202) 債務者 中村 和也 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 雄大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 広島地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大西 圭介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 神戸地方裁判所第3民事部 | 令和7年(フ)第79号 高知市下島町11番地4 ハイツ原402、旧住所高知市旭駅前町7番地 アーバンハイツ701 債務者 安井 賀子 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮本 江里 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安井 賀子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月23日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 高知地方裁判所越知甲1628番地の12 債務者 片岡 弘 |

令和7年(フ)第921号
大阪市北区大淀南1丁目7番18号 サニーブ
レイス新梅田806号室、住民票上の住所大阪
市北区大淀南1丁目9番20号
債務者 田中 邦彦
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川村 光平
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月24日午後2時40分
5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第922号
大阪市北区大淀南1丁目7番18号 サニーブ
レイス新梅田806号室、住民票上の住所大阪
市北区大淀南1丁目9番20号
債務者 田中 和子
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川村 光平
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月24日午後2時40分
5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第14号
岩手県宮古市崎嶺ヶ崎第4地割5番地59
債務者 武田 智子
1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中野 泰義
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年8月7日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで
　　盛岡地方裁判所宮古支部

令和7年(フ)第610号
埼玉県鴻巣市新宿2丁目167番地 304、住民
票上の住所埼玉県比企郡吉見町大字丸貫283
番地1
債務者 川村 夏希(旧姓野田)
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 水口 匠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月28日午後1時40分
5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第131号
 兵庫県西宮市高須町1丁目7番15-602号
 債務者 N S企画こと 稔斗 正昭
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 安保 晶之
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報
 の期日 令和7年8月21日午前10時30分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第164号
 兵庫県西宮市名塩山莊24番1-319号、前住
 所兵庫県西宮市寿町5番44号
 債務者 高澤 正克
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 高田 晃子
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報
 の期日 令和7年9月19日午前10時
 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第165号
 兵庫県西宮市名塩山莊24番1-319号、前住
 所兵庫県西宮市寿町5番44号
 債務者 高澤 香奈
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 高田 晃子
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報
 の期日 令和7年9月19日午前10時
 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第37号
 栃木県栃木市平井町1084番地 7号室
 債務者 高久美智子
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 古山 弘子
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報
 の期日 令和7年7月16日午後1時45分
 5 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで
 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和7年(フ)第600号
 札幌市豊平区水車町7丁目1番27-603号
 債務者 梶口 新人
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 及川 華恵

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報の期日 令和7年7月30日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第53号

茨城県東茨城郡茨城町大字奥谷1438番地5
カサベルデC棟101
債務者 大賀 祐人

1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
3 破産管財人 弁護士 小松原裕介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報の期日 令和7年7月29日午前11時15分
5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで
水戸地方裁判所

令和6年(フ)第456号

鹿児島市田上4丁目5番6号
債務者 奥村由紀子

1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
3 破産管財人 弁護士 安田 周平
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報の期日 令和7年7月23日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第55号

青森県八戸市大字大久保字下町畠10番地11
債務者 福田 圭一

1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
3 破産管財人 弁護士 須永 道夫
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報の期日 令和7年7月28日午前11時45分
5 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第793号

名古屋市中村区烏森町7丁目171番地 S u
c c e s s VI 301号
債務者 森 貴志

1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
3 破産管財人 弁護士 児山 明彦
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報の期日 令和7年7月31日午後2時40分
5 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第856号
名古屋市中川区万場1丁目119番地 ベル
シェ幸101号
債務者 森永 洋一
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松田 章悟
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月31日午後2時20分
5 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第15号
秋田県能代市落合字中大野台1番地164 M
3棟7号
債務者 松岡 良子
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大庭 秀俊
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年7月30日午前10時40分
5 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和7年(フ)第308号
埼玉県所沢市日吉町29番7号 ピニエール日
吉103
債務者 岩永 晃
1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 金古幸香里
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年8月6日午後2時20分
5 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第667号
名古屋市西区浅間2丁目4番6号 ヤマコ第一
ビル403号
債務者 濱田 慶藏
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 杉本 健
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和7年8月6日午後3時10分
5 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

| | | | |
|---|--|--|--|
| 令和7年(フ)第115号 愛知県豊川市御津町西方源農21番地18 債務者 竹内 日和 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩月 吉央 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月8日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部 | 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 千晶 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月14日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 長野地方裁判所民事部破産係 | 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで さいたま地方裁判所熊谷支部 | 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月15日まで 長崎地方裁判所島原支部破産係 |
| 令和7年(フ)第177号 横浜市神奈川区松見町2丁目367番地 ラ フィーナ妙蓮寺101号 債務者 新宅 明男 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 檜垣 智子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 力武 伸一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 長崎地方裁判所民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 齋藤 有香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前川恵利子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第342号 横浜市保土ヶ谷区峰沢町180番地13 債務者 鳥畠 恭平 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 天野 康代 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午前11時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原 幸生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 長崎地方裁判所民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 庄田 優 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 岳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 長崎地方裁判所民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第343号 横浜市保土ヶ谷区峰沢町180番地13 債務者 鳥畠 翔子 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 天野 康代 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午前11時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西 博和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月19日午後1時15分 5 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 千恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石塚 悅史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 |
| 令和7年(フ)第50号 長野市大字大豆島4268番地 大豆島東団地 5-405 債務者 小林 伯彦 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉場 一美 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大田 真和 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浜田 真樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 大阪地方裁判所第6民事部 |

| | | | |
|--|--|---|---|
| 令和6年(フ)第759号 埼玉県草加市吉町1丁目1番25号 債務者 黒川 愛斗 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 江原 智 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井 美和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 戸高 雅志 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 　　宮崎地方裁判所破産係 | 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 越川美紗子 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第79号 長野県松本市大手4丁目2番9号 債務者 菅原 巖礼 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高野尾三穂 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 長野地方裁判所松本支部 | 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 曽我 一義 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 　　千葉地方裁判所佐倉支部 | 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新原 次郎 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 　　宮崎地方裁判所破産係 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平岩 佑彦 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 　　大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第1615号 大阪市城東区野江3丁目29番6号 酒井マンション 306 債務者 藤井 学 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安福ア希子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日前1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川崎久美子 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 　　札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三島里都子 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 　　宮崎地方裁判所破産係 | 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野橋 昭仁 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 　　函館地方裁判所 |
| 令和7年(フ)第227号 栃木県宇都宮市瑞穂1丁目7番地5、前住所 栃木県宇都宮市岩曽町1428番地132 ヴィラ・エスパワールA101 債務者 神尾塗装こと 神尾 正明 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿久津 陽 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 喜田 康之 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 　　千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新井 貴博 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 　　宮崎地方裁判所破産係 | 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野田 一夫 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 　　函館地方裁判所 |
| 令和7年(フ)第274号 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字倉松691番地25 債務者 浅野みつ江 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大石 聰子 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 　　千葉地方裁判所佐倉支部 | 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田所 伸吾 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 　　宮崎地方裁判所破産係 | 1 決定年月日時 令和7年5月16日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高山 裕 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 　　函館地方裁判所 |
| 令和7年(フ)第148号 宮崎市広島1丁目16番1号 サンモール広島802号 債務者 川越 誠 | | | |

| | | | |
|--|---|---|---|
| <p>令和7年(フ)第20号 岩手県宮古市内3丁目7番1号 鈴木方 債務者 関川 仁 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 盛岡地方裁判所宮古支部</p> | <p>令和7年(フ)第592号 愛知県日進市岩崎台4丁目906番地 ネオ岩崎台105 債務者 福尾 智美 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> | <p>1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> | <p>令和7年(フ)第58号 千葉県成田市美郷台3丁目12番地22 (ツインズE棟201) 債務者 時松 正夫 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 千葉地方裁判所佐倉支部</p> |
| <p>令和7年(フ)第380号 名古屋市守山区茶臼前16番20号 喜多山住宅 2棟306号 債務者 藤原 勝利 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> | <p>令和7年(フ)第600号 愛知県小牧市大字河内屋新田86番地17 K・S会館独身寮308号 債務者 斎藤 徳彦 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> | <p>1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係</p> | <p>令和7年(フ)第109号 千葉県成田市川上245番地2884 債務者 篠塚 隆章 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 千葉地方裁判所佐倉支部</p> |
| <p>令和7年(フ)第381号 名古屋市守山区茶臼前16番20号 喜多山住宅 2棟306号 債務者 藤原あいか 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> | <p>令和7年(フ)第660号 代替住所A (旧住所) 名古屋市天白区植田3丁目1517番地 メゾンツツミ406号) 債務者 向田由佳里 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> | <p>1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p> | <p>令和7年(フ)第96号 愛知県豊橋市多米中町4丁目16番地2 エルディム東陽207 債務者 アルバス リカルドこと ALVES JOSE RICARDO 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 千葉地方裁判所佐倉支部</p> |
| <p>令和7年(フ)第525号 名古屋市緑区南陵401番地 桶狭間荘8棟414号 債務者 桑田 康 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> | <p>令和7年(フ)第682号 愛知県尾張旭市瀬戸川町1丁目22番地 レナジア三郷602号 債務者 水野 直子 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> | <p>1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係</p> | <p>令和7年(フ)第233号 栃木県足利市堀込町153-12 A S ホワイトハイツ101、住民票上の住所栃木県足利市堀込町2947番地1 堀込団地1-52 債務者 岡崎 夏渚 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> |
| <p>令和7年(フ)第239号 名古屋市大田原市城山2丁目3番12号 パークサイドフラッツ102号、前住所栃木県大田原市本町2丁目2829番地220 ジョイフル鈴木B棟105号 債務者 大森 裕 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部</p> | <p>令和7年(フ)第16号 福島県いわき市小名浜岡小名3丁目8番地の8 小泉マンション301 債務者 大谷マイラこと OTANI MYLA VALDEZ 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 福島地方裁判所いわき支部</p> | | |

| | |
|---------------------|--|
| 令和7年(フ)第618号 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第638号 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第693号 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第708号 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第243号 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 |

| | |
|---------------------|---|
| 令和7年(フ)第618号 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第442号 | 札幌市東区北34条東2丁目1番6号 ハイライフ北34条203号 債務者 不動 紗葵 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第214号 | 札幌市豊平区水車町8丁目1番15-212号 債務者 田中 龍翔 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第549号 | 札幌市中央区北3条東6丁目356番地2 X-star札幌103号 債務者 松浦 英末 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第551号 | 札幌市西区八軒6条西9丁目1番37号 かがやき八軒318号、住民票上の住所札幌市西区発寒7条12丁目1番13-402号 債務者 青木美恵子 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第558号 | 札幌市西区西野10条7丁目11番17号 清野方 債務者 齋藤 美幸(旧姓清野) 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第596号 | 札幌市東区北11条東9丁目1番3-1111号 債務者 舛山 健一 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 令和7年(フ)第602号 札幌市東区東苗穂3条2丁目2番30-203号 債務者 濱田 竜佑 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第751号 札幌市手稲区前田6条13丁目8番10-201号 債務者 古川 達郎 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第619号 札幌市厚別区もみじ台南4丁目2番7-108号 債務者 阿波 美鈴 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第96号 北海道苦小牧市花園町3丁目15番23号 債務者 佐藤 麻央 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第632号 北海道恵庭市島松寿町1丁目7番地27 (ロピア島松II F号) 債務者 金澤 純一 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第711号 札幌市中央区南4条西26丁目1番8-101号 債務者 辻 幸江 (旧姓渡邊) 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第638号 札幌市豊平区豊平4条3丁目4番7-905号 債務者 鈴木 妙子 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和6年(フ)第203号 千葉県山武市井之内4164、住民票上の住所横浜市泉区上飯田町1331番地 市営上飯田団地33棟402号 債務者 金城 鳴海 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 前橋地方裁判所高崎支部 |
| 令和7年(フ)第638号 札幌市豊平区豊平4条3丁目4番7-905号 債務者 鈴木 妙子 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第716号 札幌市東区北41条東7丁目2番10号 リバティア307号 債務者 川原 亜依 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第638号 北海道江別市文京台南町25番地の18 文京の里南館208 債務者 佐々木悠汰 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 令和7年(フ)第70号 愛知県一宮市大和町妙興寺字仮田27番地 ブルーハイツエイト103号 債務者 稲垣 正己 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 名古屋地方裁判所一宮支部 |
| 令和7年(フ)第659号 札幌市西区二十四軒3条5丁目4番6-301号 債務者 菊池 幸子 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 | 令和7年(フ)第744号 札幌市東区北21条東15丁目4番1-205号 債務者 芝木 和子 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 札幌地方裁判所民事第4部 |

| | |
|--------------------|---|
| 令和7年(フ)第87号 | 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 名古屋地方裁判所一宮支部 |
| 令和7年(フ)第89号 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 名古屋地方裁判所一宮支部 |
| 令和7年(フ)第90号 | 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 名古屋地方裁判所一宮支部 |
| 令和7年(フ)第37号 | 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 名古屋地方裁判所一宮支部 |
| 令和7年(フ)第41号 | 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 |

| | |
|---------------------|--|
| 令和7年(フ)第87号 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 盛岡地方裁判所第2民事部 |
| 令和7年(フ)第114号 | 岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第6地割92番地5 債務者 楠原 真寿 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 高知地方裁判所破産係 |
| 令和7年(フ)第63号 | 高知県南国市大堀乙1185-1 松木ハイツ101、住民票上の住所高知市鏡原425番地 債務者 瀧石 龍弥 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 高知地方裁判所破産係 |
| 令和7年(フ)第49号 | 北海道帯広市西18条南38丁目5番20号 債務者 近藤 秀樹 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係 |
| 令和7年(フ)第86号 | 岩手県北上市下江釣子13地割68番地1、前住所岩手県一関市藤沢町黄海字小日形72番地 債務者 森 優莉 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 盛岡地方裁判所第2民事部 |
| 令和7年(フ)第108号 | 盛岡市西青山2丁目4番15号 ウッディK102号 債務者 中軽米祐佳 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 |
| 令和7年(フ)第41号 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 高知地方裁判所破産係 |
| 令和7年(フ)第41号 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 新潟地方裁判所観音寺支部 |
| 令和7年(フ)第214号 | 兵庫県尼崎市東難波町3丁目13番13号米澤文化204号 債務者 澤井 淳一(旧姓堀尾) 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後1時 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 |
| 令和7年(フ)第56号 | 香川県高松市十川西町282番地1 フロンティアハイツF102 債務者 黒澤 愛子 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前9時30分 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係 |
| 令和7年(フ)第108号 | 香川県高松市寺井町247番地 市住9-50 債務者 三好 楓 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前9時30分 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係 |
| 令和7年(フ)第12号 | 香川県三豊市高瀬町上麻3084番地1 債務者 大西 佑佳 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時30分 2 主文 債債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係 |

令和7年(フ)第48号
千葉市花見川区さつきが丘2丁目34番13棟
501号
債務者 有田源三郎

1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第581号
千葉市稻毛区稻毛東5丁目16番20号 グラン
ニール稻毛東103号
債務者 佐々木彩香

1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第606号
千葉県船橋市田喜野井4丁目29番11棟503号
債務者 片岡 伸紘

1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第525号
東京都八王子市館町1097番地館ヶ丘団地2-
1-506
債務者 林 恵美(旧姓阿久津)

1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第569号
東京都八王子市中野町2088番地 多摩ハイツ
201号、前住所神奈川県相模原市南区上鶴間
3丁目3番1号株林間
債務者 上岡 聖仁

1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで
　　東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第126号
相模原市中央区上溝2165番地6 アルコープ
式番館102
債務者 佐野由利子

1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第170号
相模原市緑区二本松2丁目14番13号
債務者 長谷川 悠

1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第174号
相模原市緑区青山316番地9
債務者 PACCHIONI ESTEBAN
DANIEL

1 決定年月日時 令和7年5月2日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第179号
相模原市南区南台5丁目1番20-212号
債務者 伊藤 義人

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第54号

長崎県佐世保市上柚木町1390番地1
債務者 宮崎久美子

1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第58号

長崎県北松浦郡佐々町松瀬免99番地2 未来
ハウスC棟
債務者 岡部 美香

1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第57号

北海道苦小牧市明野新町2丁目8番10号 レ
インボーハウス 201
債務者 川口 朱莉

1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(フ)第323号

仙台市宮城野区新田4丁目18番18-207号、
従前の住所仙台市宮城野区出花3丁目4番地
の8
債務者 佐々木麻里子

1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第334号
 仙台市泉区松森字明神26番地の5 ペア
 フィールドタウンB-101
 債務者 立花美恵子
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第387号
 仙台市泉区南光台南2丁目27番17-201号
 債務者 石森まさる
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第39号
 宮城県東松島市赤井字南新町12番地29
 債務者 遠藤 明
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第43号
 宮城県石巻市南中里4丁目1番22号 南中里
 ハイツC101号、前住所宮城県石巻市須江字
 しらさぎ台1丁目10番地30
 債務者 吉田みつこ
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 仙台地方裁判所石巻支部破産係
令和7年(フ)第43号
 秋田県大館市大茂内字諷訪下184番地1
 債務者 中村千香子

1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 秋田地方裁判所大館支部
令和7年(フ)第11号
 福島県南相馬市原町区日の出町117番地 今
 田貸家1号、従前の住所滋賀県甲賀市甲南町
 耕心2丁目1035番地298
 債務者 左崎多加好(旧姓安原)
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 福島地方裁判所相馬支部
令和7年(フ)第95号
 茨城県水戸市東原2丁目3番22号 & K N O
 T103号
 債務者 田村久美子
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第129号
 茨城県水戸市千波町2808番地の32
 傾務者 大内 恭子
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第96号
 茨城県つくば市若栗1281番地15 青空ハイツ
 103号
 傾務者 山城 紘伸
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第239号
 川崎市多摩区堰1丁目26番10-407号
 傾務者 佐藤 邦男
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第74号
 栃木県宇都宮市八幡台16番2号、前住所栃木
 県宇都宮市西川田南1丁目19番20号
 傾務者 具志堅勝こと グシケンエドワード
 マサル
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第246号
 川崎市中原区下小田中6丁目29番5号 下小
 田中ハイツ
 傾務者 小川 幸三
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第207号
 栃木県佐野市富岡町1625番地 B棟
 傾務者 藤池 僕子(旧姓畑)
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第285号
 埼玉県川越市中台南2丁目6番地14
 傾務者 木下 邦夫
 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第280号
 埼玉県川越市中台南2丁目6番地14
 傾務者 木下 邦夫
 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第260号
 川崎市宮前区野川本町2丁目22番17号 ド
 マーニ A-202
 傾務者 小沼 瞳
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第31号
 長野県上田市常田1丁目9番19号 司ハイツ
 A-15号、住民票上の住所長野県千曲市上山
 田温泉2丁目13番地11
 傾務者 児平香寿美
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第204号
 川崎市高津区久地770番地2 アサヒマンシ
 オン 102
 傾務者 梅澤 弥生
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第25号
 秋田県大館市大茂内字諷訪下184番地1
 傾務者 中村千香子

1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 8 日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 7 日まで
 津地方裁判所破産係

令和 7 年 (フ) 第 6 5 号
三重県津市白塚町1225番地12、前住所三重県津市白塚町816番地1 メゾンネコット105
債務者 吉嶺 瑞

1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 8 日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 7 日まで
 津地方裁判所破産係

令和 7 年 (フ) 第 6 7 号
三重県鈴鹿市稻生町8304番地の57 ジュネボワールホンダA棟308
債務者 中島 悠輔

1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 8 日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 7 日まで
 津地方裁判所破産係

令和 7 年 (フ) 第 2 3 号
三重県伊賀市服部町3丁目14番地の5、前住所三重県伊賀市平野西町82番地 喜々203号
債務者 松田 房美(旧姓界外)

1 決定年月日時 令和 7 年 5 月 8 日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 7 年 7 月 7 日まで
 津地方裁判所伊賀支部

令和 7 年 (フ) 第 9 8 号
三重県四日市市山城町992番地1 ツインパル山城B-208、前住所岐阜県岐阜市柳津町下佐波5丁目144番地 ロスペロスⅠ 202号室
債務者 w-wa1tzこと 新田 光琉

1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ) 第59号
奈良市瓦堂町5番地 村川莊12号
債務者 松井 飛成
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ) 第61号
奈良市三条町606番地の91 パークサイドハイツ201号
債務者 廣野有香子
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ) 第77号
奈良市大宮町3丁目2番34-303号
債務者 内藤 和香
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ) 第53号
鳥取県鳥取市浜坂282番地17
債務者 中村 るみ
1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和6年(フ)第647号

岡山市南区新保1324番地 メゾンウイスパー
1号棟206
債務者 浅山 森重
1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第41号

広島県尾道市向島町5553番地6 コーポイシ
ハラ1-101
債務者 野口加代子
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第54号

広島県福山市木之庄町2丁目14番20号 穂垣
住宅
債務者 岩崎 利彦
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第9号

愛媛県今治市北鳥生町3丁目1番13号 高山
マンション1F1号
債務者 羽藤 友芳
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
松山地方裁判所今治支部

令和7年(フ)第22号
 熊本県八代市海士江町3317番地1 (B-3)
 西村貸家
 債務者 尾上 秋男
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 熊本地方裁判所八代支部

令和7年(フ)第23号
 熊本県八代市海士江町3317番地1 (B-3)
 西村貸家
 債務者 尾上 靖代
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 熊本地方裁判所八代支部

令和7年(フ)第179号
 大分市大字中戸次4776番地の2 美久の杜
 債務者 佐藤 和代(旧姓相澤)
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第161号
 宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋6263-6 ひばりヶ丘101-207、住民票上の住所宮崎県児湯郡木城町大字高城4177番地1 中河原住宅109号
 債務者 永友いつみ
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第165号
 宮崎市高松町2番28号 かがみマンション608号
 債務者 石田 由佳(旧姓下野)
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第173号
 宮崎市江平西1丁目3番25号 マウスフィールドVI801号
 債務者 堀 麻里(旧姓長友)
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第150号
 鹿児島市清和1丁目13番8号、前住所鹿児島市上福元町5655番地1 ガーデンプラザK棟103号
 債務者 内田 竜海
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第152号
 鹿児島市上荒田町16番5号 レインボー上荒田302号
 債務者 春成美枝子
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後0時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで
 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第166号
 鹿児島市市和田3丁目52番11-103号
 債務者 柳谷 隆始
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後0時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第13号
 岩手県花巻市松園町1丁目8番19号
 債務者 小野 功
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第130号
 岩手県花巻市若葉町2丁目11番28号 シティハイム若葉町A103号、旧住所岩手県花巻市西宮野目第6地割345番地
 債務者 照井 健二
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第30号
 岩手県花巻市藤沢町7番2、住民票上の住所
 岩手県遠野市早瀬町3丁目8番21号
 債務者 三浦 伊義
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第36号
 岩手県北上市下鬼柳15地割2番地3 エスコルタII203
 債務者 山口 芳南
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第553号
東京都武蔵野市境2丁目20番9号高橋荘2・
2-2
債務者 真木 健雄
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第564号
東京都八王子市大和田町3丁目21番23号OM
レジデンス京王八王子503号
債務者 山形 翔太
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第573号
東京都東久留米市中央町5丁目13番5号
債務者 大野ルリ子
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第454号
横浜市戸塚区下倉田町1322番地8 シャトール田口I-105号
債務者 池本 佳生
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第582号
横浜市鶴見区栄町通3丁目34番地13 フロンティア鶴見102
債務者 笠間 健司
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第851号
神奈川県大和市福田1675番地 シャンボールTU105
債務者 吉村 哲夫
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第887号
横浜市西区戸部町3丁目94番地 横浜パワーハイツ402号
債務者 井田 修司
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第892号
横浜市金沢区朝比奈町539番地 エミナス102
債務者 深澤 大樹
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1050号
神奈川県海老名市中野2丁目9番47号
債務者 佐竹 美穂
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1067号
横浜市瀬谷区阿久和南4丁目8番地1 県営阿久和アパート20棟506号
債務者 高瀬 智
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第45号
長野県松本市芳野13番A-308号
債務者 川嶋 翔也
1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
長野地方裁判所松本支部

令和6年(フ)第579号
広島市佐伯区美の里1丁目10番22号
債務者 中山 知子
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
長野地方裁判所松本支部

令和6年(フ)第580号
広島市佐伯区美の里1丁目10番22号
債務者 倉本美津子
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第350号
広島市中区河原町11番25-502号
債務者 矢代深水紀
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第63号
沖縄県沖縄市中央4丁目1番3号 南海プロダクトビル303
債務者 小笠原 崇
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第105号
沖縄県沖縄市古謝3丁目22番3号 平良アパート2-D
債務者 国吉 孝子
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第106号
福島県田村市船引町船引字石崎15番地236
福島県営石崎南団地6号棟 6-2号室、前住所福島県田村市船引町門山字西之内304番地
債務者 吉田 由枝
1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第19号

兵庫県尼崎市潮江1丁目4番4-402号
債務者 向山 翔太

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第152号

兵庫県西宮市荒戎町4番19号レンタルハウス
深津101号
債務者 堀 敏彰

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第174号

兵庫県芦屋市浜芦屋町4番3号
債務者 野崎 忠彦

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第82号

兵庫県明石市大久保町大窪3432番地 市住3号
債務者 井川 正子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第9号

島根県鹿足郡吉賀町七日市882番地 ヨシワ
工業株式会社七日市寮203号
債務者 水田 英伸

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
松江地方裁判所益田支部

令和7年(フ)第348号

広島市佐伯区皆賀3丁目16番18-201号
債務者 谷口 里江

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第359号

広島市西区己斐西町29番9-401号
債務者 佐々木恵美

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第28号

山口県岩国市門前町2丁目40番5-305号(前
住所 山口県熊毛郡平生町大字小郡52番地の
6)
債務者 石丸 由梨

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和7年(フ)第6号

千葉県袖ヶ浦市久保田857番地9 特別養護
老人ホームサニーヒル
債務者 田春 勇

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第320号

埼玉県狭山市新狭山2丁目5番地の26 メゾ
ンドール有山202
債務者 山口 忠志

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第240号

千葉県市川市市川南3丁目7番7号
債務者 及川 光

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第348号

千葉市稻毛区宮野木町849番地5 グラン
ジール304号
債務者 小林 直美(旧姓岩本・菅原)

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第512号

千葉県市川市田尻5丁目14番2号(有料老人
ホームカイト市川田尻3号館)、旧住所千葉
県市川市中国分5丁目26番34号
債務者 丹羽 純夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第532号

千葉県市原市椎津624番地2 アンソレイエ
202号
債務者 能重 学

- 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第591号

千葉県船橋市前原東5丁目50番8号 vin
osity ship前原1D号
債務者 前田 優香

- 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第594号

千葉県船橋市三咲5丁目12番20号 ハッピー
ライフ三咲110号
債務者 白石 稔

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第618号

千葉市中央区祐光1丁目34番4号 山丸コ
ボ203号
債務者 藤田久美子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第37号
 青森県五所川原市大字稻実字米崎65番地36、
 旧住所青森市小柳5丁目12番2号 メゾング
 リンパール202号
 債務者 兼平 紗斗
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
 を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 青森地方裁判所五所川原支部破産係
令和7年(フ)第39号
 青森県五所川原市松島町2丁目65番地、旧住
 所神奈川県伊勢原市大住台3丁目6番地の2
 グリーンコープ201号
 債務者 本折華奈江(旧姓左井)
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
 を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで
 青森地方裁判所五所川原支部破産係
令和7年(フ)第58号
 青森市沖館5丁目22番20号 グリーンハイツ
 102号
 債務者 伊東 勇輝
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時30
 分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
 を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで
 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第65号
 青森市小柳5丁目17番8号 TAPパークサ
 イド102号
 債務者 大坂 真澄
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時30
 分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
 を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで
 青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第89号
 青森県むつ市緑町5番2号 市営緑町団地15
 棟2号
 債務者 工藤 奈々
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後1時30
 分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
 を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで
 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第153号
 神奈川県厚木市緑ヶ丘3丁目6番5—110号
 債務者 石田 清美
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
 を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで
 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第216号
 神奈川県平塚市東中原2丁目19番19—305号
 第1イーグルマンション
 債務者 山口 操
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
 を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで
 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第65号
 北海道旭川市大町1条14丁目231番地の268
 サウザンドファイン大町1 101号室
 債務者 柳原 知輝
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
 を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
 5 免責審尋期日 令和7年7月17日午後1時20
 分
 旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第86号
 北海道旭川市神楽2条10丁目6番4号 パー
 ブル210 103号室
 傾債務者 伊藤 苛
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
 を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午前11時
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2910号
 埼玉県朝霞市浜崎3丁目9—25 第一ハイム
 コンコルド102
 傾債務者 佐藤 励瑠
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
 を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
 5 免責審尋期日 令和7年7月9日午後1時20
 分
 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第87号
 北海道旭川市神楽2条10丁目6番4号 パー
 ブル210 103号室
 傾債務者 ディエゴ・ダリオ・アサト
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
 を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
 5 免責審尋期日 令和7年7月9日午後10時30
 分
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2913号
 東京都江戸川区中葛西7丁目3—6—206
 傾債務者 伊藤 舉
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
 を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午後2時
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2916号
 東京都江戸川区南葛西5丁目7—18 メゾン
 南葛西
 傾債務者 田辺 優杏
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
 を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで
 5 免責審尋期日 令和7年7月16日午前11時50
 分
 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2850号
 東京都町田市三輪町309—1—112
 傾債務者 卷木 紘子
 東京地方裁判所民事第20部

| | |
|----------------------|---|
| 令和7年(フ)第2918号 | 東京都台東区松が谷3丁目15-5-301 債務者 早坂 佳子 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午前10時30分 |
| 東京地方裁判所民事第20部 | |
| 令和7年(フ)第2956号 | 東京都北区赤羽北3丁目24-16-305 債務者 関口 優子 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午前10時30分 |
| 東京地方裁判所民事第20部 | |
| 令和7年(フ)第2961号 | 東京都目黒区下目黒3丁目18-4-201 債務者 小田 京子 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午後2時 |
| 東京地方裁判所民事第20部 | |
| 令和7年(フ)第2964号 | 東京都北区志茂5丁目29-3 阿部荘2号 債務者 小林 俊夫 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午後2時 |
| 東京地方裁判所民事第20部 | |

| | |
|----------------------|--|
| 令和7年(フ)第2972号 | 東京都新宿区大京町8-204 債務者 高橋 香織 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午前10時30分 |
| 東京地方裁判所民事第20部 | |
| 令和7年(フ)第2973号 | 東京都足立区保木間4丁目21-8-202 債務者 荒井 成美 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午前11時 |
| 東京地方裁判所民事第20部 | |
| 令和7年(フ)第3026号 | 東京都葛飾区西亀有2丁目28-9-208 債務者 上野 正樹 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月8日午前10時30分 |
| 東京地方裁判所民事第20部 | |
| 令和7年(フ)第3079号 | 東京都江戸川区南小岩2丁目19-14 グリーン・ヴィレッジC101 債務者 大沢 可代 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月15日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月15日午前10時30分 |
| 東京地方裁判所民事第20部 | |

| | |
|----------------------|---|
| 破産手続廃止 | |
| 令和6年(フ)第192号 | 北海道深川市稻穂町2丁目4番28号 破産者 株式会社原重機工業 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 旭川地方裁判所民事部 | |
| 令和6年(フ)第890号 | 千葉市若葉区大宮台1丁目17番36号 破産者 エンパシーテーブル株式会社 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | |
| 令和6年(フ)第891号 | 千葉市若葉区都賀5丁目24番21号 フローテラス都賀302号、開始決定時の住所千葉市若葉区大宮台1丁目17番36号 破産者 大渕 宏 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | |
| 令和6年(フ)第1487号 | 千葉市中央区要町2番1号 ウォンズ東千葉503号 破産者 稲垣 渉 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 千葉地方裁判所民事第4部 | |
| 令和6年(フ)第92号 | 滋賀県高島市押戸782番地 破産者 株式会社大成木材 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 大津地方裁判所民事部 | |

| | |
|----------------------|---|
| 令和6年(フ)第417号 | 滋賀県高島市安曇川町西万木430番地1 破産者 株式会社DANKE 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 大津地方裁判所民事部 | |
| 令和6年(フ)第66号 | 大阪市北区南扇町1番5号 破産者 T601株式会社 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 大阪地方裁判所第6民事部 | |
| 令和6年(フ)第258号 | 広島市中区十日市町1丁目2番3号 破産者 株式会社Session's 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 広島地方裁判所民事第4部 | |
| 令和6年(フ)第805号 | 広島市西区南観音4丁目2番13号 破産者 株式会社アクリモート 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 広島地方裁判所民事第4部 | |
| 令和6年(フ)第1212号 | 広島市西区中広町3丁目10番10号 破産者 森本電機株式会社 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 広島地方裁判所民事第4部 | |
| 令和7年(フ)第13号 | 北海道北見市東相内町167番地21 破産者 株式会社道東特殊衣料 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 |
| 釧路地方裁判所北見支部破産係 | |

| | |
|---|--|
| 令和5年(フ)第159号 群馬県伊勢崎市本町11番地3 破産者 株式会社アシスト 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係 | 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所破産係 |
| 令和6年(フ)第391号 群馬県渋川市有馬816番地3三本杉D棟 破産者 株式会社ロジックス 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係 | 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第1703号 千葉県八千代市八千代台南1丁目7番7—612号 破産者 三宅 裕太 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所民事部 |
| 令和6年(フ)第1775号 千葉市中央区祐光2丁目11番7号 2F 破産者 藤井 奎介 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 | 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第723号 兵庫県西宮市山口町中野1丁目7番23—201号 破産者 合同会社Terra 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 | 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第388号 宮崎県西都市大字三宅9465番地5 破産者 株式会社悠恵フーズ | 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |

| | |
|--|--|
| 令和6年(フ)第2693号 横浜市神奈川区大口仲町14番地3 クレヴィ スタ横浜大口309号 破産者 高橋 知歩 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 | 令和6年(フ)第418号 東京都青梅市本町153-17 レオパレス ソ リティア青梅303号、住民票上の住所滋賀県 高島市安曇川町田中1012番地3 破産者 大山 倫寛 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部 |
| 令和6年(フ)第1473号 横浜市南区平楽115番地7 破産者 青山 政人 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 | 令和6年(フ)第4626号 大阪市住吉区苅田3丁目8番18号 早川マン ション 305号 破産者 岡田 充司 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第1474号 横浜市南区平楽115番地7 破産者 青山 陽子 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 | 令和6年(フ)第4941号 大阪府豊中市長興寺北2丁目8番14-201号 破産者 久保 良之 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和6年(フ)第1957号 横浜市瀬谷区下瀬谷3丁目17番地1 メゾン 瀬谷402、開始決定時の住所横浜市瀬谷区橋 戸3丁目26番地53 破産者 渡邊 信一 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 | 令和6年(フ)第5112号 大阪市西成区千本南1丁目15番8-902号 破産者 小山 宙輝 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第14号 北海道北見市桜町5丁目65番地 破産者 菅野 建二 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所北見支部破産係 | 令和6年(フ)第137号 長崎県大村市三城町1363番地2 ロイヤル ガーデンB203 破産者 中路真由美 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所大村支部破産係 |

| |
|---|
| 令和7年(フ)第9号 宮城県大崎市三本木斎田字屋敷9番地1 破産者 高橋 佑果 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係 |
| 令和7年(フ)第13号 宮城県加美郡加美町下新田字松木45番地 破産者 東野 佳代 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係 |
| 令和6年(フ)第8号 秋田県由利本荘市西梵天70番地7 破産者 横山 源春 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所本荘支部 |
| 令和6年(フ)第53号 山形県新庄市下田町2番地の8 新庄アパート2号室、旧住所山形県最上郡大蔵村大字合海723番地 破産者 野崎 泰子 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所新庄支部 |
| 令和7年(フ)第16号 茨城県つくば市谷田部1720番地2 破産者 芳賀みち子(旧姓渡邊) 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 |

| |
|--|
| 令和6年(フ)第385号 群馬県渋川市有馬1627番地3 破産者 木村 和昭 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第392号 群馬県渋川市有馬816番地3 三本杉D棟 破産者 常川健太郎 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第295号 横浜市中区大平町74番地13 破産者 鹿島田 武 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第31号 横浜市瀬谷区下瀬谷2丁目10番地12 カステーノ 4-202 破産者 吉田 竜太 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第724号 兵庫県西宮市山口町中野1丁目7番23-201号 破産者 高田 理絵 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 |

免責許可決定

| |
|---|
| 令和7年(フ)第9号 北海道夕張市末広2丁目4番地18 破産者 斎藤ルミ子 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩見沢支部 |
| 令和7年(フ)第12号 北海道室蘭市高砂町3丁目2番12号 ホワイトハウス105、前住所北海道室蘭市日の出町2丁目31番4号 破産者 嵐 淳一 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所室蘭支部破産係 |
| 令和6年(フ)第341号 青森県むつ市大平町32番27号 コーポ石田B棟 破産者 渡辺 綾乃 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係 |
| 令和6年(フ)第349号 青森市西滝3丁目25番20号、旧住所青森市大字三内字丸山20番地 特借2-22 破産者 二川原さなえ 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第8号 青森市大字石江字岡部34番地8 破産者 石山 麻美 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第20号 沖縄県那覇市字国場948番地2 アヴァンスク302 破産者 宮崎 義康 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部 |
| 令和6年(フ)第20号 沖縄県石垣市字登野城71番地1 2F 破産者 加茂 優香 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所石垣支部 |
| 令和7年(フ)第12号 青森県弘前市大字取上5丁目1番地2 破産者 福井 匡 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所弘前支部 |

令和7年(フ)第12号

宮城県石巻市渡波字黄金浜169番地 市営黄金浜第二復興住宅2-23号
破産者 亀山 栄

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第10号

秋田県湯沢市愛宕町1丁目3番13号
破産者 阿部恵理子

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所横手支部

令和6年(フ)第273号

福島県須賀川市影沼町132番地 三愛ハイツ101号
破産者 岩崎奈緒海

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第57号

群馬県前橋市上小出町3丁目32番地17
破産者 宮永 朋子

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第33号

群馬県太田市飯塚町540番地1 メディオ・アイ302号
破産者 荒井 亜美

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第34号

群馬県邑楽郡大泉町大字古海794番地の96
破産者 マルチネス メシアス イゼキ マテウス

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第24号

千葉県東金市田間1丁目15番地16 タウンコート田間B-103
破産者 安藤 友美

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第25号

千葉県旭市鎌数5146番地 香取住宅48号
破産者 須田 弘子

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和6年(フ)第1544号

東京都稻城市平尾3丁目1番地の1 平尾住宅19棟202号
破産者 加藤 昭孝

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第4号

東京都町田市金森7丁目18番4-909号
破産者 米永 周見

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第10号

東京都小平市大沼町4丁目50番18号
破産者 當間 和彦

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第24号

東京都立川市幸町5丁目110番地の37スカイマンション203号室
破産者 宮崎 梓

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第81号

東京都八王子市並木町29番14号 LAGO西八王子310号
破産者 小林 新

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第100号

東京都西東京市北原町3丁目2番25-210号
破産者 斎藤 紫織

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第147号

東京都日野市多摩平1丁目6番地の10ディアモン・グリ103、前住所神奈川県相模原市南区南台5丁目3番8号コーポヴィーナス103
破産者 戸田 麻稀

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第154号

東京都八王子市川口町2525番地アムール川口'08 104号
破産者 渡邊 美咲(旧姓平澤)

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第157号

東京都武蔵村山市中藤5丁目67番地の10
破産者 佐藤 博史

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第159号

東京都府中市押立町2丁目38番地の13アーバンハイムB棟201
破産者 松本 光平

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第160号

東京都武蔵村山市中藤5丁目67番地の10
破産者 佐藤恵理佳

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第161号

東京都青梅市東青梅3丁目1番地の6
破産者 吉澤都美子

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第187号

東京都福生市大字福生2458番地2
破産者 我妻 栄

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第21号

神奈川県平塚市田村7丁目5番55-201号
サニーホームズC
破産者 大渡美姫子

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第46号

神奈川県小田原市上新田28番地の6 ひかりコーポ102
破産者 大槻 秀樹

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第510号

新潟市東区中山5丁目3番1号 コーポスマートA201号
破産者 大高 健悟

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第6号

新潟県燕市中央通2丁目3番12号
破産者 五百川克也

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第11号

新潟県三条市麻布5番21-1号 第2近藤アパート1号室
破産者 石田 京子

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第12号

新潟県三条市麻布5番21-1号 第2近藤アパート1号室
破産者 石田 有二

1 決定年月日 令和7年5月7日

2 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第15号
新潟県三条市須頃2丁目131番地 ライフタウンエクセルC-201
破産者 小出 和道
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第10号
富山市五艘1435番地1 市営住宅301号
破産者 中村 勝吉
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第96号
岐阜県加茂郡富加町高畑637番地3 ドーミトリート北野123号
破産者 洞戸由美子
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年(フ)第15号
静岡県焼津市東小川7丁目2番地の1 アランドール102
破産者 藤浪 裕治
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第57号
静岡県島田市阪本1730番地の15
破産者 山崎 千帆
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第63号
静岡市葵区吉津190-1 医療法人社団健正会 静岡アオイ病院、住民票上の住所静岡市葵区新伝馬3丁目23番24-9号
破産者 藤井 雅典
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第72号
静岡市清水区梅ヶ谷138番地の1 パルテール・G101号室
破産者 堀 神樂
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第88号
静岡市駿河区馬渕3丁目12番17号
破産者 市川 裕美
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第89号
静岡市清水区堂林2丁目2-16 メゾンド・K Y・堂林101号室、住民票上の住所静岡市清水区梅が岡4番1号
破産者 大鹿 允
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第31号
静岡県熱海市春日町13番25号 607
破産者 大石八千代
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第33号
静岡県沼津市五月町2番18号 メゾンアズマ207
破産者 小松 香織
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第52号
静岡県裾野市御宿423番地の2 コーポリーチA-201
破産者 計盛 桂子
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第54号
静岡県沼津市我入道秋葉町430番地の5
破産者 鈴木 秀治
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第11号
三重県伊勢市中島2丁目17番13号
破産者 松原 千鶴
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和6年(フ)第5305号
大阪市北区豊崎2丁目8番11-304号
破産者 三輪 蒼依
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第164号
大阪市淀川区西宮原1丁目7番1-710号
破産者 橋口 薫
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第178号
大阪府八尾市旭ヶ丘5丁目85番地の1 16-403号
破産者 西川 哲也
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第280号
大阪府吹田市佐竹台2丁目1番1-1118号
破産者 末永 珠恵
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第301号
大阪府大東市深野5丁目9番22号
破産者 増田 純子(旧姓谷口)
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第322号
大阪市平野区長吉長原西4丁目2番64-308号
破産者 水原 美鳩(旧姓石橋・伊藤)
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第328号
大阪市港区三先1丁目14番29-105号
破産者 油野 秀隆
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第346号
大阪府東大阪市西堤楠町3丁目5番41号 和幸PREMIUM東大阪
破産者 林貞子こと 金 貞子
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第377号
大阪市住吉区千駄2丁目2番35-707号
破産者 太江 幸子
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第378号
大阪市生野区田島1丁目11番28-505号
破産者 今村守香こと 尹 守香
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第454号
大阪市西成区橋2丁目1番7-701号
破産者 野村 彩愛
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第469号
大阪府東大阪市瓜生堂1丁目19番15号 第1ハレーハイツ 203号、前住所大阪府東大阪市花園本町2丁目2番5-107号
破産者 三浦 義廣
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第511号
大阪市生野区田島4丁目2番12号
破産者 川渕 満
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第588号
大阪府東大阪市鴻池町2丁目5番17-1001号
破産者 澄川 智
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第630号
大阪府枚方市岡山手町15番11号 212号室
破産者 川田 美里
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第654号
大阪府八尾市上之島町北1丁目35番地の2
破産者 稲田 京子
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第682号
大阪市鶴見区緑1丁目11番18-602号
破産者 渡辺美千代
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第716号
大阪府茨木市高田町10番2-116号
破産者 豊川 早苗
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第724号
大阪府東大阪市玉串町西2丁目2番21号ウエストコート102号室、住民票上の住所大阪府四條畷市大字清瀧462番地の3 ベルコリーヌ杉本201
破産者 渡壁 一樹
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第82号
兵庫県赤穂市加里屋42番地7
破産者 田中 望(旧姓山田)
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第7号
島根県大田市温泉津町温泉津口165番地
破産者 清谷 温翔
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第2号
岡山市南区芳泉2丁目1番35号 星島コーポB棟101号
破産者 亀高喜代美(旧姓福山)
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第14号
岡山市北区弓之町7番4号、旧住所広島市佐伯区海老園1丁目4番35-803号
破産者 尾原 充貴
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第31号
岡山県倉敷市児島下の町3丁目10番19号
破産者 濱戸川 敦
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第36号
岡山市東区中川町591番地12 ファミール中川B202
破産者 三村 祐司
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第39号
岡山市中区平井三丁目590番地1 C棟スワローハイム101
破産者 伊澤 直之
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第51号
岡山市南区福成1丁目7-20 ペニーレインII202、住民票上の住所岡山市南区北七区800番地
破産者 東 大介
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第58号
岡山市北区庭瀬807番地7 コーポひまわり102、旧住所岡山市南区大福646番地5
破産者 中島 晃史
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第62号
岡山市北区橋津216-10、住民票上の住所岡山市北区橋津2917番地
破産者 久世 優奈
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第6号
岡山県津市小原107-5 クリオコート小原A棟208号室、住民票上の住所高知県高知市長浜6557番地6 セレクトアホーム4号
破産者 松下 茗
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

令和7年(フ)第20号
山口県下関市彦島塩浜町2丁目13番28号
破産者 浦木 幸江(旧姓永田)
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第21号
香川県高松市元山町559番地2 クラール元山G202号
破産者 松下 紀子
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第58号
香川県高松市福岡町2丁目28番26号 アディ才21 205号
破産者 多田 浩子
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第53号
高知県高知市長浜4968番地15 橋本方、開始決定時の住所高知県高知市仁井田1871番地1
破産者 池 淳子
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和6年(フ)第400号
佐賀県鳥栖市原町941番地 ラフォーンヴィラB棟101
破産者 西山 生
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第25号
佐賀市新郷本町10番10-2号 nido t own新郷D号室
破産者 志岐 清子
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第34号
佐賀県鳥栖市儀徳町2216番地3 アンビションA202、前住所福岡県久留米市長門石3丁目5番39-202号
破産者 佐藤加津代
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第41号
佐賀市高木瀬西3丁目3番31号、前住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1791番地2 パークサイドA-203号
破産者 田代 紗那
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第48号
鹿児島市星ヶ峯4丁目32番49-45号
破産者 坂之上重則
1 決定年月日 令和7年5月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第10号
鹿児島市郡元2丁目6番7号 学生会館京幸307号、前住所京都府南丹市園部町小桜町2号29番地3 ラーニングキャッスル香B棟103号
破産者 脇田 裕
1 決定年月日 令和7年5月1日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第39号

鹿児島県日置市東市来町長里356番地33
破産者 藏菌はるみ

- 1 決定年月日 令和7年5月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第45号

鹿児島市平之町3番15号 OAK VILL
A KAGOSHIMA 5th 507号
破産者 關 雅彌

- 1 決定年月日 令和7年5月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第64号

鹿児島市谷山中央2丁目4494番地3 西ノ原
マンション201号、前住所鹿児島市谷山中央
7丁目45番10号
破産者 茂利真由美

- 1 決定年月日 令和7年5月1日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第2号

福島県いわき市小名浜字本町60番地の6 ケ
アハウス小名浜504、従前の住所福島県いわ
き市小名浜西君ヶ塚町5番地の12
破産者 大平 邦夫

- 1 決定年月日 令和7年5月2日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第85号

栃木県宇都宮市宮の内4丁目151番地17、前
住所栃木県宇都宮市錦3丁目4番6号 錦ハ
イツ103
破産者 平山 智博

- 1 決定年月日 令和7年5月2日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第103号

栃木県宇都宮市弥生1丁目7番2号
破産者 増田ひとみ

- 1 決定年月日 令和7年5月2日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第388号

千葉県成田市並木町120番地21
破産者 井上 麗

- 1 決定年月日 令和7年5月2日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第57号

神奈川県座間市栗原1261-1 ベルホーム居
宅支援センター、住民票上の住所神奈川県座
間市南栗原4丁目5番25号 レピュートさが
み野106号
破産者 後條 典子(旧姓安藤・相澤)

- 1 決定年月日 令和7年5月2日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第62号

相模原市中央区田名5810番地1
破産者 千坂 充典

- 1 決定年月日 令和7年5月2日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第75号

神奈川県座間市南栗原3丁目13番29号 エン
ジエルハイツB-203号
破産者 久木田悠里香

- 1 決定年月日 令和7年5月2日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第86号

相模原市南区麻溝台8丁目30番8号 なつみ
ハイツ205
破産者 影山 正義

- 1 決定年月日 令和7年5月2日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第87号

相模原市中央区陽光台2丁目5番10号 ピー
ナスハイツ103
破産者 星 輝雄

- 1 決定年月日 令和7年5月2日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(フ)第61号

沖縄県名護市宇茂佐の森4丁目4番地1 ソ
レイユ ショー206号
破産者 大城 歩

- 1 決定年月日 令和7年5月2日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和7年(フ)第3号

沖縄県国頭郡宜野座村字漢那2262番地の57
破産者 久田 史恵

- 1 決定年月日 令和7年5月2日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和6年(フ)第2131号

札幌市白石区北郷2条11丁目8番32号 ノル
ドバーチェD号
破産者 河上 裕

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2278号

札幌市厚別区厚別中央3条4丁目14番5号
AMS新札幌I-102号
破産者 平内 裕也

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2337号

札幌市東区北35条東12丁目1番7号 クレス
テージ北35-303号
破産者 西谷久美子(旧姓岡村)

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2381号

札幌市厚別区厚別中央4条2丁目9番17-
201号
破産者 今野 智博

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第19号

北海道石狩市花川南2条3丁目175番地
破産者 東野さやか

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第50号

北海道恵庭市恵み野北6丁目2番1 (ボ
ナル恵み野II205号)

- 破産者 朴 雄司
- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第79号

札幌市清田区真栄3条2丁目9番1-307号
破産者 榎本 直樹

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第89号

札幌市清田区平岡1条1丁目4番18-101号
破産者 金野 猛

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第90号

札幌市豊平区月寒東2条3丁目6番16-405
号
破産者 金野 清美(旧姓曾根)

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第118号

札幌市東区北34条東3丁目1番12号 PLA
ZAIN N34-202号
破産者 遠藤 幸雄

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第146号

北海道江別市上江別東町39番地の1
破産者 田荷 翼

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第172号

札幌市白石区本通3丁目南2番25-311号
破産者 草嶋登志江

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

| |
|--|
| 令和7年(フ)第184号 札幌市北区北27条西4丁目2番7-303号 破産者 須永 康太 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第192号 札幌市中央区南10条西9丁目1番8号 中村 マンション2階6号 破産者 池 信夫 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第195号 札幌市東区北23条東18丁目7番19号 アップ ルハウス5-103号 破産者 柏谷富美子 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第212号 札幌市北区篠路町上篠路110番地179 破産者 高木 一喜(旧姓齋藤・小野寺・松 田・武井) 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第225号 札幌市中央区北11条西14丁目1番45号 バル ディア桑園405号 破産者 伊藤 正美 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第230号 札幌市西区発寒3条6丁目3番1-201号 破産者 佐藤まき子(旧姓小木曾) 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第241号 北海道江別市野幌町54番地の8 たから荘 101 破産者 沖野 幸子 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |

| |
|---|
| 令和7年(フ)第264号 札幌市豊平区平岸1条1丁目5番5号 メゾン藤204号 破産者 鈴木 夏帆(旧姓千年) 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第277号 札幌市西区二十四軒4条5丁目12番8-406 号 破産者 村上 恵 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第307号 札幌市手稲区前田4条6丁目2番1-304号 破産者 本間セツ子 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第324号 札幌市西区発寒13条4丁目1番24-301号 破産者 高垣 慎子 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第19号 群馬県高崎市中尾町1283番地1 ハーモニ ー103号、前住所群馬県前橋市本町2丁目6番 13-402号 本町ヒルズ 破産者 金子源一郎 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部 |
| 令和7年(フ)第26号 群馬県高崎市新後閑町332-1 リバーブレ イス201号、住民票上の住所群馬県高崎市剣 崎町526番地4 破産者 下平 裕二 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部 |
| 令和7年(フ)第30号 群馬県高崎市和田多中町425番地13 破産者 大沼 学 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部 |

| |
|---|
| 令和7年(フ)第32号 群馬県安中市中宿2164番地2 破産者 澤田 望美 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部 |
| 令和7年(フ)第33号 群馬県富岡市宮崎682番地 破産者 入澤 智彦 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部 |
| 令和6年(フ)第740号 埼玉県越谷市大字下間久里562番地14 破産者 山田 一夫 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係 |
| 令和6年(フ)第768号 埼玉県越谷市東越谷10丁目14番地9 破産者 立澤 美咲(旧姓池之上) 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係 |
| 令和6年(フ)第783号 埼玉県越谷市大字向畑860番地7 R i v e r II 205 破産者 尾野 修一 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係 |
| 令和7年(フ)第22号 埼玉県八潮市大字二丁目236番地 サンハイ ム2号室 破産者 萩野谷宏美 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係 |
| 令和7年(フ)第49号 埼玉県草加市新里町1613番地1 J Tテラス ハウス見沼代親水公園101号 破産者 鴻上 省三 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係 |
| 令和7年(フ)第104号 埼玉県草加市新善町332番地 リキ332-108 号 破産者 錦見 千鶴(旧姓佐々木) 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係 |

| | |
|---------------------|--|
| 令和7年(フ)第114号 | 埼玉県越谷市大字大道306番地 西大袋住宅408号 破産者 鈴木 亜望 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係 |
| 令和7年(フ)第119号 | 埼玉県草加市瀬崎3丁目35番25-102号 破産者 横山 剛大 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係 |
| 令和7年(フ)第111号 | 埼玉県所沢市並木8丁目7番地2-709 破産者 小堀 忠 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部 |
| 令和7年(フ)第56号 | 埼玉県入間郡越生町大字越生698番地2 県営南団地102、前住所埼玉県入間市大字仏子401番地10 ヴィラ花井101 破産者 阿部 武也 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部 |
| 令和7年(フ)第58号 | 埼玉県富士見市鶴馬1丁目17番28-205号 破産者 m o E n a ' s こと 森 優介 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部 |
| 令和7年(フ)第92号 | 埼玉県所沢市大字神米金358番地の9 郊外マンション新所沢団地D-102 破産者 若野名月子(旧姓小川) 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部 |
| 令和7年(フ)第93号 | 埼玉県川越市川鶴1丁目8番地20、前住所埼玉県川越市藤原町24番地10(セドルハイム藤原町P A R T II 202号室) 破産者 酒本 恵子(旧姓和田) 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部 |

| | |
|----------------------|---|
| 令和7年(フ)第105号 | 埼玉県所沢市狭山ヶ丘2丁目632番地の18 コーポコサカ205 破産者 高橋 朝保 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部 |
| 令和6年(フ)第413号 | 埼玉県深谷市宿根600番地 市営宿根団地63-2-204 破産者 海老澤夏江 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部 |
| 令和7年(フ)第7号 | 埼玉県深谷市東方町1丁目15番地10 ペアシティ栗原102号 破産者 秋山 明美 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部 |
| 令和7年(フ)第12号 | 埼玉県東松山市神明町2丁目18番24号 ピアブリーゼ神明203号 破産者 鎌田 夏帆 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部 |
| 令和7年(フ)第29号 | 埼玉県東松山市御茶山町1番地3 アート東松山113号 破産者 笹原 由子 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部 |
| 令和7年(フ)第40号 | 埼玉県本庄市児玉町入浅見721番地4 コーポ泉6号 破産者 鈴木 幸子 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部 |
| 令和6年(フ)第891号 | 千葉市若葉区都賀5丁目24番21号 フローテラス都賀302号、開始決定時の住所千葉市若葉区大宮台1丁目17番36号 破産者 大渕 宏 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第1331号 | 千葉市緑区おゆみ野南4丁目35番地15 破産者 神谷 正幸 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第1797号 | 千葉市花見川区浪花町910番地1 リブリ・ブランドールN A105号 破産者 秋山 貴宏 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第100号 | 千葉県市川市本行徳27番7-204号 (グローリアス竹沢) 破産者 大宮 三佳 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第101号 | 千葉県市原市藤井2丁目181番地1 D-one omイースト102 破産者 岸川 牧(旧姓荒木) 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第102号 | 千葉県市川市高谷3丁目1番7-203号 (ペイガーデンハヤシ) 破産者 橘田 藍 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第122号 | 千葉県市川市下貝塚1丁目14番11号 (ペアヒルズA 202号) 破産者 玉木 真実 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第135号 | 千葉県市川市宮久保5丁目14番16号 (キングヒル大木101号) 破産者 相河 弘美 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第140号 | 千葉市緑区菅田町1-45-2 千葉リハビリテーションセンター 更生園、住民票上の住所千葉市中央区葛城2丁目4番2号 スカイハイツ葛城103号 破産者 山口 淳 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第146号 | 千葉県船橋市葉円台3丁目21番4-302号 破産者 田中久美子 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第156号 | 千葉県船橋市馬込西1丁目4番37号 セキモトサンハイツ102号 破産者 三木 常男 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第163号 | 千葉市花見川区作新台3丁目5番7号 アドベンチストホーム第1 102号 破産者 石川 実 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |
| 令和7年(フ)第170号 | 千葉県船橋市夏見3丁目22番15-105号 破産者 加藤真理子 1 決定年月日 令和7年5月7日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 |

令和7年(フ)第174号
 千葉県八千代市高津832番地1 高津団地3
 街区18棟304号
 破産者 島根 満
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第177号
 千葉県市原市藤井2丁目157番地 リアン203
 破産者 囲 みなら
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第180号
 千葉市緑区おゆみ野1丁目14番地7 フレンズホームおゆみ野
 破産者 佐藤 茂雄
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第188号
 千葉県市川市高谷1丁目13番7-204号(パルアネックス)
 破産者 福田 真也
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第196号
 千葉市花見川区花見川2番14棟302号
 破産者 菅原 佑輔
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第204号
 千葉県船橋市三山1丁目3番6号 サンクレスト三山207号
 破産者 新井 妙華
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第209号
 千葉県市川市相之川2丁目13番10号(第2ハイツ樹103号)、前住所千葉県市川市幸1丁目23番1号(シャトレー幸101号)
 破産者 新井富士子
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第220号
 千葉市花見川区畠町1486番地7
 破産者 川上ちひろ(旧姓上野)
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第85号
 相模原市南区東林間5丁目5番4号 マンションT.I.301
 破産者 竹内由加子
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第100号
 相模原市南区南台4丁目13番16号 和光ビル303
 破産者 藤田栄座美
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第18号
 長野市若里1丁目17番31号 イツワホームわかさとB-4、旧住所長野県千曲市大字栗佐1249番地1 カーニバルハイツ南棟202
 破産者 早川 景子
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第9号
 長野県上田市武石沖579番地2 上沖団地1号
 破産者 翠川 愛優
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 長野地方裁判所上田支部
令和7年(フ)第10号
 長野県上田市秋和755番地サンレジエ201号
 破産者 原 一恵(旧姓高津)
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 長野地方裁判所上田支部
令和6年(フ)第55号
 長野県飯田市滝の沢6471番地1(中島団地3号)
 破産者 市瀬 美智(旧姓後藤)
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 長野地方裁判所飯田支部
令和6年(フ)第67号
 長野県飯田市大瀬木1971番地1(市営住宅B-103号)
 破産者 中山美代子
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 長野地方裁判所飯田支部
令和6年(フ)第518号
 岐阜市日野北1丁目11番5号 コーポ裕寄203号、住民票上の住所長野県岡谷市10016番地59
 破産者 毛利 大
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第26号
 岐阜市宇佐2丁目12番1-809号(宇佐ハイツ1)、前住所岐阜市薮田東1丁目9番9号(美濃機工)
 破産者 久木野開成
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第56号
 岐阜県関市星ヶ丘9番13号
 破産者 小田 孝司
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第57号
 岐阜県関市星ヶ丘9番13号
 破産者 小田千恵子
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第19号
 岐阜県恵那市大井町381番地63
 破産者 本田 広幸
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年(フ)第4号
 岐阜県飛騨市古川町杉崎1256番地5
 破産者 横田 浩史
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 岐阜地方裁判所高山支部破産係
令和6年(フ)第2177号
 愛知県豊田市柿本町3丁目1番地 フリーダム32 201号、開始決定時の住所愛知県東海市大田町後田138番地の3 ハイツ久野301号
 破産者 石野 伸一
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第3057号
 名古屋市天白区八幡山1208番地 メゾン八事406号
 破産者 長谷川高子
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第253号
 名古屋市東区樟木町1丁目12番地の1 アスピラルカサ樟木202号
 破産者 田屋江里子(旧姓伊東)
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第289号
 名古屋市中村区豊国通3丁目8番地の1 コーポR&K 2C号、従前の住所名古屋市中村区鳥居西通2丁目8番地 ウェルネス305号
 破産者 内田 義秋
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第308号
 愛知県津島市埋田町1丁目46番地1
 破産者 野田 恵
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第327号
 名古屋市天白区元八事2丁目185番地 サニーサイド八事4A号
 破産者 和田 浩司
 1 決定年月日 令和7年5月7日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第328号

名古屋市港区稻永2丁目1番2-202号 みなと稻永住宅
破産者 小森園レナンこと KOMORI ZO NO RENAN RYUSKE

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第337号

名古屋市千種区霞ヶ丘2丁目7番9-203号
市営霞ヶ丘荘
破産者 福谷一弘
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第342号

名古屋市緑区有松町大字桶狭間字愛宕西23番
第69番地 グループホームカフェライフ306号、従前の住所名古屋市緑区南陵401番地
桶狭間荘11棟304号
破産者 山内開人

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第344号

名古屋市西区大野木1丁目58番地 柴田ハイツ201号
破産者 三輪利春
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第364号

愛知県春日井市牛山町2802番地5 セゾンマーヤマ201号
破産者 石川善久
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第368号

愛知県北名古屋市高田寺砂場67番地 コーポ浜103号
破産者 久保満男
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第10号

京都府福知山市字岡ノ146番地
破産者 大西輝美

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所福知山支部破産係

令和6年(フ)第1046号

大阪府富田林市錦織中1-3-3、住民票上の住所大阪府南河内郡河南町大字中740番地
破産者 松井義範

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第982号

神戸市北区西大池2丁目6番210-208号、従前の住所神戸市北区道場町日下部469番地の13F-102
破産者 井上貴之

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1064号

神戸市中央区宮本通6丁目7番6号 渡辺マンション303、従前の住所神戸市垂水区塩屋町4丁目8番22号 水之浦方
破産者 菖蒲田均

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1080号

神戸市垂水区南多聞台7丁目3番103号
破産者 小紫美津子
1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1号

神戸市北区南五葉1丁目1番30-202号、従前の住所神戸市北区北五葉7丁目1番7-305号
破産者 仲田ふみよ

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第85号

神戸市垂水区城が山1丁目7番27-302号、従前の住所大阪市西淀川区野里1丁目21番20-303号
破産者 三宅治佳

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第97号

神戸市北区鈴蘭台東町5丁目2番23号 グリーンハイツ鈴蘭100号、従前の住所大阪府堺市中区堀上町137番地8
破産者 岡田基希

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第98号

神戸市北区鈴蘭台東町5丁目2番23号 グリーンハイツ鈴蘭100号、従前の住所大阪府堺市中区堀上町137番地8
破産者 岡田志穂

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第110号

神戸市兵庫区駅南通3丁目4番25-614号
破産者 行本真合

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第718号

兵庫県西宮市松原町11番2-301号

破産者 松川暖香

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第746号

兵庫県尼崎市戸ノ内町5丁目4番7-401号
破産者 黒瀬君代

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第747号

兵庫県尼崎市戸ノ内町5丁目4番7-401号
破産者 黒瀬哲二

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第18号

兵庫県尼崎市塚口町6丁目39番地の13ユキタ
夕荘202号
破産者 伊田福作

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第20号

兵庫県尼崎市西昆陽3丁目14番3号レジデン
スT.S.202
破産者 萱原龍

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第31号

兵庫県尼崎市武庫之荘9丁目10番1-203号
破産者 奥村良長

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第32号

兵庫県西宮市西宮浜4丁目5番2-205号、前住所兵庫県西宮市西宮浜4丁目4番2-202号
破産者 吉井瑛子こと近藤瑛子

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第36号

兵庫県尼崎市七松町2丁目22番2号
破産者 嶋岡千代子

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第39号

兵庫県西宮市上大市2丁目19番20-101号
破産者 川野輝美

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第43号

兵庫県西宮市西宮浜4丁目5番3-412号
破産者 佐野律子

- 1 決定年月日 令和7年5月7日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第17号

兵庫県明石市西明石南町2丁目19番11号 プリメゾン西明石502号、前住所兵庫県明石市松の内2丁目3番地の12 A Rビル405号
破産者 阪田 雪

1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第5号

山口県岩国市平田5丁目32番3-204号(前
住所 山口県岩国市保津町2丁目4番67号)
破産者 木原 孝子

1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　山口地方裁判所岩国支部

令和6年(フ)第125号

福岡県嘉麻市上臼井710番地1 碓井昭嘉団
地114号
破産者 木村 優奈

1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第24号

長崎県佐世保市大宮町11番16号
破産者 吉川 啓次

1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第25号

長崎県佐世保市大黒町26番31号
破産者 水野 佑輔

1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第27号

長崎県佐世保市塩浸町383番地
破産者 福田 雄一

1 決定年月日 令和7年5月7日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第3号

北海道滝川市花月町2丁目7番4号
破産者 武田 憲明

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和7年(フ)第4号

北海道滝川市空知町3丁目13番1-3011号
啓南団地
破産者 押切 久浪(旧姓納田)

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和7年(フ)第14号

北海道苦小牧市光洋町2丁目4番21号
破産者 大場 千恵

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(フ)第50号

函館市高盛町37番6号
破産者 菅原 和彦

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　函館地方裁判所

令和7年(フ)第65号

北海道北斗市久根別2丁目3番7号
破産者 渡辺 隆幸

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　函館地方裁判所

令和7年(フ)第26号

釧路市昭和北3丁目4番6号
破産者 小野寺 香

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第7号

北海道河東郡鹿追町西町1丁目10番地1 も
みじ区団地7号棟1号室
破産者 村中 武俊

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　釧路地方裁判所帶広支部破産係

令和7年(フ)第11号

北海道帯広市西17条南3丁目30番15号 P u
r e L a d y 1-B
破産者 竹次 翔太

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　釧路地方裁判所帶広支部破産係

令和7年(フ)第17号

北海道帯広市西12条南34丁目1番地11 千里
館510
破産者 高橋 克典

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　釧路地方裁判所帶広支部破産係

令和6年(フ)第93号

青森県五所川原市大字湊字千鳥160番地1
ブティッシュ12号室、前住所青森県五所川
原市大字持子沢字隱川686番地1
破産者 柴谷奈雅子

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和6年(フ)第104号

青森県五所川原市大字水野尾字宮井38番地1
破産者 相馬 英雄

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和7年(フ)第10号

青森県五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣236番
地2
破産者 澤田 真紀

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和7年(フ)第13号

青森県五所川原市大字高瀬字鷹ノ爪205番地
2
破産者 吉川 芳秀

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和6年(フ)第1063号

仙台市青葉区上杉2丁目4番8-709号
破産者 本多 雄二

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第1248号

仙台市若林区沖野2丁目14番22号 シエ・ブ
ランシュ201
破産者 吉田 充

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第118号

仙台市宮城野区福室6丁目2番17号 フラ
ワーパーク花長2番館105、従前の住所仙台
市宮城野区岩切字堰下67番地の1 エスペラ
ンス102
破産者 堀 政昭

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第119号

仙台市泉区七北田字東裏111番地の2 アー
パンハウス峰111
破産者 本郷 和光

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第148号

宮城県名取市閑上中央1丁目22番地 中央第
一団地A-607号
破産者 沼田 春子

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第159号

仙台市青葉区国見1丁目16番6号 コートパ
レス国見101、従前の住所福島市渡利字小舟
62番地の23
破産者 滝口 裕也

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第161号

仙台市青葉区赤坂3丁目15番地の1
破産者 渡辺 ゆか

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第175号

仙台市青葉区旭ヶ丘1丁目43番17号 スカイ
ヒルズ台原207
破産者 佐藤 彩花

1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
　　仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第211号

宮城県多賀城市東田中2丁目5番25—105号、
従前の住所宮城県多賀城市留ヶ谷3丁目11番
1号

破産者 北山 正義

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第222号

埼玉県さいたま市浦和区本太1丁目11番17号
グレースフォルム202、開始決定時の住所仙
台市泉区泉中央3丁目5番地の4 ダイアパ
レス泉中央3丁目301

破産者 池田 由香

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第223号

埼玉県さいたま市浦和区本太1丁目11番17号
グレースフォルム202、開始決定時の住所仙
台市泉区泉中央3丁目5番地の4 ダイアパ
レス泉中央3丁目301

破産者 池田 紫

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第244号

仙台市青葉区木町6番23—102号
破産者 鹿野さと子

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1号

宮城県大崎市古川栄町21番7号
破産者 辻 雅彦

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第20号

宮城県大崎市古川鶴ヶ塚字新江北121番地1
パディーコートA棟101号
破産者 高橋 鷹

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第16号

山形県南陽市郡山1203番地の5

破産者 青木 順信

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第40号

福島県郡山市大槻町字中ノ平59番地 市営住
宅77—2—1—51

破産者 増子 健二

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第41号

福島県郡山市安積町日出山字一本松1番地の
2 ジェネスルミナス102号

破産者 佐藤 弘幸

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第43号

福島県須賀川市森宿字海道西76番地6
破産者 八木沼正人

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第46号

福島県郡山市開成6丁目352番地 開成ビ
レッヂ605号

破産者 山田 理絵

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第21号

茨城県坂東市長谷2709番地72、住民票上の住
所茨城県坂東市桐木1045番地2

破産者 飯島 健太

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第26号

茨城県結城市八千代町大字平塚4736番地8
破産者 阿久津夏奈絵

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第27号

茨城県古河市下大野2954番地9 シモオオノ
ワコーレ201

破産者 船橋 洋

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所下妻支部

令和6年(フ)第750号

栃木県鹿沼市村井町15番地10、前住所埼玉県
さいたま市見沼区大字東門前37番地3 サン
ハイツA101

破産者 早川 豊

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第44号

栃木県那須烏山市横樋508番地1、前住所栃
木県那須烏山市城東16番14号 フエリー
チエ・バルテンツア103号室

破産者 前澤 健太

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第68号

栃木県さくら市草川6番地10 ハイツニュー
ワン102号、前住所埼玉県大里郡寄居町大字
桜沢85番地 サザンクロス107

破産者 西潟 祐樹

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第87号

栃木県日光市鬼怒川温泉大原1373番地 川添
アパートA

破産者 藤井 哲哉

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第88号

栃木県日光市鬼怒川温泉大原1373番地 川添
アパートA

破産者 藤井 佳代

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第111号

栃木県宇都宮市睦町6番5号 メゾンドバル
ク211

破産者 小杉 達也

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第125号

栃木県さくら市草川50番地8 グループホー
ムオリーブ、前住所栃木県矢板市東町3019番
地5 レオパレスごよう208号

破産者 福森美津穂

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第3号

栃木県那須郡那須町大字寺子乙4422番地4
破産者 高藤ひとみ

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(フ)第6号

栃木県小山市城北2—12—14 リバティマン
ション102、住民票上の住所栃木県真岡市物
井1839番地

破産者 上野千保美

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(フ)第11号

群馬県みどり市大間々町高津戸甲436番地
破産者 森 美津子

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所桐生支部

令和7年(フ)第64号

埼玉県飯能市大字川寺200番地11
破産者 佐々木淳一

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第98号

埼玉県所沢市緑町4丁目6番9—201号
コープ竹内

破産者 庄司 典

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第104号
埼玉県所沢市東狭山ヶ丘6丁目715番地の1
ウイスティア303
破産者 小野 孝弘
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第110号
埼玉県所沢市小手指元町1丁目12番地の13
破産者 堀 和子
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第111号
埼玉県所沢市小手指南5丁目12番地の2
ペットケアビレッジ小手指南F202
破産者 平 一美
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第139号
埼玉県狭山市祇園3番11-301号
破産者 石崎 好幸
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第140号
埼玉県狭山市入間川1丁目15番29号 ジーメゾン狭山入間川303、前住所埼玉県川越市むさし野35番地1 (エクセレントハイツ103号室)
破産者 村井 麻純
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第150号
埼玉県川越市新富町1丁目6番地4 (ルネスポーツローニア203号室)
破産者 宮口 優華
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第55号
千葉市中央区花輪町46番地43 レオパレスバンピーノ花輪104号
破産者 廣澤 明美
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第71号
千葉市緑区大木戸町1200番地73 ケアハウス千寿苑
破産者 佐野 功治
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第193号
千葉市若葉区若松町975番地18 ファミール若葉101号
破産者 大崎 直年
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第260号
千葉県市川市相之川2丁目14番22-301号(f a k t 2)
破産者 泉 智与
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第411号
千葉県白井市西白井3丁目13番地41
破産者 山岸 好美
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第417号
千葉県白井市富士18番地の7 マロンハイツII201号
破産者 相澤 正広
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第425号
千葉県成田市西三里塚1番地1574 (マジョリテB101)
破産者 庄子 翔兵
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第1号
千葉県成田市猿山1318番地1 (浅香ハウス2号)、前住所東京都江戸川区平井6丁目18番19号 プエナ・ヴィスタ302
破産者 仲村 一夫
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第13号
千葉県富里市御料964番地16 (フルーツパーク富里館C102)、前住所千葉県香取市みずほ台3丁目249番地20
破産者 川嶋 拓也
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第17号
千葉県八街市八街ほ177番地58
破産者 渡部 信一
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第19号
千葉県四街道市美しが丘3丁目26番16号 (ミニクロコスモスC棟101)
破産者 長内 汐音 (旧姓海保)
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第25号
千葉県佐倉市上志津1138番地2 マインドムB102
破産者 清水 敬夫
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第187号
千葉県東金市広瀬591番地28
破産者 佐藤ジェダこと CANOY JEDAH ANN MENDOZA (カノイジェダ アン メンドーザ)
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和6年(フ)第2204号
東京都町田市木曾東2丁目11番43-502号
破産者 坂本 賢則
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第102号
東京都町田市玉川学園4丁目3番37号スタジオアカシック205
破産者 村上 静香
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第195号
東京都小金井市貫井北町5丁目27番8-107号ソネット・ウォーム
破産者 中本あづさ
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第450号
新潟市西区真砂3丁目8番32号
破産者 橋口 高司
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第451号
新潟市西区真砂3丁目8番32号
破産者 橋口 真弓
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第506号
新潟市西区浦山2丁目1番66号 サンシャイン青山A908
破産者 桑原智恵子
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第517号
新潟市西区松海が丘3丁目3番18号 レオパレスHAMANASU104号、前住所新潟市西蒲区押付560番地3
破産者 涌井美枝子
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

| | | | |
|--|--|--|---|
| 令和7年(フ)第9号 新潟市東区松島1丁目1番7号 破産者 武藤美砂子 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部 | 令和7年(フ)第3号 長野県茅野市ちの2767-2 ルメルシェ・サンレミ402、住民票上の住所長野県東筑摩郡筑北村坂北13901番地 破産者 柳澤 彩香 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所諫訪支部 | 令和7年(フ)第97号 静岡市葵区常磐町2丁目4番地の5 静岡常磐町エンブルコート405号、旧住所静岡県島田市本通1丁目4683番地の1 破産者 星野 菜那 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第25号 愛知県稲沢市小池2丁目17番3-401号、前住所名古屋市瑞穂区市丘町1丁目51番地 ハイツエルム405号 破産者 加藤 未夢 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所一宮支部 |
| 令和7年(フ)第44号 新潟市西区小針7丁目6番13号 サンシティ一小針201号、前住所新潟市西区小針7丁目6番13号 サンシティ一小針101号 破産者 水落裕次郎 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部 | 令和6年(フ)第703号 静岡市清水区長崎新田403番地の6 破産者 宮本 幸子 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第5号 静岡県伊東市玖須美元和田730番地の142 ビレッジハウス玖須美1-301号、前住所静岡県伊東市吉田36番地の1 K桜ガーデン205号 破産者 中村 甫 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第34号 愛知県一宮市大和町於保字北口36番地1 ブルーハイム田島202号 破産者 石原 啓二 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所一宮支部 |
| 令和7年(フ)第53号 新潟市西区五十嵐3の町中6番17号 ハイツ日本海106号 破産者 古俣 寛行 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部 | 令和7年(フ)第44号 静岡市駿河区鎌田573番地の8 グレースヴィラⅠ 305、旧住所静岡市駿河区丸子1丁目3番27号 ブリムローズC 102 破産者 長島 瞳能(旧姓松浦) 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第40号 静岡県駿東郡長泉町竹原317番地の4 喜帰楽1号棟、前住所長崎県西彼杵郡時津町野田郷472番地1 セジュール小野田202号 破産者 綾部 俊輔 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 | 令和6年(フ)第247号 三重県津市河芸町東千里247番地1 ザ・レジデンス河芸205 破産者 彫志誠こと 志村 誠信 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所破産係 |
| 令和7年(フ)第18号 富山県高岡市放生津62番地4 スワンマンション107号、前住所福井県小浜市千種1丁目12番26号 メゾン千種302 破産者 作田 義宣 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部 | 令和7年(フ)第45号 静岡市駿河区鎌田573番地の8 グレースヴィラⅠ 305、旧住所静岡市駿河区丸子1丁目3番27号 ブリムローズC 102 破産者 長島 有里 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第4号 静岡県沼津市大岡1404番地 レジデンス西山B102 破産者 大石 隆子 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 | 令和6年(フ)第279号 三重県津市野田21番地323 破産者 コウノ直販こと 河野 守彦 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所破産係 |
| 令和7年(フ)第24号 富山県高岡市二塚843番地 破産者 沙魚川 隼 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部 | 令和7年(フ)第48号 静岡県藤枝市前島3丁目12番14号 グリーンサイトA棟201号 破産者 照井 敦 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第47号 静岡県沼津市大岡2449番地の3 大岡駅前ハイツ102号 破産者 花澤 幸雄 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 | 令和7年(フ)第6号 京都府舞鶴市宇森247番地87 破産者 泊 政美 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所舞鶴支部破産係 |
| 令和7年(フ)第13号 金沢市三社町7番8号 GEN B号、従前の住所千葉県市川市妙典6丁目12番22-105号 破産者 金子 周平 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部 | 令和7年(フ)第81号 静岡県島田市南2丁目2番13号 BSマンションα 405号室 破産者 中村 正紀 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第66号 静岡県沼津市大岡2449番地の3 大岡駅前ハイツ102号 破産者 池田 知絵(旧姓松浦) 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 | 令和7年(フ)第26号 鳥取県鳥取市今町2丁目286番地 モータウンマンション201号、旧住所鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万117番地19 破産者 飯山 知奈 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事部 |
| 令和7年(フ)第27号 鳥取県鳥取市丸山町200番地28、旧住所鳥取県鳥取市国府町町屋385番地1 カルチャータウン万葉101号 破産者 飯山 知奈 1 決定年月日 令和7年5月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事部 | | | |

令和6年(フ)第50号

鳥取県倉吉市生田860番地

破産者 水川 翔太

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所倉吉支部

令和6年(フ)第98号

島根県出雲市東福町409番地1

破産者 釜屋 芙美花

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第2号

島根県出雲市平野町539番地1 ルボゼB-202、前住所広島県東広島市寺家駅前20番20号イーストヒルズD102号

破産者 本田 真依

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第10号

島根県出雲市大津町463番地1、前住所島根県出雲市湖陵町大池2036番地1

破産者 平野 哲也

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第11号

島根県出雲市斐川町福富168番地1 市営久木西住宅10

破産者 黒田 和雄

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第13号

島根県出雲市平田町7638番地

破産者 大坪 亮

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

松江地方裁判所出雲支部

令和7年(フ)第2号

島根県鹿足郡吉賀町白谷612番地

破産者 斎藤 清香

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

松江地方裁判所益田支部

令和6年(フ)第406号

岡山県倉敷市茶屋町1864番地12

破産者 藤原 結実

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第7号

岡山県倉敷市福田町古新田765番地6 ラ・ファミーユ202

破産者 山口昇二こと 裏 昇二

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第8号

岡山県倉敷市福田町古新田765番地6 ラ・ファミーユ202

破産者 山口仁美こと 河 仁美

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第22号

岡山県倉敷市福田町古新田365番地12 201

破産者 長瀬 友行

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第29号

岡山県総社市三輪1230番地4

破産者 松平 和美

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第45号

岡山県倉敷市東富井424-3 プレジール村央203号室片岡裕貴方、住民票上の住所岡山県倉敷市広江7丁目7番12-3号

破産者 森田 舞子

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第64号

岡山県浅口郡里庄町大字里見5195番地1 プラシードS101

破産者 瀧山 由美

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和6年(フ)第345号

徳島県板野郡藍住町住吉字藤ノ木79番地11

レインボーハイツ 201号

破産者 宮川 悟

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第21号

徳島県徳島市加茂名町庄山55番地の2 コーポ清和205

破産者 井若江身子

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第22号

徳島県吉野川市川島町川島210番地

破産者 金崎 博

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第23号

徳島県板野郡松茂町笛木野字八上63番地 工スチュアリー64 402号室

破産者 河野 直之

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第25号

徳島県徳島市八万町大坪262番地の9

破産者 神野 利晃

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第32号

徳島県板野郡板野町吹田字奥宮118番地 吹田団地2-2-1

破産者 富永 修司

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第49号

香川県高松市上福岡町668番地1 テールフェルティルI 201

破産者 多田 志穂

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第315号

高知市長浜1502番地2 ヴィラシャルマンII-103号、旧住所高知市みづき2丁目3101番地、(旧住所)大阪府堺市南区桃山台2丁8番7-811号

破産者 河野 潤(旧名:菜実)

令和7年(フ)第54号

香川県東かがわ市帰来659番地1

破産者 伊藤 展子

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第6号

香川県三豊市仁尾町仁尾丁185番地

破産者 松山 悠太

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所観音寺支部

令和7年(フ)第7号

香川県三豊市詫間町詫間6827番地5 西野団地D-131号

破産者 大西 久美

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所観音寺支部

令和6年(フ)第344号

愛媛県松山市東石井1丁目3番30号

破産者 石川 誠

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第10号

愛媛県松山市堀江町甲1409番地1 松山グランドハイツ217号

破産者 土田 湧太

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第315号

高知市長浜1502番地2 ヴィラシャルマン

II-103号、旧住所高知市みづき2丁目3101

番地、(旧住所)大阪府堺市南区桃山台2丁8

番7-811号

破産者 河野 潤(旧名:菜実)

1 決定年月日 令和7年5月8日

2 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所破産係

令和6年（フ）第320号
高知県南国市立田632番地8 アメーヌセゾン102号
破産者 筒井 孝広
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和7年（フ）第5号
高知市神田73番地 北村第一マンション105号
破産者 織田 武志
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和7年（フ）第11号
高知市追手筋1丁目9番25—1403号
破産者 國澤 明輝
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和7年（フ）第67号
宮崎市大塚台西1丁目39番地1 県営住宅201棟30号
破産者 角田 雲飛
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年（フ）第9号
宮崎県都城市大王町63号5番地2
破産者 下京 明美
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和7年（フ）第18号
鹿児島県姶良市加治木町諷訪町57番地 諷訪アパート103号、前住所鹿児島市小松原2丁目17番21号 ワイズビルドイルブン407号
破産者 溝口 正代
1 決定年月日 令和7年5月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年（再イ）第8号
千葉県木更津市貝渕1丁目6番25号
再生債務者 内藤 峰和
1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月25日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年（再イ）第11号

岐阜県本巣市文殊115番地90
 再生債務者 中村 宏泰

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月18日まで

岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第13号

岐阜市早田東町2丁目23番地
 再生債務者 関谷ひと美

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月18日まで

岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第2号

岐阜県恵那市飯地町28番地1 スカイヒルズ
 I J—I C号室
 再生債務者 今井 将

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月25日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年（再イ）第89号

愛知県小牧市大字久保一色3327番地5 アレイズ201号
 再生債務者 森 英宏

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月11日まで

令和7年(再イ)第106号
愛知県春日井市花長町2丁目27番地11
再生債務者 水野 仁史
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月11日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第26号
愛知県稲沢市稲沢町北山2丁目11番地 トーエネック稲沢寮
再生債務者 渡邊 聖仁
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月11日まで
 名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第5号
兵庫県尼崎市汐町54番地ヴィラ汐町A205
再生債務者 林 拓也
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月18日まで
 神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第27号
兵庫県尼崎市水堂町2丁目13番12号
再生債務者 門脇 一成
 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年5月28日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年6月4日から令和7年6月18日まで
 神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第15号
岡山県倉敷市福田町古新田120番地18 アビラ 103号室
再生債務者 斎藤 彰太

1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月23日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年（再イ）第1号
 愛媛県今治市石井町1丁目7番19号 エトワールしゅりⅡ203号
 再生債務者 宮宅 彰一
 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前11時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年6月5日から令和7年6月12日まで

松山地方裁判所今治支部

令和7年（再イ）第11号
 鹿児島県姶良市加治木町木田3998番地8
 再生債務者 片平 英仁
 1 決定年月日時 令和7年5月1日午後3時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年5月29日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月19日まで

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和7年（再イ）第110号
 東京都江戸川区東小岩4-12-10-301
 再生債務者 西澤 一哉
 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年5月30日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令和7年7月4日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第10号
 沖縄県島尻郡南風原町字新川48番地2
 再生債務者 德山 辰彦
 1 決定年月日時 令和7年5月2日午後5時
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 3 再生債権の届出期間 令和7年5月30日まで
 4 一般異議申述期間 令和7年6月13日から令和7年6月20日まで

令和7年(再イ)第14号

宮城県岩沼市土ヶ崎3丁目9番13-105号

再生債務者 高橋 清之

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年7月2日まで
- 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第11号

群馬県高崎市下佐野町558番地2

再生債務者 木許 智樹

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前10時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年7月2日まで
- 前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(再イ)第37号

埼玉県行田市大字谷郷483番地3

再生債務者 小林 道

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年7月9日まで
- さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第153号

東京都昭島市美堀町4-13-17-233

再生債務者 横塚 将輝

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年7月9日まで
- 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第164号

東京都江東区東砂8-6-2-506

再生債務者 大古 浩一

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年7月9日まで

令和7年(再イ)第171号

東京都目黒区五本木3-25-25-210

再生債務者 木志根寛子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年7月9日まで
- 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第174号

東京都文京区千駄木2-34-5-704

再生債務者 山田 洋久

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年7月9日まで
- 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第1号

長野県下伊那郡松川町上片桐2627番地52

再生債務者 松田 勝路

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後5時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年7月2日まで
- 長野地方裁判所飯田支部

令和7年(再イ)第25号

大阪府箕面市桜5丁目1番7号

再生債務者 さくら美容室チエリーブロッサムこと 阿式 桂子

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年6月25日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第65号

大阪府摂津市千里丘東4丁目11番25-305号 リラクシア千里

再生債務者 川合 隼平

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月25日まで
- 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第2号

兵庫県南あわじ市広田広田683番地18

再生債務者 森岡 寛幸

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後4時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月18日まで
- 神戸地方裁判所洲本土支所破産再生係

令和6年(再イ)第33号

奈良市中登美ヶ丘6丁目13番1-211号

再生債務者 工藤 信男

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月12日から令和7年6月26日まで
- 奈良地方裁判所

令和7年(再イ)第12号

徳島県徳島市名東町2丁目140番地の6

再生債務者 稲井 隆幸

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後3時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年6月25日まで
- 徳島地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第5号

福岡県行橋市大字上検地52番地29

再生債務者 中 勇人

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午前11時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月3日まで
- 山形地方裁判所米沢支所

- 3 再生債務の届出期間 令和7年6月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月11日から令和7年6月18日まで
- 福岡地方裁判所行橋支所再生係

令和7年(再イ)第16号

大分市上野丘西8番8号 荒巻ビル201

再生債務者 辻本 健二

- 1 決定年月日時 令和7年5月7日午後1時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月4日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月18日から令和7年7月9日まで
- 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第16号

北海道旭川市末広東2条1丁目8番15号 ルミエールメゾン幸102号

再生債務者 西崎 千夏

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年6月26日まで
- 旭川地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第5号

青森県弘前市大字松原西3丁目9番地6

再生債務者 安倍 健

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月3日まで
- 青森地方裁判所弘前支部

令和7年(再イ)第9号

山形県米沢市下花沢3丁目3番44号 コーポ弓町C-2号室

再生債務者 今野 幸子

- 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時
 - 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
 - 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで
 - 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月3日まで
- 山形地方裁判所米沢支所

| | | |
|--|--|---|
| 令和7年（再イ）第3号 山形県鶴岡市鼠ヶ関乙76番地6 再生債務者 富塙 武志 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月3日まで 山形地方裁判所鶴岡支部 | 令和6年（再イ）第374号 東京都武蔵村山市岸2-18-28 再生債務者 北田 謙平 1 決議に付する再生計画案 令和6年12月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月26日まで 令和7年5月7日 東京地方裁判所民事第20部 | 令和6年（再イ）第40号 神奈川県座間市西栗原2丁目13番5-2号 再生債務者 藤井 和也 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月28日まで 令和7年5月7日 横浜地方裁判所相模原支部 |
| 令和7年（再イ）第32号 東京都東久留米市下里2丁目10番5号 再生債務者 高橋 竜太 1 決定年月日時 令和7年5月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月10日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 | 令和6年（再イ）第473号 東京都八王子市別所1-44 2-1101 再生債務者 近藤 正幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月20日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月26日まで 令和7年5月7日 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年（再イ）第1号 長野市川中島町御厨807番地7 再生債務者 青木 英司 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月28日まで 令和7年5月7日 長野地方裁判所民事部再生係 |
| 令和7年（再イ）第1号 新潟県燕市灰方346番地6 再生債務者 田邊 剛 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月10日まで 新潟地方裁判所三条支部 | 令和6年（再イ）第489号 東京都葛飾区東新小岩4-22-3-102 再生債務者 吉原 正栄 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月26日まで 令和7年5月7日 東京地方裁判所民事第20部 | 令和6年（再イ）第242号 愛知県大府市共和町1丁目4番地の11 再生債務者 滝川 寿恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月28日まで 令和7年5月7日 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年（再イ）第3号 新潟県三条市直江町3丁目11番21-4号 フォーブル直江102号室 再生債務者 小野 智子 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月5日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月19日から令和7年7月10日まで 新潟地方裁判所三条支部 | 令和6年（再イ）第147号 仙台市若林区伊在1丁目3番地の23 エスペラנס102 再生債務者 櫻田 研自 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月28日まで 令和7年5月7日 仙台地方裁判所第4民事部 | 令和6年（再イ）第299号 愛知県知多郡阿久比町大字草木字万場1番地2 再生債務者 三反 将樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月28日まで 令和7年5月7日 名古屋地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年（再イ）第6号 富山県高岡市伏木本町12番13-204号 ヴィラかたかごI 再生債務者 今多 早人（旧姓平澤） 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 | 令和7年（再イ）第13号 川崎市中原区木月2丁目9番7-305号 第2テーオーレジデンス 再生債務者 平良 一樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月28日まで 令和7年5月7日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 | 令和6年（再イ）第7号 岩手県陸前高田市高田町字太田103番地 再生債務者 多田 繁喜 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月29日まで 令和7年5月8日 盛岡地方裁判所一関支部 |
| | 小規模個人再生による書面決議に付する決定 | |
| 令和6年（再イ）第547号 東京都江戸川区松島2-31-3 再生債務者 浅野佐多子（旧姓岸） 1 決議に付する再生計画案 令和4年4月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月23日まで 令和7年5月2日 東京地方裁判所民事第20部 | | |

令和7年(再イ)第1号
 山形県東置賜郡高畠町大字高畠2442番地の1
 フラワーガーデン高畠201(前住所)山形県
 東置賜郡高畠町大字高畠901番地
 再生債務者 佐藤 純介
 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
 29日まで
 令和7年5月8日 山形地方裁判所米沢支部
令和7年(再イ)第4号
 富山県砺波市深江1丁目119番地2
 再生債務者 NKP富山こと 小松 義孝
 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
 29日まで
 令和7年5月8日 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(再イ)第1号
 福岡県八女市前古賀70番地1
 再生債務者 平川 和義
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月19日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
 29日まで
 令和7年5月8日
 福岡地方裁判所八女支部個人再生係
令和7年(再イ)第2号
 福岡県八女市前古賀70番地1
 再生債務者 平川 栄子
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月19日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月
 29日まで
 令和7年5月8日
 福岡地方裁判所八女支部個人再生係
令和6年(再イ)第23号
 北海道帯広市東3条南20丁目16番地3K-H
 320C号室、開始決定時の住所北海道帯広市
 東4条南19丁目8番地4オリエント20E4-a
 b
 再生債務者 那須 大輝
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 2日まで
 令和7年5月8日
 釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和6年(再イ)第44号
 群馬県安中市高別当822番地3
 再生債務者 中島 明治
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 4日まで
 令和7年5月7日 前橋地方裁判所高崎支部
令和6年(再イ)第47号
 群馬県高崎市新町703番地6
 再生債務者 伊藤美江子
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月21日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 4日まで
 令和7年5月7日 前橋地方裁判所高崎支部
令和6年(再イ)第117号
 埼玉県所沢市緑町1丁目5番5-401号
 再生債務者 大堀 瑛美
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月26日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 4日まで
 令和7年5月7日 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(再イ)第7号
 埼玉県ふじみ野市市沢3丁目1番A-409号
 再生債務者 神木 基樹
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 4日まで
 令和7年5月7日
 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再イ)第4号
 埼玉県天理市長柄町406番地1
 再生債務者 引田 一吉
 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 4日まで
 令和7年5月7日
 さいたま地方裁判所川越支部
令和6年(再イ)第456号
 大阪府寝屋川市高宮あさひ丘51番37号
 再生債務者 喜久山朝之
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 4日まで
 令和7年5月7日
 さいたま地方裁判所川越支部
令和6年(再イ)第3号
 島根県邑智郡邑南町中野3702番地27
 再生債務者 熊山 啓司
 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 4日まで
 令和7年5月7日 松江地方裁判所浜田支部
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第11号
 大阪府高槻市北大樋町47番28号
 再生債務者 伊賀 紀幸
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 4日まで
 令和7年5月7日
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第40号
 大阪府吹田市春日2丁目6番2-714号(居所
 東京都千代田区神田司町2-21-3 ガラ・ステージ神田小川町503)
 再生債務者 福原 裕一
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 4日まで
 令和7年5月7日
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第105号
 大阪府寝屋川市東大利町16番5-6号
 再生債務者 岩本 和久
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 4日まで
 令和7年5月7日
 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第106号
 埼玉県川越市大字今福884番地13
 再生債務者 大塚 悠太
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 5日まで
 令和7年5月8日
 さいたま地方裁判所川越支部
令和6年(再イ)第31号
 群馬県太田市大原町2419番地18 ハイツフレンド太田VII-105号(前住所)群馬県伊勢崎市境保泉1914番地6 リバータウン広瀬
 再生債務者 和佐田仁美
 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月11日
 付け再生計画案
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月
 9日まで
 令和7年5月8日 前橋地方裁判所太田支部

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 大阪弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士
氏名 甚野 貴史
登録番号 46654
事務所 大阪府大阪市中央区今橋1-7-19 北浜ビルディング13階 明進総合法律事務所
- 3 処分の内容 業務停止3月
- 4 処分が効力を生じた年月日
令和7年4月28日
令和7年4月30日 日本弁護士連合会

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 第一東京弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士
氏名 服部 保裕
登録番号 47715
事務所 東京都中央区新富2-10-3 5階 服部総合法律事務所
- 3 処分の内容 業務停止2月
- 4 処分が効力を生じた年月日
令和7年5月2日
令和7年5月7日 日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により次の免許状は失効した。

令和7年5月21日 京都府教育委員会

- 1 失効した免許状の氏名、本籍地、失効年月日、種類、番号、授与年月日、授与権者
大野 淳之、京都府、令和7年2月7日
(1) 中学校教諭一種免許状（理科）、平4中1種第445号、平成5年3月31日、群馬県教育委員会
(2) 高等学校教諭一種免許状（理科）、平4高1種第563号、平成5年3月31日、群馬県教育委員会
(3) 小学校教諭二種免許状、平13小2め第99号、平成14年3月31日、京都府教育委員会

2 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳位、女性、身長151センチ、体格中肉、髪15センチの黒髪
上記の者は、令和7年4月4日午前3時31分、東京都新宿区百人町4丁目8番百人町4丁目アパート8号棟敷地内にて死亡しているのを発見されました。

遺体は、火葬に付し遺骨を保管しています。心当たりのある方は、新宿区福祉部生活福祉課まで申し出てください。

令和7年5月21日

東京都 新宿区長 吉住 健一

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・人相不詳、身長約165cm、体格中肉、膀胱肥大、年齢40~60歳、性別男性、着衣は白色ジャンパー、茶色ジャンパー、茶色長袖トレーナー、灰色ジャージズボン、茶色長ズボン、黒色タイツ、所持品は黒色ショルダーバッグ、8kgの緑色鉄アレイ2個

上記の者は、令和6年12月24日の午前7時21分愛知県海部郡大治町大字八ツ屋字前山地内の新大正橋下庄内川右岸河川敷にて発見されたもので、死因は胸部大動脈損傷、死亡年月日は上記同日。遺体は保管しております。心当たりの方は、当町民生課まで申し出てください。

令和7年5月21日

愛知県 大治町長 村上 昌生

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、50歳以上の男性、身長165cm程度、着衣なし、所持品小銭入れ（青色）1個、現金2,264円、ファイル2冊、紙片数枚

上記の者は、令和7年3月3日午前11時00分頃に兵庫県淡路市松帆本四高速上り17.8キロポスト付近西側山中で発見されました。死亡日時は平成23年頃（推定）。身元不明者として火葬し、遺骨を保管していますので、心当たりのある方は、当市健康福祉部地域福祉課まで申し出てください。

令和7年5月21日

兵庫県 淡路市長 戸田 敦大

無縁墳墓等改葬公告

玉来吉田線街路改良工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和7年5月21日 大分県

1 墓地等所在地 大分県竹田市大字吉田字横枕334番地1

1 墓地等の名称 不詳

1 死亡者の本籍及び氏名 本籍全て不詳、後藤久、玩某院松二伯叟風居士、後藤、後藤英雄、後藤カス、後藤道太

1 改葬を行おうとする者 大分県竹田市大字竹田字山手1501-2 大分県竹田土木事務所長栗林 克成

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和7年5月21日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和7年5月21日

札幌市北区新川二条四丁目九番10号

アート・コハフルックス合同会社

清算人 小玉 英樹

解散公告

当社は、令和7年4月21日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和7年5月21日

北海道帯広市清流西二丁目三番1号

有限会社五十川ボテ

清算人 五十川昭吉

解散公告

当社は、令和7年5月7日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和7年5月21日

札幌市白石区平和通二丁目北八番113号

株式会社空戸工務店

代表清算人 空戸 伸哉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和7年5月21日

埼玉県入間市東町四丁目一番八号ベスト

入間一〇一

カ洛株式会社

代表清算人 林 繼煌

解散公告

当社は、令和7年4月21日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和7年5月21日

千葉市花見川区横戸町一五番地114

有限会社志田工務店

清算人 志田 博雄

解散公告

当法人は、令和7年4月21日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算かなら除斥します。

令和7年5月21日

千葉県印西市松崎五七番地五

特定非営利活動法人ウエストビル

清算人 西村 信

解散公告

当社は、令和七年一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日
千葉県市原市町三一九番一号

有限公司大繕工務店
清算人 倉持 善充

解散公告

当社は、令和六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日
千葉県富里市御料一〇九番地一六

株式会社クニオプランニング
代表清算人 溝田 邦夫

解散公告

当社は、令和七年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日
千葉県富里市御料一〇九番地一六

有限公司セイワ・コンピューター
清算人 星野恭一郎

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日
東京都千代田区鍛冶町一丁目三番九号

一般社団法人神田をワインの街にしよう
の会 代表清算人 稲村 博

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日
東京都千代田区九段南一丁目五番六号りそな九段ビル五F 株式会社 Revolte

代表清算人 池村 幸江
清算人 太田 義春

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日
東京都渋谷区代々木一丁目五七番一号

株式会社パチンコビスタ
代表清算人 吉田 豊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日
東京都港区西新橋二丁目一九番四号喜助西

新橋ビル三階 一般社団法人フェニックス国際税務研究所
代表清算人 上原 重典

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日
東京都港区西新橋二丁目一九番四号喜助西

新橋ビル三階 一般社団法人フェニックス国際税務研究所
代表清算人 上原 重典

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の

決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十一日

東京都大田区萩中一丁目二番二五号

株式会社関東工機テクノ
代表清算人 佐藤 和子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を

有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十一日

東京都荒川区西尾久七一九一六ベルメゾンヤスダ一〇三号室

株式会社エルプレックス株式会社
代表清算人 彭 茜 馨

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の

決議により解散いたしましたので、当社に債権を

有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十一日

東京都荒川区西尾久七一九一六ベルメゾンヤスダ一〇三号室

株式会社エルプレックス株式会社
代表清算人 彭 茜 馨

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の

決議により解散いたしましたので、当社に債権を

有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十一日

東京都江東区木場六丁目七番一六号

新益物産株式会社
代表清算人 福永 健次

解散公告

当組合は、令和七年四月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

静岡県菊川市赤土三二八一番地の一

赤土原茶農業協同組合
代表清算人 植田 一弘

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

名古屋市中川区尾頭橋一丁目一番三五号
シティーコーポ尾頭橋四号棟七〇三号

株式会社昆虫王国
代表清算人 下里 浩章

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

三重県桑名市福地二五二番地一
有限公司社丹和設備
清算人 丹羽 康之

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

京都市左京区下鴨宮崎町一一九一一

代表清算人 室橋麻里子（福井麻里子）
Trevist a 株式会社

解散公告

当社は、令和七年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

大阪府守口市西郷通二丁目三番二号

株式会社 OKE
代表清算人 小田 智史

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

大阪府八尾市竹渕三丁目一五五番地

株式会社川上製作所
代表清算人 岡本由美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

大阪市浪速区日本橋東一丁目八番三号一階
株式会社 SSI
代表清算人 曾 溪任

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

兵庫県洲本市塩屋二丁目一番五七号

有限会社仁科商事
清算人 仁科有一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

大阪府寝屋川市池田一丁目五番九号

合同会社横山ロードクリーンサービス
清算人 横山 維子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

大阪市寝屋川市玉島長尾二三四番地の二
有限会社花美工房
清算人 難波 貞敏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

兵庫県洲本市塩屋二丁目一番五七号

一般社団法人洲本福祉朋和会
代表清算人 木田 京志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

岡山県倉敷市玉島長尾二三四番地の二
有限会社花美工房
清算人 難波 貞敏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

神戸市灘区楠丘町六丁目五番一六号
有限会社ケートアンドワイ
清算人 馬場敬太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

神戸市灘区六甲町四丁目一番八号

株式会社ナダ水道設備
代表清算人 岡村 敏彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

広島県尾道市土堂二丁目八番一一号
株式会社小林呉服店
代表清算人 小林 瞳郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

広島市中区袋町八番一〇号

有限会社スター・リフオーム
清算人 向田喜代子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

広島市中区袋町八番一〇号
清算人 向田喜代子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

広島県安芸郡海田町南大正町五番三一一号

有限会社サイン工房

清算人 大坪 敦範

解散公告

当社は、令和7年4月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

徳島市寺島本町東二丁目一八番地一

有限会社芳乃館

清算人 木下 圭介

解散公告

当社は、令和7年4月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

香川県高松市香川町大野七九八番地四

株式会社宮西土建

代表清算人 宮西 千夏

解散公告

当社は、令和7年5月2日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

高知県須崎市安和六五〇番地三

有限会社ナーダ

清算人 松本 聖良

解散公告

当社は、令和7年4月三十日会社法第三一九条第一項に基づく議決権行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

福岡県春日市小倉五丁目一七番地一

ケイオーコーポレーション有限公司

清算人 大坪 克守

解散公告

当社は、令和7年4月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

熊本市中央区水前寺一丁目二一番四七号

合同会社M o e g i

清算人 東 秀優

解散公告

当法人は、令和7年4月三十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

宮崎市大塚町八一〇一四STM-1ビル一〇一号

特定非営利活動法人自立就労支援機構未来

清算人 山口 和子

解散公告

当社は、令和7年3月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

香川県高松市香川町大野七九八番地四

株式会社宮西土建

代表清算人 宮西 千夏

解散公告

当社は、令和7年3月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

鹿児島県熊毛郡屋久島町平内二五八番地二四

株式会社TransformTravel

代表清算人 須藤 茂

解散公告

当社は、令和7年3月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

鹿児島市城西一丁目二四番八号

有限会社保崎労務管理センター

清算人 保崎 賢

解散公告

当法人は、令和7年4月三十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

宮崎市大塚町八一〇一四STM-1ビル一

特定非営利活動法人自立就労支援機構未来

清算人 山口 和子

解散公告

当社は、令和7年3月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

香川県高松市香川町大野七九八番地四

株式会社宮西土建

代表清算人 宮西 千夏

解散公告(第一回)

当法人は、令和7年3月二十六日佐賀地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

佐賀県鳥栖市大字牛原一〇五五番地の八

宗教法人壽延教会

代表清算人 尾関 大雅

解散公告

当社は、令和7年2月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

佐賀県鳥栖市本通町一丁目八一三番地一三

小豆郡土庄町土地改良区

代表清算人 森 正俊

解散公告(第二回)

当土地改良区は、令和7年三月二十七日、香川県知事に認可を受け解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和7年5月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

香川県小豆郡土庄町淵崎甲一四〇〇番地二

小豆郡土庄町土地改良区

代表清算人 森 正俊

解散公告(第二回)

当法人は、令和7年三月二十一日沖縄県知事の認可を受け解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和7年5月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

沖縄県島尻郡南風原町字喜屋武二六番地

株式会社ジー・テックオキナワ

代表清算人 大城 哲三

解散公告(第三回)

当組合は、令和7年4月二十六日開催の定期総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和7年5月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

沖縄県宜野湾市喜友名一丁目一二番二〇号

学校法人シオン学園

代表清算人 関根 路代

解散公告(第三回)

当組合は、令和7年4月二十六日開催の定期総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和7年5月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月21日

山梨県北杜市武川町山高一四三六一四

農事組合法人むかわ俱楽部

代表清算人 鈴木八州夫

解散公告(第三回)

当法人は、令和六年七月三十一日開催の社員総会の決議並びに宮崎県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十一日

宮崎県都城市都原町一四番地五

医療法人社団敬頼会

清算人 瀬ノ口 賴久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県黒石市野添町六番地、最後の住所

青森県黒石市野添町八番地

被相続人 死 福士 浩悦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年五月二十一日

青森県弘前市大字駄前二丁目二番地一バ

本籍岩手県久慈市十八日町二丁目一五番地、

最後の住所岩手県久慈市天神堂第三四地割三

七番地七三

被相続人 死 中野 静児

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年五月二十一日

岩手県二戸市福岡字上町一一番地 福新ス

トア一階 橋本剛 法律事務所

相続財産清算人 弁護士 橋本 剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県大崎市岩出山字上川原町二四番地

四、最後の住所仙台市青葉区春日町八番五一

四〇三号

被相続人 死 牛坂 利武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市春日町三番八号春日町ファイ

ンビル四〇三一B 堀井実千生法律事務所

相続財産清算人 弁護士 堀井実千生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市常磐関船町三丁目三番地

五、最後の住所福島県いわき市常磐関船町三

丁目三番地の五 被相続人 死 板垣 政俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市泉町一三〇一一番地一〇、最

後の住所群馬県太田市泉町一三〇一一番地一〇

相続財産清算人 弁護士 青木 正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市泉町一三〇一一番地一〇、最

後の住所群馬県太田市泉町一三〇一一番地一〇

被相続人 死 福田 勤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市泉町一三〇一一番地一〇、最

後の住所群馬県太田市泉町一三〇一一番地一〇

被相続人 死 千葉 壽男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市泉町一三〇一一番地一〇、最

後の住所群馬県太田市泉町一三〇一一番地一〇

被相続人 死 中茎 さく

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県結城郡八千代町大字水口四〇八番

地、最後の住所東京都大田区西蒲田七丁目五

○番二一八〇八号西蒲田口イヤルハイツ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市城西四丁目六〇九一番地、

一階 弁護士法人山本総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市城西四丁目六〇九一番地、

一階 弁護士法人ひまわり法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市明神町二丁目二七番

六号文秀ビル五階 弁護士法人ひまわり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市明神町二丁目二七番

内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十一日

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和7年5月21日

記

[掲載順序]

- ①商号 ②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲） ③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号） ④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ⑤主たる営業所の名称及び所在地 ⑥旅行業の登録年月日 ⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合） ⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合） ⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）
- ⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）
- ⑪申出書提出先 ⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

*冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B ①日本錦富株式会社 ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-7958号 ④日本錦富株式会社 東京都新宿区西新宿五丁目5-1ザ・パークハウス西新宿60-5107 代表取締役 林美芳 ⑤日本錦富旅行社 東京都新宿区西新宿五丁目5-1ザ・パークハウス西新宿60-5107 ⑥令和2年4月2日 ⑧令和7年4月2日 ⑩300万円 ⑪東京都知事 ⑫東京都千代田区麹町3-2-13THE千代田麹町TOWER1602 日本錦富株式会社 代表取締役 黄錦良

B ①博美株式会社（博美トラベル） ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-7097号 ④博美株式会社 東京都豊島区南池袋三丁目13番7号ビジネスヴィップ池袋702号室 代表取締役 庄玉博 ⑤本社営業所 東京都豊島区南池袋三丁目13番7号ビジネスヴィップ池袋702号室 ⑥平成28年2月4日 ⑧令和3年2月4日 ⑩300万円 ⑪東京都知事 ⑫東京都豊島区南池袋三丁目13番7号ビジネスヴィップ池袋702号室 博美株式会社 代表取締役 庄玉博

B ①川崎雅実（E a s y T r i p T o k y o） ②地域限定旅行業務 ③東京都知事登録旅行業地域-7955号 ④川崎雅実 東京都新宿区新宿7丁目20番20号 ⑤E a s y T r i p T o k y o 東京都新宿区新宿7-20-20 ⑥令和2年3月26日 ⑧令和7年3月26日 ⑩15万円 ⑪東京都知事 ⑫東京都新宿区新宿7丁目20番20号 川崎雅実

B ①株式会社エタニティポラリス ②第3種旅行業 ③大阪府知事登録旅行業第3-3049号 ④株式会社エタニティポラリス 大阪市浪速区敷津西2-13-2 代表取締役 姜康董 ⑤本社 大阪市浪速区敷津西2-13-2-3F ⑥平成27年5月22日 ⑧令和7年4月21日 ⑩300万円 ⑪大阪府知事 ⑫大阪市浪速区敷津西2-13-2 株式会社エタニティポラリス 代表取締役 姜康董

C ①ONトラベル ②第2種旅行業 ③福岡県知事登録旅行業第2-1037号 ④オフィスネットワーク株式会社 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目23-17 代表取締役 増本徹雄 ⑤本社営業所 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目23-17 ⑥令和7年3月3日 ⑧令和7年4月28日 ⑩1100万円 ⑪福岡県知事 ⑫福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目23-17 オフィスネットワーク株式会社 代表取締役 増本徹雄

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第5項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第1項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第1項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第2条第2項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書2通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和7年5月21日

記

[掲載順序] () 内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

- ①当協会の保証社員であった者の商号（商号） ②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲） ③登録番号（変更登録前の登録番号） ④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ⑤主たる営業所の名称及び所在地 ⑥旅行業の登録年月日 ⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号） ⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額） ⑨弁済限度額

*冒頭のAは保証社員の地位を失った場合、Bは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A ①一般社団法人大槌町観光交流協会 ②地域限定旅行業 ③岩手県知事登録旅行業地域-268号 ④一般社団法人大槌町観光交流協会 上閉伊郡大槌町新町34番4 代表理事 千代川茂 ⑤本社営業所 上閉伊郡大槌町新町34番4 ⑥令和5年7月13日 ⑦令和7年3月31日 ⑧3万円 ⑨15万円

A ①Tベンチャー ②地域限定旅行業 ③京都府知事登録旅行業地域-808号 ④増田耀平 相楽郡和束町大字別所小字新道23番地1 ⑤本社営業所 相楽郡和束町大字別所小字新道23番地1 ⑥令和2年6月2日 ⑦令和7年3月31日 ⑧3万円 ⑨15万円

A ①Japan ABOツーリスト有限会社 ②第3種旅行業 ③岡山県知事登録旅行業第3-324号 ④Japan ABOツーリスト有限会社 岡山市北区三野三丁目6番25-7号 取締役 安保洋江 ⑤本社営業所 岡山市北区三野三丁目6番25-7号 ⑥平成17年2月2日 ⑦令和7年1月20日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①三井造船生活協同組合 ②第3種旅行業 ③岡山県知事登録旅行業第3-332号 ④三井造船生活協同組合 玉野市玉二丁目5番5号 代表理事 岩松安則 ⑤本社営業所 玉野市玉二丁目5番5号 ⑥平成18年1月26日 ⑦令和7年3月31日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①一般社団法人玉野コミュニティ・デザイン ②第2種旅行業 ③岡山県知事登録旅行業第2-398号 ④一般社団法人玉野コミュニティ・デザイン 玉野市築港五丁目4番1号 代表理事 京谷潤 ⑤本社営業所 玉野市築港五丁目4番1号 ⑥平成30年6月4日 ⑦令和7年3月28日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①有限会社ジェイマップサービス（ウィズトラベルプラザ） ②第2種旅行業務 ③大阪府知事登録旅行業第2-1602号 ④有限会社ジェイマップサービス 大阪市北区曾根崎新地二丁目5番5号702 取締役 池田俊哉 ⑤本社営業所 大阪市北区曾根崎新地二丁目5番5号702 ⑥平成6年3月30日 ⑦令和7年3月30日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①朝日人材サービス株式会社（朝日ツーリスト） ②第3種旅行業 ③富山県知事登録旅行業第3-304号 ④朝日人材サービス株式会社 富山市大手町3番9号 代表取締役 松原敏雄 ⑤本社営業所 富山市大手町3番9号 ⑥平成31年1月28日 ⑦令和7年4月15日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①有限会社日本旅行企画 ②第3種旅行業 ③長野県知事登録旅行業第3-423号 ④有限会社日本旅行企画 上田市上田原491番地7 取締役 小池徳男 ⑤本社営業所 上田市上田原491番地7 ⑥平成12年11月15日 ⑦令和7年3月31日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①木部観光社 ②第3種旅行業 ③埼玉県知事登録旅行業第3-353号 ④木部孝之 深谷市稻荷町1丁目18番15号 ⑤本社営業所 深谷市稻荷町1丁目18番15号 ⑥昭和55年12月11日 ⑦令和7年4月15日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①北鉄奥能登バス株式会社 ②第3種旅行業 ③石川県知事登録旅行業第3-193号 ④北鉄能登バス株式会社（変更前：北鉄奥能登バス株式会社） 七尾市津向町ト107番地2 代表取締役 西宮義人 ⑤本社営業所 輪島市杉平町蝦夷穴70 ⑥平成11年1月29日 ⑦令和7年4月18日 ⑧60万円 ⑨300万円

以上10件

東京都港区赤坂4丁目2番19号

一般社団法人全国旅行業協会
会長 二階 俊博

A ①合同会社Ray (Ray-trip) ②第3種旅行業 ③沖縄県知事登録旅行業第3-478号 ④合同会社Ray 沖縄県沖縄市美里二丁目27番16号 代表社員 浦崎翔 ⑤Ray-trip 沖縄県沖縄市美里二丁目27番16号 ⑥令和5年10月31日 ⑦令和7年3月4日 ⑧60万円 ⑨300万円

A ①共生旅行株式会社 ②第2種旅行業 ③三重県知事登録旅行業第2-371号 ④共生旅行株式会社 三重県伊勢市二見町三津1201番地1 代表取締役 柳瀬鳳憲 ⑤本社営業所 三重県伊勢市二見町三津1201番地1 ⑥平成29年9月11日 ⑦令和7年4月1日 ⑧220万円 ⑨1100万円

A ①株式会社エニグモ（BUYMA TRAVEL） ②第3種旅行業 ③東京都知事登録旅行業第3-7726号 ④株式会社エニグモ 東京都港区赤坂四丁目8番15号赤坂KOSSENビル4階 代表取締役 須田将啓 ⑤本社 東京都港区赤坂8-1-22NMF青山一丁目ビル6F ⑥平成31年2月7日 ⑦令和7年4月3日 ⑧60万円 ⑨300万円

以上3件

東京都千代田区霞が関3丁目3番3号

一般社団法人日本旅行業協会
会長 高橋 広行

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和7年5月21日

記

[掲載順序]

①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社エヌシステム ②埼玉県知事(1)25545 ③代表取締役 石島大樹 ④埼玉県越谷市南越谷四丁目7番地1-1503号 ⑤1000万円 ⑥埼玉県知事 ⑦埼玉県越谷市南越谷四丁目7番地1-1503号 株式会社エヌシステム 代表取締役 石島大樹

①アドア財産コンサルツ有限公司 ②広島県知事(2)10742 ③代表取締役 竹本徳幸 ④広島県呉市和庄登町15番5号 ⑤1000万円 ⑥広島県知事 ⑦広島県呉市和庄登町15番5号 アドア財産コンサルツ有限公司 代表取締役 竹本徳幸

①三井不動産リアルティ中国株式会社 ②国土交通大臣(7)5169 ③代表取締役 佐々木潤 ④廃止した從たる事務所 岡山県倉敷市阿知2-9-10 ⑤500万円 ⑥中国地方整備局 ⑦広島県広島市中区中町9番12号 三井不動産リアルティ中国株式会社 代表取締役 佐々木潤

第5期決算公告

令和7年4月30日

東京都千代田区大手町一丁目4番2号

Beauchard株式会社

代表取締役 白井 英子

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|--------------------|------------------|
| 資の 産部 流動資産 | 87,776 |
| 資産合計 | 87,776 |
| 負純 資産及の び部 流動負債 | 4,735 |
| 資本 金 | 83,041 |
| 資本 余金 | 75,000 |
| 資本 準備金 | 75,000 |
| 利益 余金 | △66,959 |
| その他利益 余金 (うち当期純損失) | △66,959 (18,149) |
| 負債・純資産合計 | 87,776 |

第9期決算公告

2025年5月21日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン不動産サービス株式会社

代表取締役 鈴木 一郎

貸借対照表の要旨(2025年2月28日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|--------------------|-----------------------|
| 資の 産部 流動資産 | 70,432 |
| 資産合計 | 600 |
| 合計 | 71,032 |
| 負純 資産及の び部 流動負債 | 29,013 |
| 資本 金 | 42,018 |
| 資本 余金 | 25,000 |
| 資本 準備金 | 25,000 |
| 利益 余金 | 25,000 |
| その他利益 余金 (うち当期純損失) | △7,981 △7,981 (2,539) |
| 合計 | 71,032 |

第1期決算公告

令和7年5月21日

大阪市中央区備後町四丁目1番3号

御堂筋三井ビルディング4階

Harvest Integrated Research

Organization Japan株式会社

代表取締役 カレン・ジュオーライ・チュー

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|--------------------|----------|
| 資の 産部 流動資産 | 28,954 |
| 資産合計 | 1,066 |
| 合計 | 30,021 |
| 負純 資産及の び部 流動負債 | 86,875 |
| 資本 金 | △56,853 |
| 資本 余金 | 5,000 |
| 資本 準備金 | △61,853 |
| 利益 余金 | △61,853 |
| その他利益 余金 (うち当期純損失) | (61,853) |
| 合計 | 30,021 |

第1期決算公告

令和7年5月21日

東京都中央区日本橋三丁目9番1号

日本橋三丁目スクエア11階

株式会社Skillsoft Japan

代表取締役 リチャード・ウォーカー

貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在) (単位:円)

| 科 目 | 金額 |
|------------------|------------|
| 資の 産部 流動資産 | 13,643,433 |
| 資産合計 | 13,643,433 |
| 負純 資産及の び部 流動負債 | 12,643,433 |
| 資本 金 | 11,410,983 |
| 資本 余金 | 1,000,000 |
| 資本 準備金 | 1,000,000 |
| 利益 余金 | 0 |
| その他利益 余金 (当期純利益) | 0 (0) |
| 負債・純資産合計 | 13,643,433 |

第21期決算公告

令和7年5月15日

東京都品川区平塚二丁目10番4号

株式会社リフォームキュー

代表取締役 石原 夢央

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|--------------------|---------------------------|
| 資の 産部 流動資産 | 1,630,411 |
| 資産合計 | 320,105 |
| 合計 | 1,950,516 |
| 負純 資産及の び部 流動負債 | 968,034 |
| 資本 金 | 38,707 |
| 資本 余金 | 2,696 |
| 資本 準備金 | 979,786 |
| 利益 余金 | 20,020 |
| その他利益 余金 (うち当期純利益) | 959,766 959,766 (127,880) |
| 負債・純資産合計 | 1,950,516 |

第21期決算公告

令和7年5月15日

東京都品川区平塚二丁目10番4号

株式会社パックシステム

代表取締役 龍岡 実

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|--------------------|-------------------------------|
| 資の 産部 流動資産 | 7,055,594 |
| 資産合計 | 101,232 |
| 合計 | 7,156,826 |
| 負純 資産及の び部 流動負債 | 5,497,983 |
| 資本 金 | 500 |
| 資本 余金 | 58,746 |
| 資本 準備金 | 1,658,843 |
| 利益 余金 | 10,000 |
| その他利益 余金 (うち当期純利益) | 1,648,843 1,648,843 (652,222) |
| 負債・純資産合計 | 7,156,826 |

第19期決算公告 令和7年5月20日

大阪府摂津市鳥飼上四丁目3番50号

株式会社瑞光メディカル

代表取締役 和田 晃司

貸借対照表の要旨(令和7年2月20日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|------------------|------------------------------|
| 資の 産部 流動資産 | 319,608 |
| 資産合計 | 170,121 |
| 合計 | 489,729 |
| 負純 資産及の び部 流動負債 | 213,138 |
| 資本 金 | 419,020 |
| 資本 余金 | △ 142,429 |
| 資本 準備金 | 75,000 |
| 利益 余金 | 75,000 |
| その他利益 余金 (当期純利益) | △ 292,429 △ 292,429 (29,011) |
| 合計 | 489,729 |

第96期決算公告

令和7年5月21日

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

株式会社トコス

代表取締役 曽川 俊郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|--------------------|----------------------------|
| 資の 産部 流動資産 | 1,712,876 |
| 資産合計 | 728,952 |
| 合計 | 2,441,828 |
| 負純 資産及の び部 流動負債 | 58,998 |
| 資本 金 | 493,760 |
| 資本 余金 | 1,889,070 |
| 資本 準備金 | 94,000 |
| 利益 余金 | 1,795,070 |
| その他利益 余金 (うち当期純利益) | 23,500 1,771,570 (113,904) |
| 合計 | 2,441,828 |

第3期決算公告 令和7年5月21日

東京都港区南青山七丁目13番2—307号

株式会社E x Road

代表取締役 木村 圭佑

貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金額 |
|--------------------|----------|
| 資の 産部 流動資産 | 35,259 |
| 資産合計 | 218 |
| 合計 | 35,478 |
| 負純 資産及の び部 流動負債 | 13,039 |
| 資本 金 | △27,561 |
| 資本 余金 | 2,970 |
| 資本 準備金 | △30,531 |
| 利益 余金 | △30,531 |
| その他利益 余金 (うち当期純損失) | (14,706) |
| 新株予約権 | 50,000 |
| 合計 | 35,478 |

第36期決算公告

令和7年5月21日

大阪府泉佐野市りんくう往来北2番11

株式会社トーワ

代表取締役 藤田 和也

貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金額 |
|--------------------|----------------|
| 資の 産部 流動資産 | 9,526 |
| 資産合計 | 56,607 |
| 合計 | 66,133 |
| 負純 資産及の び部 流動負債 | 2,623 |
| 資本 金 | 616,057 |
| 資本 余金 | △552,547 |
| 資本 準備金 | 10,000 |
| 利益 余金 | △562,547 |
| その他利益 余金 (うち当期純利益) | △562,547 (180) |
| 合計 | 66,133 |

第14期決算公告

令和7年5月21日

大阪府泉佐野市りんくう往来北2番11

トーワ株式会社

代表取締役 藤田 和也

貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金額 |
|--------------------|----------|
| 資の 産部 流動資産 | 90,774 |
| 資産合計 | 52,262 |
| 合計 | 143,037 |
| 負純 資産及の び部 流動負債 | 53,776 |
| 資本 金 | 89,261 |
| 資本 余金 | 7,000 |
| 資本 準備金 | 82,261 |
| 利益 余金 | 82,261 |
| その他利益 余金 (うち当期純利益) | (33,239) |
| 合計 | 143,037 |

第12期決算公告 令和7年5月16日

大阪市中央区日本橋1丁目22番25号

株式会社黒門三平

代表取締役 蒲田 裕彦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|---------------------------|----------|
| 資の 産部 流動資産 | 94,810 |
| 資産合計 | 17,846 |
| 合計 | 112,656 |
| 負純 資産及の び部 流動負債 | 92,956 |
| 資本 金 | (8,095) |
| 資本 余金 | 18,867 |
| 資本 準備金 | 832 |
| 利益 余金 | 50,000 |
| その他利益 余金 (うち当期純損失) | △ 49,167 |
| 利 益 準 備 金 | 9,220 |
| 資本 利 益 準 備 金 | △ 58,387 |
| その他資本 利 益 準 備 金 (うち当期純損失) | (45,452) |
| 合計 | 112,656 |

第8期決算公告

令和7年5月21日

神戸市中央区二宮町四丁目9番1-301

株式会社電建

代表取締役 谷川 泰古

貸借対照表の要旨

(令和6年4月30日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------|---|
| 資の 産部 | 流動資産 258 固定資産 5,886 |
| 合 計 | 6,145 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 1,217 株主資本 4,927 資本利益 1,000 その他利益 3,927 (うち当期純利益) 3,927 (1,083) |
| 合 計 | 6,145 |

第18期決算公告

令和7年5月21日

兵庫県洲本市五色町都志908番地

電源株式会社

代表取締役 高田 敏子

貸借対照表の要旨

(令和6年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------|---|
| 資の 産部 | 流動資産 279 固定資産 12,534 |
| 合 計 | 12,814 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 4,066 株主資本 8,747 資本利益 1,000 利益準備金 7,747 その他利益 7,747 (うち当期純損失) (269) |
| 合 計 | 12,814 |

第11期決算公告 令和7年5月21日

兵庫県加東市田中165番地

日本電建株式会社

代表取締役 高田 賢三

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|--|
| 資の 産部 | 流動資産 33,520 固定資産 83,574 合 計 600 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 85,215 株主資本 17,382 資本利益 15,096 利益準備金 10,000 利益 5,096 その他利益 946 (うち当期純損失) 4,150 (1,121) |
| 合 計 | 117,694 |

第4期決算公告

令和7年5月21日

札幌市西区発寒十五条十三丁目3番40号

株式会社北海道B Pセンター

代表取締役 佐々木久雄

貸借対照表の要旨

(令和6年3月31日現在) (単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------|---|
| 資の 産部 | 流動資産 198 固定資産 164 |
| 合 計 | 362 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 145 株主資本 168 資本利益 48 利益準備金 10 その他利益 38 (うち当期純利益) 38 (26) |
| 合 計 | 362 |

第52期決算公告

2025年5月20日

札幌市白石区菊水九条三丁目2番31号

システムサービス株式会社

代表取締役社長 太田 竜

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|---|
| 資の 産部 | 流動資産 1,232,921 固定資産 294,134 |
| 合 計 | 1,527,055 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 797,968 株主資本 65,000 資本利益 664,087 利益準備金 80,000 利益 584,087 その他利益 770 利益 583,317 (うち当期純利益) (170,364) |
| 負債・純資産合計 | 1,527,055 |

第55回決算公告

2025年5月20日

大阪市北区梅田3丁目4番5号

一般社団法人新聞販売店厚生センター

理事長 丹生 勝

貸借対照表の要旨

(2025年2月28日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------|-----------------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 655,334 固定資産 1,000 |
| 合 計 | 656,334 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 22,261 株主資本 744,210 |
| 負債合計 | 766,471 |
| 指定正味財産 | 1,000 |
| 一般正味財産 | △111,137 |
| 正味財産合計 | △110,137 |
| 合 計 | 656,334 |

第51期決算公告 令和7年5月21日

東京都港区新橋三丁目5番10号

イングレディオン・ジャパン株式会社

代表取締役 福留 正雄

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|---|
| 資の 産部 | 流動資産 3,552,038 固定資産 128,513 |
| 合 計 | 3,680,552 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 1,237,695 引当金 34,149 固定负债 247,748 退職給付引当金 247,748 株主資本 2,195,108 資本利益 10,000 利益准备金 2,185,108 利益 2,500 その他利益 2,182,608 (うち当期純利益) (709,368) |
| 負債・純資産合計 | 3,680,552 |

第54期決算公告

令和7年5月21日

宮城県気仙沼市松川1351番地1

株式会社コマツ

代表取締役 小松 敏

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(百万円) |
|-------------|---|
| 資の 産部 | 流動資産 459 固定資産 2,589 |
| 合 計 | 3,049 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 1,078 株主資本 1,533 資本利益 437 利益准备金 10 利益 427 その他利益 2 利益 424 (うち当期純利益) (33) |
| 合 計 | 3,049 |

第35期決算公告

令和7年5月21日

北海道河西郡芽室町東芽室北一線8番地

株式会社後藤商会

代表取締役 佐々木久雄

貸借対照表の要旨

| 科 目 | 金 額 |
|-------------|---|
| 資の 産部 | 流動資産 123 固定資産 63 合 計 1 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 72 株主資本 130 資本利益 △15 利益准备金 7 その他利益 △22 利益 △22 (うち当期純損失) (21) |
| 合 計 | 187 |
| 合 計 | 187 |

第9期決算公告

令和7年5月21日

東京都中央区京橋二丁目7番14号

株式会社CDJ

代表取締役 周曉攀

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------|--|
| 資の 産部 | 流動資産 15,182,162 固定資産 4,970,082 |
| 合 計 | 20,152,244 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 19,219,798 株主資本 932,446 資本利益 2,000 利益准备金 930,446 その他利益 930,446 (うち当期純利益) (329,274) |
| 合 計 | 20,152,244 |

第9期決算公告 令和7年5月21日

東京都港区芝浦2丁目15番6号

小田原畜場P F I株式会社

代表取締役 渡邊直樹

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|--|
| 資の 産部 | 流動資産 86,776 固定資産 20,041 |
| 合 計 | 106,818 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 51,898 固定负债 20,000 |
| 負債合計 | 71,898 |
| 株主資本 | 34,919 資本利益 10,000 利益准备金 24,919 その他利益 24,919 (うち当期純利益) (3,812) |
| 純資産合計 | 34,919 |
| 合 計 | 106,818 |

第8期決算公告 令和7年5月21日

東京都中央区日本橋三丁目9番1号

日本橋三丁目スクエア11階

Databricks Japan株式会社

代表取締役 グルシムラン・カウル・ラリー

| 科 目 | 金額(円) |
|-------------|---|
| 資の 産部 | 流動資産 655,589,468 固定資産 88,635,949 |
| 合 計 | 744,225,417 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 514,380,275 報酬引当金 151,777,857 賞与引当金 17,264,967 株主資本 229,845,142 資本利益 1,000,000 利益准备金 228,845,142 繰越利益准备金 228,845,142 (うち当期純利益) (92,795,765) |
| 負債・純資産合計 | 744,225,417 |

第3期決算公告

令和7年5月21日

東京都中央区京橋二丁目7番14号

天智通商株式会社

代表取締役 周曉攀

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------|------------------------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 1,040,147 |
| 合 計 | 1,040,147 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 1,021,725 |
| | 株主資本 18,421 |
| | 資本剰余金 1,000 |
| | 利益剰余金 17,421 |
| | その他利益剰余金 (うち当期純利益) 17,421 (13,204) |
| 合 計 | 1,040,147 |

第6期決算公告

令和7年5月21日

東京都中央区京橋二丁目7番14号

株式会社NJP

代表取締役 周曉攀

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------|--------------------------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 349,025 |
| | 固定資産 100,000 |
| 合 計 | 449,025 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 655,868 |
| | 株主資本 △206,842 |
| | 資本剰余金 1,000 |
| | 利益剰余金 △207,842 |
| | その他利益剰余金 (うち当期純損失) △207,842 (66,623) |
| 合 計 | 449,025 |

第6期決算公告

令和7年5月21日

東京都中央区京橋二丁目7番14号

株式会社HJP

代表取締役 ジュ・パン

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------|------------------------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 1,877,132 |
| 合 計 | 1,877,132 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 1,851,264 |
| | 株主資本 25,868 |
| | 資本剰余金 1,000 |
| | 利益剰余金 24,868 |
| | その他利益剰余金 (うち当期純利益) 24,868 (10,739) |
| 合 計 | 1,877,132 |

第11期決算公告 令和7年5月21日

東京都港区海岸三丁目9番32号

インティメイツ株式会社

代表取締役社長 鈴木淳也

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

| 科 目 | 金額(百万円) |
|-------------|------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 203 |
| | 固定資産 6 |
| 合 計 | 209 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 △2 |
| | 株主資本 1,395 |
| | 資本剰余金 △1,184 |
| | 資本準備金 100 |
| | 利益剰余金 300 |
| | (資本準備金) (300) |
| | 利益剰余金 △1,584 |
| | (利益準備金) (△1,584) |
| 合 計 | 209 |

(注) 当期純損失 89百万円

第34期決算公告 令和7年5月21日

東京都港区海岸三丁目9番32号

チャコット株式会社

代表取締役社長 馬場昭典

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

| 科 目 | 金額(百万円) |
|-------------|------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 4,452 |
| | 固定資産 3,550 |
| 合 計 | 8,002 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 1,630 |
| | 株主資本 1,063 |
| | 資本剰余金 5,309 |
| | 資本準備金 100 |
| | 利益剰余金 2,508 |
| | (資本準備金) (2,508) |
| | 利益剰余金 2,701 |
| | (利益準備金) (61) |
| | その他利益剰余金 (2,640) |
| 合 計 | 8,002 |

(注) 当期純利益 422百万円

第2期決算公告

令和7年5月21日

東京都中央区京橋二丁目7番14号

善工通商株式会社

代表取締役 郡寅

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------|--------------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 5,529 |
| | 固定資産 100,000 |
| 合 計 | 105,529 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 5,037 |
| | 株主資本 105,000 |
| | 資本剰余金 △4,508 |
| | 利益剰余金 1,000 |
| | その他利益剰余金 △5,508 |
| | (うち当期純損失) △5,508 (3,595) |
| 合 計 | 105,529 |

第2期決算公告 令和7年5月21日

東京都千代田区麹町四丁目5番21号

エンフィニティ・エナジー株式会社

代表取締役 岸田修一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|--------------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 5,275 |
| | 資産合計 5,275 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 15,070 |
| | 負債合計 15,070 |
| | 株主資本 △9,794 |
| | 資本剰余金 100 |
| | 利益剰余金 △9,894 |
| | その他利益剰余金 △9,894 (△9,888) |
| | 純資産合計 △9,794 |
| | 負債・純資産合計 5,275 |

第46期決算公告 2025年5月21日

東京都港区南青山三丁目1番31号

株式会社メディックメディア

代表取締役 岡庭豊

貸借対照表の要旨(2025年2月28日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|--------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 3,855,907 |
| | 固定資産 2,694,114 |
| 資産合計 | 6,550,021 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 924,119 |
| | 株主資本 744,625 |
| | 資本剰余金 4,881,276 |
| | 利益剰余金 50,000 |
| | 利益準備金 4,891,276 |
| | その他利益剰余金 12,500 |
| | 純資産合計 (730,691) |
| | △60,000 |
| 自己株式 | 負債・純資産合計 6,550,021 |

第4期決算公告 令和7年5月20日

東京都港区六本木一丁目6番1号

株式会社ライズ・クロス

代表取締役 北村俊樹

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|--------------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 98,859 |
| | 固定資産 1,689 |
| 資産合計 | 100,547 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 26,189 |
| | 負債合計 26,189 |
| | 株主資本 74,358 |
| | 資本剰余金 49,000 |
| | 利益剰余金 25,358 |
| | その他利益剰余金 25,358 (45,406) |
| 純資産合計 | 74,358 |
| 負債・純資産合計 | 100,547 |

第45期決算公告

令和7年5月21日 京都府木津川市山城町上狛東作り道50

宇治の露製茶株式会社

代表取締役 福井正興

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

| 資 産 の 部 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 |
|---------------|-------------------|
| 流動資産 779,029 | 流动负债 310,862 |
| 固定資産 120,163 | (うち引当金) (14,469) |
| 繰延資産 234 | 4,179 (3,894) |
| | 負債合計 315,041 |
| 株主資本 584,385 | |
| | 110,000 |
| | 474,385 |
| | 27,500 |
| | 446,885 |
| | (41,590) |
| 純資産合計 584,385 | |
| 資産合計 899,426 | 負債・純資産合計 899,426 |

第76期決算公告

令和7年5月21日 京都府木津川市山城町上狛東作り道11

株式会社福寿園

代表取締役 福井正興

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

| 資 産 の 部 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 |
|-----------------|---------------------|
| 流動資産 4,462,996 | 流动负债 2,122,101 |
| | (うち引当金) (69,280) |
| 固定資産 5,766,442 | 固定负债 486,175 |
| | (うち引当金) (386,175) |
| | 負債合計 2,608,276 |
| 株主資本 7,621,162 | |
| | 86,000 |
| | 7,680,675 |
| | 21,500 |
| | 7,659,175 |
| | (うち当期純利益) (371,975) |
| 自己株式 △ 145,513 | |
| 純資産合計 7,621,162 | |
| 資産合計 10,229,438 | 負債・純資産合計 10,229,438 |

第5期決算公告

令和7年5月21日

東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
東京俱楽部ビルディング11階
Kornit Digital Japan株式会社
代表取締役 ローリー・アン・ハノバー・トビ
貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|---------|-----------------------|------------------|
| 流动資産 | 205,880 | 流动負債 | 197,535 |
| 固定資産 | 1,074 | コミッション引当金 | 235 |
| | | 賞与引当金 | 1,775 |
| | | 有給休暇引当金 | 2,419 |
| | | 株主資本金 | 9,419 |
| | | 資本剰余金 | 100 |
| | | 利益剰余金 | 9,319 |
| | | その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 9,319 (6,556) |
| 資産合計 | 206,954 | 負債・純資産合計 | 206,954 |

第12期決算公告

令和7年5月21日 東京都千代田区霞が関三丁目2番6号
東京俱楽部ビルディング11階
ジーディー・ヘルスケア・ジャパン株式会社
代表取締役 マクドナルド・グレゴリー・ジェー
貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|---------|-----------------------|-----------------|
| 流动資産 | 754,273 | 流动負債 | 456,742 |
| 固定資産 | 2,769 | 株主資本金 | 309,549 |
| | | 資本剰余金 | 100 |
| | | その他資本剰余金 | 84,948 |
| | | 利益剰余金 | 84,948 |
| | | 利益準備金 | 224,500 |
| | | その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 25 (224,475) |
| 資産合計 | 766,291 | 負債・純資産合計 | 766,291 |

決算公告

令和7年5月21日

東京都港区西麻布二丁目13番12号
早野ビル7階**H I Uインベストメント株式会社**
代表取締役 津田 宗祐

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科目 | 金額(千円) |
|-----------------------|-----------------------|
| 資の産部 | 61 |
| 流動資産 | 92,506 |
| 固定資産 | 92,568 |
| 資産合計 | 92,568 |
| 負純資産及のび部 | 3,482 |
| 流动負債 | 89,085 |
| 株主資本金 | 45,000 |
| 資本準備金 | 45,000 |
| 利益剰余金 | 45,000 |
| その他利益剰余金 (うち当期純損失) | △914 △914 (514) |
| 負債・純資産合計 | 92,568 |

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を金五億六千万円、資本準備金の額を金五億六千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月21日 東京都港区西麻布二丁目13番12号

H I Uインベストメント株式会社
代表取締役 津田 宗祐

第6期決算公告

令和7年5月21日

東京都世田谷区代沢二丁目31番22号
株式会社まるお

代表取締役 山田 淳美

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------------|-----------------|
| 資の産部 | 55,465 |
| 流動資産 | 685,176 |
| 固定資産 | 740,642 |
| 合計 | 740,642 |
| 負純資産及のび部 | 15,182 |
| 流动負債 | 716,098 |
| 株主資本金 | 9,362 |
| 資本準備金 | 10,000 |
| 利益剰余金 | △637 |
| その他利益剰余金 (うち当期純利益) | △637 (5,335) |
| 合計 | 740,642 |

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億二千五百万円、資本準備金の額を一億二千五百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月21日 東京都世田谷区代沢二丁目31番22号

株式会社まるお
代表取締役 山田 淳美

第56期決算公告

令和7年5月21日

東京都大田区東海三丁目2番6号
株式会社万浦

代表取締役 住澤 健也

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------------|---------------------|
| 資の産部 | 780,961 |
| 流動資産 | 405,532 |
| 固定資産 | 1,186,493 |
| 合計 | 1,186,493 |
| 負純資産及のび部 | 529,014 |
| 流动負債 | 538,158 |
| 株主資本金 | 119,320 |
| 資本準備金 | 99,000 |
| 利益剰余金 | 20,320 |
| その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 20,320 (115,833) |
| 合計 | 1,186,493 |

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を一億二千五百万円、資本準備金の額を一億二千五百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月21日 東京都大田区東海三丁目2番6号

株式会社万浦
代表取締役 住澤 健也

第35期決算公告

令和7年5月21日

東京都調布市小島町三丁目69番14号

株式会社フオ一

代表取締役社長 小笠原 洋

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科目 | 金額(千円) |
|-----------------------|---|
| 資の産部 | 521,892 |
| 流動資産 | 138,088 |
| 固定資産 | 659,980 |
| 合計 | 659,980 |
| 負純資産及のび部 | 113,320 |
| 流动負債 | 448,970 |
| 株主資本金 | 97,689 |
| 資本準備金 | 100,000 |
| 利益剰余金 | 523,300 |
| その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 523,300 △525,610 △525,610 (90,531) |
| 合計 | 659,980 |

第89期決算公告

令和7年5月21日
東京都杉並区阿佐谷南1丁目32番10号
イオンマークット株式会社
代表取締役社長 乾 哲也

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:百万円)

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|----------|--------|------------|---------|
| 流動資産 | 3,633 | 流動負債 | 37,148 |
| 固定資産 | 9,420 | (賞与引当金) | (192) |
| 有形固定資産 | 6,481 | (役員業績報酬引当) | (10) |
| 無形固定資産 | 0 | (店舗閉鎖損失引当) | (177) |
| 投資その他の資産 | 2,938 | (金) | 1,967 |
| | | △26,061 | △26,161 |
| | | 100 | 137 |
| | | △26,161 | △26,299 |
| 資産合計 | 13,053 | 負債・純資産合計 | 13,053 |

損益計算書の要旨
(自 令和6年3月1日)
(至 令和7年2月28日)
(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 売上高 | 44,857 |
| 売上原価 | 31,287 |
| 売上総利益 | 13,569 |
| 販費及び一般管理 | 13,423 |
| 営業利益 | 146 |
| 営業外費用 | 31 |
| 営業外損失 | 611 |
| 常勤従業員給料 | 433 |
| 税引前当期純損失 | 387 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 821 |
| 法人税等調整額 | 3 |
| 当期純損失 | 9 |
| その他利益剰余金 | 834 |
| 資本準備金 | |
| 税引前当期純損失 | |
| 法人税、住民税及び事業税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 当期純損失 | |

第36期決算公告

2025年5月20日
神戸市中央区港島中町7丁目2番1号
株式会社ジーべック
代表取締役 川口 宗宏

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

| 科 目 | 金 額(千円) |
|--------------|----------|
| 資の産部 | 545,778 |
| 流動資産 | 22,328 |
| 固定資産 | 568,106 |
| 合計 | 568,106 |
| 負純資産 | 40,295 |
| 資本 | 31,168 |
| 積立 | 496,643 |
| 資本準備金 | 30,000 |
| 税引前当期純損失 | 466,643 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7,500 |
| その他利益剰余金 | 459,143 |
| (うち当期純利益) | (21,668) |
| 合計 | 568,106 |

第6期決算公告

令和7年5月21日
東京都千代田区内幸町二丁目1番6号
KRF87特定目的会社
取締役 中津 正憲

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:百万円)

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|----------|-------|-----------|-------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 特定資産の部 | 3,135 | 流動負債 | 10 |
| その他の資産の部 | 587 | 固定負債 | 2,375 |
| 流動資産 | 587 | 負債合計 | 2,386 |
| | | | |
| | | 社員資本金 | 1,336 |
| | | 特優先資本金 | 1 |
| | | 剩余额 | 1,462 |
| | | 当期末処理損失 | △127 |
| | | 純資産合計 | 1,336 |
| 資産合計 | 3,722 | 負債・純資産合計 | 3,722 |

損益計算書の要旨
(自 令和6年3月1日)
(至 令和7年2月28日)
(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----|
| 営業費用 | 41 |
| 費用損失 | 41 |
| 営業外収益 | 0 |
| 営業外損失 | 40 |
| 税引前当期純損失 | 40 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1 |
| 当期純損失 | 41 |
| 当期末未処理損失 | 127 |

第10期決算公告

令和7年5月21日
兵庫県西宮市江上町1番2号
アールシーロジスティクス株式会社
代表取締役 江見 修

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|----------|
| 資の産部 | 425,799 |
| 流動資産 | 392 |
| 固定資産 | 426,191 |
| 合計 | 426,191 |
| 負純資産 | 267,745 |
| 資本 | 158,445 |
| 積立 | 30,000 |
| 税引前当期純損失 | 128,445 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 128,445 |
| その他利益剰余金 | (23,317) |
| (うち当期純利益) | |
| 合計 | 426,191 |

第33期決算公告

令和7年5月21日
千葉県流山市宮園二丁目2番地22
興和流通商事株式会社
代表取締役 小嶺 明典

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

| 科 目 | 金 額(百万円) |
|-------------------|----------|
| 資の産部 | |
| 流動資産 | 3,944 |
| 固定資産 | 1,695 |
| 合計 | 5,640 |
| 負純資産 | |
| 流動負債 | 2,336 |
| 固定負債 | 2,386 |
| 資本 | 916 |
| 資本準備金 | 20 |
| 利益剰余金 | 4 |
| その他利益剰余金(うち当期純利益) | 892 |
| 合計 | 5,640 |

吸収分割公会は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継することにいたしました。この会社分割の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。確定した最終事業年度はありません。

令和7年5月21日
千葉県流山市宮園二丁目1番地
興和流通商事株式会社
代表取締役 小嶺明典
千葉県流山市宮園二丁目1番地
興和ホーリルディングス株式会社
代表取締役 小嶺明典
千葉県流山市元横山町
株式会社二番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社三番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社四番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社五番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社六番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社七番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社八番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社九番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社十番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社十一番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社十二番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社十三番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社十四番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社十五番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社十六番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社十七番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社十八番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社十九番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社二十番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社二十一番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社二十二番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社二十三番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社二十四番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社二十五番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社二十六番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社二十七番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社二十八番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社二十九番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社三十番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社三十一番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社三十二番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社三十三番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社三十四番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社三十五番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社三十六番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社三十七番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社三十八番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社三十九番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社四十番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社四十一番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社四十二番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社四十三番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社四十四番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社四十五番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社四十六番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社四十七番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社四十八番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社四十九番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社五十番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社五十一番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社五十二番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社五十三番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社五十四番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社五十五番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社五十六番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社五十七番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社五十八番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社五十九番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社六十番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社六十一番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社六十二番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社六十三番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社六十四番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社六十五番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社六十六番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社六十七番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社六十八番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社六十九番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社七十番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社七十一番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社七十二番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社七十三番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社七十四番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社七十五番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社七十六番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社七十七番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社七十八番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社七十九番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社八十番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社八十一番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社八十二番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社八十三番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社八十四番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社八十五番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社八十六番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社八十七番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社八十八番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社八十九番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社九十番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社九十一番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社九十二番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社九十三番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社九十四番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社九十五番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社九十六番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社九十七番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社九十八番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社九十九番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百零一番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百零二番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百零三番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百零四番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百零五番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百零六番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百零七番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百零八番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百零九番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百十番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百一一番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百一二番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百一三番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百一四番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百一五番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百一六番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百一七番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百一八番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百一九番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百二十番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百二十一番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百二十二番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百二十三番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百二十四番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百二十五番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百二十六番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百二十七番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百二十八番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百二十九番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百三十番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百三十一番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百三十二番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百三十三番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百三十四番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百三十五番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百三十六番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百三十七番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百三十八番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百三十九番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百四十番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百四十一番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百四十二番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百四十三番地
代表取締役 田中一郎
千葉県流山市元横山町
株式会社一百四十四番地
代表取締役 田中一郎
千

第13期決算公告 令和7年5月21日
栃木県日光市瀬尾33番地5
株式会社大日光商事
代表取締役 工藤 由也
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(百万円) |
|-------------------------|-----------|---------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 72 |
| | 固定資産 | 517 |
| | 合計 | 589 |
| 負純 資 債 及 び部 | 流动負債 | 101 |
| | 固定負債 | 354 |
| | 退職給付引当金 | 7 |
| | 株主資本 | 132 |
| | 資本剰余金 | 50 |
| | 利益準備金 | 82 |
| | 利益準備金 | 2 |
| | その他利益剰余金 | 80 |
| | (うち当期純利益) | (7) |
| | 評価・換算差額等 | 2 |
| | 合計 | 589 |

第65期決算公告
令和7年5月21日
大阪市生野区巽北1丁目24番23号
国光鍍金工業株式会社
代表取締役 寺内 宏志
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を金五百万円減少し金一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和七年七月一日であり、株主総会の決議は令和七年五月二十日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

「官報」は、法律、政令、条約、府省令
報発行サイトにおいて発行され、直近90
年を付与し、その真正性を確保しています

「官報」は、法律、政令、条約、府省令、告示等の報発行サイトにおいて発行され、直近90日間のデータを付与し、その真正性を確保しています。

第3期決算公告 令和7年5月21日
東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIネオコーポレートサービスズ
株式会社
代表取締役 内尾 和仁
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

| 科 目 | 金 額(千円) |
|----------------------|----------------|
| 資の 産部 | 139,969 |
| 流 動 資 產 | 17,449 |
| 固 定 資 產 | |
| 資 產 合 計 | 157,419 |
| 負純 資產 及の び部 | |
| 流 株 資 產 | 2,582 |
| 動 主 本 本 資 產 | 154,836 |
| 資 本 本 利 益 | 100,000 |
| 資 本 利 益 | 100,000 |
| 資 本 利 益 | 100,000 |
| 資 本 利 益 | △45,163 |
| 資 本 利 益 | △45,163 |
| 利 益 | (うち当期純損失) |
| その他の利益 | (22,302) |
| 負債・純資產合計 | 157,419 |

(甲) 損耗紙 官報
掲載の日付 令和六年六月二十八日
掲載頁 二〇一頁(号外第一五七号)
(乙) 左記のとおりです。
令和七年五月二十一日

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

第1期決算公告 令和7年5月21日
東京都豊島区南大塚3-24-2
ギターセンタービル303
株式会社アウンプラス
代表取締役 黒澤 修
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

| 真值対照表の要旨(第10年 7月31日現在) | | 金額(円) |
|------------------------|---|--|
| 科 | 目 | |
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 繰延資産 資産合計 | 6,810,472 600,000 252,450 7,662,922 |
| 負純 資産 及の び部 | 流動負債 株主資本 負債 益利 益 繰延利益 うち当期利益 負債・純資産合計 | 665,700 6,997,222 5,000,000 1,997,222 1,997,222 (1,997,222) 7,662,922 |

（乙）左記のとおり
令和七年五月二十一日
東京都豊島区南大塚三丁目二二番六号
（甲）株式会社アウン
代表取締役 黒澤 修
東京都豊島区南大塚三一四一二ギ
ターセンタービル三〇三
（乙）株式会社アウンプラス
代表取締役 黒澤 修

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和七年七月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年五月十七日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

第1期決算公告
令和7年5月21日
秋田県秋田市泉北1丁目3番2号
株式会社アルノホールディングス
代表取締役 下村 学
貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

| (令和6年12月31日現在) | | | | (単位:十円) |
|----------------------|------|------|------|---------|
| 科 目 | 金 額 | | | |
| 資の 産部 | 流動資産 | 固定資産 | 定延資産 | 6,002 |
| | 緑合 | | 計 | 9,969 |
| 負純 資產 及の び部 | 流动資本 | 固定資本 | 定主資本 | 414 |
| | 利益 | 利益 | 剩余金 | 16,385 |
| その他利益 | | 剩余金 | | 421 |
| (うち当期損失) | | | | 15,000 |
| | | | | 964 |
| | | | | 1,000 |
| | | | | △35 |
| | | | | △35 |
| | | | | (35) |
| 合 計 | | | | 16,385 |

金の額を一回ることはありますから、そのためにより決定の資本準備金の額の減少は、取締役により決定です。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のことなりです。

令和七年五月二十一日
秋田県秋田市泉北一丁目三番二号
株式会社アルノホールディングス
代表取締役 下村 学

準備金の額の減少公告
当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とする株式会社アルノとの株式交換（以下「本株式交換」）により、資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この資本準備金の額の減少は、本株式交換に伴う株式の発行と同時に、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、資本準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は、同日前の資本準備金の額より減少する。

第 46 期 決 算 公 告

令和7年5月21日
岩手県胆沢郡金ヶ崎町永沢石持沢6-284
株式会社永岡温泉夢の湯
代表取締役 加藤 正
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------|------------------------|------------------------------|
| 資の部 | 流動資産 | 14,221 |
| | 固定資産 | 182,416 |
| | 資産合計 | 196,636 |
| 負純債産及のび部 | 流动負債 | 126,366 |
| | 固定負債 | 87,587 |
| | 定主資本 | △17,317 |
| | 利益剰余金 | 153,520 |
| | 利息準備金 | △170,837 |
| | その他の利益剰余金 (うち当期純損失) | 4,759 △175,596 (9,166) |
| 負債・純資産合計 | | 196,636 |

第 54 期 決 算 公 告

令和7年5月21日
宮城県柴田郡大河原町金ヶ瀬字川根22番8
光洋精機株式会社
代表取締役 若林 洋光
貸借対照表の要旨

| 資本及株式の変動 | | (令和6年7月31日現在) (単位:千円) | |
|-----------------------|-----------|-----------------------|--|
| 科 | 目 | 金額 | |
| 資の 産部 | 流動資産 | 412,075 | |
| | 固定資産 | 1,205,870 | |
| | 合計 | 1,617,945 | |
| 負純 債資產 及の び部 | 流動負債 | 652,101 | |
| | 固定負債 | 963,966 | |
| | 株主資本 | 1,878 | |
| | 資本剰余金 | 50,000 | |
| | 益の他利益剰余金 | △48,122 | |
| | (うち当期純利益) | △48,122 | |
| | (480) | | |
| | 合計 | 1,617,945 | |

第58期決算公告 令和7年5月21日 鳥取県境港市昭和町12番地41

大幸株式会社
代表取締役 森脇 哲雄

| 貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在) | | | |
|------------------------|---------|------------------------|------------------------------|
| 科 目 | | | |
| 資の 産部 | 流動資産 | 固定資産 | 977,198 560,079 |
| | 合計 | | 1,537,278 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 固定負債 | 951,623 345,072 |
| | 退職給付引当金 | 資本金 | 44,032 240,582 |
| 純資産 部 | 株主資本 | 本益余準備金 | 10,000 230,582 |
| | 利益剰余金 | その他の利益剰余金 (うち当期純利益) | 2,500 228,082 (66,856) |
| 合計 | | | 1,537,278 |

第 12 期 決 算 公 告

令和7年5月21日
東京都港区赤坂二丁目15番13号
株式会社スピードワン
代表取締役 吉浦 誠
貸切運送の運送 令和7年1月21日現在

| 資借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) | | 金額(円) |
|------------------------|-------------|-------------|
| 科 | 目 | |
| 資の 産部 | 流動資産 | 19,906,675 |
| | 固定資産 | 10,391,440 |
| | 繰延資産 | 861,839 |
| | 資産合計 | 31,159,954 |
| 負純 資產 及の び部 | 流動負債 | 14,624,946 |
| | 固定負債 | 16,919,000 |
| | 定主資本 | △383,992 |
| | 利益剰余金 | 10,000,000 |
| 純資產 | △10,383,992 | |
| | △10,383,992 | (3,434,465) |
| 負債合計 | △1,159,954 | |

第2期決算公告

令和7年5月21日
東京都港区浜松町二丁目2番14号
K1ビル803号
ボウリングディベロップメント株式会社
代表取締役 熊崎 隆

| 貸借対照表の要旨 | | 令和6年12月31日現在 |
|----------------------|----------|---------------------------|
| 科 | 目 | 金額(円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 3,690,498 |
| | 固定資産 | 10,800,000 |
| | 繰延資産 | 476,809 |
| 資産合計 | | 14,967,307 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 | 566,779 |
| | 固定負債 | 8,412,982 |
| | 株主資本 | 5,987,546 |
| | 利益剰余金 | 9,000,000 |
| | その他利益剰余金 | △3,012,454 |
| | (うち当期損失) | △3,012,454 (2,949,354) |
| 負純資産合計 | | 14,967,307 |

第38期決算公告 令和6年10月25日
大阪市東淀川区北江口四丁目4番18-23号
田中金属株式会社
代表取締役 田中 陵司
貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

| 科 目 | 金 額(千円) |
|-----------------|------------------|
| 資の 産部 | 39,088 55,558 |
| 資 産 合 計 | 94,646 |
| 負純 債 資 産 及 の び部 | 2,752 97,217 |
| 負 債 合 計 | 99,969 |
| 株 主 資 本 | △ 5,323 |
| 資 本 余 金 | 10,000 |
| 利 益 剰 余 金 | △ 15,323 |
| その他の利益剰余金 | △ 15,323 |
| (うち当期損消失) | (4,170) |
| 純 資 産 合 計 | △ 5,323 |
| 負債・純資産合計 | 94,646 |

第 64 期 決 算 公 告

令和7年4月25日
福井県越前市北府二丁目1番5号
株式会社シンエツ テクノサービス
代表取締役社長 田中 信治
機械制御部門の平野(令和7年4月22日現在)

| 貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在) | | | |
|------------------------------|-----------|-----------|--|
| 科 目 | 金額(千円) | | |
| 資の 産部 | 流動資産 | 1,702,597 | |
| | 固定資産 | 258,825 | |
| | 合 計 | 1,961,421 | |
| 負純 債 資 産 及 び部 | 流动負債 | 428,602 | |
| | 固定負債 | 97,784 | |
| | 株主資本 | 1,435,035 | |
| | 資本剰余金 | 26,000 | |
| | 利益剰余金 | 1,409,035 | |
| | 利益準備金 | 6,500 | |
| | その他の利益剰余金 | 1,402,535 | |
| | (うち当期純利益) | (42,035) | |
| | 合 計 | 1,961,421 | |

第31期決算公告 令和7年5月21日
富山市婦中町下轡田165番地の1
富山フューチャー開発株式会社
代表取締役 小杉 茲樹

| 貸借対照表の要旨 | | (令和7年2月20日現在) |
|----------|------|---------------|
| 科 | 目 | 金額(百万円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 424 |
| | 固定資産 | 10,049 |
| 合計 | | 10,474 |

| 科 | 目 | 金額(百万円) |
|----------------------|------------|---------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 424 |
| | 固定資産 | 10,049 |
| | 合計 | 10,474 |
| 負純 債資 産及 び部 | 流动負債 | 1,310 |
| | 固定負債 | 5,055 |
| | 株主資本 | 4,108 |
| | 資本剰余金 | 100 |
| | 資本利益準備金 | 500 |
| | 益のための利益剰余金 | 3,515 |
| | (うち当期純利益) | 33 |
| | 自己株式 | 3,481 |
| | | (213) |
| | | △7 |

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継されることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十一日
東京都港区浜町二丁目二番一四号
K I ビル八〇三号
(甲) ボウリングデイベロップメン
ト株式会社
代表取締役 熊崎 隆
(乙) 株式会社スピードワン

第17期決算公告

令和7年5月21日

沖縄県島尻郡南風原町字照屋92番地
株式会社アイアット沖縄
代表取締役 伊芸 淳

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------|-------------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 6,602,397 |
| 固定資産 | 33,828,664 |
| 資産合計 | 40,431,061 |
| 負純資産及び部 | |
| 流动負債 | 188,300 |
| 株主資本 | 40,242,761 |
| 資本利益 | 1,000,000 |
| 剰余金 | 39,242,761 |
| その他利益剰余金(うち当期純損失) | (3,667,402) |
| 負債・純資産合計 | 40,431,061 |

第5期決算公告

令和7年5月21日

沖縄県島尻郡南風原町字照屋92番地

株式会社アイアット

代表取締役 伊芸 淳

貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在) (単位:円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------|-------------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 163,207,799 |
| 固定資産 | 8,564,326 |
| 資産合計 | 171,772,125 |
| 負純資産及び部 | |
| 流动負債 | 141,936,060 |
| 株主資本 | 8,000,000 |
| 資本利益 | 21,836,065 |
| 剰余金 | 1,000,000 |
| その他利益剰余金(うち当期純利益) | 20,836,065 |
| 負債・純資産合計 | 171,772,125 |

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第65期決算公告

令和7年5月21日

大阪府守口市長池町1番6号
昭和歯研株式会社

代表取締役 森 和浩

貸借対照表の要旨(令和6年7月20日現在)

| 科 目 | 金 額(千円) |
|-------------------|---------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 53,642 |
| 固定資産 | 15,216 |
| 資産合計 | 68,858 |
| 負純資産及び部 | |
| 流动負債 | 24,831 |
| 株主資本 | 107,776 |
| 資本利益 | △63,749 |
| 剰余金 | 30,000 |
| その他利益剰余金(うち当期純利益) | △93,749 |
| 合 計 | 68,858 |

第47期決算公告

令和7年5月21日

福岡県大野城市御笠川二丁目8番11号
株式会社ギコウ

代表取締役 森 和浩

貸借対照表の要旨(令和6年7月20日現在)

| 科 目 | 金 額(千円) |
|-------------------|-----------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 1,214,739 |
| 固定資産 | 1,121,043 |
| 資産合計 | 2,335,783 |
| 負純資産及び部 | |
| 流动負債 | 714,401 |
| 株主資本 | 593,357 |
| 資本利益 | 1,028,024 |
| 剰余金 | 20,000 |
| その他利益剰余金(うち当期純利益) | 1,008,024 |
| 合 計 | 2,335,783 |

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

決算公告

令和7年5月21日

東京都足立区東和二丁目7番1号
大同フードコンサル株式会社

代表取締役 栗山 千尋

貸借対照表の要旨

(令和6年11月30日現在) (単位:円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------|------------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 42,908 |
| 資産合計 | 42,908 |
| 負純資産及び部 | |
| 流动負債 | 2,106,378 |
| 株主資本 | △2,063,470 |
| 資本利益 | 5,000,000 |
| 剰余金 | △7,063,470 |
| その他利益剰余金(うち当期純損失) | △7,063,470 |
| 負債・純資産合計 | 42,908 |

決算公告

令和7年5月21日

東京都足立区東和二丁目7番1号
大同エコシステム株式会社

代表取締役 栗山 千尋

貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------|-------------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 248,102,851 |
| 固定資産 | 12,236,617 |
| 資産合計 | 260,339,468 |
| 負純資産及び部 | |
| 流动負債 | 30,837,333 |
| 株主資本 | 205,235,000 |
| 資本利益 | 24,267,135 |
| 剰余金 | 10,000,000 |
| その他利益剰余金(うち当期純利益) | 14,267,135 |
| 負債・純資産合計 | 260,339,468 |

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第3期決算公告

令和7年5月21日

東京都台東区東上野一丁目7番13号5F
株式会社ATT

代表取締役 安部 剛

貸借対照表の要旨

(令和6年3月31日現在) (単位:円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------|-----------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 6,831,393 |
| 資産合計 | 6,831,393 |
| 負純資産及び部 | |
| 流动負債 | 1,202,557 |
| 株主資本 | 5,628,836 |
| 資本利益 | 500,000 |
| 剰余金 | 5,128,836 |
| その他利益剰余金(うち当期純利益) | 5,128,836 |
| 負債・純資産合計 | 6,831,393 |

第8期決算公告

令和7年5月21日

東京都台東区東上野一丁目7番13号5F
株式会社イーストコーポレーション

代表取締役 安部 剛

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------|-------------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 73,012,971 |
| 固定資産 | 7,086,004 |
| 資産合計 | 80,098,975 |
| 負純資産及び部 | |
| 流动負債 | 25,372,204 |
| 株主資本 | 80,735,000 |
| 資本利益 | △26,008,229 |
| 剰余金 | 500,000 |
| その他利益剰余金(うち当期純損失) | △26,508,229 |
| 負債・純資産合計 | 80,098,975 |

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第39期決算公告 令和7年5月21日
東京都目黒区大岡山一丁目1番8号
株式会社ケアメイト大岡山
代表取締役 徳永 洋子

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金額(百万円) |
|------------|---------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 82 |
| 固定資産 | 9 |
| 総合 | 90 |
| 合 計 | 92 |
| 負純資産及のび部 | |
| 流動負債 | 2 |
| 定息負債 | 0 |
| 資本 | 90 |
| 利益 | 10 |
| その他の利益 | 80 |
| 利益のうち当期純損失 | (7) |
| 合 計 | 92 |

第28期決算公告 令和7年5月21日
東京都目黒区大岡山一丁目1番8号
株式会社ナイスケア
代表取締役 德永 泰行

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

| 科 目 | 金額(百万円) |
|------------|---------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 170 |
| 固定資産 | 221 |
| 総合 | 0 |
| 合 計 | 391 |
| 負純資産及のび部 | |
| 流動負債 | 113 |
| 定息負債 | 160 |
| 資本 | 118 |
| 利益 | 50 |
| その他の利益 | 5 |
| 利益のうち当期純利益 | 63 |
| 合 計 | 391 |

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和7年七月一日であり、八日に終了しております。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第39期決算公告 令和7年5月21日

宮崎県都城市蓑原町3062番地5

株式会社ケイ・エム・エクスプレス宮崎

代表取締役 草水 裕之

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(円) |
|------------|-------------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 99,423,934 |
| 固定資産 | 12 |
| 合 計 | 99,423,946 |
| 負純資産及のび部 | |
| 流動負債 | 2,965,391 |
| 定息負債 | 96,458,555 |
| 資本 | 3,000,000 |
| 利益 | 93,458,555 |
| その他の利益 | 750,000 |
| 利益のうち当期純損失 | 92,708,555 |
| 合 計 | (3,529,684) |

第54期決算公告 令和7年5月21日

宮崎県都城市都原町3062番地9

草水運送株式会社

代表取締役 草水 裕之

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(円) |
|------------|---------------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 1,384,172,930 |
| 固定資産 | 1,376,076,729 |
| 合 計 | 2,760,249,659 |
| 負純資産及のび部 | |
| 流動負債 | 689,345,756 |
| 定息負債 | 770,322,000 |
| 資本 | 1,300,581,903 |
| 利益 | 10,000,000 |
| その他の資本 | 237,670,834 |
| 利益のうち当期純利益 | 237,670,834 |
| 余剰金 | 1,052,911,069 |
| 準備金 | 2,500,000 |
| その他の利益 | 1,050,411,069 |
| 利益のうち当期純利益 | (85,474,287) |
| 合 計 | 2,760,249,659 |

決算公告

令和7年5月21日

福岡市博多区博多駅前四丁目25番13号1階
株式会社メディアランス

代表取締役 伊藤佑里子

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)(単位:千円)

| 科 目 | 金額 |
|------------|---------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 16,923 |
| 固定資産 | 30,063 |
| 合 計 | 46,986 |
| 負純資産及のび部 | |
| 流動負債 | 6,161 |
| 定息負債 | 86 |
| 資本 | 40,738 |
| 利益 | 1,000 |
| その他の利益 | 39,738 |
| 利益のうち当期純利益 | 39,738 |
| 余剰金 | (6,534) |
| 合 計 | 46,986 |

決算公告

令和7年5月21日

福岡市東区名子三丁目17番16号

株式会社MAYOTAS

代表取締役 平野 一真

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)(単位:千円)

| 科 目 | 金額 |
|------------|---------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 17,775 |
| 固定資産 | 105,752 |
| 合 計 | 123,528 |
| 負純資産及のび部 | |
| 流動負債 | 2,950 |
| 定息負債 | 120,577 |
| 資本 | 8,000 |
| 利益 | 112,577 |
| その他の利益 | 112,577 |
| 利益のうち当期純利益 | (8,416) |
| 余剰金 | |
| 合 計 | 123,528 |

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和7年七月一日であり、八日に終了しております。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第7期決算公告 令和7年5月21日
東京都世田谷区玉川三丁目15番16号
金原ビル4F**イングリッシュブートキャンプ株式会社**

代表取締役 児玉 教仁

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|------------|---------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 6,981 |
| 固定資産 | 3,424 |
| 合 計 | 10,405 |
| 負純資産及のび部 | |
| 流動負債 | 39,031 |
| 定息負債 | △28,625 |
| 資本 | 30 |
| 利益 | △28,655 |
| その他の利益 | △28,655 |
| 利益のうち当期純利益 | (6,389) |
| 余剰金 | |
| 合 計 | 10,405 |

第13期決算公告 令和7年5月21日

東京都世田谷区玉川三丁目15番16号
金原ビル4F**グローバルアストロラインズ株式会社**

代表取締役 児玉 教仁

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|------------|---------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 87,870 |
| 固定資産 | 14,504 |
| 合 計 | 102,374 |
| 負純資産及のび部 | |
| 流動負債 | 45,393 |
| 定息負債 | 56,980 |
| 資本 | 4,000 |
| 利益 | 52,980 |
| その他の利益 | 52,980 |
| 利益のうち当期純利益 | (1,112) |
| 余剰金 | |
| 合 計 | 102,374 |

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第20期決算公告

令和7年5月21日 栃木県日光市根室697番地1
株式会社ボン・アティソン
代表取締役 中上 信一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|-------|-----------|-------|
| 流动資産 | 404 | 流动負債 | 165 |
| 固定資産 | 602 | 固定負債 | 206 |
| | | 退職給付引当金 | 61 |
| | | 株主資本 | 595 |
| | | 資本金 | 55 |
| | | 資本剰余金 | 25 |
| | | 資本準備金 | 25 |
| | | 利益剰余金 | 585 |
| | | 利益準備金 | 11 |
| | | その他利益剰余金 | 574 |
| | | (うち当期純利益) | (1) |
| | | 自己株式 | △70 |
| | | 評価・換算差額等 | 40 |
| 資産合計 | 1,006 | 負債・純資産合計 | 1,006 |

第76期決算公告

令和7年5月21日 長崎市西泊町22番38号
長崎運送株式会社
代表取締役 早石 朝廣

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 流动資産 | 1,868,868 | 流动負債 | 980,270 |
| 固定資産 | 1,893,096 | 固定負債 | 569,575 |
| | | 株主資本 | 2,159,824 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 400,541 |
| | | 資本準備金 | 250,541 |
| | | その他資本剰余金 | 150,000 |
| | | 利益剰余金 | 1,659,282 |
| | | 利益準備金 | 23,500 |
| | | その他利益剰余金 | 1,635,782 |
| | | (うち当期純利益) | (271,784) |
| | | 評価・換算差額等 | 52,294 |
| | | 有価証券評価差額金 | 52,294 |
| 資産合計 | 3,761,965 | 負債・純資産合計 | 3,761,965 |

第2期決算公告

令和7年3月21日 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3732番地6
笹沢建設株式会社
代表取締役 笹沢 勝

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|------------|-----------|------------|
| 流动資産 | 8,174,331 | 流动負債 | 6,430,543 |
| 固定資産 | 3,111,098 | 固定負債 | 1,658,181 |
| 繰延資産 | 778,927 | 役員退職慰労引当金 | 32,192 |
| | | 退職給付引当金 | 51,119 |
| | | 株主資本 | 3,975,632 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 2,950,000 |
| | | 資本準備金 | 1,510,000 |
| | | その他資本剰余金 | 1,440,000 |
| | | 利益剰余金 | 925,632 |
| | | その他利益剰余金 | 925,632 |
| | | (うち当期純利益) | (902,964) |
| 資産合計 | 12,064,357 | 負債・純資産合計 | 12,064,357 |

第37期決算公告

令和7年5月21日 沖縄県那覇市泉崎二丁目3番地3
株式会社ふく薬品
代表取締役 田仲 康晃

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:百万円)

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|------|-------|-----------|-------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流动資産 | 1,628 | 流动負債 | 1,447 |
| 固定資産 | 669 | 賞与引当金 | 14 |
| | | 固定負債 | 272 |
| | | 株主資本 | 578 |
| | | 資本金 | 20 |
| | | 資本剰余金 | 11 |
| | | 資本準備金 | 11 |
| | | 利益剰余金 | 547 |
| | | 利益準備金 | 77 |
| | | その他利益剰余金 | 470 |
| | | (うち当期純利益) | (29) |
| 資産合計 | 2,297 | 負債・純資産合計 | 2,297 |

第126期決算公告

2025年5月20日 大阪市中央区高麗橋2丁目4番2号
上田八木短資株式会社
取締役社長 上田 晶平

貸借対照表の要旨

(2025年2月28日現在)(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------|------------|--------------|------------|
| 流动資産 | 22,541,101 | 流动負債 | 22,466,311 |
| 固定資産 | 23,947 | 固定負債 | 2,413 |
| 有形固定資産 | 842 | 負債合計 | 22,468,725 |
| 無形固定資産 | 505 | 株主資本 | 92,199 |
| 投資その他の資産 | 22,600 | 資本金 | 5,000 |
| | | 資本剰余金 | 84 |
| | | 資本準備金 | 84 |
| | | 利益剰余金 | 87,115 |
| | | 利益準備金 | 260 |
| | | その他利益剰余金 | 86,854 |
| | | 評価・換算差額等 | 4,124 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 4,151 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △26 |
| | | 純資産合計 | 96,324 |
| 資産合計 | 22,565,049 | 負債・純資産合計 | 22,565,049 |

損益計算書の要旨

(自2024年3月1日) 至2025年2月28日)(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------------|--------|--------------|-------|
| 営業収益 | 34,013 | 特別利益 | 4 |
| 融費用 | 24,561 | 特別損失 | 19 |
| 純営業収益 | 9,452 | 税引前当期純利益 | 7,142 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,893 | 法人税、住民税及び事業税 | 1,719 |
| 営業利益 | 5,558 | 法人税等調整額 | △75 |
| 営業外収益 | 2,102 | 当期純利益 | 5,498 |
| 営業常利益 | 503 | | |
| | 7,156 | | |

第54期決算公告

令和7年3月21日 東京都中央区日本橋人形町三丁目8番1号
太陽鉱油株式会社
代表取締役 太知 秀樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|--------|--------------|--------|
| 流动資産 | 46,109 | 流动負債 | 34,661 |
| 固定資産 | 13,064 | 賞与引当金 | 343 |
| | | その他の固定負債 | 34,318 |
| | | 退職給付引当金 | 1,008 |
| | | 役員退職慰労引当金 | 210 |
| | | その他の固定負債 | 18 |
| | | 負債合計 | 777 |
| | | 株主資本 | 35,669 |
| | | 資本金 | 23,476 |
| | | 資本剰余金 | 44 |
| | | 資本準備金 | 32 |
| | | 利益準備金 | 32 |
| | | その他利益剰余金 | 23,400 |
| | | 評価・換算差額等 | 11 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 27 |
| | | 純資産合計 | 23,504 |
| 資産合計 | 59,173 | 負債・純資産合計 | 59,173 |

損益計算書の要旨

(自2024年1月1日) 至2025年12月31日)(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------------|---------|--------------|-------|
| 売上高 | 230,148 | 経常利益 | 4,665 |
| 売上原価 | 215,818 | 特別利益 | 1 |
| 売上総利益 | 14,330 | 特別損失 | 129 |
| 販賣費及び一般管理費 | 10,508 | 税引前当期純利益 | 4,537 |
| 営業利益 | 3,821 | 法人税、住民税及び事業税 | 1,453 |
| 営業外収益 | 877 | 法人税等調整額 | 52 |
| 営業外費用 | 33 | 当期純利益 | 3,031 |

第43期決算公告

令和7年5月21日

兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番18

株式会社山村製壇所

取締役社長 浅野 公平

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------|------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 942,010 |
| 固定資産 | 360,243 |
| 有形固定資産 | 346,497 |
| 無形固定資産 | 4,549 |
| 投資その他の資産 | 9,197 |
| 資産合計 | 1,302,253 |
| 負債及び純資産の部 | |
| 流动負債 | 541,096 |
| 賞与引当金 | 15,428 |
| 役員賞与引当金 | 2,700 |
| その他の固定負債 | 522,968 |
| 固 定 負 債 | 64,117 |
| 負債合計 | 605,213 |
| 株主資本 | 697,040 |
| 資本剰余金 | 50,000 |
| 利益準備金 | 647,040 |
| その他利益剰余金(うち当期純利益) | 12,500 |
| 評価・換算差額等 | 634,540 |
| 純資産合計 | (23,242) 0 |
| 負債・純資産合計 | 1,302,253 |

第45期決算公告

令和7年5月21日

名古屋市中村区名駅南一丁目11番12号

株式会社アバンセコーコーポレーション

代表取締役 松村 篤

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------|-----------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 5,334,627 |
| 固定資産 | 993,001 |
| 資産合計 | 6,327,628 |
| 負債及び純資産の部 | |
| 流动負債 | 1,933,114 |
| 賞与引当金 | 1,200 |
| 固定負債 | 116,512 |
| 退職給付引当金 | 52,134 |
| 役員退職慰労引当金 | 8,100 |
| 負債合計 | 2,049,627 |
| 株主資本 | 4,278,001 |
| 資本剰余金 | 50,000 |
| 資本準備金 | 1,026,678 |
| その他資本剰余金 | 136,588 |
| 利益剰余金 | 890,090 |
| 利益準備金 | 3,288,714 |
| その他利益剰余金(うち当期純利益) | 8,800 |
| 自己株式 | 3,279,914 |
| △87,391 | (232,942) |
| 純資産合計 | 4,278,001 |
| 負債・純資産合計 | 6,327,628 |

| | |
|------------|---|
| (甲) 揭載紙官報 | 左記会社は合併して甲は乙一乃至乙五の権利義務全部を承継して存続し、乙一乃至乙五は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 |
| (乙一) 揭載紙官報 | 令和七年五月二十一日 |
| (乙二) 揭載紙官報 | 令和六年十月二十五日 |
| (乙三) 揭載紙官報 | 令和七年五月二十一日 |
| (乙四) 揭載紙官報 | 令和七年五月二十一日 |
| (乙五) 揭載紙官報 | 令和七年五月二十一日 |

第20期決算公告

令和7年5月21日

愛知県刈谷市野田町馬池3番地1

株式会社スマイルガス

代表取締役 廣村高太郎

貸借対照表の要旨

(令和6年8月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------|---------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 501,559 |
| 固定資産 | 152,988 |
| 繰延資産 | 21,119 |
| 合 計 | 675,667 |
| 負債及び純資産の部 | |
| 流动負債 | 97,757 |
| 固定負債 | 32,602 |
| 株主資本 | 545,308 |
| 資本剰余金 | 80,000 |
| 利益準備金 | 465,308 |
| その他利益剰余金(うち当期純利益) | 12,780 |
| 合 計 | 675,667 |

第33期決算公告 令和7年5月21日

愛知県刈谷市野田町馬池3番地1

株式会社相生開発

代表取締役 原田 崇史

貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------------|---------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 115 |
| 固定資産 | 2,160 |
| 合 計 | 2,275 |
| 負債及び純資産の部 | |
| 流动負債 | 182 |
| 固定負債 | 2,093 |
| 株主資本 | 30,000 |
| 資本剰余金 | △27,906 |
| 利益準備金 | 3,450 |
| その他利益剰余金(うち当期純損失) | △31,356 |
| 合 計 | 2,275 |

| |
|--------------------|
| 第40期決算公告 令和7年5月21日 |
| 愛知県刈谷市中島町三丁目76番地1 |
| 株式会社ガステクノサーブ |
| 代表取締役 北村 功 |

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------------|---------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 257,034 |
| 固定資産 | 94,012 |
| 合 計 | 351,046 |
| 負純資産及び部 | |
| 流动負債 | 62,043 |
| 固定負債 | 26,160 |
| 株主資本 | 262,843 |
| 資本剰余金 | 80,000 |
| 利益準備金 | 30,000 |
| その他利益剰余金(うち当期純利益) | 152,843 |
| 合 計 | 351,046 |

第18期決算公告 令和7年5月21日

愛知県刈谷市野田町馬池3番地1

株式会社スマイルエネルギー

代表取締役 原田 崇史

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------------|--------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 46,257 |
| 固定資産 | 5,167 |
| 合 計 | 51,424 |
| 負純資産及び部 | |
| 流动負債 | 553 |
| 固定負債 | 50,871 |
| 株主資本 | 50,000 |
| 資本剰余金 | 871 |
| その他利益剰余金(うち当期純利益) | 871 |
| 合 計 | 51,424 |

第16期決算公告 令和7年5月21日

愛知県刈谷市野田町馬池3番地1

株式会社スマイルテクノロジー

代表取締役 北村 健

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------------|---------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 362,154 |
| 固定資産 | 5,192 |
| 合 計 | 367,346 |
| 負純資産及び部 | |
| 流动負債 | 132,578 |
| 完成工事補償引当金 | 660 |
| 固定負債 | 20,000 |
| 株主資本 | 214,768 |
| 資本剰余金 | 45,000 |
| 利益準備金 | 169,768 |
| その他利益剰余金(うち当期純利益) | 169,768 |
| 合 計 | 367,346 |

